

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年2月10日

【発行者名】 シティグループ・ファースト・インベストメント・  
マネジメント・リミテッド  
(Citigroup First Investment Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ソン・リ  
(Song Li, Director)

【本店の所在の場所】 香港、セントラル、ガーデン・ロード3、  
チャンピオン・タワー50/F  
(50/F, Champion Tower,  
Three Garden Road, Central, Hong Kong)

【代理人の氏名又は名称】 辯護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 辯護士 三 浦 健  
同 飯 村 尚 久  
同 中 野 恵 太  
同 金 光 由 以  
同 鋤 崎 有 里

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売  
出）外国投資信託受益証券に係  
るファンドの名称】 レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラ  
スト - シティグループ社債 償還時目標設定型ファンド2203  
(Red Arc Global Investments (Cayman) Trust-Citigroup Note-  
Target Setting at Maturity Fund 2203)

【届出の対象とした募集(売却)外国投資信託受益証券の金額】 シティグループ社債 償還時目標設定型ファンド2203 - 豪ドル建て受益証券(以下「豪ドル建て受益証券」という。) 10億豪ドル(約812億9,000万円)を上限とする。

(注)豪ドルの円換算額は、便宜上、2021年11月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=81.29円)による。以下別段の記載がない限りこれによる。

シティグループ社債 償還時目標設定型ファンド2203 - NZドル建て受益証券(以下「NZドル建て受益証券」という。)

10億ニュージーランド・ドル(約775億3,000万円)を上限とする。

(注)ニュージーランド・ドルの円換算額は、便宜上、2021年11月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ニュージーランド・ドル=77.53円)による。以下別段の記載がない限りこれによる。

シティグループ社債 償還時目標設定型ファンド2203 - 米ドル建て受益証券(以下「米ドル建て受益証券」という。)

10億米ドル(約1,137億7,000万円)を上限とする。

(注)米ドルの円換算額は、便宜上、2021年11月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.77円)による。以下別段の記載がない限りこれによる。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト - シティグループ社債 償還時  
目標設定型ファンド2203

（Red Arc Global Investments (Cayman) Trust-Citigroup Note-Target Setting at Maturity Fund  
2203）

（注１）シティグループ社債 償還時目標設定型ファンド2203（以下「ファンド」または「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。なお、サブ・ファンドは、トラストの名称を省略して表記されることがある。サブ・ファンドは愛称として「グリーンロード」を用いることがある。2021年11月末日現在、トラストは、25本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、一つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で—または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

（注２）用語の定義については、本書別紙A「定義」を参照のこと。

### （２）【外国投資信託受益証券の形態等】

豪ドル建て受益証券、NZドル建て受益証券および米ドル建て受益証券（以下、総称して、「受益証券」という。）のそれぞれは、記名式無額面受益証券で、３種類である。

受益証券について、サブ・ファンドの発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはサブ・ファンドの発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は単位型である。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

豪ドル建て受益証券

10億豪ドル（約812億9,000万円）を上限とする。

NZドル建て受益証券

10億ニュージーランド・ドル（約775億3,000万円）を上限とする。

米ドル建て受益証券

10億米ドル（約1,137億7,000万円）を上限とする。

（注１）サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、豪ドル建て受益証券は豪ドル建て、NZドル建て受益証券はニュージーランド・ドル建て、および米ドル建て受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り、それぞれ豪ドル、ニュージーランド・ドルまたは米ドルのいずれかをもって行う。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

### （４）【発行（売出）価格】

豪ドル建て受益証券：豪ドル建て受益証券 1口当たり10.00豪ドル（約813円）。

NZドル建て受益証券：NZドル建て受益証券 1口当たり10.00ニュージーランド・ドル（約775円）。

米ドル建て受益証券：米ドル建て受益証券 1口当たり10.00米ドル（約1,138円）。

### （５）【申込手数料】

販売会社（以下に定義する。）により、受益証券の取得申込みにあたって、以下の申込み手数料が課される。

| 通貨単位      | 申込み手数料                  |
|-----------|-------------------------|
| 50万通貨単位未満 | 2.20パーセント（税抜き2.00パーセント） |
| 50万通貨単位以上 | 1.10パーセント（税抜き1.00パーセント） |

申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

- (注1) 管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。
- (注2) 申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。
- (注3) 円資金から該当通貨に交換したうえでの申し込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)かかる。
- (注4) 手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

#### (6) 【申込単位】

豪ドル建て受益証券の申込みに係る1投資者当たり最低申込金額は、3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額である。

NZドル建て受益証券の申込みに係る1投資者当たり最低申込金額は、3,000ニュージーランド・ドル以上0.01ニュージーランド・ドル単位または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額である。

米ドル建て受益証券の申込みに係る1投資者当たり最低申込金額は、3,000米ドル以上0.01米ドル単位または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額である。

申込期間中の追加購入単位の詳細については、販売会社に照会のこと。

#### (7) 【申込期間】

2022年3月1日(火曜日)から2022年3月29日(火曜日)まで

- (注1) 日本における申込受付時間は、原則として、販売会社の日本における営業日(以下「日本における営業日」という。)の午後3時(日本時間)までとする。申込期間中の上記時刻以降の申込みは、翌申込日の申込みとして取り扱われる。
- (注2) 日本において発注を取り扱うことが適当でない代行協会員(以下に定義する。)が判断する日においては、例外的に発注の取扱いが行われないことがある。

#### (8) 【申込取扱場所】

株式会社S M B C 信託銀行(以下「販売会社」という。)

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

ホームページアドレス：<https://www.smbctb.co.jp>

- (注1) 販売会社の一部の支店等で取扱いを行わないこととしている場合がある。また、一部の支店等においては、電話による申込みのみを受け付ける場合がある。
- (注2) インターネット取引での申込みについては、販売会社に照会のこと。

#### (9) 【払込期日】

投資者は、2022年3月29日(火曜日)までに販売会社に申込金額および申込手数料を支払うものとする。なお、販売会社では、通常申込の日に申込金額等の引き落としを行う。

申込期間中に行われ、受け付けられた申込金額は、販売会社により2022年3月31日(木曜日)または管理会社が決定するその他の日(以下「払込日」という。)に、サブ・ファンドの計算において、豪ドル建て受益証券については豪ドル、NZドル建て受益証券についてはニュージーランド・ドル、および米ドル建て受益証券については米ドル(以下、個別に、「クラス基準通貨」という。)で払い込まれる。

## (10) 【払込取扱場所】

前記「(8) 申込取扱場所」に同じ。

## (11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

## (12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はない。

(ロ) 引受等の概要

販売会社は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）およびファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）との間で、日本における豪ドル建て受益証券、NZドル建て受益証券および米ドル建て受益証券の販売および買戻しに関する2022年2月7日付の契約を締結している。

管理会社は、シティグループ証券株式会社をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売会社に送付する等の業務を行う会社をいう。

(ハ) 申込みの方法

受益証券の取得申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。投資者はまた、販売会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。受益証券の申込金額等は、豪ドル建て受益証券については豪ドル、NZドル建て受益証券についてはニュージーランド・ドル、および米ドル建て受益証券については米ドルで支払うものとする。申込期間における申込みに関して、申込者は、2022年3月29日（火曜日）までに、販売会社に対して申込金額および申込手数料を支払う。

申込期間中に行われ、受け付けられた申込金額は、販売会社により2022年3月31日（木曜日）に、サブ・ファンドの計算において、関連するクラス基準通貨で払い込まれる。なお、販売会社では、通常申込の日に申込金額等の引き落としを行う。

(ニ) 日本以外の地域における発行

サブ・ファンドの受益証券は、日本国外において募集されることはない。

サブ・ファンドは、欧州経済領域（「EEA」）または連合王国（「英国」）における一般投資者に対して、募集され、売り付けられ、またはその他入手可能とされることはない。かかる規定の目的における用語の意義は、以下のとおりである。

(a) 「一般投資者」との用語は、(1) (EEAの目的のため) 次に掲げる( ) から( ) のいずれかである者（またはこれらの複数に該当する者）ならびに(2) (英国の目的のために) 2018年欧州連合離脱法に基づく英国国内法の一部を形成する、規則(EU) 1286/2014（その後の改正を含む。）をいう。

( ) 指令2014/65/EU（その後の改正を含み、以下「第二次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義される一般顧客。

( ) 指令(EU) 2016/97（その後の改正を含み、以下「保険販売業務指令」という。）の意味における顧客（かかる顧客が第二次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門投資家の資格を有していない場合に限る。）。

( ) 規則(EU) 2017/1129（その後の改正を含み、以下「目論見書規則」という。）において定義される適格投資者でない者。

(b)「募集」との用語は、投資者をして、受益証券を買い付け、または取得することを決定することを可能とさせるような募集の要項および募集される受益証券に係る一切の形式および一切の方法による十分な情報の通信を含む。

英文目論見書および関連する補遺の交付および受益証券の募集または購入は日本の居住者に限定される。「日本の居住者」とは、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第6条第1項第5号において定義され、日本に住所または居所を有する自然人および日本に主たる事務所を有する法人をいい、非居住者の日本の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなされる。

英文目論見書および関連する補遺は、何人によるかを問わず、募集もしくは勧誘が非合法である、または募集もしくは勧誘を行う者が資格を有しない、またはある者に対して募集もしくは勧誘を行うことが非合法であるいかなる法域における募集または勧誘を構成しない。情報を取得し関連する法域における適用ある法令を確認することは、英文目論見書および関連する補遺を保有する者および英文目論見書および関連する補遺に従って受益証券の申込みを希望する者の責任である。

(ホ)米国の課税

受益証券を買付けることにより、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人ではないことおよび各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して受益証券を譲渡しないことを表明する。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### a. ファンドの目的、信託金の限度額

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト（以下「トラスト」という。）は、受託会社と管理会社の間で2008年10月21日に締結された信託証書（2015年3月10日付修正・再録信託証書により変更・再録済。）（以下、総称して、「信託証書」という。）に基づき設立されたオープン・エンドのアンブレラ型ユニット・トラストである。

トラストは、アンブレラ型ユニット・トラストとして設立されている。関連するサブ・ファンドに帰属する資産および債務が適用される個別ポートフォリオまたはサブ・ファンドが設定、設立されることができる。各サブ・ファンドに限定的に関係する受益証券が発行される。

本書に基づき受益証券の募集を行うサブ・ファンドはシティグループ社債 償還時目標設定型ファンド2203である。

サブ・ファンドの機能通貨は、米ドルとする。受益証券の各クラスの受益証券は、本書において定めるクラス基準通貨で表示される。

信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、信託証書および信託証書を補足する追補信託証書に定める条項の利益を受ける権利を有し、かかる規定に拘束され、かつかかる規定について通知を受けたとみなされる。（a）本書に定める条件と（b）当該サブ・ファンドに関する信託証書および追補信託証書に定める条件との間に不一致がある場合は、後者の条件が優先する。

サブ・ファンドの投資目的は、受益証券の適用あるクラスを、受益証券の当該クラスに係る満期日（当日を含む。）に至るまで保有する受益者に対して、次に掲げるものを提供することである。

（a）ディスカウント債発行会社によって発行され、かつ、ディスカウント債保証会社によって保証される一定の債券（以下「ディスカウント債」または「安定運用部分」という。）に対して、受益証券の発行手取金の大部分を投資することを通じて、受益証券の各クラスに関する満期日において、受益証券の当該クラスに対して適用ある発行価格の100パーセントである目標リターン（以下「満期償還目標水準」という。）を達成することを目指すポートフォリオ。

（b）パフォーマンス債発行会社によって発行され、かつ、パフォーマンス債保証会社によって保証される一定の債券（以下「パフォーマンス債」または「積極運用部分」という。）に対して、受益証券の発行手取金の一部を投資することを通じて、受益証券の当該クラスに対して適用ある手数料控除後インデックスのパフォーマンスに連動するリターン。

受益証券の各クラスに関する満期償還目標水準を達成するために必要な最低金額が受益証券の当該クラスに対して適用ある安定運用部分に配分され、残余部分が受益証券の当該クラスに対して適用ある積極運用部分に配分されることを目的として、受益証券の各クラスに関する積極運用部分と安定運用部分との間の配分は、サブ・ファンドの設定日の後、短期間に確定する。

ディスカウント債は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インク（以下「ディスカウント債発行会社」という。）が発行する仕組型グリーンボンドのシリーズの一部を構成するものであり、その支払いは、シティグループ・インク（以下「ディスカウント債保証会社」という。）が全額かつ無条件に保証する。ディスカウント債に対して格付は付与されていない。

受益証券のあるクラスに係る100パーセントの元本確保は、ディスカウント債の条件ならびにディスカウント債発行会社およびディスカウント債保証会社の信用リスクの対象となる。ディスカウント債がサブ・ファンドによってディスカウント債満期日まで保有された場合ならびにディスカウント債発行会社またはディスカウント債保証会社の債務不履行が一切存在せず、および対象となる調整事由ま

たは関連事由が一切存在せず、およびディスカウント債発行会社による早期償還が一切存在しない場合のみ、ディスカウント債による元本確保が利用できる。

パフォーマンス債は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・ファンディング・ルクセンブルグ・エス・シー・エイ（以下「パフォーマンス債発行会社」という。）が発行する仕組債務証券のシリーズの一部を構成するものであり、その支払いは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド（以下「パフォーマンス債保証会社」という。）が全額かつ無条件に保証する。パフォーマンス債に対して格付は付与されていない。

受益証券のあるクラスに関して保有されるパフォーマンス債のパフォーマンスは、本書において定めるところにより、受益証券の当該クラスに対して適用ある手数料控除後インデックスに連動する。

受益証券の各クラスに適用あるディスカウント債、パフォーマンス債および手数料控除後インデックスの詳細については、後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、安定運用部分」、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分」、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックスおよび派生インデックス」および「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、インデックス・アロケータの投資理論および配分モデル」の各項目を参照のこと。

受益証券の各クラスのすべての受益証券は、当該クラスに係る満期日に強制的に買い戻される。受益証券のあるクラスに適用あるディスカウント債またはパフォーマンス債が後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、パフォーマンス債に関するリスク、期限前償還リスク」および「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、ディスカウント債に関するリスク、特有のリスク、期限前償還リスク」の項に記載する状況を含む、満期日より前に償還される場合、管理会社は、受益証券の当該クラスの受益証券の全部を強制的に買い戻すことを決定することがあり、または受益証券の当該クラスが発行済み受益証券の唯一のクラスである場合、償還日においてサブ・ファンドを終了することを決定することができる。

#### b. ファンドの基本的性格

サブ・ファンドは、信託証書および2022年1月10日付追補信託証書（以下「追補信託証書」という。）に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。管理会社は、各サブ・ファンドに関して一定の管理事務業務（受益証券の割当て、発行、譲渡および買戻しの調整を含む（ただし、これらに限られない。）。）を実行する責任を有する。

受託会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

受託会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結しており、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲している。

受託会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。さらに、受託会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当する。管理事務代行会社は、受益証券1口当たり純資産価格を計算する責任を負う。

後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（5）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い、または本書に記載するその他の状況において早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは、（i）受益者に3か月前までに通



知を行うことにより、管理会社はその単独の裁量においてサブ・ファンドの終了を決定する日、または（ ）償還日のうち、最も早く到来する日に終了する。償還日とは、2157年10月21日または後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針」に記載する状況において、管理会社が決定するこれよりも早い日をいう。

また、管理会社が（i）ボルカー・ルールに従いサブ・ファンドの運用を継続すること、または（ ）サブ・ファンドの投資目的を達成することのいずれかが合理的に実現不可能であり、もしくは実現不可能となる見込みであるとして、管理会社はその単独の裁量により決定する場合（本インデックスおよび/もしくは本債券へのエクスポージャーの獲得が不可能となったか、または有利な条件でこれを行うことが不可能であると管理会社が決定する状況を含む（ただし、これらに限られない。）、管理会社は、受益者にその旨の通知を行うことにより、サブ・ファンドを終了させることができる。

受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産を、当該サブ・ファンドの信託期間中、当該サブ・ファンドの受益者の利益のために個別のサブ・ファンドとして、信託証書（関連する追補信託証書を含む。）の条件において、またその権限および規定に従って、個別の独立した信託としてかつケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「信託法」という。）に基づき保有するものとする。

受託会社は（管理会社と協議の上）、サブ・ファンド決議または受益者決議による承認を得ることなく、大要追補信託証書の様式による共同宣言を行うことにより、随時サブ・ファンドを設定および設立することができる。当該サブ・ファンドは、信託証書（関連する追補信託証書を含む。）の条項に基づき、またその権限および規定に従い行使されるものとする。

各受益証券は無額面とする。

いずれのサブ・ファンドの受益証券も、その保有者に対して、当該サブ・ファンドの信託財産の特定部分における利益または不可分の持分を付与しないものとする。疑義を避けるために付言すると、あるサブ・ファンドの受益証券の保有者は、当該受益証券を保有していることを理由として、他のサブ・ファンドに対して利益を有さないものとする。

いずれかの信託財産の一部を構成する一切の金銭は、信託証書の規定に従い保有または投資されるものとする。

受託会社は、サブ・ファンドに関して、書面による決議をもって、当該サブ・ファンドの受益証券について1以上の独立したクラスおよび/またはシリーズを参照して、随時受益証券を設定し、指定し、発行することができ、また受託会社は、管理会社と協議の上、以下に掲げる方法などを含むかかるクラスまたはシリーズの受益証券を当該サブ・ファンドのその他のクラスまたはシリーズの受益証券と差別化するものとする。

- （a）資産、債務、経費および費用を当該クラスおよび/またはシリーズ間で割り当てる方法
- （b）当該クラスまたはシリーズの純資産価額を計算する方法
- （c）受託会社または管理会社によって選任されたサービス提供者に支払うべき報酬（管理報酬、業績報酬および買戻手数料などを含むが、これらに限られない。）を当該各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法
- （d）為替ヘッジに起因する費用および損益を当該各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法
- （e）かかるサブ・ファンドの信託財産に関するその他資産または債務を当該各クラスまたはシリーズに帰属させ、負担させる方法

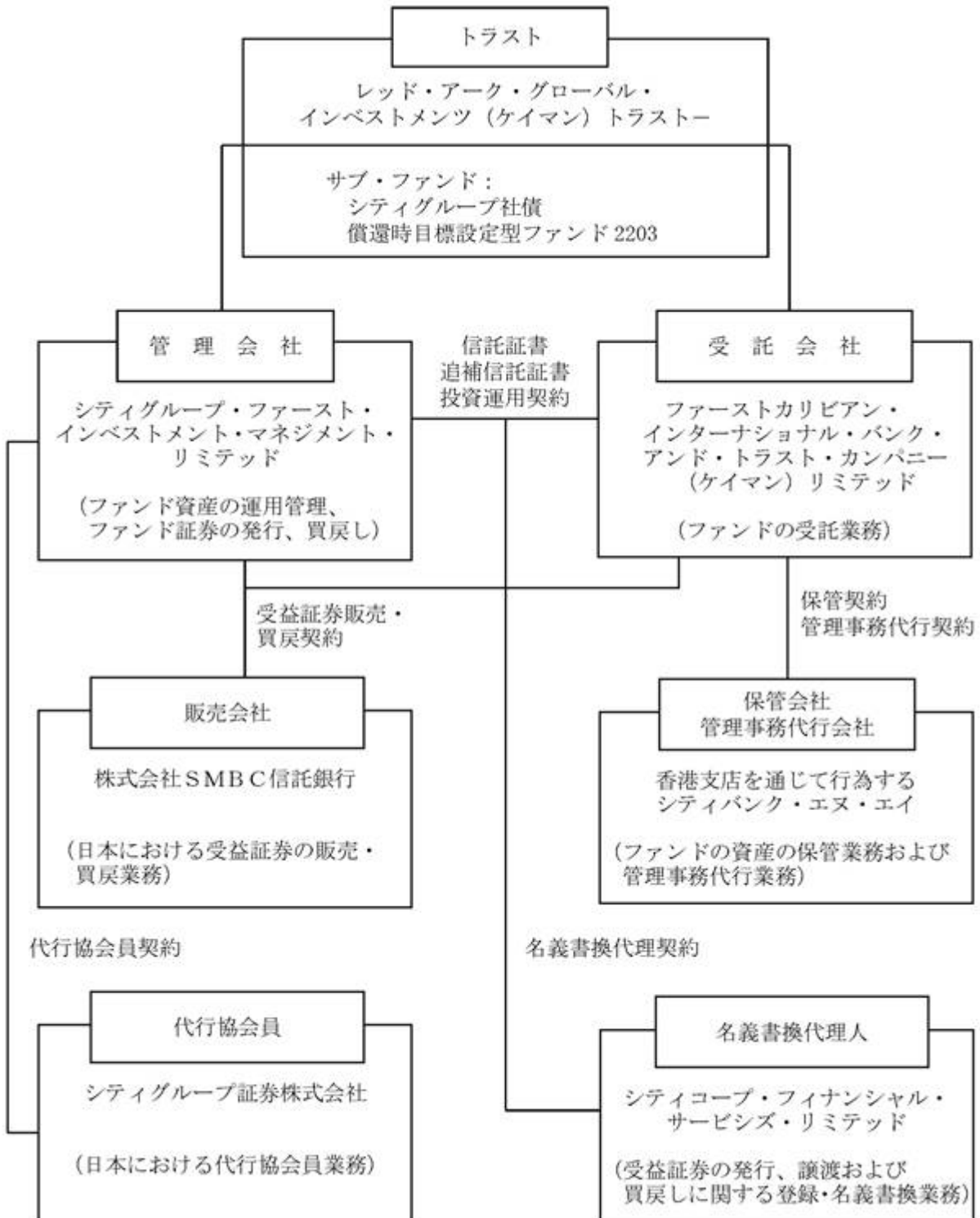
## （2）【ファンドの沿革】

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1971年1月15日  | 管理会社設立      |
| 2008年10月21日 | 信託証書締結      |
| 2015年3月10日  | 修正・再録信託証書締結 |

|            |   |
|------------|---|
| 2015年5月12日 | 修正・再録信託証券効力発生   |
| 2021年7月8日  | 追補信託証券締結  |
| 2022年3月1日  | 豪ドル建て受益証券、NZドル建て受益証券および米ドル建て受益証券の申込開始                 |
| 2022年3月31日 | サブ・ファンドならびに豪ドル建て受益証券、NZドル建て受益証券および米ドル建て受益証券の運用開始（設定日） |

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



## 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

| 名称  | ファンドの<br>運営上の役割  | 契約等の概要   |
|---|------------------|--|
| シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド<br>(Citigroup First Investment Management Limited)  | 管理会社             | 受託会社との間で信託証書および追補信託証書を、2015年3月10日付で投資運用契約（注1）を締結（2015年5月12日効力発生）。管理会社はサブ・ファンドの資産の運用管理および受益証券の発行を行う。                      |
| ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド<br>(First Caribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited) | 受託会社             | 管理会社との間で信託証書および追補信託証書を、2015年3月10日付で投資運用契約（注1）を締結（2015年5月12日効力発生）。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を提供する。                        |
| 香港支店を通じて行なうシティバンク・エヌ・エイ<br>(Citibank, N.A. through its Hong Kong Branch)  | 保管会社<br>管理事務代行会社 | 2022年3月頃付で受託会社との間で保管契約（注2）を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。<br>2022年3月頃付で受託会社との間で管理事務代行契約（注3）を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。 |
| シティコープ・フィナンシャル・サービス・リミテッド<br>(Citicorp Financial Services Limited)  | 名義書換代理人          | 2022年3月頃付で受託会社との間で名義書換代理人契約（注4）を締結。サブ・ファンドの名義書換代理人業務を委任されている。  |
| シティグループ証券株式会社   | 代行協会員            | 2022年2月7日付で管理会社との間で代行協会員契約（注5）を締結。日本において代行協会員業務を行う。  |
| 株式会社S M B C 信託銀行  | 販売会社             | 2022年2月7日付で管理会社および受託会社との間で豪ドル建て受益証券、NZドル建て受益証券および米ドル建て受益証券に関する受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。日本において販売・買戻業務を提供する。                     |

（注1）投資運用契約とは、受託会社がサブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびにサブ・ファンドに関する投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲する契約である。

（注2）保管契約とは、受託会社によって資産の保管会社として選任された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管口座の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

（注3）管理事務代行契約とは、受託会社がその権限の一部を管理事務代行会社に授権する契約である。

（注4）名義書換代理人契約とは、名義書換代理人が受益証券の発行、譲渡および買戻しに関して登録名義書換事務を提供することを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の販売会社への送付等を行うことを約する契約である。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、関連するクラスの受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた関連するクラスの受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

## 管理会社の概要

### ( ) 設立準拠法

管理会社は、香港の法律に基づき設立された。

### ( ) 会社の目的

管理会社の目的は、投資ファンドを運営、管理することである。香港法第571章の証券先物法（以下「SF0」という。）第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

### ( ) 株式資本の額

管理会社の資本金は200万200香港ドル（約2,918万2,918円）で、2021年11月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約1,459円）の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、2021年11月末日現在2億9,047万191香港ドル（約42億3,796万87円）であった。

（注）香港ドルの円換算額は、便宜上、2021年11月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル=14.59円）による。以下別段の記載がない限りこれによる。

### ( ) 会社の沿革

1971年1月15日設立。

管理会社は、2007年2月16日香港の証券先物委員会からタイプ4および9の認可を受けた。

### ( ) 大株主の状況

（2021年11月末日現在）

| 名称  | 住所  | 所有<br>株式数 | 比率   |
|---|---|-----------|------|
| シティグループ・グローバル・<br>マーケット・ホンコン・ホール<br>ディングス・リミテッド<br>(Citigroup Global Markets<br>Hong Kong Holdings Limited) | 香港、セントラル、ガーデン・ロード<br>3、チャンピオン・タワー50/F<br>(50/F, Champion Tower, Three Garden<br>Road, Central, Hong Kong) | 2万2株      | 100% |

## (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

### 準拠法の名称

トラストは、信託法に基づき設立されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制される。

### 準拠法の内容

#### ( ) 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、かつ信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、受益者たる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、（限られた一定の場合を除き、）受益者とし、旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

( ) ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」の記載を参照。

( ) 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わなければならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の業務提供者に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（もしくはプライムブローカー）を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の業務提供者に通知しなければならない。「同等の法律が存在する法域」とは、犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）の第5（2）（a）条にしたがって指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマネーロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域をいう。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家および投資顧問会社以外の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければならない。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされている。

## (5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

## (イ) ケイマン諸島金融庁（CIMA）への開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載し、またミューチュアル・ファンド規則の要求する情報を記載しなければならない。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- ・ 弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。
- ・ 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を行い、または行おうとしていること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、ケイマン諸島の金融庁法（改正済）、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）または受託会社の認可条件を遵守せずに事業を行い、または行おうとしていること。

トラストの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島である。サブ・ファンドの会計監査は、香港財務報告基準に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、毎年4月30日までには前年10月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、（a）サブ・ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社もしくは管理会社はその設立文書または目論見書に定める規定に従って、サブ・ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、（ ）当該事実を受託会社に書面で報告し、（ ）当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、サブ・ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、（a）サブ・ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（b）サブ・ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにサブ・ファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、サブ・ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- （a）すべての旧名称を含むサブ・ファンドの名称
- （b）投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- （c）前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- （d）純資産価額
- （e）当該報告期間の新規募集口数および価額
- （f）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- （g）報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a) 受託会社が知る限り、サブ・ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b) サブ・ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

サブ・ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

#### (ロ) 受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度は、毎年10月31日に終了する。サブ・ファンドの第一期の会計年度は、2022年3月31日に開始し、2022年10月31日に終了する期間とする。監査済年次計算書類および未監査半期計算書類は、香港財務報告基準に従い作成され、通常、監査済年次計算書類に関しては、各会計年度の末日から6か月以内に、および未監査半期計算書類に関しては、関連する期間の末日から3か月以内に受益者に送付される。最初の報告書は、2022年3月31日に開始し、2022年10月31日に終了する期間に関する年次報告書である。

また、名義書換代理人は、各月の末日時点の受益者に保有されている受益証券の残高および保有されている受益証券のクラスに適用ある受益証券1口当たり純資産価格を記載した月次報告書を受益者に提供し、さらに、受益証券の申込みまたは買戻しのいずれかを行った受益者のそれぞれに対しては、当該申込みまたは買戻しの後に追加の残高証明書を提供する。

年次報告書を含むサブ・ファンドについてのより詳細な情報は、請求により、管理会社および受託会社から入手することができる。

日本における開示

#### (イ) 監督官庁に対する開示

##### (a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各特定期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

##### (b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後



遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証券を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるシティグループ証券株式会社のホームページにおいて提供される。

## （６）【監督官庁の概要】

### ミューチュアル・ファンド法

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制される。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、CIMAに対する年次の所定の事項の報告および監査済年次財務書類の提出を規定する。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも、受託会社に対し、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。これらのCIMAの指示を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服することがあり、また、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、受託会社の適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

### マネー・ロンダリング規制

マネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用し、維持する必要がある、そして申込者に対して、その身元、申込者の実質的所有者および支配者の身元（適用ある場合）ならびに資金源を証明する証拠の提出を要求することができる。許可された場合、一定の条件に基づき、受託会社はまた、そのマネー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）の維持を適切な者に委託することができる。

また、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込者または譲受人の身元、申込者または譲受人の実質的所有者および支配者の身元（適用ある場合）資金源を証明するために必要な情報を請求する権利を留保する。ただし、場合によっては、受託会社およびその適式に選任された委託先は、随時改正または変更されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合で、完全なデュー・ディリジェンスが必要ないと考える場合には、情報を要求しないこととすることもできる。

申込者が証明の目的で要求される情報の提出を遅延するか、または怠った場合、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込みの受理を拒絶することができ、その場合、受領された資金は利息を付することなく、当該資金の送金元口座に返金されるものとする。

受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先は、受益者に対する買戻代金の支払いまたは分配金の支払いが適用ある法律もしくは規制に従っていない疑いがあると受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先が判断しもしくはその旨の助言を受けた場合、またはかかる支払いの拒絶が、受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するのに必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒絶することができる。

ケイマン諸島における者が、他の者が犯罪行為に従事しまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に参与していることを知り、もしくはそのような疑惑を抱き、またはこれらを知り、もしくは疑惑を抱くことについて合理的な根拠を得た場合、またかかる認識もしくは疑惑に関する情報を規制を受ける部門における業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行の過程で知った場合、当該者

は、上記の確信または疑惑を、( )その通報が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関するものである場合はケイマン諸島犯罪収益に関する法律に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、または( )その通報がテロ行為またはテロリストの資金提供および資産への関与に関するものである場合はケイマン諸島のテロリズム法(改正済)に基づき巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して報告する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされない。

### ケイマン諸島データ保護法

ケイマン諸島政府は、2017年5月18日にデータ保護法(改正済)(以下「DPA」という。)を施行した。DPAにより、国際的に受け入れられたデータ・プライバシー原則に基づいた受託会社の法令上の要求を導入する。

受託会社は、管理会社と共に、DPAの下での受託会社のデータ保護義務および投資者(および投資者と関連する個人)のデータ保護権利を概説する書類(以下「サブ・ファンド・プライバシー通知」という。)を準備してきた。サブ・ファンド・プライバシー通知は、本書別紙Bに含まれている。

潜在的投資者は、サブ・ファンドへの投資ならびに受託会社およびその関連会社および/またはその委託先との関連するやり取り(申込フォームの記入、および(適用ある場合には)電磁的方法でのやり取りまたは電話通話の記録を含む。)の観点から、または受託会社に投資者と関連する個人(例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、クライアント、実質的受益者または代理人)の個人情報を提供する観点から、当該個人は受託会社ならびにその関連会社および/または委託者(管理事務代行会社を含むが、これに限られない。)に対しDPAにおいて個人データを形成する一定の個人情報を提供することに留意すべきである。個人データについてデータ管理者として行為する受託会社ならびに管理事務代行会社、管理会社およびその他のような受託会社の関連者および/または委託者は、データ処理者(または一定の場合に自身の権利においてデータ管理者)として行為する場合がある。

サブ・ファンドへの投資によりおよび/またはサブ・ファンドへの投資を続けることにより、投資者は、サブ・ファンド・プライバシー通知を熟読し理解したと、およびサブ・ファンド・プライバシー通知はサブ・ファンドへの投資に関連するデータ保護権利および義務の概略を提供するとみなされることを承知したものとする。申込書類には関連する表明保証が含まれている。

DPAの監視はケイマン諸島のオンブズマン・オフィスの責任である。受託会社によるDPAの違反は、治癒命令、金銭ペナルティまたは犯罪訴追への紹介を含む、オンブズマンの執行行為を招く可能性がある。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### ファンドの目的

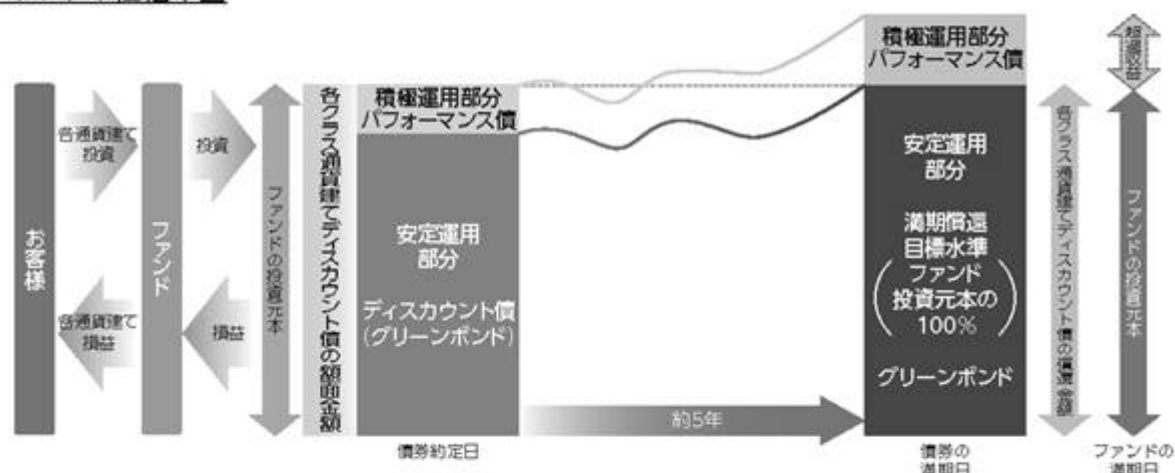
##### サブ・ファンドの投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、受益証券を保有する受益者に対して、(a)ディスカウント債発行会社によって発行され、かつ、ディスカウント債保証会社によって保証される一定の債券(以下「ディスカウント債」または「安定運用部分」といいます。)に対して、受益証券の発行手取金の大部分を投資することを通じて、受益証券の各クラスに関する満期日において、受益証券の当該クラスに対して適用ある発行価格の100パーセントである目標リターン(以下「満期償還目標水準」といいます。)を達成することを目指すポートフォリオ、ならびに (b)パフォーマンス債発行会社によって発行され、パフォーマンス債保証会社によって保証される一定の債券(以下「パフォーマンス債」または「積極運用部分」といいます。)に対して、受益証券の発行手取金の一部を投資することを通じて、受益証券の当該クラスに対して適用ある手数料控除後インデックスのパフォーマンスに連動するリターンを提供することです。

受益証券の各クラスに関する満期償還目標水準を達成するために必要な最低金額が受益証券の当該クラスに対して適用ある安定運用部分に配分され、残余部分が受益証券の当該クラスに対して適用ある積極運用部分に配分されることを目的として、受益証券の各クラスに関する積極運用部分と安定運用部分の間の配分は、サブ・ファンドの設定日の後、短期間に確定されます。したがって、受益証券のあるクラスに対して適用ある受益証券の発行手取金の大部分が安定運用部分に配分される予定です。

#### ファンドの特色

##### ファンドの仕組み図



※上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

##### 安定運用部分

受益証券の各クラスに関して、安定運用部分は、受益証券の関連するクラスに適用される関連するディスカウント債に対するエクスポージャーを提供することにより、満期日において受益証券の当該クラスに適用される満期償還目標水準を達成することを目指します(以下「安定運用部分取引」といいます。)。ディスカウント債は、ディスカウント債発行会社により、満期日より前に予定償還価格よりも割引かれた価格で発行されます。ディスカウント債は、満期日より前に満期を迎え、その満期の時に受益証券の当該クラスに係る満期償還目標水準を達成するように設計されています。

受託会社は、受益証券の各クラスの計算において、関連する安定運用部分取引の条件に基づいて毎日計算され、発生し、月次ベースで後払いで支払われる、各ディスカウント債の額面金額の年率約0.69パーセントのクーポンを受領し、かかるクーポンは、サブ・ファンドに関する一定の運営経費および費用の弁済に利用されます。

受益証券は満期日に強制的に買い戻されます。受益証券のあるクラスに関する受益証券が満期日まで保有された場合にのみ、受益証券の当該クラスの安定運用部分は、受益証券の当該クラスに係る満期償還目標水準を達成することが見込まれます。したがって、受益者が予定された満期日より前に受益証券のあるクラスに関して受益証券の買戻しを請求する場合、受益証券の当該クラスに関する満期償還目標水準は達成されない可能性があります。

サブ・ファンドの元本金額は確保されておらず、サブ・ファンドには、保険または保証は付されていません。サブ・ファンドへの投資は、元本の損失を含む一定の投資リスクの対象となります。

ディスカウント債は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インク(以下「ディスカウント債発行会社」といいます。)が発行する仕組型グリーンボンドのシリーズの一部を構成するものであり、その支払いは、シティグループ・インク(以下「ディスカウント債保証会社」といいます。)が全額かつ無条件に保証します。ディスカウント債に対して格付は付与されていません。

「グリーンボンド」とは、シティグループ・インクおよびその子会社(以下「グループ」といいます。)のグリーンボンド・フレームワーク(以下「グリーンボンド・フレームワーク」といいます。)に定められる「グリーンボンド適格基準」を満たす資産またはプロジェクトのために、グループがそのグリーンボンド・フレームワークに従い行うローンおよび/または投資であって、かかる資金の使用がグループの持続可能な発展戦略を支えるものをいいます。

受益証券のあるクラスに係る元本確保は、ディスカウント債の条件ならびにディスカウント債発行会社およびディスカウント債保証会社の信用リスクの対象となります。ディスカウント債がサブ・ファンドによってディスカウント債満期日まで保有された場合ならびにディスカウント債発行会社またはディスカウント債保証会社の債務不履行が一切存在せず、および対象となる調整事由または関連事由が一切存在せず、およびディスカウント債発行会社による早期償還が一切存在しない場合のみ、ディスカウント債による元本確保が利用できます。

### 積極運用部分

受益証券の各クラスに関して、積極運用部分は、受益証券の当該クラスの投資家に対して、パフォーマンス債を通じて、受益証券の当該クラスに対して適用ある手数料控除後インデックスのパフォーマンスに連動するリターンを提供します。パフォーマンス債は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・ファンディング・ルクセンブルグ・エス・シー・エイ(以下「パフォーマンス債発行会社」といいます。)が発行する仕組債務証券のシリーズの一部を構成するものであり、その支払いは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド(以下「パフォーマンス債保証会社」といいます。)が全額かつ無条件に保証します。パフォーマンス債に対して格付は付与されていません。

### 本インデックスおよび派生インデックス

本インデックスは、(インデックス・スポンサーとしての)シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドおよび(インデックス・アロケーターとしての)ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーによって策定された想定上のルールベースの独自のインデックスです。本インデックスのインデックス水準は、構成銘柄の可変加重合成バスケットの価値における日々の変動を反映します。構成銘柄(本インデックスの潜在的な構成銘柄)は、20の独自のインデックス(8つの債券先物インデックス、4つのクレジット指数、8つの株式指数先物インデックス)の想定バスケットです。受益証券のあるクラスのために保有されるパフォーマンス債は、手数料控除後インデックスのパフォーマンスに対するエクスポージャーを提供します。本インデックスとは、豪ドル建て受益証券に関してはジャナス・グローバル・アダプティブ・シリーズ2豪ドル建てコア指数、NZドル建て受益証券に関してはジャナス・グローバル・アダプティブ・シリーズ2NZドル建てコア指数、および米ドル建て受益証券に関してはジャナス・グローバル・アダプティブ・シリーズ2米ドル建てコア指数をいいます。手数料控除後インデックスの水準は、その基準インデックス(ボラティリティ目標インデックス)から控除率および想定費用を差し引いた水準です。ただし、インデックス・アロケーター契約が終了する日(以下「インデックス・アロケーター契約終了日」といいます。)以後は、想定費用は適用されません。控除率および想定費用の控除は、毎日行われます。ボラティリティ目標インデックスは、本インデックスの水準の現在実現ボラティリティを参照して4.5パーセントの年率換算後のボラティリティ水準を目標に調整された、本インデックスに対する想定エクスポージャーを提供します。手数料控除後インデックスおよびボラティリティ目標インデックスのそれぞれは、以下「派生インデックス」といいます。各派生インデックスは、本インデックスの一つのバージョンであり、本インデックスと同一の基本投資戦略を有します。

### インデックス・アロケーターの役割

本インデックスは、構成銘柄の加重価値を追跡します。本インデックスは、インデックス・アロケーターが毎週の自動選択日に提供し得るリバランス指示に基づいて、エクスポージャーを有する構成銘柄およびかかる各構成銘柄に対するエクスポージャーの水準のリバランスを行います。よって、本インデックスは、インデックス・アロケーターの選択手法(以下「本戦略」といいます。)に依拠します。したがって、本インデックスのパフォーマンスは、本戦略およびその正常な実行に依拠します。本戦略に係るインデックス・アロケーターの配分モデルは、あらゆる形態のリスクの非同等性を踏まえてリスク管理を重視した完全にアルゴリズムによるモデルです。実際に、リスクは極端な形態(テール)でも極端ではない形態(通常)でも発生するものであり、ポジティブなリスク(アップサイド・ボラティリティ)もあればネガティブなリスク(ダウンサイド・ボラティリティ)もあります。インデックス・アロケーターは、ポジティブかネガティブかにかかわらず、テール・リスクを管理することを重視しています。

## 投資目的および投資方針

サブ・ファンドの投資目的は、受益証券の適用あるクラスを、受益証券の当該クラスに係る満期日（当日を含む）に至るまで保有する受益者に対して、次に掲げるものを提供することである。

（a）ディスカウント債発行会社によって発行され、かつ、ディスカウント債保証会社によって保証される一定の債券（以下「ディスカウント債」または「安定運用部分」という。）に対して、受益証券の発行手取金の大部分を投資することを通じて、受益証券の各クラスに関する満期日において、受益証券の当該クラスに対して適用ある発行価格の100パーセントである目標リターン（以下「満期償還目標水準」という。）を達成することを目指すポートフォリオ。

（b）パフォーマンス債発行会社によって発行され、かつ、パフォーマンス債保証会社によって保証される一定の債券（以下「パフォーマンス債」または「積極運用部分」という。）に対して、受益証券の発行手取金の一部を投資することを通じて、受益証券の当該クラスに対して適用ある手数料控除後インデックスのパフォーマンスに連動するリターン。

受益証券の各クラスに関する満期償還目標水準を達成するために必要な最低金額が受益証券の当該クラスに対して適用ある安定運用部分に配分され、残余部分が受益証券の当該クラスに対して適用ある積極運用部分に配分されることを目的として、受益証券の各クラスに関する積極運用部分と安定運用部分との間の配分は、サブ・ファンドの設定日の後、短期間に確定する。

ディスカウント債は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インク（以下「ディスカウント債発行会社」という。）が発行する仕組型グリーンボンドのシリーズの一部を構成するものであり、その支払いは、シティグループ・インク（以下「ディスカウント債保証会社」という。）が全額かつ無条件に保証する。ディスカウント債に対して格付は付与されていない。

受益証券のあるクラスに係る100パーセントの元本確保は、ディスカウント債の条件ならびにディスカウント債発行会社およびディスカウント債保証会社の信用リスクの対象となる。ディスカウント債がサブ・ファンドによってディスカウント債満期日まで保有された場合ならびにディスカウント債発行会社またはディスカウント債保証会社の債務不履行が一切存在せず、および対象となる調整事由または関連事由が一切存在せず、およびディスカウント債発行会社による早期償還が一切存在しない場合のみ、ディスカウント債による元本確保が利用できる。

パフォーマンス債は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・ファンディング・ルクセンブルグ・エス・シー・エイ（以下「パフォーマンス債発行会社」という。）が発行する仕組債務証券のシリーズの一部を構成するものであり、その支払いは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド（以下「パフォーマンス債保証会社」という。）が全額かつ無条件に保証する。パフォーマンス債に対して格付は付与されていない。

受益証券のあるクラスに関して保有されるパフォーマンス債のパフォーマンスは、本書において定めるところにより、受益証券の当該クラスに対して適用ある手数料控除後インデックスに連動する。

受益証券の各クラスに適用あるディスカウント債、パフォーマンス債および手数料控除後インデックスの詳細については、後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、安定運用部分」、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分」、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックスおよび派生インデックス」および「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、インデックス・アロケーターの投資理論および配分モデル」の各項目を参照のこと。

受益証券の各クラスのすべての受益証券は、当該クラスに係る満期日に強制的に買い戻される。受益証券のあるクラスに適用あるディスカウント債またはパフォーマンス債が後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、パフォーマンス債に関するリスク、

期限前償還リスク」および「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、ディスカウント債に関するリスク、特有のリスク、期限前償還リスク」および「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、ディスカウント債に関するリスク、特有のリスク、期限前償還リスク」の項に記載する状況を含む、満期日より前に償還される場合、管理会社は、受益証券の当該クラスの受益証券の全部を強制的に買い戻すことを決定することがあり、または受益証券の当該クラスが発行済受益証券の唯一のクラスである場合、償還日においてサブ・ファンドを終了することを決定することがある。

サブ・ファンドは、特化型運用を行う。特化型運用ファンドとは、投資対象に日本証券業協会が定める比率(10パーセント)を超える(特定の発行体によって発行される)支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいう。

サブ・ファンドは、シティグループ社債に集中して投資を行うため、ディスカウント債発行会社、パフォーマンス債発行会社、ディスカウント債保証会社およびパフォーマンス債保証会社ならびに他の関連主体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがある。

#### 豪ドル建て受益証券

豪ドル建て受益証券の投資戦略は、豪ドル建て受益証券の保有者に対して、(a)ディスカウント債に対して豪ドル建て受益証券の発行手取金の大部分を投資することを通じて、満期日において、満期償還目標水準を達成することを目指すポートフォリオおよび(b)パフォーマンス債に対して豪ドル建て受益証券の一部を投資することを通じて、手数料控除後インデックスのパフォーマンスに連動するリターンを提供することである。

#### NZドル建て受益証券

NZドル建て受益証券の投資戦略は、NZドル建て受益証券の保有者に対して、(a)ディスカウント債に対してNZドル建て受益証券の発行手取金の大部分を投資することを通じて、満期日において、満期償還目標水準を達成することを目指すポートフォリオおよび(b)パフォーマンス債に対してNZドル建て受益証券の一部を投資することを通じて、手数料控除後インデックスのパフォーマンスに連動するリターンを提供することである。

#### 米ドル建て受益証券

米ドル建て受益証券の投資戦略は、米ドル建て受益証券の保有者に対して、(a)ディスカウント債に対して米ドル建て受益証券の発行手取金の大部分を投資することを通じて、満期日において、満期償還目標水準を達成することを目指すポートフォリオおよび(b)パフォーマンス債に対して米ドル建て受益証券の一部を投資することを通じて、手数料控除後インデックスのパフォーマンスに連動するリターンを提供することである。

## 安定運用部分

### ディスカウント債

受益証券の各クラスに関して、安定運用部分は、受益証券の関連するクラスに適用される関連するディスカウント債に対するエクスポージャーを提供することにより、満期日において受益証券の当該クラスに適用される満期償還目標水準を達成することを目指す（以下「安定運用部分取引」という。）。ディスカウント債は、ディスカウント債発行会社により、満期日より前に予定償還価格よりも割り引かれた価格で発行される。ディスカウント債は、満期日以前に満期を迎え、その満期の時に受益証券の当該クラスに係る満期償還目標水準を達成するように設計されている。受益証券のあるクラスに関するディスカウント債が満期日より前に終了した場合、受益証券の当該クラスに係る満期償還目標水準は達成されない可能性がある。したがって、サブ・ファンドには、後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、サブ・ファンドに関連するリスク、無保証」の項に記載されるとおり、保証が付されておらず、またその他元本の確保もされていない。

受託会社は、受益証券の各クラスの計算において、関連する安定運用部分取引の条件に基づいて毎日計算され、発生し、月次ベースで後払いで支払われる、各ディスカウント債の想定金額の年率約0.69パーセントのクーポンを受領し、かかるクーポンは、サブ・ファンドに関する一定の運営経費および費用の弁済に利用される。

受益証券は満期日に強制的に買い戻される。受益証券のあるクラスに関する受益証券が満期日まで保有された場合にのみ、受益証券の当該クラスの安定運用部分は、受益証券の当該クラスに係る満期償還目標水準を達成することが見込まれる。したがって、受益者が予定された満期日より前に受益証券のあるクラスに関して受益証券の買い戻しを請求する場合、受益証券の当該クラスに関する満期償還目標水準は達成されない可能性がある。

サブ・ファンドの元本金額は確保されておらず、サブ・ファンドには、保険または保証は付されていない。サブ・ファンドへの投資は、元本の損失を含む一定の投資リスクの対象となる。

### グリーンボンド

ディスカウント債発行会社は、「グリーン適格資産」のファイナンスまたはリファイナンスの資金の全部または一部を提供することに、ディスカウント債の純手取金に相当する金額を充当することを意図している。当該ファイナンスまたはリファイナンスは、グループのグリーンボンド・フレームワーク（以下に定義される。）に定められる「グリーンボンド適格基準」を満たす資産またはプロジェクトのために、グループがそのグリーンボンド・フレームワークに従い行うローンおよび/または投資であって、かかる資金の使用がグループの持続可能な発展戦略を支えるもの（以下「グリーンボンド」という。）をいう。

#### グリーンボンド・フレームワーク

グループは、気候変動の緩和に資するプロジェクトおよび持続可能なインフラを促進するプロジェクトに資金を供給するため、証券発行に関するグリーンボンドの枠組み（以下「グリーンボンド・フレームワーク」という。）を策定している。以下の記載は、ディスカウント債英文目論見書の日付現在のグリーンボンド・フレームワークに基づいている。しかしながら、グリーンボンド・フレームワークは、随時変更または更新される可能性があるため、関連するディスカウント債の手取金の使途に関する情報については、グループのウェブサイトで（[https://www.citigroup.com/citi/fixedincome/green\\_bonds.htm](https://www.citigroup.com/citi/fixedincome/green_bonds.htm)）で入手可能なグリーンボンド・フレームワークの最新版およびディスカウント債英文発行条件書を参照のこと。

ディスカウント債英文目論見書の日付において、グリーンボンド・フレームワークは、ディスカウント債英文目論見書に詳述されるとおり、独立したコンサルタントからセカンドオピニオンを受領している。かかるオピニオンは、当該オピニオンの発行日現在のものにすぎず、ディスカウント債発行会社、



ディスカウント債ディーラーまたはその他の者がグリーンボンドを購入、売却または保有することを推奨するものではなく、また推奨するとみなされるべきではない。ディスカウント債英文目論見書の日付現在、当該オピニオンの提供者は、特定の監督もしくは規制またはその他の制度の対象となっていない。

### 適格グリーンプロジェクト

グリーンボンド・フレームワークに定められる「グリーンボンド適格基準」は、以下のいずれか一つまたは複数の分野のプロジェクト（以下「適格グリーンプロジェクト」という。）を通じて、低炭素経済への移行を支援するための優れた取り組みを反映する。

- (a) 再生可能エネルギー：手取金は、新規および継続中の再生可能エネルギー事業の取得、開発、運営および維持（関連する費用を含む。）に配分することができる。
- (b) エネルギー効率：手取金は、住宅エネルギー効率化ローンのためのウェアハウス・ファシリティ、またはエネルギー消費を削減するもしくは温室効果ガス排出を軽減するプロジェクトもしくは資産のために住宅エネルギー効率化ローンを提供する消費者金融会社のファイナンスまたはリファイナンスに配分することができる。
- (c) 持続可能な輸送：手取金は、大量輸送の確立または運営、および大量輸送を支えるインフラの構築または建設に配分することができる。
- (d) 水質保全：手取金は、水質、効率および保全を改善するプロジェクトに配分することができる。
- (e) グリーンビルディング：手取金は、一定の効率性および環境認証を得た住宅および商業建物の既存または新規の建設 / 改修の資金調達に配分することができる。

グループは、グリーンボンドの売却による手取金の使用に関する除外基準のリスト（例えば、一定の大規模水力発電計画、原子力発電所および化石燃料プロジェクト）を作成し、当該売却手取金を通じて当該プロジェクトまたは活動への資金供給に意図的に関与しないことを約束している。

### グリーンボンド資産ポートフォリオおよび手取金の管理

グリーンボンド・フレームワークに基づき、グループは、「グリーン適格資産」のために単一のプール（以下「グリーンボンド資産ポートフォリオ」という。）を維持する。グループ内のいずれかの事業体によるグリーンボンド資産ポートフォリオの資産に対する投資が終了した場合、または資産がグリーンボンド適格基準を満たさなくなった場合、資産は、グリーンボンド資産ポートフォリオから除外される。

グループのグリーンボンド資産ワーキンググループ（以下「GBAワーキンググループ」という。）は、グリーンボンド資産ポートフォリオの総額が当該グリーンボンドによって調達された総額以上であることを確保することを目的として、グリーンボンド資産ポートフォリオおよびグループ内の事業体により発行されるグリーンボンドの総額を監督する責任を負う。この目的のため、グリーンボンド資産ポートフォリオの総規模および満期は、四半期ごとに監視される。何らかの理由で、グリーンボンド資産ポートフォリオの総額が発行済のグリーンボンドの総額を下回る場合、配分されていない金額は、当該金額がグリーンボンド資産ポートフォリオに配分されるまで、グループの流動性ポートフォリオにおいて、現金、現金同等物および / またはその他の流動性のある市場性商品（米国財務省証券を含む。）の形態で保有される。

### 報告

グリーンボンド・フレームワークに基づき、グループは、グリーンボンドの発行から1年以内に、ウェブサイト（[https://www.citigroup.com/citi/fixedincome/green\\_bonds.htm](https://www.citigroup.com/citi/fixedincome/green_bonds.htm)）で報告書（以下「グリーンボンド報告書」という。）を公表し、全額配分されるまで毎年、また重大な変更がある場合、更

新する。グリーンボンドの投資者は、グリーンボンド資産ポートフォリオに関して、その他のまたは別の通知が、特にグリーンボンドの投資者には行われぬことに留意すべきである。

グリーンボンド報告書には、( )グリーンボンド資産ポートフォリオの総資産額およびグリーンボンドの発行による調達残高総額、( )グリーンボンド資産ポートフォリオ内の適格資産およびディスカウント債発行会社の各資産に対する金融コミットメント、( )未配分調達金額（もしあれば）、ならびに( )グリーンボンド資産ポートフォリオの環境への影響の詳細が、可能な範囲で記載される。かかる報告書は、当該報告書の発行日現在のものにすぎず、ディスカウント債発行会社、ディスカウント債ディーラーまたはその他の者がグリーンボンドを購入、売却または保有することを推奨するものではなく、また推奨するとみなされるべきではない。

また、グリーンボンド・フレームワークに基づき、ディスカウント債発行会社は、グリーンボンド資産ポートフォリオに含まれる資産がグリーンボンド適格基準を満たし、除外基準で定義される資産に投資されていないこと、グリーンボンド資産ポートフォリオの総額がグリーンボンドによって調達された総額以上であること（または、グリーンボンド資産ポートフォリオの総額が発行済債券の総額を下回る場合には、その差額がグリーンボンド・フレームワークに記載される方法で保有されていること）を検査するために、外部の独立した会計士を雇用している。検査報告書は、当該報告書の発行日現在のものにすぎず、グリーンボンドの投資者は、自らの投資検討または予想の目的のために、当該報告書および/またはそれに含まれる情報の妥当性を自ら判断しなければならない。

疑義を避けるために付言すると、グリーンボンド報告書およびいずれか第三者の報告書はいずれも、ディスカウント債英文目論見書に組み込まれておらず、および/またはその一部を構成しておらず、またそのようにみなされるべきではない。

### ディスカウント債の要項

ディスカウント債権者（すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社）に対して契約上拘束力のあるディスカウント債の要項は、受益証券のあるクラスに適用あるディスカウント債の関連する債券英文発行条件書（以下「ディスカウント債英文発行条件書」という。）を参照することによってのみ入手可能であり、ディスカウント債英文発行条件書は、ディスカウント債に関連する債券英文目論見書（すべての参照書類を含む。）およびその補遺（それぞれ、随時改訂、追補および/または代替され、以下「ディスカウント債英文目論見書」という。）と併せて読まなければならない。最新のディスカウント債英文発行条件書およびディスカウント債英文目論見書の写しは、投資者および投資予定者の請求により、入手可能である。ディスカウント債英文発行条件書は、ディスカウント債発行日の後にのみ、入手可能である。本書の日付の後、かつ、関連するディスカウント債発行日の前において、ディスカウント債英文目論見書が改訂、追補および/または代替されることがある。サブ・ファンドに対する投資を行い、および/またはこれを継続するか否かを判断するとき、投資者および投資予定者は、必ずディスカウント債英文目論見書およびディスカウント債英文発行条件書の最新の写しを参照すべきである。よって、以下に記載するディスカウント債の記述は、示唆的なものに過ぎず、ならびにディスカウント債の予測される重要な条件およびリスクの一部の概要に過ぎない。管理会社は、以下に記載するディスカウント債の記述について責任を負わない。以下に記載するディスカウント債の記述とディスカウント債英文目論見書またはディスカウント債英文発行条件書との間に相違がある場合、ディスカウント債英文目論見書およびディスカウント債英文発行条件書が優先されるものとする。

1. ディスカウント債発行会社 シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インク
- ディスカウント債発行会社は、1977年2月23日にニューヨークで設立され、ソロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクの承継会社である。ディスカウント債発行会社の本社は、10013ニューヨーク州ニューヨーク市グリニッジ・ストリート388に所在する。子会社を通して業務を行うディスカウント債発行会社は、フルサービスの投資銀行業務および証券取引業務を行っている。
2. ディスカウント債保証会社 シティグループ・インク
- ディスカウント債保証会社は、持株会社であり、主に事業子会社からの収益によって債務を返済している。ディスカウント債保証会社の本社は、10013ニューヨーク州ニューヨーク市グリニッジ・ストリート388に所在する。ディスカウント債保証会社は、デラウェア州一般会社法に基づき存続期間が無期限の法人(登録番号2154254)として1988年3月8日にデラウェア州で設立された。
- ディスカウント債保証会社は、その事業において、消費者、法人、政府および機関に幅広くかつ焦点を合わせた金融商品および金融サービスを提供するグローバルな総合金融サービス持株会社である。ディスカウント債保証会社は、約2億の顧客勘定を有し、160以上の国および法域で事業を行っている。
3. 指定通貨 受益証券のあるクラスに関して本書において定めるクラス基準通貨であり、豪ドル建て受益証券については豪ドル、NZドル建て受益証券についてはNZドルおよび米ドル建て受益証券については米ドル
4. 元本総額 受益証券の各クラスに関して、100パーセント×払込日に発行されている受益証券の当該クラスの受益証券口数×発行価格
5. ディスカウント債発行価格 ディスカウント債の発行時の当初価格であって、払込日頃に決定される元本総額の百分率に相当する
6. ディスカウント債額面金額 受益証券のあるクラスに関して本書において定めるクラス基準通貨単位による10.00
7. ディスカウント債発行日 豪ドル建て受益証券、NZドル建て受益証券および米ドル建て受益証券について、2022年4月12日またはディスカウント債英文発行条件書に従って決定されるその他の日(以下「ディスカウント債発行日」という。)
8. ディスカウント債満期日 豪ドル建て受益証券、NZドル建て受益証券および建て米ドル受益証券について、2027年3月30日または債券英文発行条件書に従って決定されるその他の日

9. ディスカウント債の種別 ディスカウント債は、次に掲げるものである。  
 固定利付債券（以下14.を参照のこと。）  
 現金決済債券（すなわち、ディスカウント債の決済は、現金決済の方法による。）
10. 利息基準 ディスカウント債は、以下14.に規定される月次利息を生じる。
11. ディスカウント債償還 / 額面償還  
 支払い基準
12.  ディスカウント債 非劣後  
 の地位  
 ディスカウント債 非劣後  
 発行会社保証証書  
 の地位
13. ディスカウント債の販売 非シンジケート  
 方法

#### 支払利息に関する条項

14. 固定利付債券に関する条項
- 利率 各ディスカウント債は、月次利息（以下「月次利息」という。）を生じる。  
 後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、ディスカウント債の要項、月次利息」の項において定める月次利率（以下「月次利率」という。）
- 利払日 後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、ディスカウント債の要項、月次利息」の項において定める各月次利払日（以下「月次利払日」という。）当日がシティグループ社債営業日でない場合、シティグループ社債営業日である翌日に繰り延べられる。ただし、これにより翌暦月になる場合はこの限りではなく、その場合、直前のシティグループ社債営業日に繰り上げられるものとする。
- 利息期間終了日 後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、ディスカウント債の要項、月次利息」の項において定める各月次利息期間終了日（以下「月次利息期間終了日」という。）
- 利息期間 ディスカウント債発行日（当日を含む。）に開始し、最初の月次利息期間終了日（当日を含まない。）に終了する期間および、その後についてはある月次利息期間終了日（当日を含む。）から翌月次利息期間終了日（当日を含まない。）または、ディスカウント債が償還のために予定された日以外で期限前に償還された場合において、関連する支払の日までの各期間（以下、それぞれ「月次利息期間」という。）
- 利息金額 受益証券のあるクラスに関して本書において定める、各月次利息期間に関してディスカウント債額面金額あたりに支払われる月次利息金額（以下「月次利息金額」という。）

- ( ) 日割数 いくつかの期間(利息期間を構成するものか否かを問わない。)(以下「計算期間」という。)に関するディスカウント債の利息金額の計算に関して、計算期間中の実日数を365で除したもの(または、かかる計算期間のいずれかの部分が閏年に掛かる場合においては、(x)計算期間のうち閏年に掛かる部分中の実日数を366で除したものと(y)計算期間のうち閏年ではない年に掛かる部分中の実日数を365で除したものととの合計)
- 償還に関連する条項
15. 各ディスカウント債額面金額の償還金額 受益証券のあるクラスに関して本書において定めるクラス基準通貨単位による10.00であり、豪ドル建て受益証券については10.00豪ドル、NZドル建て受益証券については10.00NZドルおよび米ドル建て受益証券については10.00米ドル
16. 期限前償還金額
- ( ) 課税上の理由、違法性または債務不履行事由もしくはその他の関連する期限前償還により、ディスカウント債の要項および/または計算方法に基づき、償還時に支払われる期限前償還金額 後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、ディスカウント債に関するリスク、特有のリスク、期限前償還リスク」を参照のこと。
- ( ) 期限前償還額金に含まれるか 含まれない。期限前償還金額とともに経過利息についても支払われる。支払われる金額が含まれるか
- ディスカウント債に適用される一般条項
17. 債券の様式 記名式
- ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの共通預託機関のノミニー名義で登録されたレギュレーションS大券による記名式債券券面
18. 準拠法 イングランド法が適用される。ディスカウント債の要項は、イングランド法に準拠する。
19. 営業中心地 受益証券のあるクラスに関して本書において定めるところによる。
20. ディスカウント債計算代理人 英国ロンドン市E14 5LBカナリーワーフ、カナダスクエア、シティグループセンターに所在し、そのロンドンのハイブリッドAMDデスク(または後継部署/グループ)を通じて行為するシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド

21. 算定 ディスカウント債発行会社、ディスカウント債計算代理人または他のいずれかの者によって、いずれかの事項が算定、斟酌、選択、選定またはその他決定されるべきとき(ある事項がディスカウント債発行会社もしくはディスカウント債計算代理人または当該他の者の意見を参照することによって決定されるべき場合を含む。)はいつでも、かかる事項は、ディスカウント債発行会社、ディスカウント債計算代理人または当該他の者(いずれか場合による。)によって、同人の単独かつ絶対の裁量において、算定、斟酌、選択、選定またはその他決定されるものとする。
22. 発行理由 ディスカウント債はグリーンボンドである。ディスカウント債発行会社は、グリーン適格資産(以下に定義する。)のファイナンスまたはリファイナンスであって、かかる資金の使用がディスカウント債発行会社の持続可能な発展戦略を支えるものの資金の全部または一部に、ディスカウント債の純手取金に相当する金額を充当することを意図している。
23. 米国の税務上の留意事項 米国の連邦所得税の目的において、ディスカウント債発行会社は、ディスカウント債を債務として取り扱うことを意図している。

### **豪ドル建て受益証券**

前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、安定運用部分、ディスカウント債の要項、支払利息に関する条項」の第14項の目的において、ディスカウント債に適用ある月次利息の条件は、後記「月次利息」の項に記載のとおりである。

#### 月次利息

各ディスカウント債は、ディスカウント債発行日(当日を含む。)からディスカウント債満期日またはディスカウント債が償還予定日より早く償還された場合は関連する支払日(当日を含まない。)まで、月次利息を生じる。

各月次利息期間に関して、ディスカウント債額面金額当たりで支払われる月次利息金額は、次に掲げる算式を参照して、ディスカウント債計算代理人によって計算されるものとする。

$$10.00 \text{豪ドル} \times \text{月次利率} \times \text{日割数}$$

上記における用語の意味は、それぞれ以下のとおりである。

「月次利率」とは、各月次利息期間に関して、年率0.69パーセントをいう。

「月次利払日」とは、2022年4月30日(当日を含む。)からディスカウント債満期日(当日を含む。)までの毎暦月の30日をいう。

「月次利息期間終了日」とは、2022年4月30日(当日を含む。)からディスカウント債満期日(当日を含む。)までの毎暦月の30日をいう。

前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、安定運用部分、ディスカウント債の要項、ディスカウント債に適用される一般条項」の第19項の目的において、ディスカウント債に適用ある営業中心地の条件は、後記「営業中心地」の項に記載のとおりである。

#### 営業中心地

ニューヨーク、ロンドン、シドニー

#### 営業日管轄

ニューヨーク、ロンドン、シドニー

## NZドル建て受益証券

前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、安定運用部分、ディスカウント債の要項、支払利息に関する条項」の第14項の目的において、ディスカウント債に適用ある月次利息の条件は、後記「月次利息」の項に記載のとおりである。

### 月次利息

各ディスカウント債は、ディスカウント債発行日（当日を含む。）からディスカウント債満期日またはディスカウント債が償還予定日より早く償還された場合は関連する支払日（当日を含まない。）まで、月次利息を生じる。

各月次利息期間に関して、ディスカウント債額面金額当たりで支払われる月次利息金額は、次に掲げる算式を参照して、ディスカウント債計算代理人によって計算されるものとする。

$$10.00 \text{ニュージーランド・ドル} \times \text{月次利率} \times \text{日割数}$$

上記における用語の意味は、それぞれ以下のとおりである。

「月次利率」とは、各月次利息期間に関して、年率0.69パーセントをいう。

「月次利払日」とは、2022年4月30日（当日を含む。）からディスカウント債満期日（当日を含む。）までの毎暦月の30日をいう。

「月次利息期間終了日」とは、2022年4月30日（当日を含む。）からディスカウント債満期日（当日を含む。）までの毎暦月の30日をいう。

前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、安定運用部分、ディスカウント債の要項、ディスカウント債に適用される一般条項」の第19項の目的において、ディスカウント債に適用ある営業中心地の条件は、後記「営業中心地」の項に記載のとおりである。

### 営業中心地

ニューヨーク、ロンドン、オークランド、ウェリントン

### 営業日管轄

ニューヨーク、ロンドン、オークランド、ウェリントン

## 米ドル建て受益証券

前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、安定運用部分、ディスカウント債の要項、支払利息に関する条項」の第14項の目的において、ディスカウント債に適用ある月次利息の条件は、後記「月次利息」の項に記載のとおりである。

### 月次利息

各ディスカウント債は、ディスカウント債発行日（当日を含む。）からディスカウント債満期日またはディスカウント債が償還予定日より早く償還された場合は関連する支払日（当日を含まない。）まで、月次利息を生じる。

各月次利息期間に関して、ディスカウント債額面金額当たりで支払われる月次利息金額は、次に掲げる算式を参照して、ディスカウント債計算代理人によって計算されるものとする。

$$10.00 \text{米ドル} \times \text{月次利率} \times \text{日割数}$$

上記における用語の意味は、それぞれ以下のとおりである。

「月次利率」とは、各月次利息期間に関して、年率0.69パーセントをいう。

「月次利払日」とは、2022年4月30日（当日を含む。）からディスカウント債満期日（当日を含む。）までの毎暦月の30日をいう。

「月次利息期間終了日」とは、2022年4月30日（当日を含む。）からディスカウント債満期日（当日を含む。）までの毎暦月の30日をいう。

前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、安定運用部分、ディスカウント債の要項、ディスカウント債に適用される一般条項」の

第19項の目的において、ディスカウント債に適用ある営業中心地の条件は、後記「営業中心地」の項に記載のとおりである。

#### 営業中心地

ニューヨークおよびロンドン

#### 営業日管轄

ニューヨークおよびロンドン

### 積極運用部分

#### パフォーマンス債

受益証券の各クラスに関して、積極運用部分は、パフォーマンス債を通じて、受益証券の当該クラスに対して適用ある手数料控除後インデックスのパフォーマンスに連動するリターンを受益証券の当該クラスの投資者に対して提供する。

パフォーマンス債のパフォーマンス債権者（すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社）に対して契約上拘束力のあるパフォーマンス債の要項は、受益証券のあるクラスに適用あるパフォーマンス債の関連するパフォーマンス債英文発行条件書（以下「パフォーマンス債英文発行条件書」という。）を参照することによってのみ入手可能であり、パフォーマンス債英文発行条件書は、パフォーマンス債に関連するパフォーマンス債英文目論見書（すべての参照書類を含む。）およびその補遺（それぞれ、随時改訂、追補および/または代替され、以下「パフォーマンス債英文目論見書」という。）と併せて読まなければならない。最新のパフォーマンス債英文発行条件書およびパフォーマンス債英文目論見書の写しは、投資者および投資予定者の請求があり次第、入手可能となる。パフォーマンス債発行日の後にのみ、パフォーマンス債英文発行条件書は、入手可能である。本書の日付の後、かつ、関連するパフォーマンス債発行日の前において、パフォーマンス債英文目論見書が改訂、追補および/または代替されることがある。サブ・ファンドに対する投資を行い、および/またはこれを継続するか否かを判断するとき、投資者および投資予定者は、同者がパフォーマンス債英文目論見書およびパフォーマンス債英文発行条件書の最新の写しを参照することを確実にすべきである。よって、以下に記載するパフォーマンス債の記述は、示唆的なものに過ぎず、ならびにパフォーマンス債の予測される重要な条件およびリスクの一部の概要に過ぎない。管理会社は、以下に記載するパフォーマンス債の記述について責任を負わない。以下に記載するパフォーマンス債の説明およびパフォーマンス債英文目論見書またはパフォーマンス債英文発行条件書との間に相違がある場合、パフォーマンス債英文目論見書およびパフォーマンス債英文発行条件書が優先されるものとする。

1. パフォーマンス債発行会社 シティグループ・グローバル・マーケッツ・ファンディング・ルクセンブルグ・エス・シー・エイ  
シティグループ・グローバル・マーケッツ・ファンディング・ルクセンブルグ・エス・シー・エイ（以下「CGMFL」という。）は、ルクセンブルグの法律に基づき存続期間無期限で2012年5月24日に設立された、ルクセンブルグ大公国、パートレンジL-8070、バーミットZ.A.、31にその登記上の事務所を有する持分により制限されるパートナーシップ（société en commandite par actions）である。CGMFLの事業活動は、主にシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドおよび同一グループのその他の事業体への貸付またはその他の形態の資金提供（直接的であるか、または間接的であるかを問わず、形態または手段を問わない。）により構成される。



2. パフォーマンス債保証会社 シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド  
シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド(以下「CGML」という。)は、1983年10月21日にイングランドおよびウェールズで設立された非公開有限責任株式会社である。CGMLは、イングランドおよびウェールズの法律(会社法を含む。)に基づき運営され、イングランドに本籍を有する。その登記上の事務所は、ロンドンE145LBカナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センターに所在する。CGMLの登録番号は01763297であり、会社登記所が維持する登記簿に登録されている。
- CGMLは、シティグループ・インクの完全所有間接子会社であり、株式市場、確定利付証券市場および商品市場におけるディーラー、マーケットメーカーおよび引受人として、また、様々な法人、機関および政府の顧客に対する助言サービスの提供において、国際的に大きな存在感を示している。ロンドンに本社を有し、世界的に運営されている。CGMLは、健全性規制機構(PRA)により認定され、金融行為監督機構(FCA)およびPRAにより規制される。
3. 指定通貨 受益証券のあるクラスに関して本書において定めるクラス基準通貨
4. 元本総額 受益証券の各クラスに関して、100パーセント×払込日に発行されている受益証券の当該クラスの受益証券口数×発行価格÷1,000×パフォーマンス債額面金額
5. パフォーマンス債発行価格 パフォーマンス債の発行時の当初価格であって、元本総額の100パーセントに相当する
6. パフォーマンス債額面金額 受益証券のあるクラスに関して本書において定めるクラス基準通貨単位による数値であって、払込日頃に決定される。
7. パフォーマンス債発行日 豪ドル建て受益証券、NZドル建て受益証券および米ドル建て受益証券に関して、2022年4月12日
8. パフォーマンス債満期日 豪ドル建て受益証券、NZドル建て受益証券および米ドル建て受益証券に関して、2027年3月30日またはパフォーマンス債英文発行条件書に従い決定されるその他の日
9. パフォーマンス債の種別 パフォーマンス債は、次に掲げるものである。  
( )投資対象連動債券(以下13.を参照のこと。)  
( )現金決済債券(すなわち、パフォーマンス債の決済は、現金決済の方法による。)
10. 債券償還/支払い基準 後記14の償還に関連する条項を参照のこと
11. ( )パフォーマンス債の地位 非劣後  
( )パフォーマンス債発行会社保証証書の地位 非劣後
12. パフォーマンス債の販売方法 非シンジケート

**投資対象付連動債券に関する条項**

13. 投資対象連動債券に関する条項
- 後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、パフォーマンス債に関するリスク」を参照のこと。
- ( ) 投資対象 受益証券のあるクラスに関して、本書に定める手数料控除後インデックス
- ( ) 各投資対象に関する要項
- (A) インデックス・スポンサー シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドまたはインデックス要項において定義される「インデックス管理事務代行会社 (Index Administrator)」として選任されるその他の者
- (B) 予定取引日 予定取引日は、それぞれインデックス要項に定義されるインデックス営業日および取引日の双方を満たす日
- (C) 換金障害 後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、パフォーマンス債に関するリスク、実現混乱」を参照のこと。
- (D) ヘッジ障害による期限前終了事由 後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、パフォーマンス債に関するリスク、期限前償還リスク」を参照のこと。

**償還に関連する条項**

14. 償還金額
- 「最終償還金額」とは、パフォーマンス債満期日におけるパフォーマンス債の償還により支払われるべき総額をいい、かかる金額は、パフォーマンス債計算代理人によって算定される金額で合って、パフォーマンス債の発行済元本金額の総額と乗数の積に相当するものとする。上記にかかる用語の意味は、それぞれ次に掲げるとおりである。
- 「乗数」は、次に掲げる計算式を参照して計算されるものとする。
- $$LR \times PR \times \text{最大値} [ ( \text{投資対象終値} / \text{行使水準} ) - 100 \text{パーセント}, 0 ]$$
- LRとは、レバレッジ率をいい、受益証券のあるクラスに関して本書において定める関連するクラス基準通貨建てである、1,000をパフォーマンス債額面金額で除したものに相当する。
- PRとは、連動率をいい、パフォーマンス債計算代理人によって通知され、かつ、払込日頃において算定される百分率である。
- 行使水準とは、パフォーマンス債計算代理人によって通知され、かつ、払込日の後でパフォーマンス債発行日より前ににおいて算定される水準をいう。

最大値とは、関数の最大値をいう。

#### 評価調整

条件（c） - パフォーマンス債評価日の調整（予定取引日）

後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、パフォーマンス債に関するリスク、独自インデックス要項」の規定に従い、パフォーマンス債特定評価日は、以下の規定に従い調整されるものとする。

パフォーマンス債特定評価日が手数料控除後インデックスの予定取引日でない場合、パフォーマンス債評価日は、手数料控除後インデックスの予定取引日であるかかかるパフォーマンス債特定評価日の翌日であるものとする。ただし、パフォーマンス債計算代理人により、当該日が手数料控除後インデックスの混乱日であると判断される場合、以下の条件（d）が適用されるものとする。

条件（d） - パフォーマンス債評価日の調整（混乱日および投資対象終値）

後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、パフォーマンス債に関するリスク、独自インデックス要項」の規定に従い、パフォーマンス債特定評価日（該当する場合、上記の条件（c）の規定に従い調整される。）は、以下の規定に従い調整されるものとする。

（i）以下（ ）の規定に従い、パフォーマンス債特定評価日が、手数料控除後インデックスの混乱日である場合、パフォーマンス債評価日は、（I）予定取引日であり、かつ、手数料控除後インデックスの混乱日でないかかかるパフォーマンス債特定評価日の翌日および（ ）当該パフォーマンス債評価日から3予定取引日後の予定取引日のうちいずれか早い日とするものとする。

（ ）上記により決定される手数料控除後インデックスのパフォーマンス債評価日が、その他関連する支払いがパフォーマンス債に基づき行われることが予定されている日よりも前の当該手数料控除後インデックスの第2予定取引日後に該当する日（以下「カットオフ評価日」という。）である場合、当該パフォーマンス債評価日は、カットオフ評価日（当該日が、当該手数料控除後インデックスの混乱日であるかを問わない。）とみなされるものとし、条件（e）（ ）の規定がそれに関して適用されるものとする。

条件（e） - 評価日の調整（パフォーマンス債計算代理人による投資対象終値の決定）

（i）手数料控除後インデックスのパフォーマンス債評価日（上記の条件（d）に従い決定される。）が、当該手数料控除後インデックスの混乱日である場合、パフォーマンス債計算代理人は、当該パフォーマンス債評価日の当該手数料控除後インデックスの投資対象終値を、当該日

の、または当該日に関する評価時点(関連する場合)の手数料控除後インデックスの投資対象終値を誠実に推定して決定するものとする。

- ( ) 手数料控除後インデックスのパフォーマンス債評価日(条件(d)( )に従い決定される。)が、当該手数料控除後インデックスのカットオフ評価日に決定された場合、パフォーマンス債計算代理人は、当該カットオフ評価日の当該手数料控除後インデックスの投資対象終値を、当該日の、または当該日に関する評価時点(関連する場合)の当該手数料控除後インデックスの投資対象終値を誠実に推定して決定するものとする。

パフォーマンス債英文目論見書およびパフォーマンス債英文発行条件書において定めるところにより、以前に償還または買入消却されている場合を除くほか、パフォーマンス債額面金額に相当するパフォーマンス債の各元本金額は、パフォーマンス債満期日において、最終償還金額により償還される。

#### 15. 期限前償還金額

- ( ) 課税上の理由、違法後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、パフォーマンス債に関するリスク、期限前償還リスク」を参照のこと。  
性または債務不履行事由もしくはその他の関連する期限前償還により、パフォーマンス債の要項および/または計算方法に基づき、償還時に支払われる期限前償還金額
- ( ) 期限前償還額金に含まれる。支払われる予定の経過利息については、追加金額は、経過利息に関する金額が含まれるか

#### パフォーマンス債に適用される一般条項

16. 債券の様式 記名式  
ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの共通預託機関のノミニーマンで登録されたレギュレーションS大券による記名式債券券面
17. 準拠法 イングランド法が適用される。パフォーマンス債の要項は、イングランド法に準拠する。
18. 営業中心地 受益証券のあるクラスに関して本書において定めるところによる。

19. パフォーマンス債計算代理人 英国ロンドン市E14 5LBカナリーワフ、カナダスクエア、シティグループセンターに所在し、ロンドンにおけるハイブリッドAMD部（または後継の部門/グループ）を通じて行為するシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド
20. 算定 パフォーマンス債発行会社、パフォーマンス債計算代理人または他のいずれかの者によって、いずれかの事項が算定、斟酌、選択、選定またはその他決定されるべきとき（ある事項がパフォーマンス債発行会社もしくはパフォーマンス債計算代理人または当該他の者の意見を参照することによって決定されるべき場合を含む。）はいつでも、かかる事項は、パフォーマンス債発行会社、パフォーマンス債計算代理人または当該他の者（いずれか場合による。）によって、同人の単独かつ絶対の裁量において、算定、斟酌、選択、選定またはその他決定されるものとする。
21. 米国の税務上の留意事項 米国の連邦所得税の目的において、パフォーマンス債発行会社は、パフォーマンス債を債務として取り扱うことを意図している。
- パフォーマンス債に関する投資対象が（ ）一つもしくは複数の適格指数および/もしくは適格指数有価証券ならびに/または（ ）米国株式もしくは米国株式を含む指数のいずれでもない投資対象をもってのみ構成されており、ならびに、それゆえパフォーマンス債が特定株式連動商品ではないとパフォーマンス債発行会社が判断している。
22. リスク パフォーマンス債は、期限前償還の権利のない長期の投資対象として、中程度（バランス型）のリスク許容度を有する投資者であって、その目的が、リターンの変動を受容しつつ、市場変動に基づく支払いを受け取ることである投資者に向けて設計されている。

### **豪ドル建て受益証券**

前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分、パフォーマンス債、償還に関連する条項」の第14項の目的において、パフォーマンス債に適用ある最終償還金額の条件は、後記「最終償還金額」の項に記載のとおりである。

前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分、パフォーマンス債、パフォーマンス債に適用される一般条項」の第18項の目的において、パフォーマンス債に適用ある営業中心地の条件は、後記「営業中心地」の項に記載のとおりである。

#### **最終償還金額**

最終償還金額を計算する目的において、連動率は、少なくとも100パーセントになる見込みである。連動率は、払込日頃において決定され、よって、投資者は、申込期間中に受益証券の申込みを行う時点において連動率を知ることはない。連動率が高率である場合（例えば500パーセント）と比較して、連動率が低率である場合（例えば100パーセント）、パフォーマンス債のパフォーマンスの潜在的なプラスのリターンに対する連動がより低くなることを、投資者は理解しておくべきである。

#### **営業中心地**

ニューヨーク、ロンドン、シドニー

## NZドル建て受益証券

前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分、パフォーマンス債、償還に関連する条項」の第14項の目的において、パフォーマンス債に適用ある最終償還金額の条件は、後記「最終償還金額」の項に記載のとおりである。

前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分、パフォーマンス債、パフォーマンス債に適用される一般条項」の第18項の目的において、パフォーマンス債に適用ある営業中心地の条件は、後記「営業中心地」の項に記載のとおりである。

### 最終償還金額

最終償還金額を計算する目的において、連動率は、少なくとも100パーセントになる見込みである。連動率は、払込日頃において決定され、よって、投資者は、申込期間中に受益証券の申込みを行う時点において連動率を知ることはない。連動率が高率である場合（例えば500パーセント）と比較して、連動率が低率である場合（例えば100パーセント）、パフォーマンス債のパフォーマンスの潜在的なプラスのリターンに対する連動がより低くなることを、投資者は理解しておくべきである。

### 営業中心地

ニューヨーク、ロンドン、オークランド、ウェリントン

## 米ドル建て受益証券

前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分、パフォーマンス債、償還に関連する条項」の第14項の目的において、パフォーマンス債に適用ある最終償還金額の条件は、後記「最終償還金額」の項に記載のとおりである。

前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分、パフォーマンス債、パフォーマンス債に適用される一般条項」の第18項の目的において、パフォーマンス債に適用ある営業中心地の条件は、後記「営業中心地」の項に記載のとおりである。

### 最終償還金額

最終償還金額を計算する目的において、連動率は、少なくとも100パーセントになる見込みである。連動率は、払込日頃において決定され、よって、投資者は、申込期間中に受益証券の申込みを行う時点において連動率を知ることはない。連動率が高率である場合（例えば500パーセント）と比較して、連動率が低率である場合（例えば100パーセント）、パフォーマンス債のパフォーマンスの潜在的なプラスのリターンに対する連動がより低くなることを、投資者は理解しておくべきである。

### 営業中心地

ニューヨークおよびロンドン

## 本インデックスおよび派生インデックス

受益証券のあるクラスのために保有されるパフォーマンス債は、手数料控除後インデックスのパフォーマンスに対するエクスポージャーを提供する。

### 手数料控除後インデックス

手数料控除後インデックスは、控除率および想定費用の控除を反映したボラティリティ目標インデックス（以下に記載される。）の一つのバージョンである。手数料控除後インデックスの水準は、その基準インデックス（すなわち、ボラティリティ目標インデックス）から控除率および想定費用を差し引いた水準である。ただし、インデックス・アロケーター契約終了日以後は、想定費用は適用されない。控除率および想定費用の控除は、毎日行われる。

### ボラティリティ目標インデックス

ボラティリティ目標インデックスは、本インデックスの水準の現在実現ボラティリティを参照してボラティリティ目標の年率換算後のボラティリティ水準を目標に調整された、その派生元の基準インデッ

クス（すなわち、本インデックス（以下に記載される。））に対する想定エクスポージャーを提供する。

手数料控除後インデックスおよびボラティリティ目標インデックスは、以下「派生インデックス」という。各派生インデックスは、本インデックスの一つのバージョンであり、以下の図に示すとおり、本インデックスと同一の基本投資戦略を有する。



#### 本インデックス

本インデックスは、インデックス・スポンサーおよびインデックス・アロケーターによって策定された想定上のルール・ベースの独自のインデックスである。本インデックスのインデックス水準は、構成銘柄の変加重合成バスケットの価値における日々の変動を反映する。構成銘柄（本インデックスの潜在的な構成銘柄）は、以下に記載される20の独自のインデックスの想定バスケットである。

| 構成銘柄                                      | 構成銘柄<br>ティッカー | 種類         |
|---|---------------|------------|
| (1) シティ金利2年物米国財務省先物マーケット・トラッカー・インデックス     | CIIRBF2U      | 債券先物インデックス |
| (2) シティ金利5年物米国財務省先物マーケット・トラッカー・インデックス     | CIIRBF5U      | 債券先物インデックス |
| (3) シティ金利10年物米国財務省先物マーケット・トラッカー・インデックス    | CIIRBF1U      | 債券先物インデックス |
| (4) シティ・クレジット・投資適格米国5年物マーケット・トラッカー・インデックス | CICMCIG5      | クレジット指数    |
| (5) シティ金利ロングギルト先物マーケット・トラッカー・インデックス       | CIIRBF1G      | 債券先物インデックス |
| (6) シティ金利10年物日本国債先物マーケット・トラッカー・インデックス     | CIIRBF1J      | 債券先物インデックス |
| (7) シティ金利ボブル先物マーケット・トラッカー・インデックス          | CIIRBF5E      | 債券先物インデックス |
| (8) シティ金利ブズ先物マーケット・トラッカー・インデックス           | CIIRBF1E      | 債券先物インデックス |
| (9) シティ・クレジット・投資適格欧州5年物マーケット・トラッカー・インデックス | CICMCEB5      | クレジット指数    |

|      |   |          |              |
|------|---|----------|--------------|
| (10) | シティ・クレジット・ハイイールド欧州5年物<br>マーケット・トラッカー・インデックス           | C1CMCEX5 | クレジット指数      |
| (11) | シティ・クレジット・ハイイールド米国5年物<br>マーケット・トラッカー・インデックス           | C1CMCHY5 | クレジット指数      |
| (12) | シティ・エクイティ米国ラージ・キャップQSマー<br>ケット・トラッカー・インデックス           | C1EQESUS | 株式指数先物インデックス |
| (13) | シティ・エクイティ・ユーロゾーン・ラージ・<br>キャップQSマーケット・トラッカー・<br>インデックス | C1EQVGES | 株式指数先物インデックス |
| (14) | シティ・エクイティ米国スモール・キャップQS<br>マーケット・トラッカー・インデックス          | C1EQRTUS | 株式指数先物インデックス |
| (15) | シティ・エクイティ米国テックQSマーケット・ト<br>ラッカー・インデックス                | C1EQNQUS | 株式指数先物インデックス |
| (16) | シティ・エクイティAUラージ・キャップQSマー<br>ケット・トラッカー・インデックス           | C1EQXPAS | 株式指数先物インデックス |
| (17) | シティ・エクイティEMラージ・キャップQSマー<br>ケット・トラッカー・インデックス           | C1EQMEUS | 株式指数先物インデックス |
| (18) | シティ金利超長期米国財務省先物マーケット・ト<br>ラッカー・インデックス                 | C1IRBFUU | 債券先物インデックス   |
| (19) | シティ・エクイティGBラージ・キャップQSマー<br>ケット・トラッカー・インデックス           | C1EQZAGS | 株式指数先物インデックス |
| (20) | シティ・エクイティJN(SGX)ラージ・キャップ<br>QSマーケット・トラッカー・インデックス      | C1EQNIJS | 株式指数先物インデックス |

各構成銘柄は、関連市場セクターに関しては一定の取引所で取引されるデリバティブ取引（以下「取引所デリバティブ取引」という。）または特定の原クレジット指数に関しては一定の標準的な条件に基づく標準クレジット・デフォルト・スワップ（以下「クレジット・デフォルト・スワップ取引」という。）のいずれかを参照して、金融市場の特定のセクターを追跡し、当該セクターに対するエクスポージャーを提供することを目指す。構成銘柄は、上記のとおり、債券先物インデックス、クレジット指数および株式指数先物インデックスで構成される。本書の日付において、インデックス・スポンサーは、各構成銘柄の管理事務代行者である。

インデックス計算代理人は、関連するインデックス営業日に関するその公式の終値を参照して（また、インデックス要項に基づく観測日の調整（例えば、関連する日が関連する構成銘柄の水準の公表期日でない場合または構成銘柄の水準の予定された公表が妨害された場合など）に従って）決定される各インデックス営業日に関する各構成銘柄の終値を決定する。

いかなる場合においても、本インデックスにより参照される特定の構成銘柄および本インデックス内のかかる各構成銘柄にそれぞれ配分される組入比率は、ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー（以下「インデックス・アロケーター」という。）により、インデックス・スポンサーおよびインデックス・アロケーター間の契約（以下「インデックス・アロケーター契約」という。）の条件に基づき提供されるリバランスの指示を参照して決定される。インデックス・アロケーター契約に基づき、インデックス・アロケーターは、各暦週の毎水曜日（以下、それぞれ「自動選択日」という。）に、インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人に対して、インデックス・アロケーターが選択した本インデックスに組み入れる構成銘柄およびかかる各構成銘柄に適用する想定組入比率（以下、かかる組入比率を「構成比率」という。）を明記したリバランスの指示（以下「リバランス指示」とい



う。)を提出する権利を有する。よって、本インデックスは、パッシブ戦略ではなくマネージド戦略に従い、またインデックス・アロケーターの選択手法に依拠するものである。

インデックス・アロケーターによるインデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人に対するリバランス指示の提出および確認の手法ならびに特定の制約に対する当該指示の検証プロセスは、インデックス要項に定める。

インデックス・アロケーターは、適用ある制約の範囲内における単独かつ絶対の裁量において、本インデックスが想定エクスポージャーを有する構成銘柄およびかかる各構成銘柄に配分する構成比率を決定し、かかる決定は、本インデックスの定期的なリバランスにおいて実施される。より具体的には、各自動選択日後に、関連するリバランス指示を実施するための本インデックスのリバランスが、自動選択日の後2インデックス営業日目(かかる日付を「自動リバランス日」という。)に実行され、その結果、かかる自動リバランス日において、本インデックス内の各構成銘柄に配分された組入比率は、インデックス・アロケーターにより指定された構成比率を反映したものとなる。

本インデックスは、各暦週に一度、関連する自動リバランス日に、新たな構成比率を反映するためのリバランスが行われる予定である。インデックス・アロケーターは、各リバランスを目的として構成銘柄の組入比率を提供し、そのため本インデックス内の構成銘柄の組入比率は固定されず、随時変動する。

本インデックスの水準は、構成銘柄のパフォーマンスに対する本インデックスのエクスポージャーを参照して、そのインデックス通貨で計算される。インデックス水準は、(1)構成銘柄の選択およびリバランスによって生じる本インデックスの「入替え」に伴う想定取引費用ならびに(2)本インデックスの想定複製費用を反映した想定日次費用の控除を反映する。

#### 債券先物インデックスおよび株式指数先物インデックスの裏付けとなる取引所デリバティブ取引

債券先物インデックスまたは株式指数先物インデックスである構成銘柄インデックスは、関連する原資産を参照する取引所デリバティブ取引のパフォーマンスを追跡する。取引所デリバティブ取引は、特定の原資産(関連する構成銘柄に関する債券または株式のいずれか(該当する場合))に関する先物取引への想定投資を表す。

取引所デリバティブ取引は、様々な種類の電子取引所および電子取引市場において取引される。本書の日付において、各構成銘柄は、上場先物取引である取引所デリバティブ取引を追跡する。上場先物取引は、約定期限中に所定の種類および数量の原資産または原金融商品を固定価格で売買することを規定したものである。先物取引では所定の決済月が規定され、かかる決済月中に、現金で決済を行うか、または原資産もしくは原金融商品を売り手(したがって、売り手のポジションを「ショート」と称する。)が引き渡し、買い手(したがって、買い手のポジションを「ロング」と称する。)が取得する。各構成銘柄は、関連するかかる取引所デリバティブ取引において、想定ロング・ポジションを表す。

有価証券とは異なり、先物取引は、その条項により満期(以下「先物取引日満期日」という。)について定めている。関連する取引所が定めた日(以下「第一通知日」という。)を過ぎると、当月限の先物取引の保有者は、原資産または原金融商品を(ロングの場合には)取得し、または(ショートの場合には)引き渡すことが要求されることがあり、当該先物取引は終了する。その結果、満期が近い特定の資産または金融商品の先物取引に対するエクスポージャーを維持することを希望する市場参加者は、満期が到来する契約のポジションを手仕舞いし、翌月限の契約の新たなポジションを取らなければならない。これは、「ロール」というプロセスである。例えば、5月限月の日経225指数先物取引のロング・ポジションを有する、限月が近いポジションを維持することを希望する市場参加者は、5月限月の先物取引が満期に近づくと、5月限月の先物取引を売却し(これにより既存のロング・ポジションは手仕舞いされることになる。)、6月限月の先物取引を購入する。これにより、5月限月のポジションが6月限月のポジションに「ロール」され、5月限月の先物取引の満期が到来したとき、市場参加者は、最も近い限月(ここでは6月)のロング・ポジションを依然として有することになる。

先物取引満期日が近づくと、その価格は、通常、原資産または原金融商品のスポット価格に近づく。長期の先物取引の価格が、原資産または原金融商品のスポット価格を上回る(これは、「順鞘」として知られる市況であり、先物曲線の上昇で表される。)場合、先物ポジションをロールする投資者は、かかる購入の資金調達のために売却された到来契約よりも少ない数の新規の長期契約を購入することができる。反対に、長期の先物契約の価格が、原資産または原金融商品のスポット価格を下回る(これは、「逆鞘」として知られる市況であり、先物曲線の下降で表される。)場合、かかるロールを行う投資者は、売却される到来契約よりも多い数の新規の契約を購入することができる。したがって、順鞘市場において取引所デリバティブ取引への投資をロールした場合、かかる投資のリターンに悪影響が及ぶ傾向があるが、逆鞘市場において取引所デリバティブ取引への投資をロールした場合、かかる投資のリターンにプラスの影響が及ぶ傾向がある。

各取引所デリバティブ取引は、満期が到来する取引所デリバティブ取引(以下「満期到来契約」という。)から、当該満期到来契約の第一通知日より取引予定日の所定の日数分前にあたる関連する構成銘柄の取引予定日(以下「ロール日」という。)に同一の原資産に関する新たな取引所デリバティブ取引(以下「新契約」という。)に仮想的にロールされる。取引所デリバティブ取引の各ロール日において、各満期到来契約は、名目上、解消され、手取金は、名目上、新契約に再投資される。各取引所デリバティブ取引に関する満期到来契約の先物取引満期日時時点で、当該日の直前に新契約であった先物取引は、関連する満期到来契約となり、その時点で2番目に満期に近い関連する取引所デリバティブ取引が関連する新契約となる。

#### クレジット指数の裏付けとなるクレジット・デフォルト・スワップ

構成指数のクレジット指数は、裏付参照クレジット指数を構成する参照事業体および参照債務の一覧をそれぞれ裏付けとするクレジット・デフォルト・スワップ取引のパフォーマンスを追跡するインデックスである。

背景として、クレジット・デフォルト・スワップ取引は、一方の当事者(プロテクションの買い手という。)が他方当事者(プロテクションの売り手という。)に対してクーポンを支払い、また取引期間中に信用事由(信用デリバティブ契約の条件により定められる。)が発生した場合に、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して決済金を支払う信用デリバティブ取引である。プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払う金額は、取引の想定金額を一部参照し、また、関連する参照債務の価値の決定を一部参照して決定される。この方法により、クレジット・デフォルト・スワップに基づき、プロテクションの売り手は、契約に定める信用リスクを引き受け、信用リスクがプロテクションの買い手からプロテクションの売り手に移転されると考えられる。

便宜上、クレジット・デフォルト・スワップ取引を利用して信用リスクの売買(および取引)を希望する信用デリバティブ市場参加者は、「2014年ISDAクレジットデリバティブ定義集」(国際スワップデリバティブ協会により公表)を組み込み、またそれぞれ裏付参照クレジット指数を構成する参照事業体および参照債務の一覧を参照して運用する標準クレジット・デフォルト・スワップ取引条件を使用することができる。

クレジット指数である構成銘柄の水準は、関連する裏付クレジット・デフォルト・スワップ取引の価格を参照して決定される。クレジット・デフォルト・スワップ取引の買い手および売り手は、一般にスプレッド(以下「スプレッド」という。)ベースで相互に取引を行う。クレジット・デフォルト・スワップ取引のスプレッドは、プロテクションの買い手がプロテクションの売り手に支払う価格(本価格は、一般にプロテクションに対して支払われるプレミアムという。)を表章する。

#### 本インデックスの手法

##### インデックス水準の計算

インデックス水準は、各インデックス営業日にインデックス計算代理人が決定する。各インデックス営業日における前インデックス営業日からのインデックス水準の変動は、本インデックスが参照する想定上の保有構成銘柄の価値、および単位比率によって表示される投資規模(以下「バスケット単位比率」という。)を反映することを目的としており、関連する構成銘柄を取引する仮想投資者が負担する当該投資の実行および保有に係る想定費用を反映するものである。ある構成銘柄に適用あるバスケット単位比率が増大すればするほど、当該構成銘柄の価値の変動(構成銘柄の終値によって表される。)が本インデックスの価値に与える影響(マイナスの影響の場合もある。)は増大する。

構成銘柄の通貨が本インデックスの通貨と同一でない場合、本インデックスは、当該代替通貨建ての構成銘柄に対して為替ヘッジ手法を適用するが、その目的は、当該構成銘柄の表示通貨のインデックス通貨に対する変動の影響を最小限に抑えつつ、関連する構成銘柄のパフォーマンスの変化に本インデックスの水準を連動させることである。これは、前日の構成銘柄の終値を前日の直物為替レートでインデックス通貨に換算し、当日の構成銘柄の終値をその時点の直物為替レートで換算することにより、関連する構成銘柄の終値の変動を計算することによって行われる。

### 想定費用の控除

構成銘柄への仮想投資に関連する想定取引費用および保有構成銘柄の複製に係る想定費用を反映するため（いずれの場合も、必要に応じて直物為替レートでインデックス通貨に換算された当該構成銘柄に特有の費用および想定投資の規模に基づく。）、インデックス水準の計算から想定費用を控除する。全体的にみれば、かかる想定費用の控除により、本インデックスの水準は、想定費用が考慮されなかった場合に適用されていた水準より下落する。

### インデックス・アロケータの役割

本インデックスは、構成銘柄の加重価値を追跡する。各構成銘柄へのエクスポージャーは静的であるようには設計されておらず、本インデックスは、インデックス・アロケータが毎週の自動選択日に提供し得るリバランス指示に基づいて、エクスポージャーを有する構成銘柄およびかかる各構成銘柄に対するエクスポージャーの水準のリバランスを行う。よって、本インデックスは、パッシブ戦略ではなくマネージド戦略に従い、またインデックス・アロケータの選択手法（以下「本戦略」という。）に依拠するものである。したがって、本インデックスのパフォーマンスは、本戦略、および本インデックスの手法に基づく本戦略の正常な実行に依拠する。インデックス・スポンサーまたはインデックス計算代理人のいずれも、インデックス要項およびインデックス・アロケータ契約に記載される限定的な場合を除き、リバランス・プロセスにおいて裁量権を行使しない。インデックス・スポンサーはインデックス・アロケータを任命していないが、本インデックスに関してインデックス・アロケータの関与に同意している。

インデックス・アロケータは、パフォーマンス連動インデックス（ならびに本債券およびサブ・ファンドを含むインデックス連動型商品）を通じて本戦略を実行する。インデックス・スポンサーは、本戦略につき一切責任を負わず、本戦略につき情報を提供する立場にない。

### インデックス・アロケータの投資理論および配分モデル

インデックス・アロケータに関する情報（補遺54に記載される投資理論および配分モデルを含むが、これらに限られない。）は、インデックス・アロケータにより提供された。当該情報は、インデックス・スポンサー、インデックス計算代理人、パフォーマンス債発行会社、パフォーマンス債保証会社、パフォーマンス債ディーラー、パフォーマンス債計算代理人、管理会社、受託会社その他のシティ事業体またはサブ・ファンドもしくはパフォーマンス債に係るサービス提供者によって独自に検証されておらず、当該当事者は、当該情報の不正確性または不十分性につき一切責任を負わないものとする。

### 本インデックスの投資理論

本戦略に係るインデックス・アロケータの配分モデルは、あらゆる形態のリスクの非同等性を踏まえてリスク管理を重視した完全にアルゴリズムによるモデルである。実際に、リスクは極端な形態（テール）でも極端ではない形態（通常）でも発生するものであり、ポジティブなリスク（アップサイド・ボラティリティ）もあればネガティブなリスク（ダウンサイド・ボラティリティ）もある。インデックス・アロケータは、ポジティブかネガティブかにかかわらず、テール・リスクを管理することを重視している。

定量的手法は、以下の社内独自のモデルに依拠するシステムティックな配分プロセスの支柱である。

- (a) 市場におけるオプションの価格から抽出される魅力度およびリスクのフォワード・ルッキングな測定値を提供するモデル。オプション価格は、ダウンサイド・リスク（ダウンサイド・ボラティリティ）およびアップサイド・リスクまたはポジティブ・リスク（アップサイド・ボラティリティ）の両方の測定値を提供する。

(b) ダウンサイド・リスクについてのあらかじめ定義された制限を与えられたポートフォリオの予想される複利リターンを最大化することを目的とする本インデックスの配分を最適化するモデル。

インデックス・アロケーターのリスク管理は、以下の3つの関心事に取り組み、潜在的損失のリスクおよび潜在的利益を逃すリスクを低減するものである。

(a) アップサイド・ボラティリティ(アップサイド・リスク)とダウンサイド・ボラティリティ(ダウンサイド・リスク)を区別し、投資プロセスが、損失を制限するための守りまたはディリスキング、および利益を獲得するための攻めまたはリリスキングの両方を行うことができるようにすること。ポジティブなリスクとネガティブなリスクを区別する方法を持たない限り、ダウンサイド・リスクおよびアップサイド・リスクを管理することはできない。

(b) 本インデックスの配分が困難な状況における本インデックスの構成銘柄間の困難状況下の相関関係を使用することにより、困難な市況下における分散投資を達成すること。実際、標準的な市況において計算される本インデックスの構成銘柄間の通常の相関関係には限界があり、通常の相関関係に反映されている分散投資は、ストレス市況下においては維持できないリスクがあり、資本の配分のための使用が損なわれる可能性がある。

(c) ポートフォリオのダウンサイド・リスク(すなわち、多額の損失を被るリスク)を常に目標のリスク・バジェット水準に保つことで、配分の分散を維持することが非常に重要であること。

インデックス・アロケーターは、より優れたポートフォリオを構築するためのリスク管理能力は、すべてのリスクが同等ではないという事実根拠に根拠したものであると考える。リスクはポジティブな形態(アップサイド・ボラティリティ)とネガティブな形態(ダウンサイド・ボラティリティ)の両方で発生するものであり、極端な形態(テール)と極端ではない形態(通常のボラティリティの変動)の両方で発生するものである。インデックス・アロケーターは、オプション価格から示唆されるフォワード・ルッキングなリスクの測定値およびいわゆるトレンドを把握するためのバックワード・ルッキングな測定値の両方を利用してこれらのリスクを評価し、区別することを可能にする独自のツール一式を構築している。この情報はその後、独自の投資プロセスにおいて利用され、リスクの水準をダウンサイド・ボラティリティ目標または6パーセントから8パーセントのボラティリティ・バジェットに保つため、および予想されるダウンサイド・ボラティリティに対するアップサイド・ボラティリティの比率を最大化するためにアクティブにリスクを管理するグローバルなマルチ・アセット・ポートフォリオを構築する。よって、ポートフォリオは、パッシブ・アンマネージド投資よりはるかに一貫性のあるレートで利息が発生することが期待される。

#### リバランス指示の提出後のリバランス

インデックス・アロケーターによって自動選択日に提出されるリバランス指示には、本インデックスが参照する構成銘柄、および直後の本インデックスのリバランス時にインデックス・アロケーターが各構成銘柄に適用しようとする相対構成比率が明記される。構成比率は実質的に、次のリバランスまで各構成銘柄に帰属する予定の利用可能な想定上の「投資」の割合である。

リバランス指示が受諾されるためには、以下の各制約を満たさなければならない。

(a) すべての構成銘柄に係る絶対構成比率の合計は、600パーセント以下でなければならない。

(b) 株式指数先物を参照するすべての構成銘柄に係る構成比率の合計は、100パーセント以下でなければならない。

いずれも、インデックス要項「検証モジュール」においてより詳細に記載されるところに従う。

自動選択日に行われるリバランス指示の有効な提出の後、直後の自動リバランス日において、インデックス計算代理人は、インデックス・アロケーターの指示に従い、本インデックスがエクスポージャーを有する構成銘柄、および当該各構成銘柄に帰属する関連する比率を反映させるため、本インデックスのリバランスを行う。

自動選択日において、(受け取ったリバランス指示の関連する制約に対する有効性を確認した)インデックス管理事務代行会社がリバランス指示を受諾しなかった場合、またはインデックス・アロケーターがリバランス指示を提出しなかった場合、本インデックスは直後の自動リバランス日にリバランスされず、本インデックスの構成銘柄およびそれに配分された構成比率は変更されない。

インデックス・アロケーター契約が終了した場合、本インデックスのリバランスは行われず、インデックス・アロケーターはさらなるリバランス指示の提出を許可されない。そのため、インデックス・アロケーター契約の終了日(以下「インデックス・アロケーター契約終了日」という。)(同日を含む。)以後、本インデックスは、インデックス・アロケーター契約終了日時点で適用ある構成銘柄および組入比率のリストを参照して決定され、かかる構成銘柄および組入比率は変更されない。これは、構成銘柄へのエクスポージャーは静的なままとなり、実質的に本インデックスはマネージド戦略をとらなくなることを意味する。

インデックス開始日は(各自動リバランス日およびインデックス開始日である)「リバランス日」である。

#### 目標ボラティリティを得ることを追求する際の可変エクスポージャー

ボラティリティ目標インデックス(すなわち、手数料控除後インデックスの基礎となるボラティリティ目標インデックス)は、その派生元である本インデックスに対して想定エクスポージャーを提供し、ボラティリティ目標の年間ボラティリティ水準となるよう調整される。このボラティリティ・ターゲティングの達成を試みるため、ボラティリティ目標インデックスは、本インデックスの水準の過去の実現ボラティリティに応じて、本インデックスに対するそのエクスポージャーを定期的に(潜在的に毎日)調整する。ボラティリティ目標インデックスは、本インデックスの過去の実現ボラティリティが目標ボラティリティを下回った場合、本インデックスに対するそのエクスポージャーを増加させ、本インデックスの過去の実現ボラティリティが目標ボラティリティを上回った場合、本インデックスに対するそのエクスポージャーを減少させる。ボラティリティ目標インデックスが本インデックスに対して有するエクスポージャーの上限は150パーセントであり、下限は0パーセントである。本インデックスのボラティリティは、ボラティリティ・ターゲティング機能の目的上、2度の観測期間にわたり計測される。かかる観測期間には、20日の短期間と、60日の長期間とがある。ボラティリティ・ターゲティング機能の目的上、実現ボラティリティは、2度の期間に計算された実現ボラティリティのうち高い方となる。

ボラティリティ・ターゲティング機能は、5パーセントの「バッファ」に従う。これは、ボラティリティ目標インデックスが本インデックスに対して有するエクスポージャーの過度に頻繁な調整や、かかる調整に関連する想定取引費用の発生を回避するためである。ボラティリティ目標インデックスの手法は、ボラティリティ目標インデックスがボラティリティ目標の達成を試みるために有すべき本インデックスに対する理論上のエクスポージャーを決定する。ボラティリティ目標インデックスが、本インデックスに対して有するかかる理論上のエクスポージャーと現実のエクスポージャーの差分が5パーセントのバッファを超過した場合に限り、ボラティリティ目標インデックスは、本インデックスに対するエクスポージャーを(上下に)調整する。過度に頻繁な調整を回避することは、ボラティリティ目標インデックスがより低い想定費用を負担することを意味するはずであるが、このようなバッファの利用は、ボラティリティ目標インデックスのパフォーマンスを妨げる可能性がある。特に、より動的な調整が有益であった場合、バッファにより、ボラティリティ目標インデックスが利益を獲得し、または損失を回避することが妨げられる可能性がある。

ボラティリティ目標インデックスによる、本インデックスに対して有するエクスポージャーの各調整は、エクスポージャーの変更に係る0.05パーセントの想定取引費用の対象となる。

#### インデックス想定費用

インデックス水準は、本インデックスの構成銘柄間のリバランスおよびかかる構成銘柄の保有に関する一定の想定費用の控除を反映する。投資の焦点の変更およびエクスポージャーの水準の変動は、本インデックスが本戦略の有効性の正確な基準となるよう一定の想定取引費用および複製費用が考慮されることを意味する。

本インデックスの構成銘柄間の再配分（または各構成銘柄への想定投資割合の調整）に係る想定費用は、構成銘柄のバスケット単位比率に変更があり、かつ、かかる想定費用の金額が、かかる構成銘柄に関する想定取引費用に相当する場合に、本インデックスの各構成銘柄の現在の構成比率の関連する変更およびかかる構成銘柄の水準に対して適用される。

本インデックスの水準は、各構成銘柄に係る想定複製費用（かかる想定費用の金額は、前インデックス営業日以降の期間に関して日数計算した構成銘柄の水準である、固定想定複製費用の割合に適用される当該構成銘柄のバスケット単位比率の絶対値に相当する。）に関する日々の控除も反映する。

#### 想定費用および控除率

手数料控除後インデックスのインデックス水準は、次に掲げる算式のとおり計算されるとおり、各インデックス営業日（以下「関連インデックス営業日」という。）に関して、想定費用および控除率を反映する。

$$(X + X1) \times Y \div Z$$

上記の算式における用語の意味は、それぞれ以下に掲げるとおりである。

Xは、控除率である。

X1は、想定費用である（ただし、インデックス・アロケーター契約終了日以後は、X1は0となる。）。

Yは、関連インデックス営業日の直前のインデックス営業日（当日を含まない。）から関連インデックス営業日（当日を含む。）までの暦日の日数である。

Zは、365である。

各本インデックスおよび派生インデックスのインデックス水準は、インデックス・スポンサーによって公表される。

本項は、本インデックスおよび派生インデックスの完全な記述ではなく、本項は、本インデックスおよび派生インデックスの主要な性質の部分的な概要を内容とするに過ぎない。

豪ドル建て受益証券に関して、本インデックスおよび派生インデックスの英語版によるインデックス要項は、インデックス要項の各編に付随する「説明書（Description）」と題する文書と合わせて、次に掲げるアドレスにおいて、投資者が入手することができる。

- (a) ジャナス・グローバル・アダプティブ・シリーズ2 豪ドル建てコア指数、ジャナス・グローバル・アダプティブ 豪ドル建てVT4.5コア指数およびジャナス・グローバル・アダプティブ 豪ドル建てVT4.5指数 - インデックス要項

[https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi\\_Asset/Janus\\_Global\\_Adaptive\\_VT4.5\\_Index\\_Conditions.pdf](https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_Asset/Janus_Global_Adaptive_VT4.5_Index_Conditions.pdf)

- (b) ジャナス・グローバル・アダプティブ・シリーズ2 豪ドル建てコア指数、ジャナス・グローバル・アダプティブ 豪ドル建てVT4.5コア指数およびジャナス・グローバル・アダプティブ 豪ドル建てVT4.5指数 - 説明書（Description）

[https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi\\_Asset/Janus\\_Global\\_Adaptive\\_VT4.5\\_Index\\_Description.pdf](https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_Asset/Janus_Global_Adaptive_VT4.5_Index_Description.pdf)

本インデックスおよび派生インデックスの裏付けとなる構成インデックスのそれぞれに関するインデックス要項は、請求に応じて管理会社より提供される。

インデックス要項およびその付随文書は、本インデックスおよび派生インデックスが準拠する規則ならびに本インデックスおよび派生インデックスの主要な性質ならびにそこから生じるリスクの詳細な記

述を内容とする。とりわけ、インデックス要項に記載される指数の方式は、本インデックスおよび各派生インデックスが計算代理人によって計算される方法に係る記述ならびに本インデックスおよび派生インデックスに対するエクスポージャーを引き受けるときに斟酌すべき要素に係る説明を含んでいる。投資者は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に、インデックス要項の全部を読むべきである。本項とインデックス要項との間に不一致がある場合、関連するインデックス要項が優先するものとする。手数料控除後インデックスの投資対象終値は、インデックス要項に含まれる手数料控除後インデックスに係るブルームバーグ・ページから入手することができる。

NZドル建て受益証券に関して、本インデックスおよび派生インデックスの英語版によるインデックス要項は、インデックス要項の各編に付随する「説明書（Description）」と題する文書と合わせて、次に掲げるアドレスにおいて、投資者が入手することができる。

- ( a ) ジャナス・グローバル・アダプティブ・シリーズ2 NZドル建てコア指数、ジャナス・グローバル・アダプティブ NZドル建てVT4.5コア指数およびジャナス・グローバル・アダプティブ・シリーズ2 NZドル建てVT4.5指数 - インデックス要項

[https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi\\_Asset/Janus\\_Global\\_Adaptive\\_VT4.5\\_Index\\_Conditions.pdf](https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_Asset/Janus_Global_Adaptive_VT4.5_Index_Conditions.pdf)

- ( b ) ジャナス・グローバル・アダプティブ・シリーズ2 NZドル建てコア指数、ジャナス・グローバル・アダプティブ NZドル建てVT4.5コア指数およびジャナス・グローバル・アダプティブ NZドル建てVT4.5指数 - 説明書（Description）

[https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi\\_Asset/Janus\\_Global\\_Adaptive\\_VT4.5\\_Index\\_Description.pdf](https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_Asset/Janus_Global_Adaptive_VT4.5_Index_Description.pdf)

本インデックスおよび派生インデックスの裏付けとなる構成インデックスのそれぞれに関するインデックス要項は、請求に応じて管理会社より提供される。

インデックス要項およびその付随文書は、本インデックスおよび派生インデックスが準拠する規則ならびに本インデックスおよび派生インデックスの主要な性質ならびにそこから生じるリスクの詳細な記述を内容とする。とりわけ、インデックス要項に記載される指数の方式は、本インデックスおよび各派生インデックスが計算代理人によって計算される方法に係る記述ならびに本インデックスおよび派生インデックスに対するエクスポージャーを引き受けるときに斟酌すべき要素に係る説明を含んでいる。投資者は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に、インデックス要項の全部を読むべきである。本項とインデックス要項との間に不一致がある場合、関連するインデックス要項が優先するものとする。手数料控除後インデックスの投資対象終値は、インデックス要項に含まれる手数料控除後インデックスに係るブルームバーグ・ページから入手することができる。

米ドル建て受益証券に関して、本インデックスおよび派生インデックスの英語版によるインデックス要項は、インデックス要項の各編に付随する「説明書（Description）」と題する文書と合わせて、次に掲げるアドレスにおいて、投資者が入手することができる。

- ( a ) ジャナス・グローバル・アダプティブ・シリーズ2 米ドル建てコア指数、ジャナス・グローバル・アダプティブ 米ドル建てVT4.5コア指数およびジャナス・グローバル・アダプティブ 米ドル建てVT4.5指数 - インデックス要項

[https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi\\_Asset/Janus\\_Global\\_Adaptive\\_VT4.5\\_Index\\_Conditions.pdf](https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_Asset/Janus_Global_Adaptive_VT4.5_Index_Conditions.pdf)

- ( b ) ジャナス・グローバル・アダプティブ・シリーズ2 米ドル建てコア指数、ジャナス・グローバル・アダプティブ 米ドル建てVT4.5コア指数およびジャナス・グローバル・アダプティブ 米ドル建てVT4.5指数 - 説明書（Description）

[https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi\\_Asset/Janus\\_Global\\_Adaptive\\_VT4.5\\_Index\\_Description.pdf](https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_Asset/Janus_Global_Adaptive_VT4.5_Index_Description.pdf)



本インデックスおよび派生インデックスの裏付けとなる構成インデックスのそれぞれに関するインデックス要項は、請求に応じて管理会社より提供される。

インデックス要項およびその付随文書は、本インデックスおよび派生インデックスが準拠する規則ならびに本インデックスおよび派生インデックスの主要な性質ならびにそこから生じるリスクの詳細な記述を内容とする。とりわけ、インデックス要項に記載される指数の方式は、本インデックスおよび各派生インデックスが計算代理人によって計算される方法に係る記述ならびに本インデックスおよび派生インデックスに対するエクスポージャーを引き受けるときに斟酌すべき要素に係る説明を含んでいる。投資者は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に、インデックス要項の全部を読むべきである。本項とインデックス要項との間に不一致がある場合、関連するインデックス要項が優先するものとする。手数料控除後インデックスの投資対象終値は、インデックス要項に含まれる手数料控除後インデックスに係るブルームバーグ・ページから入手することができる。

### シティグループの免責事項

本インデックス、派生インデックスおよびそれらの構成銘柄インデックス（以下、個別にまたは総称して「関連インデックス」という。）のインデックス・スポンサー（以下「インデックス・スポンサー」という。）および/またはインデックス計算代理人（以下「インデックス計算代理人」という。）の資格において行為するシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドまたは同社の関連会社（以下「シティグループ」という。）およびそれらの取締役、役員、従業員、代表者、委託先または代理人（以下、個別に、「利害関係人」という。）のいずれも、（a）サブ・ファンドの受益証券（以下「本金融商品」という。）の買付けについての推奨度、（b）特定の日の特定の時刻における適用ある関連インデックスの水準、（c）いずれかの目的により、本金融商品の投資者または他のいずれかの者もしくは団体によって、関連インデックスまたはこれらに含まれるデータの使用から取得されるべき結果、（d）関連インデックスの特定の目的のための商品性もしくは適合性、または（e）その他の事項に関して、何らの明示的または黙示的な表明もしくは保証を行っていない。関連インデックスに関する正確性、完全性、商品性または適合性について、利害関係人は、適用法によって許容される最大範囲において、本書により明示的に免責される。いずれの利害関係人も、たとえ損害の可能性が通知されたとしても、いずれかの者に対して（直接的、間接的、特別、懲罰、結果的、その他）何らの責任も負わないものとする。インデックス・スポンサーまたはインデックス計算代理人のいずれも、関連インデックスの計算、公表および発信を継続する義務を負わず、関連インデックスに関連する過誤、欠落、中断または遅延に関して一切責任を負わない。インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人は、それぞれ本人として行為しており、他の者の代理人または受託者として行為しないものとする。

その業務の通常の過程において、いずれの利害関係人も、関連インデックスおよび/またはその構成銘柄に連動した取引または投資対象（ただし、仕組商品であるか否かを問わない。）を約定もしくは促進、勧誘または売却することがある。また、いずれの利害関係人も、関連インデックスまたはその構成銘柄において、もしくはこれらに関して、自らロングもしくはショートのパジションを持つことがあり、またはそのようなパジションを過去に持っていた可能性があり、ならびに/または自らの顧客への価格提供を行うことによりパジションを積極的に取引することがあり、またはこれらの項目に関連して、その他の者との間で、もしくは当該者のために取引に投資し、もしくは従事することがある。また、利害関係人は、金融商品または取引の開始または終了に関連してヘッジ取引を引き受けることもあり、かかるヘッジ取引は、関連インデックスまたはその構成銘柄の基準となる市場価格、利率または他の市場要因に悪影響を及ぼすことがある。利害関係人は、構成銘柄の発行体との間で投資銀行業務または他の商業上の関係を有することがあり、かかる発行体からの情報に接することがある。当該行為は、関連インデックスの水準に影響を与えることもあれば与えないこともあるが、投資予定者は、ある者が複数の資格において行為する場合には利益相反が生じる可能性があることならびに当該利益相反が関連

インデックスに（プラスまたはマイナスのいずれかの）影響を及ぼすことがあることを認識すべきである。

本インデックスおよび派生インデックスは、受益証券のあるクラスに関して本書に明記されたハイパーリンクで投資者がオンラインで入手できるインデックス要項に詳述される。各関連インデックスは、請求に応じて管理会社より提供される当該構成インデックスに関するインデックス要項に詳述される。各関連インデックスは、インデックス・スポンサーの所有に属し、かつ同社の秘密である。いかなる者もインデックス・スポンサーの事前の書面による承諾を得ることなく、方法の如何を問わず関連インデックスのいずれかを使用することはできず、または当該関連インデックスに関連する情報複製もしくは頒布することもできない。関連インデックスのいずれも、方法の如何を問わず、その構成銘柄の発行体または支援者（該当する方）により支援、承認または促進されることはない。

シティは、世界中で使用・登録されているシティグループ・インクまたはその関連会社の登録商標およびサービスマークである。本金融商品は、シティグループによって支援、承認、販売または促進されておらず、またシティグループは、当該本金融商品に対して投資することの推奨性について、一切の表明を行わない。シティグループは、特定の目的または使用に関する商品性または適合性の保証を含む（ただし、これらに限られない。）一切の明示または黙示の保証を行わない。いかなる場合であっても、シティグループは、シティグループのデータおよび情報の使用に関する直接損害、間接損害、特別損害または派生的損害に対して、一切責任を負わないものとする。

## 現金方針

サブ・ファンドの当座の現金の必要性をそれが生ずる都度斟酌して、受益証券のあるクラスに対して帰属すべきサブ・ファンドの資産の一定部分は、現金で保有されることがある。管理会社は、サブ・ファンドが常にその支払債務を充足する状態にあることを確保するため、現金または現金同等の有価証券へのサブ・ファンドの配分を管理することについて責任を負う。したがって、受益証券のあるクラスの受益証券の発行手取金の一部がパフォーマンス債またはディスカウント債に対して投資されず、またこれに代わり、かつ、管理会社の裁量において、保管会社に開設した銀行預金口座に留め置かれる（以下「現金留保」という。）ことがある。現金留保は、受益証券のあるクラスに関連するサブ・ファンドの設立費用、固定経費および継続的費用に用いられる。

サブ・ファンドの通常の実債債務は、買戻代金ならびに管理会社およびサブ・ファンドの他のサービス提供者に対して支払われるべき他の通常の実債債務の報酬および費用を含む（ただし、これらに限られない。）。

管理会社の運用上の原則は、サブ・ファンドがその支払債務の履行期が到来するときは常にその支払債務を充足する状態にあることを確保する一方、サブ・ファンドの現金保有を最低限に維持することである。通常の場合の下、管理会社は、受益証券の各クラスに関して帰属すべき純資産価額の5パーセント超を現金留保で保有することを想定していない。ただし、管理会社は、必要な場合において、サブ・ファンドのキャッシュ・フローの必要性を充足するために十分な流動性を提供するため必要なときにパフォーマンス債またはディスカウント債の一部または全部を償還することによる場合を含み（ただし、これに限られない。）、随時5パーセント超を保有することがある。

## (2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」の項を参照のこと。

## (3) 【運用体制】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を(関連するサブ・ファンドの費用で)委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- (a) 管理会社は、各委託先が信託証書の規定(適用ある範囲において)を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- (b) 適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト(いずれかのサブ・ファンドを含む。)が被った損失について一切責任を負わない。
- (c) 当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担または当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用(すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。)または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- (a) 管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- (b) 管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前(または受託会社が合意するより短い期間)の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が選任されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ(当該違反が治癒可能である場合に)当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および/または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社とし

て選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を選任している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担または被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担または被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用(すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。)または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより(その逆の場合も同様とする。)、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。SF0第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

本書の日付現在、管理会社の取締役は以下のとおりである。

認定証券アナリストであるソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドの取締役兼社長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドのすべての活動の監督について責任を負っている。リ氏は、26年を超える投資経験を有する。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。

取締役の住所は、香港、セントラル、ガーデン・ロード3、チャンピオン・タワー50/F(50/F Champion Tower, Three Garden Road Central, Hong Kong)である。取締役は、交代されることがある。受益者および潜在的投資者は、管理会社から、現在の取締役の詳細を取得することができる。

#### (4) 【分配方針】

サブ・ファンドの現在の分配方針は、受益者に対して、分配を行わないことである。したがって、サブ・ファンドの純収益および実現キャピタル・ゲインのすべては、再投資され、および受益証券の適用あるクラスに帰属すべき純資産価額に反映される。ただし、管理会社は、(受託会社と協議の上)受益証券のあるクラスに関して、随時決定される金額(もしあれば)を分配する裁量を留保している。

#### (5) 【投資制限】

##### 投資制限

管理会社は、サブ・ファンドの計算において、サブ・ファンドの総資産の50パーセント超を金融商品取引法に定義される「有価証券」（社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など）（有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。）および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資する。

管理会社は、サブ・ファンドのために以下に掲げることを行わない。

- (a) 取得の結果として管理会社が運用するすべての投資信託が保有する投資会社ではないいずれかの会社の議決権付株式の総数が当該会社の全発行済議決権付株式の50パーセントを超える場合において、当該会社の株式を取得すること。
- (b) サブ・ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること（ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書もしくはサブ・ファンドの補遺において明確に開示されている場合および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとする。）。
- (c) 自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと。
- (d) 管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む（ただし、これらに限られない。）受益者の利益を害し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと。
- (e) 空売りの結果、サブ・ファンドの計算において空売りされる有価証券の市場価額の総額が当該空売りの直後に純資産価額を超える場合において、空売りを行うこと。
- (f) 後記「借入れ方針」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと。
- (g) 一の発行体の株式または一の投資信託の受益証券について、その保有の結果として、一の発行体の当該株式または受益証券の価額（以下「株式等エクスポージャー」という。）が純資産価額の10パーセントを超えることとなる場合において（当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）、当該株式または受益証券を保有すること。
- (h) 金融商品取引法第2条第20項の意味におけるデリバティブ取引または類似の取引（新株予約権証券およびオプションまたは他のデリバティブの特徴を表示する証書を含む。）を行うこと。
- (i) 一つの主体により発行され、組成され、または引き受けられた、（ ）有価証券（上記（g）に定める株式または受益証券を除く。）（ ）金銭債権（上記（h）に定めるデリバティブを除く。）および（ ）匿名組合出資持分について、その総額（以下「債券等エクスポージャー」という。）が純資産価額の10パーセントを超えることとなる場合において（当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）、当該（ ）有価証券）（ ）金銭債権および（ ）匿名組合出資持分を保有すること。（注：担保付取引の場合は、担保評価額を控除することができ、当該主体に対するサブ・ファンドの負う支払債務が存在する場合は、支払債務額を控除することができる。）ただし、サブ・ファンドの計算におけるシティグループ社債に対する投資は、債券等エクスポージャーに含まれない。
- (j) 一つの主体に対する株式等エクスポージャーおよび債券等エクスポージャーの総額が純資産価額の20パーセントを超えることとなる場合において、当該主体に対するポジションを保有すること。ただし、サブ・ファンドの計算におけるシティグループ社債に対する投資は、株式等エクスポージャーおよび債券等エクスポージャーに含まれない。

サブ・ファンドは、日本証券業協会によって公表された指針において意味するところによる「特化型運用ファンド」である。一般的に、「特化型運用ファンド」とは、「支配的な銘柄」が存在し、または「支配的な銘柄」が存在する蓋然性が高い投資ファンドをいう。特定の発行体によって発行される銘柄の市場価額の総額が投資ファンドのポートフォリオ投資対象の10パーセントを超える場合、当該発行体

の銘柄は、「支配的な銘柄」に該当する。サブ・ファンドは、シティグループ社債に集中して投資を行うため、サブ・ファンドは、支配的な銘柄が存在し、または支配的な銘柄が存在する蓋然性が高い。したがって、ディスカウント債発行会社、ディスカウント債保証会社、パフォーマンス債発行会社、パフォーマンス債保証会社および他の関連主体に支払不能、倒産または経営もしくは財務状況の悪化が生じた場合、大きな損失が発生することがある。

管理会社は、上記の投資制限に係る適用ある制定法または規則が修正されまたはその他新たなものとなり、管理会社の意見において投資制限が適用ある法律および規則に違反することなく修正できる場合、受託会社と協議の上、受益者の同意を得ることなく、上記の投資制限のいずれについても、追加、修正または削除(該当する方)を行う権限を有するものとする(ただし、当該修正または削除について受益者に対し21日前の事前の通知を行うものとする。 )。

管理会社は、( i ) 受益証券の購入申込みもしくは買戻請求が大量になされると単独で判断する場合、( ) サブ・ファンドが投資する市場もしくは投資対象の急激もしくは大幅な変動を単独の裁量により予期する場合もしくは管理会社の合理的な支配を超えるその他の事由が存在する場合、ならびに/または( ) 投資方針およびガイドラインからの逸脱が( a ) サブ・ファンドを終了する準備を行うためもしくは( b ) サブ・ファンドの資産の規模の結果として管理会社の単独の裁量により合理的に必要な場合、前記の投資方針およびガイドライン(ただし、( a ) ないし( j ) の投資制限を除く。 ) から一時的に逸脱することを決定することができる。当該逸脱を認識した場合、管理会社は、受益者の利益を考慮し、合理的に可能な限り速やかに当該逸脱を是正することを目指す。

## 借入れ方針

管理会社および/またはその委託先は、借入残高の総額が純資産価額の10パーセントを超える結果とはならないことを条件として、サブ・ファンドの計算において金銭を借り入れることができる。ただし、サブ・ファンドが他のサブ・ファンド、投資ファンドまたは他の種類の集団投資スキームとの併合を含む(ただし、これらに限られない。 ) 特別な状況において、12か月を超えない期間で一時的に制限を超える場合はこの限りでない。

コミットメント・アプローチ(簡便法)による受益証券の各クラスの総エクスポージャーは、実物資産の市場価額にデリバティブの性質に係る原資産の市場価額を加えたものを受益証券の各クラスに帰属する純資産価額で除し、ネットティングの取決めおよびヘッジの取決めにより調整したものをを用いて計算される。受益証券の各クラスのレバレッジは、受益証券の関連するクラスの総エクスポージャーから100パーセントを差し引いたものに相当する。総エクスポージャーが100パーセントであるということは、レバレッジがないことを意味する(0パーセントのレバレッジ)。

通常の市況のもとでは、受益証券のあるクラスの予想最大レバレッジは、110パーセントである。ただし、受益証券の当該クラスに関して、本書に別段の定めがある場合はこの限りではない。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

各投資者は、自らの投資アドバイザーおよび/独立専門家から独立した投資助言（法律上、規制上、税務上、財務上および/または会計上の助言を含む。）を得るべきである。

以下のリスク要因は、投資アドバイザーまたは投資者が利用する銀行による独立した助言に代わるものではなく、各投資者は、これらの助言をいかなる場合においても受益証券の買付けの決定前に得るべきである。本書に含まれる情報は、投資者の要求、投資目的、経験、知識および状況に合わせてなされる独立した助言に代わるべきものとはなり得ないため、投資決定は、これらのリスク要因のみに依拠して行われるべきではない。

サブ・ファンドへの投資には重大なリスクが伴い、多くの予測不可能な要因に影響を受ける。サブ・ファンドのリスク特性の急激な変化は、受益証券の価値に重大な悪影響を及ぼしうる。受益証券に流通市場が存在する可能性は低い。投資者は、サブ・ファンドにおけるその投資の相当部分または全部を損失する場合もある。したがって、各投資者は、サブ・ファンドへの投資のリスクに耐えることができるか否かを慎重に考慮すべきである。以下に掲げるリスク要因の記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。

#### サブ・ファンドに関連するリスク

##### 投資対象および取引リスク

サブ・ファンドの投資対象が、一定期間（特に短期）において、達成される保証はない。

投資者は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落する可能性があることを認識すべきである。

##### 流通市場の不在

受益証券に関して流通市場が形成されることは予定されない。したがって、受益者は、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し」の項に定める手続きおよび制限に基づく買戻方法によってのみしかその受益証券を処分することができないことがある。関連する買戻通知の日付から関連する買戻日までの期間中にその受益証券の買戻しを請求する受益者によって保有される受益証券に帰属する純資産価額の減少に関するリスクは、買戻しを請求する受益者が被る。さらに、受益者が自らの受益証券を買い戻しをさせることができないこともある。

##### サブ・ファンドの実績の不在

サブ・ファンドは、間もなくその投資プログラムを開始しようとしているため、運用歴または実績記録はない。管理会社が運用する他の投資ファンドの過去の実績は、必ずしもサブ・ファンドの将来の結果を予示するものではない。

##### 一時停止リスク

管理会社は、信託証書の条件に基づき、一定の状況において、純資産価額の計算ならびに/または受益証券の申込みおよび買戻しを停止することができる。投資者は、当該停止が実行された場合、受益証券の買戻しを行うことはできない。投資者は、純資産価額の算定が停止されている場合、自らの投資対象の市場価格を取得することはできない。この点に関するさらなる情報については、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項を参照のこと。

##### 無保証

サブ・ファンドへの投資は、政府、政府機関もしくは仲介機関または銀行保証ファンドによる保険および保証が付されていない。サブ・ファンドの受益証券は、銀行の預金または債務ではなく、また銀行によって保証または裏書きされているものではない。受益証券に投資された金額は、変動して増加および/または減少する可能性があり、元本確保は保証されていない。サブ・ファンドへの投資は、元本割

れとなる可能性を含め、一定の投資リスクを伴う。受益者が当初投資の総額を取り戻すことができるという保証はない。受益者は、投資総額を上限とする損失を被る準備をしておくべきである。

#### 早期買戻し

サブ・ファンドの投資目的は、当該受益証券のクラスの満期日（同日を含む。）まで適用あるクラスの受益証券を保有している受益者に対し、（a）ディスカウント債に対して、受益証券の発行手取金の大部分を投資することを通じて、本書に定める発行価格の満期償還目標水準に相当する目標リターン、および（b）パフォーマンス債に対して、受益証券の発行手取金の一部を投資することを通じて、受益証券の当該クラスに適用ある手数料控除後インデックスのパフォーマンスに連動するリターンを提供することである。したがって、受益証券の早期買戻しはシティグループ社債の早期売却を引き起こし、その結果、受益者の受領する金額が発行価格の満期償還目標水準を下回ることがある。受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの存続期間中に発行価格を下回ることがあり、したがって、満期日前に買い戻される受益証券の買戻価格は、発行価格を下回る可能性がある。

#### 為替リスクおよび為替管理

（本書においてその他の記載がない限り）受益証券のクラスに関して為替ヘッジが行われず、したがって、投資者は、関連するクラス基準通貨と関連するクラス基準通貨以外の通貨建て対象資産に対する投資の間の為替変動の影響を受けることがある。

各受益証券のクラスは、関連するクラス基準通貨建てである。そのため、投資者の金融活動が主に関連するクラス基準通貨以外の通貨または通貨単位（日本円を含む。）（以下「投資者通貨」という。）建てである場合、通貨の転換に関する一定のリスクが生じる。これらのリスクには、為替相場が著しく変動するリスク（関連するクラス基準通貨の切り下げまたは投資者通貨の切り上げによる変動を含む。）および関連するクラス基準通貨もしくは投資者通貨（いずれか該当する方）を管轄する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれる。関連するクラス基準通貨に対する投資者通貨の価値が上昇した場合、（a）純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨相当額ならびに（b）支払われるべき分配金（もしあれば）の投資者通貨相当額が減少する。

政府および通貨当局は、適用ある為替相場に悪影響を及ぼす可能性がある為替管理を（一部の政府および通貨当局が過去にそうしてきたように）実施することがある。その結果、投資者は、想定よりも少ない買戻代金もしくは分配金を受領するか、または買戻代金もしくは分配金を一切受領できないことがある。さらに、関連するクラス基準通貨が、非流動的であり、譲渡不能であり、および/もしくは通貨制限（関連するクラス基準通貨を管轄する当局により課せられる転換制限および為替管理を含む。）の対象であり、またはこれらの対象となるリスクがある。当該場合において、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項に記載されるとおり、買戻代金の支払いが停止されることがあり、また、投資者は、当該支払いを受領することができない状況のために不利益および損失を被ることがある。

当該通貨リスクは、管理会社の支配の及ばない要因（経済的および政治的事象、関連する通貨の需給関係など）に左右される。近年、一定の通貨の為替相場が非常に変動性が高くなっており、当該変動性は将来も継続することが見込まれている。ただし、過去に生じた特定の為替相場の変動は、常にサブ・ファンドの期間中に日本円との間の関連するクラス基準通貨に関連する為替相場の変動を示唆するものではない。

#### 買戻しが与える影響

受益者の保有する受益証券の買戻しに関して大量の請求が行われる場合、買戻しに必要な現金を調達するために、管理会社は、望ましい時機よりも早期にサブ・ファンドの投資対象の清算が必要となる可能性がある。

#### 分配



サブ・ファンドに関する方針は、受益者に対して分配を行わず、その代わりにサブ・ファンドのすべての純収益および実現したキャピタル・ゲインを再投資することである。したがって、サブ・ファンドへの投資は、当期利回りを求める投資者には適していない。

#### 受益証券1口当たり純資産価格

各受益証券のクラスについて、想定経費引当金は、払込日から（同日を除く。）受益証券の当該クラスの払込日の3年後の応当日までの期間で償却される。当該償却の結果、受益証券のクラスに帰属する純資産価額は減少する。受益証券のクラスに帰属する純資産価額は、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、パフォーマンス債に関するリスク、期限前償還リスク」および「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、ディスカウント債に関するリスク、特有のリスク、期限前償還リスク」と題する項に記載されているとおり、関連する満期日または関連するシティグループ社債がディスカウント債発行会社またはパフォーマンス債発行会社によって全額償還される可能性のある日のいずれかより後の管理会社が決定するそれより早い日（以下「終了日」という。）に、最終日まで（同日を含む。）に発生したすべての固定費用（以下「未使用引当金」という。）を計上後、受益証券の当該クラスに帰属する信託財産に残っている想定経費引当金（もしあれば）の部分に等しい金額だけ、増額する。当該未使用引当金は、終了日に発行されている受益証券間で分配される。終了日より前に受益証券を買い戻した受益者は、この未使用引当金の割当を受領せず、終了日以降に受益証券を買い戻した場合よりも不均衡に大きな割合の想定経費引当金を負担することになる。

シティグループ社債の買呼値の上昇が受益証券1口当たり純資産価格の上昇をもたらす保証はない。同様に、受益証券1口当たり純資産価格が、シティグループ社債の価値または買呼値の比率増加（または減少）に対応する比率で増加（または減少）する保証はない。

#### 期限前償還リスク

サブ・ファンドは、特定の状況において、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（3）信託期間」および「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（5）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に記載されるとおり、予定の償還日の前に償還することがある。

#### クラス間債務

あるクラスの受益証券の保有者は、他のいずれかのクラス資産に関して、いかなる権利も有しない。しかしながら、受益証券の特定のクラスの債務がかかるクラスに帰属すべき資産を超過する場合、サブ・ファンドの債権者は、受益証券の他のクラスに帰属すべき資産に対して、遡求権を有することがある。したがって、受益証券のあるクラスに帰属する債務は、その特定の受益証券クラスに限定されず、一または複数の他の受益証券クラスに帰属する資産から支払うことを要求される場合があるリスクがある。

### ディスカウント債に関するリスク

#### 一般リスク

##### 固定利付債券

固定利付債券への投資は、その後市場金利が固定利付債券の支払金利を上回って上昇した場合、固定利付債券の価値に悪影響を及ぼすというリスクを伴う。

##### ディスカウント債に関連する信用リスク

ディスカウント債はディスカウント債発行会社の無条件の債務を構成し、ディスカウント債に関する保証はディスカウント債保証会社の無条件の債務を構成する。ディスカウント債およびそれに関する保証は、連邦預金保険公社（FDIC）または他の預金保護保険スキームにより保証されていない。ディスカ

ウント債に基づくディスカウント債発行会社による全ての支払いは、ディスカウント債発行会社により、不履行の場合には、ディスカウント債保証会社によりなされる。

ディスカウント債に関する履行期となった全ての金額の支払いは、シティグループ・インクにより無条件かつ取消不能な保証がなされる。格付けおよび見通しは、ディスカウント債の期間中において変動しうる。

信用格付けは、全てのリスクを反映していない可能性がある。信用格付機関は、それぞれ異なった格付けの手法、基準、モデルおよび要件を有する可能性がある。格付けは、構造、市場、上記の追加的要因およびディスカウント債の価値に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因に関連する全てのリスクの潜在的な影響を反映していない可能性がある。信用格付けは、有価証券の売買または保有を推奨するものではなく、格付機関がいつでも改訂または撤回することができるものである。ディスカウント債の格付けは、適用される格付機関によりいつでも引下げ、撤回または認定される可能性がある。ディスカウント債の格付けが引き下げられ、撤回され、または認定された場合、当該ディスカウント債の流動性または市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、金融セクター規制の世界的な状況自体も大きく変化している。特に米国では、ドッド・フラック法により、ディスカウント債保証会社（およびその子会社）ならびに信用格付機関に対する規制監督が拡大している。この規制監督の拡大がディスカウント債の格付けまたはディスカウント債発行会社およびディスカウント債保証会社の格付けにどのような影響を与えるか明らかではない。

#### ディスカウント債の売却で実現する金額は、満期償還目標水準を達成しないことがある

受益証券の各クラスに関して、管理会社が受益証券の任意の買戻しの資金を調達する目的で、満期日より前にディスカウント債を売却するよう要求される場合、当該売却時に受領する金額は、受益証券の当該クラスに適用される満期償還目標水準を達成するために要求される価格を下回ることがある。管理会社はまた、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し、強制買戻し」の項に記載されているとおり、一定の状況において受益証券の強制買戻しを行うことができる。受益証券の満期日以前に当該強制買戻しが行われた場合、受益証券の当該クラスに適用される満期償還目標水準が同様に達成されない可能性がある。

満期日における満期償還目標水準の達成は、ディスカウント債発行会社の信用リスクの影響も受ける。前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、ディスカウント債に関連する信用リスク」の項のリスク要因を参照のこと。

#### 金利変動

確定利付資産の価値は、金利変動に応じて上下することがある。一般的に、金利が上昇すると、確定利付資産の価値は下落する傾向にある。反対に、金利が低下すると、確定利付資産の価値は上昇する傾向にある。確定利付資産の価値の変動幅は、確定利付資産の満期および発行条件を含む様々な要因に左右される。長期確定利付商品は、一般的に、金利変動に対して短期確定利付商品よりも感応度が高い傾向にある。金利変動は、管理会社がサブ・ファンドの計算において購入するデリバティブ商品の価値および価格にも影響を与える可能性がある。

#### 投資ポートフォリオの流動性

流動性は、サブ・ファンドの計算において適時に投資対象を売却する管理会社の能力に関連する。相対的に流動性が低い有価証券の市場は、より流動性が高い有価証券の市場よりも価格変動性が高い傾向にある。サブ・ファンドが相対的に流動性が低い有価証券に投資する場合、管理会社がサブ・ファンドの投資対象を希望する価格・時期に取引できない可能性がある。ポートフォリオは、相対的に少数の銘柄に集中投資することがあり、これはサブ・ファンドの流動性に影響を及ぼしうる。さらに、当該投資対象の処分は、契約上の条項により制限を受けることがあり、これ自体、当該投資対象の価値に影響を

及ぼしうる。取引所は、特定の商品もしくは契約の取引の停止、特定の商品もしくは契約の即座の清算および決済の要求、または特定の商品もしくは契約の取引が清算のためにのみ行われることの要求を行う可能性がある。非流動性のリスクは、店頭取引にも発生する。当該商品または契約には規制市場がない場合があり、買呼値および売呼値は、これらの商品または契約のディーラーによってのみ決定される可能性がある。市場性が低い有価証券への投資は流動性リスクを伴う。さらに、当該有価証券は、評価が困難であり、その発行体は、投資者保護に関する規制市場の規則に常に従うわけではない。

### 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを効果的に管理するための方策を整備する。（適用性/適切性に応じて）管理会社または管理会社のリスク管理機能は、日次方式により、流動性リスク管理方針の実施を監視する。また、管理会社は、管理会社が買戻しを整然と処理することができ、またすべての投資者が公平に取り扱われることを可能ならしめることができるような流動性リスク管理の手法（後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」および「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し、買戻しの繰延べ」の項に記載するもの等）を構築している。

継続的に、管理会社は、内部の流動性指標に対するサブ・ファンドの流動性のポジションを評価している。管理会社は、流動性評価に至る一定の範囲の定量的基準および定量的要素を斟酌する。管理会社がポジションを換金するために必要となる期間および費用を算定することができるように、管理会社は、換金のための平均日数または合計日数に基づき、投資対象に内在する流動性を分析することができる。潜在的に有価証券の日次の数量を超過することおよびこれによる有価証券の価格への影響を避けるため、取引前の分析を実施することができる。管理会社はまた、継続的にサブ・ファンドの流動性ストレス・テストも履行する。流動性リスク管理方針および流動性リスク管理手続は、定期的かつ必要に応じて見直される。

サブ・ファンドが指標を満たすことができない場合、管理会社のリスク管理機能は、追加の分析を履行することが必要であるか否か、およびサブ・ファンドの流動性リスクを管理するため追加の措置を講じるべきか否かを斟酌する。管理会社は、評価に係る記録を保存する。

### 集中リスク

管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオを特定の原投資対象または少数の原投資対象および/もしくはカウンターパーティーに集中することがある。その結果、サブ・ファンドのポートフォリオは、かかる特定の投資対象および/またはカウンターパーティーに影響を及ぼす不利な経済状況または事業環境から生じる価格変動に対してより影響を受けることがある。当該「カウンターパーティー・リスク」は、サブ・ファンドがその取引を単一または少数グループのカウンターパーティーとの間に集中させた場合に増大する。

### 特有のリスク

#### 金利に関するディスカウント債に関連する一定の勘案事項

投資家は、グローバルな資本市場への投資や、金利に一般的に精通していなければならない。ディスカウント債を購入する前に、投資家は特に、関連するディスカウント債に基づき支払い可能または交付可能となる金額を計算する際に参照する金利の価値および価格のボラティリティを慎重に考慮すべきである。

ディスカウント債の市場価格は、いずれかの時点で、金利に関する特定の要因の影響を受ける可能性がある。かかる要因は、以下の事項に関する重要な変動の可能性を含むが、これらに限られない。

(a) 金利の水準

(b) マクロ経済的、政治的または財政的要因、投機

### （c）中央銀行および政府の介入

近年、金利は比較的 low water で安定しているが、これが続かない可能性があり、金利が上昇し、および/または変動しやすくなる可能性がある。しかしながら、過去に発生した金利の変動は、必ずしもディスカウント債の期間中の金利に発生する可能性のある変動を示唆するものではない。したがって、サブ・ファンドへの投資を行う前に、投資家は特に、ディスカウント債の価値およびリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性があるため、関連する金利の価値およびボラティリティを慎重に考慮すべきである。

ディスカウント債の条件に応じて、投資家は、関連する金利のパフォーマンスを理由に、利息を一切受領しない、または限定的な利息金額を受領する可能性がある。

### 期限前償還リスク

ディスカウント債権者（すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社）は、投資元本相当額を確保するためには、ディスカウント債をディスカウント債満期日まで保有する必要がある。

「期限前償還金額」とは、ディスカウント債に関して、その元本金額に相当する金額をいう。

投資者は以下のことを認識すべきである。

- （a）ディスカウント債は、（ ）ディスカウント債発行会社またはディスカウント債保証会社が米国もしくは、いずれかの場合においても、米国の下部部門もしくは米国の、もしくは米国中に所在する税務当局の法律（もしくはそれに基づき公布される規制または規則）の変更もしくは改正または当該法律の適用もしくは正式な解釈の変更の結果として追加の利息を支払う義務を負うことになる場合、または（ ）ディスカウント債に基づくディスカウント債発行会社の債権の履行の全部もしくは一部がいずれかの理由により、不法、違法、もしくは禁止されているとディスカウント債発行会社が判断する場合もしくはディスカウント債に関する保証証書に基づくディスカウント債保証会社の債権の履行の全部もしくは一部がいずれかの理由により不法、違法、もしくは禁止されていたもしくはされているとディスカウント債保証会社が判断する場合もしくはディスカウント債に基づくディスカウント債発行会社の債務をヘッジするための取決めの全部もしくは一部がいずれかの理由により、不法、違法、もしくは禁止されていたもしくはされているとディスカウント債発行会社が判断する場合、ディスカウント債発行会社またはディスカウント債保証会社の選択により、いつでも期限前償還金額にてその全部を早期に償還することがある。
- （b）ディスカウント債に関して債務不履行事由が発生して継続している場合、および発行済ディスカウント債の元本金額の25パーセント以上を構成するディスカウント債の保有者は、ディスカウント債発行会社およびディスカウント債保証会社に書面で通知することにより、直ちにディスカウント債の期日が到来し支払われることを宣言することがあり、これをもって、ディスカウント債計算金額に相当するディスカウント債の各元本金額は、期限前償還金額において期日が到来し支払われるものとする。いずれかのディスカウント債に関する当該支払いをもって、当該ディスカウント債に関するディスカウント債発行会社およびディスカウント債保証会社のすべての債務は、免責されるものとする。

ディスカウント債権者（すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社）に返還される金額が、関連するディスカウント債に対するディスカウント債権者の当初の投資額と同額またはそれを上回るという保証はなく、当該金額は、ディスカウント債権者の当初の投資額を実質的に下回ることがある。

ディスカウント債の価値に影響を与えるその他の条件が存在することがあり、請求に応じて入手可能な詳細については、ディスカウント債英文発行条件書およびディスカウント債英文目論見書を参照する必要がある。

ディスカウント債の売却で実現する金額は、発行価格を下回ることがある

管理会社が受益証券の任意の買戻しの資金を調達する目的で、ディスカウント債満期日より前にディスカウント債を売却するよう要求される場合、当該売却時に受領する金額は発行価格を下回ることがあり、受益者は、発行価格の満期償還目標水準を下回る価格を受領する場合がある。

管理会社はまた、後記「第二部ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、(1) 海外における買戻し、強制買戻し」の項に記載されているとおり、一定の状況において受益証券の強制買戻しを行うことができる。受益証券の満期日以前に当該強制買戻しが行われた場合、ディスカウント債の売却時に受領する金額はディスカウント債発行価格を下回ることがあり、受益者は、発行価格の満期償還目標水準を下回る価格を受領する場合がある。

## グリーンボンド

グリーンボンドおよび関連するフレームワークに関する情報については、ディスカウント債英文目論見書の「本目論見書に基づくディスカウント債の発行に関する一般情報」の項を参照のこと。

グループがディスカウント債英文目論見書および/またはディスカウント債英文発行条件書に記載される方法で、または実質的にかかる方法で、グリーンボンドの純手取金に相当する金額を充当することを意図しているにもかかわらず、関連する投資は、ディスカウント債発行会社が当初予測もしくは予想した結果もしくは成果を提供することはできないか、または、関連するフレームワークの目標を達成することができない可能性があり、および/またはディスカウント債発行会社もしくはその関連会社が投資家もしくはディスカウント債に関連する特定のタイミングスケジュールに従って当該純手取金に相当する金額を投資することができない可能性がある。さらに、グループは、グリーンボンドの価値に影響を及ぼす可能性のある方法で、関連するフレームワークを随時変更することができる。

現時点では、「グリーン」、「社会的」、「包摂的」、「持続可能」または同等に分類されるプロジェクトまたは資産を構成するもの、または特定のプロジェクトもしくは資産が「グリーン」、「社会的」、「包摂的」、「持続可能」またはその他同等の分類として定義されるために必要な正確な属性について、明確な定義（法律上、規制上その他を問わない。）または市場コンセンサスはない。明確な定義またはコンセンサスが形成されない可能性があり、また市場コンセンサスが形成される場合、かかるコンセンサスが関連するフレームワークとは異なるか、または経時的に大きく変化する可能性があり、これによりグリーンボンドの価値に影響を及ぼす可能性がある。したがって、関連するフレームワーク合意ならびに関連する意見および/または報告書に記載された事業またはプロジェクトへの投資は、「グリーン」、「社会的」、「包摂的」、「持続可能」またはその他同等に分類される業績目標に関する投資家の期待、分類もしくは基準またはその他の投資基準もしくはガイドライン、または直接的もしくは間接的な環境影響（投資家に適用される現行または将来適用される法令もしくは規制またはその他の準拠規則、政策もしくは投資マンドートを含む。）に関する拘束力のあるまたは拘束力のない法律上またはその他の基準を満たさない可能性がある。また、かかる事業またはプロジェクトから社会的、環境的および/またはその他の悪影響が生じないという保証はない。投資家は、関連するプロジェクトおよび適用されるフレームワーク合意における適格性基準の内容を考慮し、当該情報と当該意見および/または報告書の関連性、ならびに適用されるすべての基準が満たされるか否かを自ら判断すべきである。

グリーンボンドに関連して利用可能となる第三者の意見、証明または報告（グループが求めたか否かを問わない。）（事業またはプロジェクトがグリーン、社会的、包摂的、持続可能性および/またはその他の基準を満たしているか否かに関するものを含む。）は、撤回されるか、変更されるか、または維持されない可能性がある。さらに、当該意見、証明または報告の提供者は、特定の監督または規制制度の対象とならない可能性がある。グリーンボンドはまた、いずれかの証券取引所または証券市場（規制を受けるか否かを問わない。）の専用の「グリーン」、「環境的」、「社会的」、「包摂的」、「持続可能」またはその他同等に分類されるセグメントに上場されるかまたは取引の許可を受ける可能性がある。しかしながら、投資家は、そのような上場または取引許可の基準が変更され、期待に沿うものでは

なくなる可能性があること、また、かかる上場または取引許可がディスカウント債発行会社によって維持されないか、または撤回される可能性があるというリスクがあることを認識しなければならない。これは、グリーンボンドの市場価格にも悪影響を及ぼす可能性があり、投資家が投資対象の全部または一部を換金できない可能性がある。

ディスカウント債発行会社またはその他の関連事業体が、関連するフレームワークに記載される純手取金に相当する金額を配分しない(もしくは配分させない)か、または報告書を提出しないこと、または外部保証提供者が、関連するフレームワークまたはグループの持続可能性戦略もしくは関連するフレームワークに対する報告書の適合性について意見を述べないこと、またはグループが当該意見もしくは証明が意見もしくは証明する対象(場合に応じる)である事項の全部または一部を遵守していないという報告もしくは証明を撤回することは、期限前償還権に基づく債務不履行を構成しないか、または期限前償還権を発生させない(ディスカウント債発行会社またはディスカウント債権者によるかを問わない)。)。さらに、疑義を避けるために付言すると、グリーンボンドの手取金は、ディスカウント債発行会社またはグループ内のその他の事業体により、その資本およびその他の資産から分離されず、グリーンボンドおよびグリーン適格資産との間に直接または契約上の関連性は存在しない。

上記の要因(および「グリーン」、「社会的」、「包摂的」、「持続可能」または同等に分類されるプロジェクトまたは資産に資金を提供する予定のディスカウント債発行会社の他のディスカウント債の価値に悪影響を及ぼす事由)は、当該ディスカウント債の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、投資家は、投資対象の全部または一部を換金できない可能性がある。

「グリーン」、「持続可能」、「社会的」、「ESG」、「包摂的」または類似の目的を有するものとして分類または販売されるディスカウント債

ディスカウント債は、「グリーン」、「持続可能」、「社会的」、「ESG」、「包摂的」または類似の目的を有するものとして表示または販売されることができる。ディスカウント債の名称および/またはマーケティング資料においてかかる用語が使用されるにもかかわらず、当該ディスカウント債(またはその管理事務代行会社)は、

- (a) 「グリーン」、「持続可能」、「社会的」、「ESG」、「包摂的」またはその他類似の分類のある投資対象に関して、投資者の目的または予想を満たさない可能性があり、および/または
- (b) 「グリーン」、「持続可能」、「社会的」、「ESG」、「包摂的」またはその他類似の分類のある投資対象に関する法律上または規制上の要件または基準(持続可能な投資の促進のための枠組みの確立に関するEUベンチマーク規則(レギュレーション(EU)2020/852)(いわゆるEUタクソノミー規則)または英国の国内法の一部を構成する規則のいずれかに定められるものを含む。)を満たさない可能性がある。

現時点では、「グリーン」、「持続可能」、「社会的」、「ESG」、「包摂的」もしくは類似の製品、または特定の製品がそのように定義されるために必要とされる正確な属性を構成するものについて、普遍的に合意された枠組み(法律上、規制上その他を問わない。)または市場コンセンサスは存在せず、そのような普遍的に合意された枠組みまたはコンセンサスが経時的に確立されるという保証はない。一部の法域および地域(特に欧州経済領域および英国内)において、類似の概念を定義するための規制努力が行われているが、持続可能な金融を定める法律上および規制上の枠組みは確立中であり、これらの特定の地域の制度が国際金融市場でより広く採用されるという保証はない。したがって、製品が「グリーン」、「持続可能」、「社会的」、「ESG」、「包摂的」またはその他の類似の分類のある投資対象に関する投資者の目的または予想のいずれかまたはすべてを満たす、または製品の導入に際し環境的、社会的および/またはその他の影響が生じないという保証はない。

## パフォーマンス債に関するリスク

### パフォーマンス債価値変動リスク

パフォーマンス債は変動しやすい商品であり、価値が大きく変動することならびに有価証券および/またはデリバティブへの投資に固有の他のリスクを伴うことがある。満期までの期間中のパフォーマンス債の価値は、手数料控除後インデックスの価値および最終償還金額の決定のために明示的には使用されない事由（例えば、手数料控除後インデックスの予想変動率、手数料控除後インデックスまたは他の事由との予想される相関性）を含む多くの事由により、急速に上昇することもあれば、下落することもある。パフォーマンス債の価値は、満期までの期間を通じて上昇または下落することがあり、パフォーマンス債権者（すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社）は、パフォーマンス債への当初の投資額の全額を上限とした損失を被ることがある。これらの様々な事由が作用することで、パフォーマンス債の価値は、予想が困難な方法で変化することがある。

#### 原資産に連動するパフォーマンス債の価値および取引価格に影響を与える特定の要因

関連する満期日より前のいずれかの時点でパフォーマンス債に関して交付される資産の支払額および/または価値は、通常、当該時点の当該パフォーマンス債の取引価格を下回ることが予想される。取引価格と当該交付される資産の支払額および/または価値（場合に応じる）との差額は、とりわけ、パフォーマンス債の「時価」を反映する。パフォーマンス債の「時価」は、満期までの残存期間の長さおよび原資産の価値に関する予想に一部依存する。パフォーマンス債は、ヘッジおよび投資の分散化の機会を提供するが、中間価値に関して、一定の追加的なリスクも生じさせる。パフォーマンス債の中間価値は、原資産の価格または水準の変動に応じて、また多くの他の相互に関連する要因（本書に明記されるものを含む。）により変動する。

原資産に連動するパフォーマンス債への投資には、あらかじめ定められた特定の元本額を有し、投資者の通貨建てである債務証券等の通常の証券への類似の投資には伴わない重大なリスクがある可能性がある。

原資産に連動するパフォーマンス債に伴うリスクは、一般に、パフォーマンス債発行会社およびパフォーマンス債保証会社のいずれもコントロールできず、また容易に予見することができない要因に依存する。これらのリスクには、経済的事象、政治的事象ならびに関連する原資産の供給および需要が含まれる。

近年、様々な原資産の価格のボラティリティは非常に高い。かかるボラティリティは、将来において予想される可能性がある。しかしながら、過去に発生した金利、レベルまたは価格の変動は、必ずしも原資産に連動するパフォーマンス債の期間中に発生する変動を示唆するものではない。さらに、投資者は、関連する原資産の価値がパフォーマンス債発行会社、パフォーマンス債保証会社またはそれらの関連会社により決定または公表される可能性があるか、または米国、欧州経済領域または英国の法律に基づく規制の対象ではない第三者または事業体により決定または公表される可能性があることを認識すべきである。元本および/または利息の支払いが原資産と連動する結果生じる損失のリスクは大きく、元本および/または利息の支払いは、発生しない可能性のある一定の事由の発生に依存する可能性がある。

#### パフォーマンス債に関連する信用リスク

パフォーマンス債はパフォーマンス債発行会社の無条件の債務を構成し、パフォーマンス債に関する保証はパフォーマンス債保証会社の無条件の債務を構成する。パフォーマンス債およびそれに関する保証は、連邦預金保険公社（FDIC）または他の預金保護保険スキームにより保証されていない。パフォーマンス債に基づくパフォーマンス債発行会社による全ての支払いは、パフォーマンス債発行会社により、不履行の場合には、パフォーマンス債保証会社によりなされる。投資者は、パフォーマンス債に基づく全ての支払いは、パフォーマンス債発行会社およびパフォーマンス債保証会社の信用リスクの対象となることに留意すべきである。

パフォーマンス債に関する履行期となった全ての金額の支払いは、シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドにより無条件かつ取消不能な保証がなされる。格付けおよび見通しは、パフォーマンス債の期間中において変動しうる。

信用格付けは、全てのリスクを反映していない可能性がある。信用格付機関は、それぞれ異なった格付けの手法、基準、モデルおよび要件を有する可能性がある。格付けは、構造、市場、上記の追加的要因およびパフォーマンス債の価値に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因に関連する全てのリスクの潜在的な影響を反映していない可能性がある。信用格付けは、有価証券の売買または保有を推奨するものではなく、格付機関がいつでも改訂または撤回することができるものである。パフォーマンス債の格付けは、適用される格付機関によりいつでも引下げ、撤回または認定される可能性がある。パフォーマンス債の格付けが引き下げられ、撤回され、または認定された場合、当該パフォーマンス債の流動性または市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

### 投資対象終値

手数料控除後インデックスの投資対象終値は、パフォーマンス債英文目論見書および/またはパフォーマンス債英文発行条件書に記載される評価調整メカニズムに基づき調整されることがある（特定評価日が予定取引日ではない場合、または混乱日である予定取引日である場合を含むが、これらに限られない。）。

当該調整は、インデックス要項に記載される調整評価メカニズムに優先する場合があります。よって手数料控除後インデックスのインデックス水準は、パフォーマンス債のもとでの評価決定の目的のため、最終的にパフォーマンス債計算代理人によって決定される場合があります。

### パフォーマンス債評価日の調整（混乱日および本インデックス水準）

パフォーマンス債計算代理人が、混乱日を生じさせる事由の発生を理由として、パフォーマンス債評価日のいずれかの時点において手数料控除後インデックス水準を決定することができないと判断した場合、当該日の当該時点における本インデックス水準は、パフォーマンス債に関する支払金額を決定する目的において調整されるものとする。

### 調整事由

調整事由とは、パフォーマンス債に関して、パフォーマンス債発行会社および/またはパフォーマンス債計算代理人の決定により、（ a ）関連するパフォーマンス債に関して原ヘッジ・ポジションに影響する、または関連するパフォーマンス債について義務の履行に関連するパフォーマンス債発行会社の費用が著しく増加する法律の変更、（ b ）ヘッジ混乱、（ c ）ヘッジの費用の増加、（ d ）以下のうちいずれかの発生である、または手数料控除後インデックスに適用される追加の調整事由のいずれかの時点における発生、（ ）手数料控除後インデックスが（ 1 ）関連するインデックス・スポンサーによってもしくはそのために計算および公表されないが、パフォーマンス債計算代理人によって許容できる当該インデックス・スポンサーの後継者によってもしくはそのために計算および公表される、（ 2 ）パフォーマンス債計算代理人の決定において、当該手数料控除後インデックスと同じもしくは実質的に同様の計算式および計算方法を使用する後継インデックスにより代替される、（ ）追加的混乱事由（該当する場合）が発生する、または（ ）パフォーマンス債計算代理人が（ 1 ）税金混乱が生じるまたは存在する、および（ 2 ）当該税金混乱が重大であると判断する、の発生を意味する。

パフォーマンス債計算代理人が調整事由が発生したと決定する場合、パフォーマンス債計算代理人は、（ ）パフォーマンス債計算代理人が当該調整事由の影響を考慮するために必要または適切と判断するパフォーマンス債の条件に関する調整を行い、（ ）各当該調整の効力発生日を決定するものとする。

上記に基づく調整は、パフォーマンス債の「現金化」を含むことがある。パフォーマンス債が現金化される場合、（ ）パフォーマンス債計算代理人は、パフォーマンス債計算代理人によって選択された日付（以下「現金化評価日」という。）においてパフォーマンス債を構成する債券構成銘柄および包含



デリバティブの特定された通貨における価値（以下「現金化金額」という。）を決定し、（ ）利息（もしあれば）および最終償還金額に関する将来の金額がもはや支払われず、（ ）パフォーマンス債満期日において、（ a ）現金化金額に（ b ）パフォーマンス債計算代理人が選択した特定の通貨に関連する翌日物金利で発生し、現金化評価日（同日を含む。）からパフォーマンス債満期日（同日を含まない。）の期間について発生する、当該金額にかかる利息を加算した金額を支払う。

増額ヘッジコストが生じた場合、パフォーマンス債計算代理人は、関連するヘッジコストの増額をパフォーマンス債権者（すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社）に転嫁するために必要または適切と判断する、パフォーマンス債の条件の調整を行うことがあり、これはそうでなければパフォーマンス債に基づいて支払われたであろう金額の減額を含むが、これに限られない。

調整事由に対応してパフォーマンス債計算代理人が行う調整は、関連する指数の代替が含まれることがあり、パフォーマンス債計算代理人は、当該代替に関連して必要または適切と判断する、パフォーマンス債の条件に関連する当該他の調整を行うことがある。

#### 期限前償還リスク

本項目および以下のリスク要因の目的において、

「追加期限前償還事由」 パフォーマンス債に関して、下記のいずれかの事由が発生したことを意味する。（ a ）パフォーマンス債計算代理人が独自インデックス調整事由に対応して計算、調整もしくは代替を合理的に行うことができないと判断する場合、（ b ）第871（ m ）事由が発生した場合、または（ c ）ヘッジ混乱早期終了事由が発生した場合。

「期限前償還金額」 パフォーマンス債に関して、パフォーマンス債発行会社により選択された日における（違法性による償還、関連する違法性、違法または禁止の目的においては考慮しない。）、パフォーマンス債の公正市場価格を表すパフォーマンス債計算代理人により決定される金額（利息に関する金額を含むものとする。）から、（債務不履行事由に基づく期限前償還の場合を除き）パフォーマンス債に関する原資産および/または関連するヘッジならびに資金調達の取決め（パフォーマンス債に基づくパフォーマンス債発行会社の義務をヘッジする手数料控除後インデックスに関するオプションを含むが、これらに限られない。）を解消するパフォーマンス債発行会社またはその関連会社の比例案分の費用を差し引いた金額を意味する。

「期限前償還事由」 （ a ）パフォーマンス債計算代理人が、調整事由の発生後、当該調整事由の影響を考慮するために調整または代替を合理的に行うことができないと判断した場合、（ b ）追加期限前償還事由が発生した場合、または（ c ）パフォーマンス債英文目論見書および/もしくはパフォーマンス債英文発行条件書に開示される他の事由もしくは状況の発生のいずれかを意味する。

パフォーマンス債計算代理人の決定において、期限前償還事由が発生した場合、パフォーマンス債の（一部ではなく）全部、またはヘッジ混乱早期終了事由もしくは第871（ m ）条事由の場合、パフォーマンス債発行会社が選択した日において、期限前償還金額に相当する金額を支払って各パフォーマンス債額面金額を償還することがある。

さらに、投資者は以下のことを認識すべきである。

（ a ）パフォーマンス債は、（ ）パフォーマンス債発行会社またはパフォーマンス債保証会社がルクセンブルグもしくは英国もしくは、いずれかの場合においても、各国の下部部門もしくは各国の、もしくは各国中に所在する税務当局の法律（もしくはそれに基づき公布される規制または規則）の変更もしくは改正または当該法律の適用もしくは正式な解釈の変更の結果として追加の利息を支払う義務を負うことになる場合、または（ ）パフォーマンス債に基づくパフォーマンス

債発行会社の債権の履行の全部もしくは一部がいずれかの理由により、不法、違法、もしくは禁止されているとパフォーマンス債発行会社が判断する場合もしくはパフォーマンス債に関する保証証書に基づくパフォーマンス債保証会社の債権の履行の全部もしくは一部がいずれかの理由により不法、違法、もしくは禁止されているとパフォーマンス債保証会社が判断する場合もしくはパフォーマンス債に基づくパフォーマンス債発行会社の債務をヘッジするための取決めの全部もしくは一部がいずれかの理由により、不法、違法、もしくは禁止されているとパフォーマンス債発行会社が判断する場合、パフォーマンス債発行会社またはパフォーマンス債保証会社の選択により、いつでも期限前償還金額にてその全部を早期に償還することがある。

- (b) パフォーマンス債に関して債務不履行事由が発生して継続している場合、および発行済パフォーマンス債の元本金額の25パーセント以上を構成するパフォーマンス債の保有者は、パフォーマンス債発行会社およびパフォーマンス債保証会社に書面で通知することにより、直ちにパフォーマンス債の期日が到来し支払われることを宣言することができ、これをもって、パフォーマンス債額面金額に相当するパフォーマンス債の各元本金額は、期限前償還金額において期日が到来し支払われるものとする。いずれかのパフォーマンス債に関する当該支払いをもって、当該パフォーマンス債に関するパフォーマンス債発行会社およびパフォーマンス債保証会社のすべての債務は、免責されるものとする。

パフォーマンス債権者(すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社)に返還される金額が、関連するパフォーマンス債に対するパフォーマンス債権者の当初の投資額と同額またはそれを上回るという保証はなく、当該金額は、パフォーマンス債権者の当初の投資額を実質的に下回ることがある。

パフォーマンス債の価値に影響を与えるその他の条件が存在することがあり、請求に応じて入手可能な詳細については、パフォーマンス債英文発行条件書およびパフォーマンス債英文目論見書を参照する必要がある。

#### 実現混乱

リスク要因の目的において、

「実現混乱事由」 パフォーマンス債計算代理人が、以下のいずれかの事由が発生したと判断することをいう。

- ( )ヘッジ当事者が保有するヘッジ・ポジションに係るヘッジ当事者の取引に対して、適用ある政府機関、税務機関、司法機関または規制機関により、以下のいずれかに該当する制限または税金、手数料その他の控除が課された場合

- (A) ヘッジ当事者が、ヘッジ・ポジションの売買もしくはその他の取引(または当該取引の締結、継続もしくはその他の方法による完了)の継続を著しく制限されるか、もしくは制限されることが予想される場合、および/またはヘッジ・ポジションに係る権利の行使もしくは義務の履行を著しく制限されるか、もしくは制限されることが予想される場合
- (B) パフォーマンス債発行会社がパフォーマンス債に基づく義務の履行を著しく制限されるか、および/またはヘッジ当事者がヘッジ・ポジションに基づく義務の履行を著しく制限される場合
- (C) パフォーマンス債発行会社が、パフォーマンス債に基づく義務の履行に際して著しく増額された費用を負担する(または負担する可能性が高い)場合、および/またはヘッジ当事者が、ヘッジ・ポジションに基づく義務の履行に際して著しく増額された費用を負担する(または負担する可能性が高い)場合
- ( ) 以下に該当する事由が発生した場合、または以下に該当する状況が存在する場合(該当する政府機関、司法機関または規制機関により課される制限または手数料もしくは控除を含むが、これらに限られない。)
- (A) ヘッジ当事者の( ) 慣習的な合法のチャネルを通じて現地通貨を指定通貨に、もしくは指定通貨を現地通貨に交換もしくは転換する能力、および/または( ) 指定通貨もしくは現地通貨を引き渡す能力、および/または( ) ヘッジ・ポジション(またはヘッジ・ポジションに関連する取引)の手取金を、(a) 現地通貨の法域(以下「現地法域」という。)内の口座と指定通貨の法域内の口座との間で、または(b) 現地法域の非居住者である当事者から、もしくはかかる当事者に対して、および/もしくは指定通貨の法域の居住者である当事者に対して移転する能力を著しく制限する事由または状況、および/または
- (B) ヘッジ当事者が、ヘッジ・ポジションに基づき、またはパフォーマンス債に関して支払われるべき金額を、( ) 現地法域とヘッジ当事者の法域との間で、および/または( ) 指定通貨の法域とヘッジ当事者の法域との間で移転することを著しく制限されるか、または制限されることが予想される場合、および/または
- (C) 現地通貨を指定通貨に(または指定通貨を現地通貨に)交換できるレートを決定するパフォーマンス債計算代理人の能力が、何らかの理由により制限されるか、またはかかる決定がその他の理由で実行不能であり、もしくは当該レートが重大な手数料もしくは控除の対象である場合

上記の規定は、「著しく制限され」、「著しく増額され」および「重大な」という語に言及しているが、当該規定に係る「著しく」「重大な」についての決定は、パフォーマンス債計算代理人が適切とみなす状況を考慮して行うものとする。

実現混乱事由が発生した場合、パフォーマンス債発行会社は、( ) 特定の実現混乱事由の経済的影響を反映するために自らが適切と判断するところに従い、パフォーマンス債の条件(支払いまたは引渡しの義務を含む。)について、実現混乱事由に伴う調整を行うようパフォーマンス債計算代理人に指図するか、または( ) パフォーマンス債発行会社が選択した日にパフォーマンス債の全部(一部のみではない。)を償還することができる(各パフォーマンス債額面金額は、期限前償還金額に相当する金額の支払いにより償還される。)

パフォーマンス債計算代理人による上記の調整は、( ) 指定通貨ではなく、ヘッジ・ポジションの表示通貨または支払通貨である現地通貨でパフォーマンス債に基づく支払いを行うこと、( ) 関連するパフォーマンス債に基づき本来行われるべき支払いから、適用ある税金、手数料もしくは控除に相当する金額を控除すること、またはパフォーマンス債権者(すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社)による当該税金、手数料もしくは控除の比例按分額に相当する金額の支払いを条件として権利を交付すること、( ) 関連する制限(すべての交換および/または転換および/または国境を越えた移転に係る制限を含むが、これらに限られない。)が解除されるまで、関連するパフォーマンス債に基づき本来行われるべき支払いを行わず、または与えられるべき権利を交付しないこと、および/または( ) パフォーマンス債計算代理人が、関連するとみなすすべての入手可能な情報を考慮して関連する為替レートを決定すること、および/または( ) (法的に許容される場合、) パフォーマンス債に係る現金額の支払いの代わりに、パフォーマンス債発行会社がパフォーマンス債権者に(またはパフォーマンス債権者がパフォーマンス債発行会社に)通知する方法で引き渡される投資対象の現物引渡しを確保すること(ただし、当該投資対象は譲渡制限を課される場合があり、パフォーマンス債権者は追加の証明書を要求される場合がある。)を含む(ただし、これらに限られない)。かかる調整は、パフォーマンス債計算代理人が決定する日付において有効となる。

#### 公表またはアナウンスされた価格または水準の修正

当該公表もしくはアナウンスの責任者もしくは責任主体によって、またはそれを代理して、公表もしくはアナウンスする日および時間における手数料控除後インデックスの水準、価格、レートまたは価値(該当する場合)で、パフォーマンス債に関する計算または決定に使用されるものが後から修正された場合で、当該者または主体によって、当初の公表から30暦日以内(かつパフォーマンス債に基づく支払が予定される関連日(以下「関連支払予定日」という。))の少なくとも2シティグループ社債営業日前までに修正(以下「修正後水準」という。)が公表された場合、当該修正後水準が関連する手数料控除後インデックスの関連する日および関連する時間の水準、価格、レートまたは価値とみなされ、パフォーマンス債計算代理人は、パフォーマンス債に関する支払金額を決定する際に、当該修正後水準を使用するものとする。

関連支払予定日の2シティグループ社債営業日前の日より後に公表された修正は、パフォーマンス債に基づく支払金額を決定する目的上、パフォーマンス債計算代理人によって無視されるものとする。

#### 独自インデックス要項

疑義を避けるために付言すると、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分、パフォーマンス債、償還に関連する規定」の第13項における「評価調整」の項の条件(e)の規定に基づき、パフォーマンス債評価日に関して公表された手数料控除後インデックスの水準がパフォーマンス債計算代理人によって考慮されなかった場合、考慮されなかった関連する手数料控除後インデックスの水準に係る修正もまた、考慮されないものとする。

( ) 独自インデックス調整事由

独自インデックス調整事由とは、パフォーマンス債評価日以前において、以下を意味する。

- (a) インデックス・スポンサーが、当該手数料控除後インデックスを永続的に中止し、およびパフォーマンス債計算代理人の決定において、関連する手数料控除後インデックスの計算に使用されるのと同じもしくは実質的に類似する計算式および算定方法を使用する、後継のインデックスが存在しないこと
- (b) インデックス・スポンサーまたはその代理の者もしくは主体が当該手数料控除後インデックスを計算および公表しないこと
- (c) インデックス・スポンサーが、当該手数料控除後インデックスの水準の計算式もしくは算定方法に重大な変更を加え、または当該手数料控除後インデックスを著しく変更すること(関連する構成銘柄および他のルーティン事由に変更が生じた場合、当該手数料控除後インデックスを維持するための算式もしくは計算方法に定められた修正を除く。)を公表すること(各当該事象を、「独自インデックス調整事由」という。)

独自インデックス調整事由が発生した場合、パフォーマンス債計算代理人は、当該独自インデックス調整事由がパフォーマンス債に重大な影響を与えるかどうかを決定し、もしそうである場合には、以下のいずれかを行うものとする。

- (a) パフォーマンス債評価日における関連する時刻について、当該手数料控除後インデックスの公表されている水準とともに、パフォーマンス債評価日における関連する時刻についてパフォーマンス債計算代理人が当該独自インデックス調整事由が生じる直前に当該手数料控除後インデックスの水準を計算する方式および方法に従って決定する当該手数料控除後インデックスの水準を使用して、ただし、当該独自インデックス調整事由が生じる直前の当該手数料控除後インデックスの構成銘柄のみを使用して、関連する手数料控除後インデックスの水準を計算する。この目的において、構成銘柄の価値の決定は、パフォーマンス債計算代理人が適切と決定する当該情報源を参照して行う者とする。
- (b) 当該手数料控除後インデックスを代替し、および独自インデックス代替を含むことがある当該状況において必要かつ適切であるとみなされる要項および/またはパフォーマンス債英文発行条件書について当該調整(もしあれば)を行う価格補足にかかる調整を行う。
- (c) パフォーマンス債計算代理人が当該独自インデックス調整事由の効力を構成し、当該各調整の効力発生日を決定するために必要かつ適切と判断する要項および/またはパフォーマンス債英文発行条件書についての当該調整を行う。

上記に基づき計算、代替および/または調整を合理的に行うことができない場合、期限前償還事由が生じ、パフォーマンス債発行会社により選択された日において、パフォーマンス債の(一部のみではなく)全部が償還され、各パフォーマンス債額面金額は期限前償還金額に相当する金額の支払いにより償還される。

- ( ) 構成銘柄混乱日における手数料控除後インデックスの原終値水準の決定

このリスク要因の目的において、

「構成銘柄混乱日」 構成銘柄に関して、当該構成銘柄および/もしくは当該構成銘柄の構成銘柄ならびに/または関連する先物契約、オプションまたは有価証券(それぞれを「関連構成銘柄」という。)の価格、水準または価値が公開されず(または公開が遅れ)、および/もしくは決定されず、ならびに/または他の方法で混乱する(関連構成銘柄の取引の停止、限定または混乱、および/または関連する取引所の閉鎖または早期閉鎖を含むが、これらに限られない。)日を意味する。ただし、関連するインデックス要項に記載され、パフォーマンス債計算代理人が決定する。

「構成銘柄予定取引日」 構成銘柄に関して、関連するインデックス要項に記載され、パフォーマンス債計算代理人が決定する当該構成銘柄の価格、水準または価値が決定される予定の日を意味する。

手数料控除後インデックスのパフォーマンス債評価日が当該手数料控除後インデックスの構成銘柄の一または複数について、（ ）構成銘柄予定取引日ではない場合、または（ ）構成銘柄混乱日である場合のいずれかの場合（以下、各当該構成銘柄を「影響を受ける構成銘柄」、各当該日を「影響を受ける評価日」という。）、パフォーマンス債評価日に関して公表された手数料控除後インデックスの水準は、パフォーマンス債計算代理人によって考慮されないことがあり、パフォーマンス債評価日に関する投資対象終値は、手数料控除後インデックスの水準を現在における計算方法に従って決定されたパフォーマンス債評価日における手数料控除後インデックスの水準に関して、パフォーマンス債計算代理人が決定することがあるが、以下を使用する。

- （ a ） 影響を受ける構成銘柄ではない各構成銘柄について、関連する影響を受ける評価日の関連する時間の各当該構成銘柄の価格、水準または価値
- （ b ） 影響を受ける構成銘柄について、（ ）当該影響を受ける構成銘柄についての構成銘柄混乱日ではない関連する影響を受ける評価日の直後の最初の構成銘柄予定取引日、および（ ）関連する影響を受ける評価日の直後の当該構成銘柄についての 8 番目の構成銘柄予定取引日である構成銘柄予定取引日のいずれか早い方における関連する時間の各当該影響を受ける構成銘柄の価格、水準または価値

ただし、上記に従って、上記のように決定される構成銘柄に関する関連するパフォーマンス債評価日は、パフォーマンス債に基づく関連する支払いが行われることが予定されている日の前の、2 構成銘柄予定取引日後の日に該当する場合（以下「構成銘柄カットオフ日」という。）、当該影響を受ける構成銘柄についてのパフォーマンス債評価日は、構成銘柄カットオフ日とみなされるものとし（当該日が（ A ）当該構成銘柄の構成銘柄予定取引日ではない、または（ B ）当該構成銘柄の構成銘柄混乱日ではない、のいずれであるかにかかわらず）、以下の段落が適用されるものとする。

いずれかの構成銘柄についてのパフォーマンス債評価日（上記の（ b ）に従って決定される。）が、当該構成銘柄の構成銘柄混乱日である、または構成銘柄カットオフ日（上記（ b ）に定義される。）に生じることが決定された場合、パフォーマンス債計算代理人は、当該混乱した構成銘柄の価格、水準または価値が当該構成銘柄の構成銘柄の構成銘柄混乱日である日において決定される方法により（疑義を避けるために付言すると、評価の役割に関係しない。）、関連する構成銘柄の価格、水準または価値を決定するものとする。

#### インデックス・アロケーターへの依拠

本インデックス（ひいては手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）のパフォーマンスは、インデックス・アロケーターの専門知識および技能に完全に依拠している。本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）が参照する構成銘柄および各構成銘柄に配分される構成比率は、インデックス・アロケーターがその単独かつ絶対の裁量において出すリバランス指示に基づいて決定される。

インデックス・アロケーターが出すリバランス指示が、本インデックス（または手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）に有利なパフォーマンスをもたらす方法で、関連する構成銘柄に関連する割合で配分される保証はない。本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）は、特定の構成銘柄または特定の種類の構成銘柄について、当該構成銘柄に著しい損失が生じている時点で（またはエクスポージャーがショート・エクスポージャーである場合（すなわち、マイナスの構成比率である場合）は、当該構成銘柄に著しい利益が生じている時点で）エクスポージャーを有する場合があります。最悪の場合、本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）の総エクスポージャーに対して高い割合を占めるエクスポージャーを有する場合があります。それにより本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）のパフォーマンスが悪影響を受ける可能性がある。本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）は、いずれかの時点においていずれかの構成銘柄のパフォーマンスを下回る場合があります。各

構成銘柄に配分される相対的な構成比率によっては、構成銘柄のプラスのパフォーマンスの合計を下回る場合もある。

インデックス・アロケーターの戦略が成功し、またはかかるリバランス指示が本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）のパフォーマンスを高めるという保証または確証はない。リバランス指示が、実際には本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）に悪影響を及ぼすことがある。インデックス・アロケーターは、リバランス指示を出すことができない、または出すことに消極的である場合がある。

インデックス・スポンサー、インデックス計算代理人、パフォーマンス債発行会社、パフォーマンス債保証会社、パフォーマンス債ディーラー、パフォーマンス債計算代理人、管理会社、受託会社もしくはそれらの関連会社またはその他のシティ事業体もしくはサブ・ファンドもしくはパフォーマンス債に係るその他のサービス提供者のいずれも、本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）が参照する構成銘柄への配分（または配分の監視）または当該構成銘柄に係る構成比率につき責任を負わないものとし、また本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）のリバランスの提案が、インデックス・アロケーターにより採用される投資理論の遵守を可能にするか否か、またはパフォーマンス債もしくはサブ・ファンドの投資者の最善の利益になるか否かを評価する権利を有さず、かかる評価を行わない。

#### 潜在的なリターン/アンダーパフォーマンスのリスク

パフォーマンス債の潜在的なリターンは、銀行預金、非仕組固定利付債、手数料控除後インデックスへの直接投資または同様の金額および期間の有価証券、指数、通貨、商品、金利、債券または銀行預金の潜在的なリターンよりも低い場合がある。パフォーマンス債が満期時に当初投資された金額より多くのリターンを提供する保証はない。さらに、パフォーマンス債への投資に対する潜在的なリターンは、パフォーマンス債への投資者の投資に関連する手数料（パフォーマンス債の購入もしくは譲渡および何らかの金額の支払いに関する手数料を含むが、これらに限られない。）によって減じられる場合がある。本インデックスの水準がパフォーマンス債に基づき開始された当初の水準を上回ることがない場合、パフォーマンス債権者（すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社）に対して、プラスのパフォーマンスがもたらされることはない。

#### 元本確保

パフォーマンス債の元本の確保はなされない。

パフォーマンス債は、手数料控除後インデックスのオプションリティを伴い、および/またはレバレッジされたエクスポージャーを提供する

パフォーマンス債は、手数料控除後インデックスのオプションリティを伴うことまたは、レバレッジされたエクスポージャーを手数料控除後インデックスに提供することがある。したがって、パフォーマンス債の市場価格は、手数料控除後インデックスの市場価格よりもさらに変動性が高く、手数料控除後インデックスの価格が一定割合で変化した場合、パフォーマンス債の価値は、より大きな割合で変動する可能性がある。

#### シティ独自の指数である原資産と関連するパフォーマンス債

投資者は、グローバルな資本市場への投資や、指数に一般的に精通していなければならない。シティ独自の指数の水準は、関連するインデックス要項および/または方法に記載されているように、一般的に、有価証券、コモディティ、デリバティブ商品、インデックスもしくは他の資産の種類またはその組み合わせであることがある、その構成銘柄（それぞれの指数の構成銘柄）の価値に基づいている。投資者は、とりわけ、世界的な経済、金融、政治情勢の動向などが、シティ独自の指数の構成銘柄の価値やシティ独自の指数のパフォーマンスに重大な影響を及ぼす場合があることを理解すべきである。

#### 手数料控除後インデックスの想定上の性質

投資者は、手数料控除後インデックスに対するエクスポージャーは想定上のものであり、パフォーマンス債への投資が手数料控除後インデックスへの投資ではないことに留意すべきである。手数料控除後



インデックスのパフォーマンスは、パフォーマンス債に影響を与えるが、手数料控除後インデックスおよびパフォーマンス債は、異なる法人の別個の義務である。投資者は手数料控除後インデックスに直接利害関係を有しない。

#### 経路依存性

パフォーマンス債のリターンは、手数料控除後インデックスの価格パフォーマンスの推移に大きく依存する。ただし、パフォーマンス債のパフォーマンスは、手数料控除後インデックスの価格パフォーマンスを下回ることも上回ることもある。

### シティグループ社債に関するリスク

#### 流動性リスク

管理会社が必要とする時期にまたは当初投資した金額と同等またはそれ以上の金額について、ディスカウント債および/またはパフォーマンス債の一部または全部を清算または売却できないことがあるため、投資者は満期日に至るまで受益証券を保有する用意をしなければならない。ディスカウント債またはパフォーマンス債には、現在活動的なまたは流動性のある流通取引市場は存在せず、および今後も発展しないことがあり、シティグループ社債は、規制のある市場で取引されず、または取引所に上場されないことがある。ディスカウント債またはパフォーマンス債の市場形成を意図する者がおり、または市場形成を行う者がいるとしても、その者市場形成を継続して行う保証はなく、および当該市場形成が実施される場合の価格については保証がない。ディスカウント債権者またはパフォーマンス債権者（それぞれの場合において、サブ・ファンドの計算における受託会社）が売却を希望する金額でディスカウント債権者またはパフォーマンス債権者（それぞれの場合において、サブ・ファンドの計算における受託会社）がディスカウント債またはパフォーマンス債の確定的な買い気配を入手することができる保証はない。そのため、シティグループ社債は、転売することができず、およびそのためにその予定された満期までに流動化することもしくは売却することができず、または流動化/売却された場合に、ディスカウント債権者またはパフォーマンス債権者（それぞれの場合において、サブ・ファンドの計算における受託会社）（いずれか場合による。）により支払われた当初の金額またはシティグループ社債の現在の評価額よりも大きく割り引かれた金額でしか換金されないことがある。これらの投資は、同等の信用力を有する仕組債ではない固定利付債券よりも流動的ではないことがある。投資者は、満期日より前に受益証券を買い戻す決定した場合、投資に関連して多額の損失を被る用意をしなければならない。

適用あるすべての法律に従い、ディスカウント債ディーラーおよびパフォーマンス債ディーラーは、シティグループ社債の流通市場を提供し、買い気配値および売り気配値を公表することができるが、いかなる方法によってもその義務を負わない。ディスカウント債ディーラーおよびパフォーマンス債ディーラーがシティグループ社債の流通市場を提供する場合、ディスカウント債ディーラーおよびパフォーマンス債ディーラーは、当該流通市場の提供を継続するいかなる義務も負わないものとし、その絶対的な裁量により、いつでも当該流通市場の提供を終了することができる。

仕組商品に関してディスカウント債発行会社またはパフォーマンス債発行会社が付与する評価額または価格は、あくまで見積りであり、他の当事者から提供された評価額または価格と著しく異なることがあり、実際の取引が発生し、または発生した可能性のある水準を反映していないことがある。当該評価額または価格は、通知なしにいつでも変更される可能性があり、関連当事者自身の取引および相場付けにより影響を受ける可能性がある。「関連当事者」とは、ディスカウント債発行会社、ディスカウント債保証会社、パフォーマンス債発行会社、パフォーマンス債保証会社およびディスカウント債またはパフォーマンス債に関する他のシティグループの団体またはそれらの子会社もしくは関連会社をいう。投資者は、当該評価額または価格に関する独立した検証を実施し、自身の顧問に相談すべきである。パフォーマンス債発行会社が流通市場ベースで仕組商品を取引する用意のある価格は、手数料控除後インデックスの限定的な流動性および関連するヘッジ契約を手仕舞う費用により悪影響を受けることがある。

したがって、ディスカウント債またはパフォーマンス債の市場が存在しないことがあり、投資者は、当該市場が存在することを前提とすべきではない。したがって、ディスカウント債権者またはパフォーマンス債権者(いずれか場合による。)は、ディスカウント債をディスカウント債満期日まで、およびパフォーマンス債をパフォーマンス債満期日まで保有する用意がなくてはならない。市場が存在する場合、ディスカウント債権者またはパフォーマンス債権者(いずれか場合による。)がディスカウント債またはパフォーマンス債の売却を希望する限りにおいて、その価格は、投資された当初金額から割り引かれることも、割り引かれないこともある。

#### 金利リスク

投資者は、ディスカウント債満期日またはパフォーマンス債満期日(いずれか場合による。)より前において、ディスカウント債またはパフォーマンス債が早期に償還、弁済または売却されるときは常に、金利の変動の影響を受けることがある。例えば、関連する金利の変動は、シティグループ社債の価値に影響を与えることがある。

#### 市場リスク

パフォーマンス債の場合における手数料控除後インデックスのパフォーマンスを含む様々な要因がシティグループ社債の市場価値に影響することがある。投資予定者は、パフォーマンス債が手数料控除後インデックスに対する現実の持分を生じさせるものではないが、パフォーマンス債のリターンが手数料控除後インデックスへの実際の投資と同じリスクを惹起することがあることを理解する必要がある。

#### 税務リスク

投資者は、シティグループ社債の税務上の取り扱いは法域ごとに異なり、独立した税務上の助言を求めるべきであることに留意すべきである。

非米国人向けの投資対象に連動する支払いが1986年米国内国歳入法の871(m)に基づく米国の源泉徴収税の対象となる可能性が高いとディスカウント債計算代理人またはパフォーマンス債計算代理人がその単独の裁量により判断した場合、ディスカウント債発行会社およびパフォーマンス債発行会社は、ディスカウント債またはパフォーマンス債(いずれか場合による。)を早期に償還することができる。

#### インフレーションリスク

インフレーションにより、ディスカウント債またはパフォーマンス債の実際のリターン率が低下し、またはリターン率の実際の価値が零を下回ることがある。

#### リスクの複合化

シティグループ社債への投資は、リスクを伴うものであり、シティグループ社債の要項に加え、将来の潜在的な市場変化の方向、時期および規模(例えば、参照する投資対象の価値、金利等)を評価した上でのみ行うべきである。特定のリスク要因の影響が予測不可能であるため、複数のリスク要因は、シティグループ社債に関して、同時に影響を及ぼす可能性がある。さらに、複数のリスク要因が予測できない複合効果を持つこともある。リスク要因の組み合わせがシティグループ社債の価値に及ぼす影響については保証できない。

#### 手数料およびその他の報酬

投資者は、シティグループおよびその関連会社、ならびに関係する可能性のあるその他の第三者が、ディスカウント債またはパフォーマンス債の売買、シティグループ社債に関連するヘッジ活動および当該取引に関するその他の役割に関連して、手数料、料金またはその他の報酬を支払うまたは受領する可能性があることを認識すべきである。投資者は、シティグループ社債の市場価値が当該手数料およびその他の報酬を控除した後のものであることに留意しなければならない。ディスカウント債権者またはパフォーマンス債権者(それぞれの場合において、サブ・ファンドの計算における受託会社)によるディスカウント債またはパフォーマンス債の早期終了は、ディスカウント債権者またはパフォーマンス債権者(それぞれの場合において、サブ・ファンドの計算における受託会社)による関連する手数料およびその他の報酬の支払いを伴うこともある。

#### 流動性および早期売却リスク

ディスカウント債発行会社は、ディスカウント債の流通市場の存在を保証するものではない。所定のディスカウント債満期日より前にディスカウント債のポジションを手仕舞い/売却しようとするディスカウント債権者(すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社)は、当初の購入価格を大幅に下回る金額を受け取ることがある。疑義を避けるため付言すると、ディスカウント債発行会社は、ディスカウント債の市場の創出について、ディスカウント債権者(すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社)に対して受託者責任を負わない。

同様に、パフォーマンス債発行会社は、パフォーマンス債の流通市場の存在を保証するものではない。所定のパフォーマンス債満期日より前にパフォーマンス債のポジションを手仕舞い/売却しようとするパフォーマンス債権者(すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社)は、当初の購入価格を大幅に下回る金額を受け取ることがある。疑義を避けるため付言すると、パフォーマンス債発行会社は、パフォーマンス債の市場の創出について、パフォーマンス債権者(すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社)に対して受託者責任を負わない。

#### シティグループ社債の変更に関するリスク

ディスカウント債発行会社およびディスカウント債保証会社は、ディスカウント債権者(すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社)の同意を得ずに以下を行うことがある。

( )ディスカウント債発行会社の意見において、ディスカウント債権者の利益を著しく害するものではない修正(ディスカウント債権者の個別事情または特定の法域における当該修正の税務上もしくはその他の結果を考慮しない。)

( )公式、軽微または技術的な性質のもの、または明示的な誤りまたは確認された誤謬を訂正するため、または法令の強行規定に従うために行われるディスカウント債の修正

当該修正は、ディスカウント債権者(すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社)に対する拘束力を有するものとし、当該修正はディスカウント債権者に通知されるものとする。

同様に、パフォーマンス債発行会社およびパフォーマンス債保証会社は、パフォーマンス債権者(すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社)の同意を得ずに以下を行うことがある。

( )パフォーマンス債発行会社の意見において、パフォーマンス債権者の利益を実質的に害するものではない修正(パフォーマンス債権者の個別事情または特定の法域における当該修正の税務上もしくはその他の結果を考慮しない。)

( )公式、軽微または技術的な性質のもの、または明示的な誤りまたは確認された誤謬を訂正するため、または法令の強行規定に従うために行われるパフォーマンス債の修正

当該修正は、パフォーマンス債権者(すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社)に対する拘束力を有するものとし、当該修正はパフォーマンス債権者に通知されるものとする。

#### ディスカウント債発行会社およびディスカウント債計算代理人の責任

ディスカウント債発行会社、ディスカウント債計算代理人および他のいずれかの者も、( )ディスカウント債への投資またはエクスポージャー取得のための助言、( )特定の日の特定の時間におけるディスカウント債の価値、または( )ディスカウント債に関して支払い可能または交付可能となる金額について、明示または黙示の表明または保証を行っていない。

上記を制限することなく、ディスカウント債計算代理人および/または当該他の者は、たとえ当該損害の可能性が通知されたとしても、直接、間接、特別、懲罰、結果的またはその他の何らかの損害(利益の喪失を含む。)に関して、ディスカウント債権者(すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社)に対して責任を負わない(過失またはその他を問わない。)

ディスカウント債計算代理人および/または当該他の者は、ディスカウント債に関する計算または決定のいかなる誤りまたは不作為についてもディスカウント債権者に対して責任を負わず、ディスカウント債発行会社、ディスカウント債保証会社の代理人としてのみ行為し、ディスカウント債権者のため、またはディスカウント債権者との間で、代理人または代理関係に対する、または信任関係に対する義務を負うものではない。

## パフォーマンス債発行会社およびパフォーマンス債計算代理人の責任

パフォーマンス債発行会社、パフォーマンス債計算代理人および他のいずれかの者も、（ ）パフォーマンス債への投資またはエクスポージャー取得のための助言、（ ）特定の日の特定の時間におけるパフォーマンス債の価値、または（ ）パフォーマンス債に関して支払い可能または交付可能となる金額について、明示または黙示の表明または保証を行っていない。

上記を制限することなく、パフォーマンス債計算代理人および/または当該他の者は、たとえ当該損害の可能性が通知されたとしても、直接、間接、特別、懲罰、結果的またはその他の何らかの損害（利益の喪失を含む。）に関して、パフォーマンス債権者（すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社）に対して責任を負わない（過失またはその他を問わない。）。

パフォーマンス債計算代理人および/または当該他の者は、パフォーマンス債に関する計算または決定のいかなる誤りまたは不作為についてもパフォーマンス債権者に対して責任を負わず、パフォーマンス債発行会社、パフォーマンス債保証会社の代理人としてのみ行為し、パフォーマンス債権者のため、またはパフォーマンス債権者との間で、代理人または代理関係に対する、または信任関係に対する義務を負うものではない。

## 為替リスク

為替レートの変動は、ディスカウント債またはパフォーマンス債の条件に基づく支払いに影響を及ぼす可能性がある。過去の為替レート水準は、将来の水準を示すものではない。

## 利益相反

シティグループおよびその関連会社（以下、それぞれ「シティ事業体」という。）は、本インデックス、派生インデックス、シティグループ社債に関連して様々な役割を果たす可能性があり、当該各シティ事業体は、本インデックス、派生インデックス、ディスカウント債またはパフォーマンス債に関連して履行する役割の結果として、またはより一般的にその活動の結果として生じる利益相反を有する可能性がある。シティ事業体は、ディスカウント債もしくはパフォーマンス債の保有者または受益者以外の者に対して専門的かつ受託者としての義務を負うことがある。これらの他の者の利益は、ディスカウント債権者、パフォーマンス債権者または受益者の利益とは異なることがあり、そのような状況において、シティ事業体は当該保有者または受益者に悪影響を与える決定を行うことがある。

パフォーマンス債発行会社に対する計算代理業務の提供に加えて、パフォーマンス債計算代理人またはその関連会社は、例えば本インデックスまたは派生インデックスに関連する取り決めに関与すること（例えば計算代理人として、または独自のインデックスの場合にはインデックス・スポンサーとして）を含むが、これに限られないパフォーマンス債発行会社およびパフォーマンス債のシリーズに関連するさらなるまたは代替的な役割を果たすことができる。さらに、パフォーマンス債計算代理人またはその関連会社は、パフォーマンス債発行会社と契約を締結し、および/またはパフォーマンス債発行会社、パフォーマンス債もしくは本インデックスもしくは派生インデックスと関連する取引を行い、その結果として、パフォーマンス債計算代理人はパフォーマンス債計算代理人としての義務と他の役割におけるパフォーマンス債計算代理人のおよび/または関連会社の利益との間での利益相反に直面する可能性がある。規制上の義務に従いつつ、パフォーマンス債に関するパフォーマンス債発行会社およびパフォーマンス債計算代理人は、パフォーマンス債権者（すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社）に対し、パフォーマンス債権者との利益相反を避け、またはパフォーマンス債権者の利益のために行う義務または責任を負わないものとする。

同様に、ディスカウント債発行会社に対する計算代理業務の提供に加えて、ディスカウント債計算代理人またはその関連会社は、ディスカウント債発行会社およびディスカウント債のシリーズに関連するさらなるまたは代替的な役割を果たすことができる。ディスカウント債計算代理人またはその関連会社は、ディスカウント債発行会社と契約を締結し、および/またはディスカウント債発行会社、ディスカウント債と関連する取引を行い、その結果として、ディスカウント債計算代理人は、ディスカウント債計算代理人としての義務と他の役割におけるディスカウント債計算代理人のおよび/または関連会社の

利益との間での利益相反に直面する場合がある。規制上の義務に従いつつ、ディスカウント債に関するディスカウント債発行会社およびディスカウント債計算代理人は、ディスカウント債権者(すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社)に対し、ディスカウント債権者との利益相反を避け、またはディスカウント債権者の利益のために行為する義務または責任を負わないものとする。

#### ディスカウント債に関するイベント・リスク

ディスカウント債発行会社またはディスカウント債保証会社に重大な事象が発生した場合、当該事象の結果として、ディスカウント債発行会社またはディスカウント債保証会社のそれぞれの格付の格下げ、債務不履行またはディスカウント債の価格の低下となることがある。

投資予定者は、ディスカウント債に基づく支払金額のディスカウント債権者(すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社)による受領は、ディスカウント債発行会社またはディスカウント債保証会社の信用リスクの影響を受けることを認識すべきである。ディスカウント債権者は、ディスカウント債発行会社がディスカウント債に基づく債務を履行することができないリスクおよび/またはディスカウント債保証会社がディスカウント債に関する保証に基づく債務を履行することができないリスクを負う。ディスカウント債保証会社の所定の信用格付けは、格付けされた事業体の信用力に関する言及された格付機関の独立した意見を反映するが、ディスカウント債保証会社の信用度の保証ではなく、格付機関によるディスカウント債保証会社またはその関連会社もしくはその他の関連事業の信用格付けの格下げ、撤回または終了は、ディスカウント債の価値の低下をもたらすおそれがある。ディスカウント債発行会社および/またはディスカウント債保証会社によって、またはこれらに対して破産手続き、和解、スキーム・オブ・アレンジメントまたは破産を回避するための類似の手続きが行われた場合、ディスカウント債に関して支払うべき金額の支払いが大幅に減額または遅延することがある。

ディスカウント債は、ディスカウント債発行会社の非劣後および無担保の債務を構成し、強行法規および一般適用法規の規定により優先される債務を除き、常に同順位で、比例按分され、ディスカウント債発行会社の他の無担保および非劣後債務と少なくとも同順位である。ディスカウント債保証会社によるディスカウント債の保証は、ディスカウント債保証会社の無条件で非劣後の無担保の債務を構成し、強行法規および一般適用法規の規定により優先される債務を除き、ディスカウント債保証会社の他の無担保および非劣後の未払い債務と常に同順位である。ディスカウント債発行会社の支払不能の場合、ディスカウント債発行会社の一部の債務は、ディスカウント債の無担保の債務よりも優先されることがある。

ディスカウント債は、銀行預金ではなく、連邦預金保険公社(FDIC)またはその他の政府当局によって保険が不保または保証されているものではない。

#### パフォーマンス債に関するイベント・リスク

パフォーマンス債発行会社またはパフォーマンス債保証会社に重大な事象が発生した場合、当該事象の結果として、パフォーマンス債発行会社またはパフォーマンス債保証会社のそれぞれの格付の格下げ、債務不履行またはパフォーマンス債の価格の低下となることがある。

パフォーマンス債権者(すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社)に関して、特定の状況では、パフォーマンス債計算代理人が手数料控除後インデックスの価値を決定することは不可能または実行的でないことがあり、その結果、手数料控除後インデックスの評価が遅れ、支払いが遅延することがある。

投資予定者は、パフォーマンス債に基づく支払金額のパフォーマンス債権者(すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社)による受領は、パフォーマンス債発行会社およびパフォーマンス債保証会社の信用リスクの影響を受けることを認識すべきである。パフォーマンス債権者は、パフォーマンス債発行会社がパフォーマンス債に基づく債務を履行することができないリスクおよび/またはパフォーマンス債保証会社がパフォーマンス債に関する保証に基づく債務を履行することができないリスクを負う。パフォーマンス債保証会社の所定の信用格付けは、格付けされた事業体の信用力に関する言及された格付機関の独立した意見を反映するが、パフォーマンス債保証会社の信用度の保証ではなく、格付機

関によるパフォーマンス債保証会社またはその関連会社もしくはその他の関連事業の信用格付けの格下げ、撤回または終了は、パフォーマンス債の価値の低下をもたらすおそれがある。パフォーマンス債発行会社および/またはパフォーマンス債保証会社によって、またはこれらに対して破産手続き、和解、スキーム・オブ・アレンジメントまたは破産を回避するための類似の手続きが行われた場合、パフォーマンス債に関して支払うべき金額の支払いが大幅に減額または遅延することがある。

パフォーマンス債は、パフォーマンス債発行会社の非劣後および無担保の債務を構成し、強行法規および一般適用法規の規定により優先される債務を除き、常に同順位で、比例按分され、パフォーマンス債発行会社の他の無担保および非劣後債務と少なくとも同順位である。パフォーマンス債保証会社によるパフォーマンス債の保証は、パフォーマンス債保証会社の無条件で非劣後の無担保の債務を構成し、強行法規および一般適用法規の規定により優先される債務を除き、パフォーマンス債保証会社の他の無担保および非劣後の未払債務と常に同順位である。パフォーマンス債発行会社の支払不能の場合、パフォーマンス債発行会社の一部の債務は、パフォーマンス債等の無担保の債務よりも優先されることがある。

パフォーマンス債は銀行預金ではなく、連邦預金保険公社（FDIC）またはその他の政府当局によって保険が付保または保証されているものではない。

#### ディスカウント債保証会社に関する限定的な債務不履行

ディスカウント債保証会社に関する債務不履行事由は、ディスカウント債に関する元本または利息の支払不履行に限定されるが、ディスカウント債保証会社の支払不能もしくは破産（もしくは類似事由）、ディスカウント債保証会社のその他の債務不履行または完全に有効な（もしくは請求されていない）ディスカウント債に関する保証は含まれない。したがって、ディスカウント債保証会社が支払不能を宣言し、破産手続きまたは保証の免責が開始されたとしても、ディスカウント債権者は、債務不履行を生じさせることはできず、そのため、ディスカウント債を直ちに支払期日とすることはできず、（その間、ディスカウント債発行会社による、利息もしくは元本の滞納もしくは破産またはその他の債務不履行がない場合に限り）ディスカウント債は満期まで償還されない。保有者は、当該状況において直ちに返済を受けるためにディスカウント債の期限の利益を喪失させることができる場合よりも、満期において少額の返済を受けるものであることがある。

#### パフォーマンス債保証会社に関する限定的な債務不履行事由

パフォーマンス債保証会社に関する債務不履行事由は、パフォーマンス債に関する元本または利息の支払不履行に限定されるが、パフォーマンス債保証会社の支払不能もしくは破産（もしくは類似の事由）、パフォーマンス債保証会社のその他の債務不履行または完全に有効な（もしくは請求されていない）パフォーマンス債に関する保証は含まれない。したがって、パフォーマンス債保証会社が支払不能を宣言し、破産手続きまたは保証の免責が開始されたとしても、パフォーマンス債の保有者は、債務不履行事由を生じさせることはできず、そのため、パフォーマンス債を直ちに支払期日とすることはできず、（その間、パフォーマンス債発行会社による、利息もしくは元本の滞納もしくは破産またはその他の債務不履行がない場合に限り）パフォーマンス債は満期まで償還されない。保有者は、当該状況において直ちに返済を受けるためにパフォーマンス債の期限の利益を喪失させることができる場合よりも、満期において少額の返済を受けるのみであることがある。

#### ディスカウント債に関する債務不履行事由における限定責任

ディスカウント債発行会社またはディスカウント債保証会社がディスカウント債に関連するそれぞれの債務（元本および利息の返済を含む。）を履行しなかった場合、サブ・ファンドは、無担保債権者として、ディスカウント債発行会社またはディスカウント債保証会社に対する遡及権を有する。

サブ・ファンドに対して、ディスカウント債満期日においてディスカウント債に関連する受け取ることができる金額が支払われなかった場合、サブ・ファンドは、ディスカウント債発行会社（履行されない場合はディスカウント債保証会社）に対し、関連法に基づく一般規則に従い、支払いを請求する権利を行使することができる。ディスカウント債満期日以降、ディスカウント債発行会社または、関連する

場合、ディスカウント債保証会社が支払いを行わない場合において、サブ・ファンドがディスカウント債満期日より後の法律に規定される期間内に何ら行動を起こさない場合、投資者は、当該支払いに対する権利を失うことがある。

#### パフォーマンス債に関する債務不履行事由における限定責任

パフォーマンス債発行会社またはパフォーマンス債保証会社がパフォーマンス債に関連するそれぞれの債務（元本および利息の返済を含む。）を履行しなかった場合、サブ・ファンドは、無担保債権者として、パフォーマンス債発行会社またはパフォーマンス債保証会社（該当する方）に対する遡及権を有する。

サブ・ファンドに対して、パフォーマンス債満期日においてパフォーマンス債に関連する受け取ることができる金額が支払われなかった場合、サブ・ファンドは、パフォーマンス債発行会社（履行されない場合はパフォーマンス債保証会社）に対し、関連法に基づく一般規則に従い、支払いを請求する権利を行使することができる。パフォーマンス債満期日以降、パフォーマンス債発行会社、または関連する場合、パフォーマンス債保証会社が支払いを行わない場合において、サブ・ファンドがパフォーマンス債満期日より後の法律に規定される期間内に何ら行動を起こさない場合、投資者は、当該支払いに対する権利を失うことがある。

#### ディスカウント債発行会社およびディスカウント債計算代理人の裁量に関するリスク

ディスカウント債は、特定の当事者（ディスカウント債発行会社およびディスカウント債計算代理人を含む。）に対し、期限前償還につながる事由、調整につながる事由、またはディスカウント債の要項に規定されたその他の事象が発生したかどうか、ならびにディスカウント債の条件またはディスカウント債の期限前償還の結果的な調整を行う、およびディスカウント債の要項に記載された計算を行う裁量を与えることがある。当該当事者は誠実に行動する一般的な義務を負うが、投資予定者は、関連当事者が単独かつ絶対の裁量で関連事項を決定することができ、したがって、当該決定は、ディスカウント債の財務収益に悪影響を及ぼすことがあること認識しなければならない。ディスカウント債計算代理人によりディスカウント債について行使された裁量および決定、検討、選択、選定またはその他の決定は（明白な誤りの場合を除き）ディスカウント債発行会社およびディスカウント債権者（すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社）に対して最終的で、決定的かつ拘束力のあるものとする。ディスカウント債発行会社または多様な代理人がディスカウント債の価値およびパフォーマンスに重大な影響を及ぼすことのある裁量を有している場合（一定の条件の結果として、ディスカウント債を市場価格で期限前償還または消却することを宣言する能力を含むことがある。）、当該裁量は、ディスカウント債発行会社または多様な代理人がディスカウント債権者に悪影響を及ぼす方法で行為し裁量行使する（または行使しない）能力という点で利益相反を創出することがある。本書に規定されるディスカウント債に関するその裁量を行使するにあたり、ディスカウント債発行会社、ディスカウント債計算代理人または当該他の者のそれぞれは、それぞれの場合において適切であると判断する要因を考慮することができ、これらの要因には、とりわけ、ディスカウント債についてディスカウント債発行会社またはその関連会社が締結するヘッジ取り決めに対する重大な影響を有するまたは有することがある状況または事由を含む。本書に記載されるディスカウント債に関するディスカウント債発行会社および/もしくはディスカウント債計算代理人ならびに/または当該他の者の裁量の行使は、一定の状況または事由がディスカウント債の発行に続けての事後に生じ、かかる状況または事由がディスカウント債発行会社またはその関連会社がディスカウント債または関連するヘッジ取り決めを維持するための費用に重大な影響を与えることがあるため、必要である。当該状況または事由は、ディスカウント債の価格設定に反映されていないことがある。

#### パフォーマンス債発行会社およびパフォーマンス債計算代理人の裁量に関するリスク

パフォーマンス債は、特定の当事者（パフォーマンス債発行会社およびパフォーマンス債計算代理人を含む。）に対し、期限前償還につながる事由、調整につながる事由、またはパフォーマンス債の要項に規定されたその他の事象が発生したかどうか、ならびにパフォーマンス債の条件またはパフォーマンス

ス債の期限前償還の結果的な調整を行う、およびパフォーマンス債の要項に記載された計算を行う裁量を与えることがある。当該当事者は誠実に行動する一般的な義務を負うが、投資予定者は、関連当事者が単独かつ絶対の裁量で関連事項を決定することができ、したがって、当該決定は、パフォーマンス債の財務収益に悪影響を及ぼすことがあることを認識しなければならない。パフォーマンス債計算代理人によりパフォーマンス債について行使された裁量および決定、検討、選択、選定またはその他の決定は（明白な誤りの場合を除き）パフォーマンス債発行会社およびパフォーマンス債権者（すなわち、サブ・ファンドの計算における受託会社）に対して最終的で、決定的かつ拘束力のあるものとする。パフォーマンス債発行会社または多様な代理人がパフォーマンス債の価値およびパフォーマンスに重大な影響を及ぼすことのある裁量を有している場合（一定の条件の結果として、パフォーマンス債を市場価格で期限前償還または消却することを宣言する能力を含むことがある。）、当該裁量は、パフォーマンス債発行会社または多様な代理人がパフォーマンス債権者に悪影響を及ぼす方法で行われ裁量を使用する（または行使しない）能力という点で利益相反を創出することがある。本書に規定されるパフォーマンス債に関するその裁量を使用するにあたり、パフォーマンス債発行会社、パフォーマンス債計算代理人または当該他の者のそれぞれは、それぞれの場合において適切であると判断する要因を考慮することができ、これらの要因には、とりわけ、パフォーマンス債についてパフォーマンス債発行会社またはその関連会社が締結するヘッジ取り決めにたいする重大な影響を有するまたは有することがある状況または事由を含む。本書に記載されるパフォーマンス債に関するパフォーマンス債発行会社および/もしくはパフォーマンス債計算代理人ならびに/または当該他の者の裁量の行使は、一定の状況または事由（例えばパフォーマンス債が連動する手数料控除後インデックスの重要な修正または混乱）がパフォーマンス債の発行に続けての事後に生じ、かかる状況または事由がパフォーマンス債発行会社またはその関連会社がパフォーマンス債または関連するヘッジ取り決めに維持するための費用に重大な影響を与えることがあるため、必要である。当該状況または事由は、パフォーマンス債の価格設定に反映されていないことがある。さらに、一定の状況または事由（例えば、参照情報の入手不能または混乱）の結果として、手数料控除後インデックスまたはその他パフォーマンス債に関連する事項に関する特定の評価について、もはや合理的に実行可能ではない、またはその他適切ではなくなることがあり、それにより、当該場合において、パフォーマンス債発行会社および/またはパフォーマンス債計算代理人がその裁量を使用することが必要となることがある。

#### ディスカウント債の追加発行

ディスカウント債発行会社は随時、ディスカウント債権者の同意なしに、最初の金利支払額および最初の金利支払日以外のすべての点においてディスカウント債と同一の要項の追加のディスカウント債を設定し、発行することができる。ただし、疑義を避けるために付言すると、別途明記されていない限り、当該追加のディスカウント債の発行日をディスカウント債の最初の発行日とし、当該追加のディスカウント債は、当該ディスカウント債と統合され、当該ディスカウント債と単一の銘柄を形成するものとする。

#### パフォーマンス債の追加発行

パフォーマンス債発行会社は、随時パフォーマンス債権者の同意なしに、パフォーマンス債と同一の要項の追加のパフォーマンス債を設定し、発行することができる。ただし、疑義を避けるために付言すると、別途明記されていない限り、当該追加のパフォーマンス債の発行日をパフォーマンス債の最初の発行日とし、当該追加のパフォーマンス債は、当該パフォーマンス債と統合され、当該パフォーマンス債と単一の銘柄を形成するものとする。

#### 本インデックスおよび派生インデックスに関連する特定のリスク

以下に記載されている考慮要素は、適用されるインデックスおよび派生インデックスの評価に関連するすべての考慮要素を網羅したリストではなく、またそれを意図したものでもない。各インデックス要項の各編に付随する「説明書」と題する書類と共に、インデックス要項を参照すること。これらの書類



は、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、本インデックス」に明記されたハイパーリンクで投資者がオンラインで入手できる。本インデックスおよび派生インデックスの裏付けとなる構成インデックスのそれぞれに関するインデックス要項は、請求に応じて管理会社より提供される。

インデックス要項および付属書類の各編には、適用ある本インデックスおよび派生インデックスに関するルールおよび主な特徴ならびにそれらから生じるリスクについての詳細な説明が記載されている。特に、適用されるインデックス要項に記載されているインデックス方式には、適用ある本インデックスおよび派生インデックスがインデックス計算代理人によって計算される方法、および本インデックスおよび派生インデックスへのエクスポージャーを仮定する際に考慮すべき要因についての説明が含まれる。投資者は、サブ・ファンドへの投資を行う前に、インデックス要項をすべて読む必要がある。本書とインデックス要項の間に矛盾がある場合は、関連するインデックス要項が優先されるものとする。

#### 戦略リスク

本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)が参照する構成銘柄および各構成銘柄に配分される構成比率は、インデックス・アロケーターがその単独かつ絶対の裁量において出すリバランス指示に基づいて決定される。インデックス・アロケーターの戦略が成功し、またはかかるリバランス指示が本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)のパフォーマンスを高めるという保証または確証はない。リバランス指示が、実際には本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)に悪影響を及ぼす可能性がある。

本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)は、固定プロセスおよび固定パラメーターを有するルール・ベースの手法を利用するが、そのパフォーマンスはインデックス・アロケーターの決定に左右される。投資者は、本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)の目的のためにリバランス指示を提出するにあたり、インデックス・アロケーターがとるアプローチ(インデックス・アロケーターが従うことを目指す投資戦略を含む。)について納得しているべきである。

インデックス・スポンサー、インデックス計算代理人、パフォーマンス債発行会社、パフォーマンス債保証会社、パフォーマンス債ディーラー、パフォーマンス債計算代理人、管理会社、受託会社もしくはそれらの関連会社またはその他のシティ事業体もしくはサブ・ファンドもしくはパフォーマンス債に係るその他のサービス提供者のいずれも、本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)が参照する構成銘柄への配分(または配分の監視)またはかかる構成銘柄に係る構成比率につき責任を負わないものとし、また本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)のリバランスの提案が、インデックス・アロケーターにより採用される投資理論の遵守を可能にするか否か、またはパフォーマンス債もしくはサブ・ファンドの投資者の最善の利益になるか否かを評価する権利を有さず、かかる評価を行わない。

インデックス・スポンサー、インデックス計算代理人、パフォーマンス債発行会社、パフォーマンス債保証会社、パフォーマンス債ディーラー、パフォーマンス債計算代理人、管理会社、受託会社もしくはそれらの関連会社またはその他のシティ事業体もしくはサブ・ファンドもしくはパフォーマンス債に係るその他のサービス提供者のいずれも、インデックス・アロケーターが従うことを目指す戦略につき責任を負わないものとし、インデックス・スポンサーが従うことを目指す戦略を承認、是認または推奨しないものとする。

#### インデックス・アロケーター契約の終了

インデックス・アロケーターまたはインデックス・スポンサーのいずれも、インデックス・アロケーター契約を、(1) 正当な事由がない場合、21日前までの通知を行うことにより、または(2) 正当な事由(一方当事者による契約違反、または一方当事者に影響を及ぼす事由(破産を含む。))もしくはその義務の履行能力もしくは事業の遂行能力に影響を及ぼす事由のいずれであるかを問わない。)がある場合、直ちに終了することができる。インデックス・アロケーター契約が終了した場合、終了に至った

事情にかかわらず、インデックス・スポンサーは最適な行動方針を決定するものとし、これは本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）の廃止または中止を含む場合がある。廃止または中止の結果、サブ・ファンドは早期に終了することがある。投資者がかかる期限前償還時に受け取ることのできる金額は、当初投資額に満たない可能性がある。

#### 構成銘柄に関する一般的なリスク

本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）のパフォーマンスは、本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）に組み入れられているすべての構成銘柄のパフォーマンスに左右される。

構成銘柄インデックスがプラスのリターンを生み出す保証はない。構成銘柄インデックスの手法についての知識は、本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）を評価するうえで不可欠である。

構成銘柄インデックスへのエクスポージャーに関して存在するリスクは、本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）へのエクスポージャーに対しても存在する。したがって、投資者は、請求により入手可能な構成指数の指数要項（構成銘柄インデックスへのエクスポージャーに関して発生するリスクの開示および説明を含む。）を読み、理解すべきである。

これらのリスクの組合せにより、不利な市場の動向の影響を大幅に増大させるおそれのある追加的な特定のリスクが発生する可能性がある。

本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）に組み入れられている構成銘柄のその時々における価値の変動は、インデックス水準に直接的に影響を及ぼす。特定の構成銘柄の価値の変動がインデックス水準に影響を及ぼす範囲は、とりわけ、関連する時点における当該構成銘柄に帰属する組入比率に左右される。

各構成銘柄は、ローリング・ロングの先物ポジション（すなわち取引所デリバティブ取引）または（クレジット銘柄の場合は）想定上の標準的なクレジット・デフォルト・スワップにおけるローリング・ロング・ポジション（すなわちクレジット・デフォルト・スワップ取引）に対する想定エクスポージャーを引き受けることにより、金融市場の特定のセクターのパフォーマンスを追跡する独自の「市場トラッカー」指数である。

#### 原資産および市場に対する間接的なエクスポージャー

パフォーマンス債がエクスポージャーをもたらすことを目指す各本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）は、適用ある本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）の適格な構成銘柄の加重パフォーマンスをインデックス・アロケーターが提供した組入比率で反映することが意図されており、それゆえ、受益者は、間接的に適格な構成銘柄が追跡する資産および市場である株式（新興市場の発行体により発行された株式を含む。）、公社債に対する投資のリスクの影響を受けることとなる。

- ・ 株式：株式証券または株式関連証券に対する投資に伴うリスクは、例えば、債務証券への投資よりも高いことがあるが、これは、株式証券または株式関連証券の投資パフォーマンスは予測することが困難な要因に依拠するためである。当該要因には、突然の長期的な市場の低迷の可能性および個別の会社に関連するリスクが含まれる。いずれの株式ポートフォリオにも関連する本質的なリスクは、その保有する投資対象の価値が下落するかもしれないというリスクである。
- ・ 新興市場発行体：新興市場諸国の経済は、国内総生産の成長、インフレ率、通貨の下落、資産の再投資、資源自給率および支払状況の収支等の点において、良くも悪くも先進諸国の経済とは異なることがある。新興諸国の経済は、一般的に国際貿易への依存度が高く、したがって、取引相手国により実施または交渉される貿易障壁、為替管理、相対的な貨幣価値の管理された調整およびその他の保護主義的措置による悪影響を受けてきており、また今後も受け続けることがある。これらの経済は、取引相手国の経済状況による悪影響も受けきており、また今後も受け続けることがある。これらの国々の一部の経済は、主として少数の産業を基礎とし、貿易状況の変化に対して脆弱であ

り、債務またはインフレーションの水準はより高いことがある。以上の要因は、新興市場諸国の経済、ひいては当該国内の発行体に対して、悪影響を及ぼす可能性がある。

- ・ 公社債（債券）：債券に対する投資は、金利リスクの対象となる。一般的に、債券の価値は、金利の変動と逆相関となることが予想される。金利が上昇すると、債券の市場価値が下落する傾向にある。長期債券は、一般的に、短期債券よりも金利変動による影響を受けやすい。債券に対する投資により、当該証券の保有者は、元本および／もしくは利息の適時の支払いが不可能または消極的となることがある発行体の信用リスクの影響を受ける。債券は、担保が付されない無担保ベースで提供され、関連する発行体のその他の無担保債務と同順位となる。その結果として、発行体が破産した場合、発行体の資産の清算からの手取金は、すべての有担保債権が完済された後にのみ、債券の保有者に支払われる。一般的に、低い信用格付または無格付の債務証券は、より高い信用リスクの影響を受ける。

#### 債券先物インデックス

債券先物インデックスの水準は、一般的に、債券および当該債券先物インデックスに含まれる取引所デリバティブ取引の価値に基づく。債券先物インデックスに含まれる取引所デリバティブ取引およびかかる取引の裏付けとなる債券の両方の価値および価格のボラティリティは、考慮されなければならない。

債券に対する投資エクスポージャーにより一定のリスクが生じる。（１）市場リスクとは、債券価格の変動（ボラティリティ）のリスクである。債券価格は上下することがある。（２）流動性リスクとは、活発な債券市場が存在せず、したがって売買機会が限定され、債券価格に悪影響が及ぶ可能性があるというリスクである。（３）信用リスクとは、債券の発行体が、利息（またはクーポン）の支払いまたは元本の返済を行わないというリスクである。債券価格には、当該債券に関する信用リスクについての予想を反映させることがある。例えば、債券またはその発行体に付与される信用格付の変動により、当該債券の価格に影響が及ぶことがある。（４）債券への投資利回りは、当該債券の価格および当該債券に関して支払われる利息（またはクーポン）の関係である。債券価格が上昇した場合、当該債券の投資利回りは低下し、反対に、債券価格が下落した場合、当該債券の投資利回りは上昇する。一般的に、金利の上昇にしたがって債券価格は下落する。これは、高い実勢金利に連動して高いリターンを提供するより新しい代わりとなる投資と競合させるために、当該債券の投資利回りを低下させなければならないからである。反対に、金利が下落した場合、債券価格は上昇する。これは、当該債券の投資利回りを、低い実勢金利に連動して低いリターンを提供するより新しい代わりとなる投資と競合させる必要がないからである。（５）インフレーションにより金利が上昇する可能性があり、その結果、上記のとおり債券価格が下落することがある。インフレーションにより、債券の利息（またはクーポン）および元本の価値が下落する可能性もあり、その結果、当該債券の価格が下落することもある。

債券先物インデックスの水準のトレンドは、当該債券先物インデックスが「ロール」メカニズム（これによって、引渡／満了の迫っている先物契約に対する当該債券先物インデックスのエクスポージャーが、引渡／満了日がより後である別の先物契約に対するエクスポージャーに置き換えられる。）を用いていた場合、特定の債券の価格の傾向と相関しない可能性がある。当該債券先物インデックスの水準は、したがって、関連する債券の価格の上昇または下落を完全に反映しない可能性がある。

#### 株式指数先物インデックス

株式指数先物インデックスの水準は、一般的に、株式インデックスおよび当該株式指数先物インデックスに含まれる取引所デリバティブ取引の価値に基づく。株式指数先物インデックスに含まれる取引所デリバティブ取引およびかかる取引の裏付けとなる株式インデックスの両方の価値および価格のボラティリティが考慮されなければならない。

株式インデックスの水準は、当該株式インデックスに含まれる株式の価格に基づくが、投資予定者は、任意の時点の株式インデックスの水準は、当該株式インデックスに含まれる株式の再投資利回りを反映しない可能性があることに留意すべきである。特に、世界の経済、金融および政治の動向は、株式

インデックスに含まれる株式の価値および/または株式インデックスのパフォーマンスに重大な影響を及ぼす可能性がある。

市場のボラティリティは、株式インデックスおよび当該株式インデックスに含まれる株式のパフォーマンスの不安定性および予想される不安定性の程度を反映する。市場のボラティリティの水準は、投資者にかかる市場のボラティリティから保護することが想定される金融商品の価格により大部分が決定される。かかる金融商品の価格は、一般的に先物契約、オプション契約およびデリバティブ市場の需給要因によって決定される。かかる需給要因は、それら自体が実際の市場のボラティリティ、予想ボラティリティ、経済的要因および投機等の要因による影響を受ける。

株式指数先物インデックスの水準のトレンドは、当該株式指数先物インデックスが「ロール」メカニズム（これによって、引渡/満了の迫っている先物契約に対する当該株式指数先物インデックスのエクスポージャーが、引渡/満了日がより後である別の先物契約に対するエクスポージャーに置き換えられる。）を用いていた場合、特定の株式インデックスの水準の傾向と関連しない可能性がある。当該株式指数先物インデックスの水準は、したがって、関連する株式インデックスの価格の上昇または下落を完全に反映しない可能性がある。

#### クレジット指数

クレジット指数の構成銘柄はそれぞれ、一連のクレジット・デフォルト・スワップ取引の想定ローリング・ロング・ポジションのパフォーマンスを反映することを目指しており、その裏付けとなるのは、参照事業体および参照債務のリストに起因する信用リスク（すなわち、裏付参照クレジット指数）である。

一般的に、クレジット市場の投資者は、関連する「クレジットデリバティブ」投資契約に明記される参照事業体および参照債務（金融資産）に関するクレジット事由の発生リスクに対するエクスポージャーを負い、そうすることでプレミアムを受け取る。かかる投資者のアップサイドは、受領するプレミアムに制限される。ただし、投資契約の条項によっては、莫大な損失を被る可能性がある。投資契約の条項には、クレジット事由に相当する状況およびクレジット事由の発生により投資者が被る潜在的なダウンサイドの範囲につき定義されている。よって、クレジット事由が発生するか否かは、契約上の解釈（および潜在的には司法上の解釈）の問題であり、したがって不確実である。

#### 取引所デリバティブ取引

本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）に含まれる取引所デリバティブ取引およびかかる取引所デリバティブ取引の裏付けとなる資産または参照要因の両方の価値および価格のボラティリティが考慮されなければならない。

取引所デリバティブ取引は、取引所で取引され、一取引日における取引所デリバティブ取引の価格変動範囲を制限する規制に服する。かかる規制を、通常、「値幅制限」という。かかる規制に基づき、特定の取引日において、いかなる取引も、かかる値幅制限を超える価格で実行されることはできない。取引所デリバティブ取引の価格が、該当する値幅制限に相当する金額分増減した場合、トレーダーは、該当する値幅制限の範囲内で取引を実行する用意がない限り、ポジションを取ることも、手仕舞うこともできなくなる。これにより、取引所デリバティブ取引の保有者は、不利なポジションを速やかに手仕舞うことを妨げられ、莫大な損失を被る可能性がある。

#### クレジット・デフォルト・スワップ取引

クレジット・デフォルト・スワップ取引の特定の時期における価格または価値は、（１）各参照事業体およびその関連する債務の保証人またはその他のサポーターの実際のまたは認識上の信用力および信用格付、（２）各参照事業体の債務の想定回収率、（３）各参照事業体の活動（M&A活動を含む。）、（４）各参照事業体の未払債務の性質（かかる債務の満期および劣後構造ならびにかかる参照事業体が他の者に提供した可能性のある保証またはサポートを含む。）、（５）クレジット・デフォルト・スワップ取引の決済の誘因となる可能性のある一定の信用事由、（６）参照事業体の債務不履行の可能性および信用スプレッドの相関、（７）市場の流動性、（８）金利、（９）クレジット・デフォルト・ス

ワップ取引の満期ならびに(10)参照債務もしくは未払債務または信用取引市場もしくは関連する金融市場に影響を及ぼす経済上、金融上、政治上および規制上または司法上の事由または情勢等の要因により影響される可能性がある。

#### 派生インデックス

派生インデックスに関連するリスクには、当該派生インデックスの手法および特徴に起因するリスクならびに当該派生インデックスの派生元である基準インデックスに関連するリスクが含まれる。

派生インデックスの基準インデックスに混乱が生じた場合、派生インデックスにも混乱が生じる。

したがって、ボラティリティ目標インデックスに関連するリスクには、本インデックスに関連するリスクが含まれ、手数料控除後インデックスに関連するリスクには、ボラティリティ目標インデックスおよび本インデックスに関連するリスクが含まれる。

本インデックスに生じた混乱は、派生インデックスの混乱を引き起こす。

本インデックスおよび派生インデックスのインデックス要項に定められる様々な想定上の手数料および費用は、そのすべてが最終的にはインデックス水準または各派生インデックスの水準の引き下げ要因となり、パフォーマンス債またはサブ・ファンドのもとで獲得可能なリターン(もしあれば)を制限することになるため、サブ・ファンドへの投資予定者は、本インデックスおよび派生インデックスのインデックス要項に定められる様々な想定上の手数料および費用を精査および理解することが望ましい。これらの想定上の手数料および費用の累積的影響額は、相当なものとなることがあり、各派生インデックスのパフォーマンスに悪影響を及ぼす。

#### 手数料控除後インデックス

各日の手数料控除後インデックスの水準は、(その派生元である)基準インデックスの水準の上昇または下落にかかわらず、同日について計算される手数料が控除される。

#### ボラティリティ目標インデックス

ボラティリティ目標インデックスのボラティリティ・ターゲティング方式は、年率換算後のボラティリティをボラティリティ目標に維持することに成功しない可能性がある。ボラティリティ目標インデックスの水準の実際の年率換算後のボラティリティは、ボラティリティ目標を上回る場合もあれば、下回る場合もある。ボラティリティ目標インデックスのボラティリティ・ターゲティング方式は、当該ボラティリティ目標インデックスの水準の下落を防ぐものではない。

ボラティリティの計算方法には様々なものがあり、異なる方法を用いれば、異なる結果が出る場合がある。ボラティリティ目標インデックスのボラティリティ・ターゲティング方式においては、特定の観察期間に関してボラティリティを計測する。異なる期間のボラティリティを計測すれば、結果が異なる場合がある。

ボラティリティ目標インデックスは、(その派生元である)基準インデックスに対して有するエクスポージャーの過度に頻繁な調整を回避するため、バッファを用いる。ボラティリティ目標インデックスが基準インデックスに対して有するエクスポージャーの調整は、バッファの基準値に到達するまで一切行われぬ。バッファは、基準インデックスの水準の過去の実現ボラティリティに生じた最近の変化の影響を弱めるものであり、これは、ボラティリティ目標インデックスにおいて、ボラティリティの変化に対応するために基準インデックスへのエクスポージャーが調整されるまでには多大な遅延が発生する可能性があることを意味する。これにより、ボラティリティ目標インデックスのパフォーマンスは、バッファがない場合に比べて悪化する可能性がある。

バッファの目的は、ボラティリティ目標インデックスが基準インデックスに対して有するエクスポージャーの過度に頻繁な調整を回避することであるが、バッファは、ボラティリティ目標インデックスが基準インデックスに対して有するエクスポージャーの増大を妨げることもあり、その結果、基準インデックスの水準が上昇している市況において、ボラティリティ目標インデックスの水準の潜在的な上昇が制限される可能性がある。これは、ボラティリティ・ターゲティング方式によって決定される理論上のエクスポージャーと、ボラティリティ目標インデックスが基準インデックスに対して有する現実のエ

クスポージャーとの絶対的な差分が、バッファに近づいているがバッファを超えていない場合に特に当てはまる。

ボラティリティ目標インデックスのボラティリティ・ターゲティング方式により、ボラティリティ目標インデックスが(その派生元である)基準インデックスに対して有するエクスポージャーが、100パーセントを大きく下回る可能性がある。これは、当該ボラティリティ目標インデックスに連動する投資商品の利益が、基準インデックスに連動する投資商品の利益を大きく下回る可能性があることを意味する。

ボラティリティ目標インデックスは、(その派生元である)基準インデックスに対するレバレッジされたエクスポージャーを有する場合がある。これは、ボラティリティ目標インデックスがその基準インデックスに対するレバレッジされたエクスポージャーを有する場合、基準インデックスの水準の上昇または下落がボラティリティ目標インデックスの水準に与える影響が増大することを意味する。

ボラティリティ目標インデックスの水準は、基準インデックスへのエクスポージャーが調整された際に発生する想定費用によって下落する。この想定費用は、ボラティリティ目標インデックスの水準の引き下げ要因となる。

#### 限定的な分散化および相関のリスク

本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)は、多数の異なる構成銘柄および資産クラスの中で、ある程度の分散化を達成する可能性を提供する。しかしながら、本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)によって参照されることのある構成銘柄は、構成銘柄の閉じた母集団を代表する。本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)は、分散型投資ポートフォリオに対して投資または追跡するファンド、投資ポートフォリオまたは他の商品に対する投資よりも分散化の程度が低いことがあり、またそれゆえにより大きなボラティリティを経験する可能性があり、さらに当該他の投資商品またはより分散化されたインデックスのパフォーマンスを下回ることがある。

#### 想定費用の効果

本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)は、単純に、インデックス・アロケーターが選択する構成銘柄に、インデックス・アロケーターが選択する割合で想定上の投資を行う戦略と考えることができる。

かかる想定投資の重点の切替えおよびエクスポージャーの水準の変更、または現在の想定投資の維持が、戦略の有効性の正確な測定方法であるためには、一定の想定取引費用および複製費用が本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)のために考慮される必要がある。かかる想定費用は、インデックス水準を引き下げる効果を有することがある。

本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)の計算に組み込まれ、反映される想定費用(および各構成銘柄に係る想定費用の固定部分)は、あらかじめ決められた料率を参照して計算されるものであり、関連する構成銘柄(またはその裏付けとなるクレジット・デフォルト・スワップの取引所デリバティブ取引)の投資者であれば負担する実際のまたは実現した管理費用および取引費用(その時々において上下する場合がある。)を必ずしも反映するものではない。本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)に組み込まれた想定費用が、本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)およびその各構成銘柄に関して締結されるヘッジ取引においてインデックス・スポンサー(またはその関連会社)が負担する実際の管理費用および/または取引費用を上回った場合(またはインデックス・スポンサーまたはその関連会社の本インデックスおよびその構成銘柄に対するすべてのエクスポージャーをヘッジしない場合)、インデックス・スポンサー(またはその関連会社)は利益を得ることになる。インデックス要項に定められる様々な想定費用は、そのすべてが最終的にはインデックス水準の引き下げ要因となり、パフォーマンス債またはサブ・ファンドに基づき獲得可能なリターン(もしあれば)を制限することになるため、サブ・ファンドへの投資予定者は、インデックス要項に定められる様々な想定費用を精査および理

解することが望ましい。これらの想定費用の累積的影響額は、相当なものとなることがあり、本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)のパフォーマンスに悪影響を及ぼす。

#### ロング・エクスポージャーおよびショート・エクスポージャー全般

本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)は随時、ある構成銘柄に対してロング・エクスポージャー(ポジション)またはショート・エクスポージャー(ポジション)を有することがある。

ショートの構成銘柄(もしあれば)のパフォーマンスがプラスである場合、本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)のパフォーマンスに悪影響を及ぼす。ショート・ポジションを手仕舞う前に、関連する資産の価格または価値は制限なく上昇しうするため、ロング・ポジションとは異なり、ショート・ポジションは無制限の損失リスクにさらされる。本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)に含まれる想定ショート・ポジションが、本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)のパフォーマンスひいてはサブ・ファンドの純資産価額に著しい悪影響を及ぼす可能性がある。

本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)がロングの構成銘柄およびショートの構成銘柄の両方に対して同時にエクスポージャーを有する場合、それらは相互に対する十分なヘッジとして機能しない場合があり、相互に相殺しない場合がある。その結果、本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)は、その想定ショート・ポジションに係る損失(関連するショートの構成銘柄の価格または価値の上昇に起因しうる。)および/または想定ロング・ポジションに係る損失(関連するロングの構成銘柄の価格または価値の下落に起因しうる。)により下落する可能性がある。

#### 本インデックスおよび派生インデックスの展開および計算

本インデックスおよび派生インデックスは、サブ・ファンドのパフォーマンスにかかわらず、インデックス・スポンサーにより維持、計算および公表される。サブ・ファンドは、インデックス・スポンサーにより支援、承認、売却、または促進されることはない。インデックス・スポンサーは、サブ・ファンドへの投資の適否につき、サブ・ファンドの投資予定者、受益者またはその他の者に対して、明示または黙示を問わず、いかなる保証の表明も行わない。インデックス・スポンサーが算定および計算を行う際に誠実かつ商業上合理的な方法により行為することならびにこれを行う際にはインデックスに記載される事項を斟酌することについてインデックス・スポンサーは同意しているものの、当該算定または計算を行うことにより適用ある本インデックスおよび派生インデックスのパフォーマンス、ひいては受益証券1口当たり純資産価格に影響を与えないという保証はない。インデックス・スポンサーが算定および計算を行う際に根拠とする基準は、インデックス要項に定められる。インデックス・スポンサーは、適用ある本インデックスまたは派生インデックスを算定、構成または計算する際に管理会社、サブ・ファンドまたは受益者の要求を斟酌する義務を負わない。インデックス・スポンサーが適用ある本インデックスまたは派生インデックスを正確に集計し、または本インデックスまたは派生インデックスが正確に算定もしくは計算されるという保証はない。また、構成銘柄ならびに適用ある本インデックスおよび派生インデックスならびにこれらの関連する公式の計算および集計を行う手続および基準は、いかなる時点においてもインデックス・スポンサーにより通告なく変更または改定されることがある。したがって、インデックス・スポンサーの活動により、サブ・ファンドまたは受益者の利益が害されないという保証はない。

#### パフォーマンス・リスク

本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)は、同一の構成銘柄から成る他の指数が異なるリバランス戦略(アクティブかパッシブかを問わない。)を採用する場合における、これら他の指数のパフォーマンスを下回ることがある。本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)により用いられる方式は、絶対的に他のベンチマークのパフォー

マンスを上回ることを追求するものではなく、および全くプラスのパフォーマンスをもたらさないことがあることもある。

適用ある本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）のパフォーマンスに基づく金融商品は、いかなる状況においても絶対的リターンを保証することはできず、また保証するものでもない。

#### 本インデックスの手法には限界がある

本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）のパフォーマンスは、インデックス・アロケーターによる配分を実施するための、インデックス要項に定められるあらかじめ定義されたルール・ベースの手法に左右される。他の実施手法の方が、インデックス要項に定められる手法より優れたパフォーマンスをもたらさず、および/またはより密接に構成銘柄への投資に相関するという保証はない

#### 本インデックスは固定パラメーターを用いる

アルゴリズムを用いた戦略全てに共通するようと同様に、本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）は、固定パラメーターを組み込んだルール・ベースの手法を用いる。本インデックスの手法は、この固定パラメーターが合理的であると仮定して策定された。ただし、別のパラメーターを用いた方が、本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）が優れたパフォーマンスを上げることがある。さらに、この固定パラメーターは変更されない。

#### モデルの精度

インデックスの手法は、元の入力情報および途中の計算の両方の精度に影響されやすい複雑な計算モデルである。これらはいずれも、一次データ用に金融市場で用いられる端数処理の慣行および計算プロセスの各段階でインデックス計算代理人が適切と判断する端数処理の慣行に左右される。

#### リターンの保証がないこと

インデックスの手法は、インデックス水準が長期にわたって上昇することを保証することはできない。一または複数の構成銘柄がマイナスのパフォーマンスとなる可能性があり、本インデックス（および手数料控除インデックスを含む派生インデックス）のいずれの構成銘柄であるかを問わず、本インデックス（および手数料控除インデックスを含む派生インデックス）の全体的なパフォーマンスがマイナスとなる余地がある。

#### 本インデックスの限定的な運用実績

適用ある本インデックスは、インデックス設定日にインデックス・スポンサーにより設定され、インデックス開始日からの期間に関してインデックス計算代理人により計算される。

適用ある本インデックスに関していずれかの者により行われた事後検証または類似のパフォーマンス分析は、例示のみとして考慮されなければならない。インデックス計算代理人がインデックス水準を算定する際に利用していない見積りまたは前提に基づくことがある。

#### 本インデックスの設計上の制限

アルゴリズムを用いた戦略全てに共通するよう、本インデックスは、合理的であると仮定された固定的な処理および固定的なパラメーターを伴うルール・ベースの手法を用いる。これらの仮定が策定された時点において実勢的であった状況から市況が変化する場合、本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）が下回ることがある。他の処理およびパラメーターを用いる代替の指数が、本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）のパフォーマンスを上回る場合がある。

#### リバランスの頻度の制限

インデックスの手法は、各自動選択日におけるインデックス・アロケーターによるリバランス指示の有効な提出に依拠する。



自動選択日は各暦週の水曜日にのみ到来する。これは、自動選択日間において、インデックス・スポンサーは、例えば一または複数の構成銘柄の水準が下落している場合等、本来本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）のリバランスを選択する場合であっても、これを行うことができないことを意味する。したがって、本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）が、パフォーマンスの急激な変化を被る構成銘柄にエクスポージャーを有する場合、インデックス水準が著しく下落することがある。

毎週1回のみ本インデックスのリバランスを行うというインデックス・アロケーターの能力に対する制限は、インデックス・アロケーターがかかるトレンドを利用するために十分に高い頻度で、または特定の日に本インデックスのリバランスを行うことができないことを意味しうるため、本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）は、トレンドが高頻度で変化する環境においては、構成銘柄に対する直接投資のパフォーマンスを下回ることがある。

ある自動選択日について、インデックス・アロケーターがリバランス指示を提出しなかった場合、またはインデックス・スポンサーがリバランス指示を受諾しなかった場合、本インデックスは予定どおりにリバランスされない。

各リバランスは、インデックス・アロケーターによるリバランス指示の提出およびインデックス・スポンサーによる当該リバランス指示の受諾を条件とする（インデックス・スポンサーは、構成比率について合意された日程および合意された特定の制約等を考慮するものとする。）。インデックス・アロケーターが予定された週ごとのリバランスに関してリバランス指示を提出しなかった場合、またはインデックス・スポンサーが予定された毎週のリバランスに関するリバランス指示を受諾しなかった場合、本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）は、予定どおりにリバランスされないため、引き続き、次の予定された週ごとのリバランス（これに関してインデックス・アロケーターが提出したリバランス指示をインデックス・スポンサーが受諾した場合）（もしあれば）まで変更されない構成銘柄および組入比率のリストを参照して決定される。

かかる状況において、本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）が予定どおりにリバランスされなかった場合、予定どおりにリバランスされた場合に比べて本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）のパフォーマンスが悪化する可能性がある。

毎週1回のみ本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）のリバランスを行うというインデックス・アロケーターの能力に対する制限は、インデックス・アロケーターがかかるトレンドを利用するために十分に高い頻度で、または特定の日に本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）のリバランスを行うことができないことを意味しうるため、本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）は、トレンドが高頻度で変化する環境においては、構成銘柄に対する直接投資のパフォーマンスを下回ることがある。

インデックス・アロケーター契約が終了した場合、本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）のリバランスはそれ以上行われず、構成銘柄へのエクスポージャーは静的なままとなり、その後、実質的に本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）はマネージド戦略をとらなくなる。かかる状況において、インデックス・アロケーターがさらなるリバランス指示を提出できないこと、またパフォーマンスの低い構成銘柄へのエクスポージャーを減少できる可能性がなく（または優れたパフォーマンスの構成銘柄へのエクスポージャーを増加できる可能性がなく）構成銘柄に静的なエクスポージャーを有することは、本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）のパフォーマンスならびにパフォーマンス債およびサブ・ファンドのパフォーマンスに著しい影響を及ぼす可能性が高い。

インデックス・アロケーターの裁量

本インデックスは、インデックス・スポンサーおよびインデックス・アロケーターにより開発されている。ただし、本インデックスの構成銘柄のウェイトは、特定の制約に従い、インデックス・アロケーターの単独の裁量により決定される。

よって、本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)のパフォーマンスは、本インデックスの手法だけでなく、インデックス・アロケーターによる決定にも依拠する。

インデックス・アロケーターによる決定が市場動向に反する場合、インデックス水準が低下し、または市場のベンチマークに沿って上昇しない可能性がある。たとえば、インデックス・アロケーターは、少数の構成銘柄につき強気のポジションを選択し、かかる構成銘柄に想定投資を集中させる可能性があり、かかる集中が市場動向に反し、パフォーマンス債およびサブ・ファンドの投資者が損失を被る可能性がある。インデックス・アロケーターがその決定において理性的に行為する保証はない。したがって、本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)または本インデックスの構成銘柄が、投資上もしくはヘッジ上の目的または特定のパフォーマンスの達成に成功するか、または失敗するかは、インデックス・アロケーターおよびインデックス・アロケーターが雇用する一定のキーパーソン能力および決定によってのみ影響される。

インデックス・スポンサーは、かかる決定または本インデックス、構成銘柄もしくはそのそれぞれの組入比率の監視につき責任を負わず、また、いかなるリバランス指示の承認、是認または推奨も行わない。

インデックス・アロケーターがプラスのリターンを生むことに成功する保証はなく、また、インデックス・アロケーターが一または複数のキーパーソンを雇用を停止した場合、本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)のパフォーマンスに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

よって、本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)は、インデックス・アロケーターが運用するファンドが保有するもの以外のインデックス連動型商品のために設計されておらず、また、かかるインデックス連動型商品により用いられ、参照されることは想定されていない。本インデックス(および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス)は、インデックス・アロケーターの決定および専門的知識に依拠するよう意図されている。

#### 為替リスク

本インデックスおよび(手数料控除後インデックスを含む)派生インデックスのインデックス水準は、そのインデックス通貨によって表示されるが、構成銘柄の一部は、その他通貨建てである。

各本インデックスは、その他通貨建て構成銘柄の一部に対して為替ヘッジ手法を適用するが(以下「為替ヘッジあり構成銘柄」という。)、その目的は、当該為替ヘッジあり構成銘柄の表示通貨のそのインデックス通貨に対する変動の影響を最小限に抑えつつ、当該為替ヘッジあり構成銘柄のパフォーマンスの変化に当該インデックス水準を連動させることである。かかるヘッジ手法は、為替ヘッジあり構成銘柄に関する為替相場の変動の影響を低減することを目指す、かかる影響を完全に排除することはできず、為替相場の当該変動は、インデックス水準の下落の一因となることがある。

投資者は、外国為替相場は変動が大きく、予期しない形で変動する場合があります。また、経済的および政治的要因に加えて、需要と供給を含む数多くの要因による影響(とりわけ、現行インフレ率および期待インフレ率、現行金利水準および期待金利水準、関連する諸国間の国際収支ならびに関連する諸国における政府収支による影響)を受けることに、特に留意すべきである。金融市場の混乱時には、当該混乱によって不相応に影響を受けることになることと認識された地域から急速に資本が移動するため、外国為替相場は、特に変動が大きくなる可能性がある。過去の為替相場は、将来の為替レートを示唆するものとみなされるべきでない。

したがって、サブ・ファンドは、外貨連動型の取引に伴う経済的、法的およびその他のリスク(上記のリスクを含む(ただし、これらに限られない。))を理解し、これらを引き受ける意思があり、かつ財務的に引き受けることが可能な者にのみ適している。

構成銘柄が適用あるインデックス通貨により表示されている場合およびされていない場合の詳細については、インデックス要項を参照のこと。

#### 想定エクスポージャー

各本インデックスおよび派生インデックスは、適用ある本インデックスおよび派生インデックスの構成銘柄に対する想定エクスポージャーを生み出し、当該想定エクスポージャーは、インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人の帳簿上においてのみ存在する。

本インデックスおよび派生インデックスがある期間において構成銘柄に対する「想定エクスポージャー」を有すると説明される場合、本インデックスおよび派生インデックスのパフォーマンスが、想定エクスポージャーの範囲に基づく当該期間における関連する構成銘柄のパフォーマンスを反映することを意味する。本インデックスおよび派生インデックスの各構成銘柄に対するエクスポージャーは、投資者が権利を有する資産または投資者が所有権もしくはその他の利益を有する資産の実際のポートフォリオが存在しないため、「想定」と説明される。本インデックスの水準は、インデックス・アロケータによって選定される構成銘柄の想定ポジションを参照して行われる数学的計算にすぎない。

#### 構成銘柄間の相関関係が予想外に変化することがある

相関関係とは、複数の構成銘柄の価値が同時に同程度に上昇し、または下落する程度のことである。構成銘柄間の相関関係が変化した場合、本インデックス（および手数料控除後インデックスを含む派生インデックス）の水準が悪影響を受ける可能性がある。

#### 本インデックスの混乱

一定の事由が本インデックス、派生インデックスおよびインデックス水準の計算に影響を及ぼすことがある。かかる事由は、以下に掲げるものを含む結果をもたらす可能性がある。

- (a) インデックス計算代理人が、本インデックスおよび各派生インデックスの評価を行う日を調整すること
- (b) インデックス計算代理人が、インデックス要項により付与された一定の裁量権を行使すること
- (c) インデックス計算代理人が、本インデックス、派生インデックスおよびインデックス水準の計算、公表および発信を停止すること
- (d) インデックス・スポンサーが、インデックス要項に修正または変更を加えること
- (e) インデックス・スポンサーが、本インデックスまたは派生インデックス（手数料控除後インデックスを含む。）を廃止し、中止すること

別段の記載がある場合を除き、インデックス・スポンサーは、いずれの者に対しても、かかる事由の発生時に行われた行為の結果について通知する義務を負わない。

混乱日（インデックス要項に定義される。）の発生または存在により、本インデックスおよび派生インデックスの計算、公表および発信が、インデックス要項に規定される時点より遅い時点で延期される場合もある。

#### インデックス計算代理人の決定

インデックス要項は、インデックス計算代理人およびインデックス・スポンサーに対し、例えば、調整および混乱の発生に関して一定の決定および計算を行う際に、ある程度の裁量を付与している。インデックス計算代理人およびインデックス・スポンサーは、裁量の行使においてそれぞれ「専門的判断」（以下に定義する。）を用いるが、当該裁量の行使により、インデックス水準に悪影響が及ぶことがある。

#### 本インデックスの計算および決定

インデックス計算代理人の計算は、適用あるインデックス要項に従い、その単独、絶対的および自由な裁量により、ただし（それぞれの場合において、インデックス要項に規定される基準を考慮し、および関連がある場合には、関連する計算を行う責任を有するインデックス計算代理人の従業員もしくは役員に対して提供され、またはこれらの者により取得された情報に基づき）誠実かつ商業上合理的な方法

により、行われる。一切の計算は、明白な過誤のない限り、最終的、確定的であり、かつ、受益者を含む適用ある本インデックスおよび派生インデックスのいずれかの利用者を拘束するものとする。

インデックス計算代理人およびインデックス・スポンサーのいずれも、計算等における善意による過誤もしくは不作為またはインデックス要項に記載される他の行為につき、一切責任を負わない。

インデックス要項は網羅的であることが意図されているが、一定の状況において多義性、過誤および欠落が生じることがある。インデックス・スポンサーは、専門的判断(以下に定義する。)を用いて、当該多義性、過誤または欠落を解決し、当該多義性、過誤または欠落の解決を反映するためにインデックス要項を修正することがある。

- ・ **総論** インデックス計算代理人は、インデックス要項に従って本インデックスの水準を計算し、公表する。インデックス・スポンサーは、他の当事者に通知を行うことなく、いつでも別のインデックス計算代理人を任命することができる。インデックス計算代理人は、インデックス要項に従って計算、決定、リバランスおよび調整(以下、総称して、「計算等」という。)を行う。
- ・ **構成銘柄の変更および市場の混乱** 本インデックスおよび派生インデックスの計算および公表は、調整事由および混乱日の発生または存在の影響を受ける。「調整事由」(インデックス要項に定義される。)は、構成銘柄の性質および構成銘柄の潜在的なライフサイクル事由を参照して定義される。「混乱日」(インデックス要項に定義される。)は、構成銘柄の取引場所およびデータ入手可能性に関する要件を参照して定義される。ある構成銘柄に関して「調整事由」(インデックス要項に定義される。)が発生した後、(1)インデックス計算代理人は、本インデックスおよび派生インデックスならびにインデックス水準の計算、公表および発信を停止することができ、(2)インデックス計算代理人は、影響を受ける構成銘柄の特性と実質的に類似する特性を有する代替りの構成銘柄もしくは原指数(該当する方)を選定し、かかる入替えの影響を考慮に入れるためにインデックス計算代理人が適切とみなす調整を関連するインデックス要項に加えることができ、および/または(3)インデックス・スポンサーは、本インデックスおよび派生インデックスを廃止し、中止することができる。ある構成銘柄に関して混乱日(インデックス要項に定義される。)が発生した後、インデックス計算代理人は、(1)本インデックスおよび派生インデックスならびにインデックス水準の計算、公表および発信を停止することができ、および/または(2)当該混乱日をもたらした関連する事由または状況が消滅した時点で訂正することを条件として、当該インデックス営業日に係る本インデックスに関するインデックス水準のインデックス計算代理人による誠実な推定値を公表することができる。
- ・ **訂正** インデックス要項の定めおよび特定された訂正期間に従い、インデックス計算代理人が計算に関連して同社が利用した情報がその後訂正または調整されていたことを認識した場合、インデックス計算代理人は、当該訂正または調整された情報を利用するものとし、その結果として、当該訂正または調整された情報の効力発生または反映のために必要または有用であると同社が判断する追加の計算を行うことができる(ただし、これらを行う義務を負わないものとする。)
- ・ **受託者または代理人として行為しないこと** インデックス要項に関して計算または他の行為を履行する際、インデックス計算代理人およびインデックス・スポンサーのそれぞれは、本人として行為し、他のいずれの者の代理人としても行為しない。すなわち、インデックス・スポンサーまたはインデックス計算代理人のいずれも、他者を代理して、または他者の利益のために行うものではない。インデックス計算代理人またはインデックス・スポンサーのいずれも、サブ・ファンドまたは受益者に対して注意義務または受託者義務を負わない。インデックス要項に関してインデックス計算代理人またはインデックス・スポンサーによって履行される各計算および他の行為は、かかる規定に依拠して履行され、およびかかる規定に従う。
- ・ **計算の日時** インデックス要項に基づく一定の計算が一定の日時「において」、一定の日時「現在で」もしくは一定の日時「に関して」、またはこれらの類義語をもって表示されることがあるにも

かわらず、インデックス計算代理人は、その裁量により、当該日時に関する当該計算を当該日時より後に履行することができる。

- ・ **専門的判断** インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人（該当する方）はそれぞれ、（１）誠実かつ商業上合理的な方法により行為すること、（２）実務上可能な限り、本インデックスおよび派生インデックスの商業上の目的および市場慣行を反映すること、ならびに（３）実務上可能な限り、インデックス管理事務代行会社またはインデックス計算代理人（該当する方）としての自ら行為する本インデックスおよび派生インデックスならびにその他のインデックスに関して裁量を行使し、算定を行う際に一貫性の維持に努めることから成る判断基準（以下「専門的判断」という。）を用いて、本インデックスおよび派生インデックスに関して裁量を行使し、算定を行う。

以上に記載する留意点は、適用ある本インデックスおよび派生インデックスの評価に関連するすべての留意点を包括した一覧ではなく、そのように意図されたものでもない。インデックス要項には、適用ある本インデックスおよび派生インデックスの主な特徴についてより完全な説明がなされているため、投資者は、サブ・ファンドに対して投資する前にこれを精読すべきである。特に、インデックス要項には、インデックス計算代理人により行われる適用ある本インデックスおよび派生インデックスが計算される方法の説明および適用ある本インデックスおよび派生インデックスへのエクスポージャーを引き受ける場合に留意すべき要素の考察が含まれる。

### インデックス・アロケーターが提供する本戦略および投資理論に関する一般的リスク

以下のリスクは、インデックス・スポンサー、インデックス計算代理人、パフォーマンス債発行会社、パフォーマンス債保証会社、パフォーマンス債ディーラー、パフォーマンス債計算代理人、管理会社、受託会社またはその他のシティの事業体もしくはサブ・ファンドのサービス提供者がかかる情報を独自に検証することなく、インデックス・アロケーターにより提供されたものであり、かかる当事者らは、その不正確性または不適切性につき責任を負わないものとする。

#### 市場リスク

想定手数料控除後インデックスの価値は、インデックス・アロケーターが配分する想定ポートフォリオに含まれる手数料控除後インデックスの構成銘柄の価値が下落した場合に下落する可能性がある。さらに、想定手数料控除後インデックスの価値は、個別の手数料控除後インデックスの構成銘柄のパフォーマンスが好調である場合にもかかわらず、経済情勢または市況の低迷によっても下落する可能性がある。想定ポートフォリオの価値は、市場の変化により、時として急激に下落し、損失を被る可能性があることを理解しておくことが重要である。市場リスクは、単一の発行体、産業、経済セクターまたは市場全体に影響を及ぼす可能性がある。市場リスクは、一定の社会、政治、経済およびその他の情勢および事由（テロ、紛争、社会不安、自然災害、疫病およびその他の世界的流行病（COVID - 19の流行を含む。）等）により世界経済や世界金融市場に悪影響が及んだ場合、拡大する可能性がある。

#### 運用リスク

想定手数料控除後インデックスは、インデックス・アロケーターにより積極的に運用され、したがって、用いられる投資戦略が意図される結果を生まない可能性があるというリスクにさらされる。想定手数料控除後インデックスは、類似の投資目的を有する投資戦略のパフォーマンスを下回る可能性がある。

#### 投資プロセスリスク

インデックス・アロケーターは、想定手数料控除後インデックスの投資戦略を実施するため、一定の専有モデル（専有オプションインプライド情報モデルを含む。）を利用する。かかるモデルは、資本市場のアップサイドの成長に参加する一方で損失リスクを低減させるために想定手数料控除後インデックスの配分および裏付有価証券のエクスポージャーをどのように調整すべきかを見極めることに成功しない可能性がある。その結果、かかるモデルにより資産クラスおよび地域でのリスクおよびリターンの指

標を正確に見極めることができなかつた場合、想定手数料控除後インデックスのパフォーマンスがそのベンチマークを下回る可能性があるリスクがある。さらに、かかるモデルの利用やその後のポートフォリオの再配分が想定手数料控除後インデックスに投資する投資者に対して便益を供与することを意図する一方で、かかる技法は、一定の場合において、想定手数料控除後インデックスに対して悪影響（その回転率（および関連する取引費用）の上昇を含む。）を及ぼす可能性がある。

#### インデックスの回転率に関するリスク

想定ポートフォリオの回転率の上昇は、費用を増加させる可能性があり、想定手数料控除後インデックスのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性がある。

#### 空売りリスク

空売りは、投機的な取引であり、特別なリスク（有価証券の将来価値を正確に予測するインデックス・アロケーターの能力に大きく依存することを含む。）を伴う。想定手数料控除後インデックスは、有価証券を空売りして当該有価証券の価値が下落せずに上昇した場合、損失を被る。空売り取引において、想定手数料控除後インデックスが被る損失は、潜在的に無制限である。また、ロングおよびショートのパジションの投資プロセスにより、想定手数料控除後インデックスは、想定手数料控除後インデックスのリターンを減少させる可能性のある追加の取引費用を被る可能性がある。想定手数料控除後インデックスにおいて空売りをを用いることにより、インデックス・アロケーターが配分する想定ポートフォリオにレバレッジ効果が及ぶ可能性もある。

#### ソブリン債リスク

想定手数料控除後インデックスは、米国および非米国政府債務証券への投資にさらされる可能性がある。米国ソブリン債等の一部のソブリン債への投資は、低リスクとみなされる。ただし、ソブリン債への投資は、高いリスク（ソブリン債の返済を管理する政府事業体が、適時にそのソブリン債の元本の返済および/または利息の支払いを行う意思がないか、行うことができないリスクを含む。）を伴うことがある。ソブリン債の債務者がその債務を弁済する意思または能力は、様々な要因（かかる債務者のキャッシュ・フローの状況、外貨準備高の程度、支払期日における外国為替の利用可能性およびかかる債務者の経済全体に関する債務ポジションの相対的規模を含むが、これらに限られない。）の影響を受ける可能性がある。債務不履行の場合、ソブリン債を回収する法的救済は、限定的であるか、または存在しない可能性があり、また、破産手続（これを通じて、想定手数料控除後インデックスは、政府事業体の未返済であるソブリン債の全部または一部を回収することができる。）が存在しない可能性がある。本インデックスは、未開発ソブリン債に投資しないため、不履行が生じる可能性は低い。また、インデックス・アロケーターが運用する想定ポートフォリオが非米国ソブリン債に投資する限りにおいて、想定ポートフォリオは、通貨リスクにさらされる可能性がある。ただし、通貨リスクは、投資が通貨リスクを負わない国債先物を通じて行われるため、差し入れられた担保および時価評価による利益のみに限定される。

#### 株式関連の有価証券リスク

株式関連の有価証券の利用に対する想定手数料控除後インデックスのエクスポージャーは、かかる株式関連の有価証券が通例確定利付証券に比べて価格の変動が大きく、予想どおりのパフォーマンスを上げない可能性があることから、さらなるリスクを生む。また、株式関連の有価証券は、一般的な市況および経済状況に応じてその価値が下落する可能性があり、したがって想定手数料控除後インデックスのリターンが減少する可能性がある。

#### 新興市場リスク

新興市場の有価証券には多くのリスクが伴うが、これは、事業および業界慣行（厳格な財務および会計の統制および基準の潜在的な欠如を含む。）、証券取引所、ブローカーおよび上場企業に関する政府の監督および規制が緩やかであることから生じる可能性があり、発展した証券市場への投資に比べ、かかる投資は潜在的に価格の変動が大きく、また、流動性が低下するため、結果的に投資者にとってのリスクが大きくなる。発展途上国では、将来の経済危機または政治危機により、価格統制、企業の強制

的合併、収用もしくは没収的課税、外資所有制限の適用もしくは執行、差押え、国有化、投資および取引に対して様々な政府事業体加える制裁もしくは制約の適用または政府独占の導入が生じるリスクがあり、そのいずれも想定手数料控除後インデックスに悪影響を及ぼす可能性がある。また、想定手数料控除後インデックスの構成銘柄は、外貨建てである可能性があり、したがって、米ドルと比較した任意の国の通貨価値が変動し、想定手数料控除後インデックスの価値に影響が及ぶ可能性がある。新興市場の有価証券への直接投資に係る一部のリスク（為替リスク等）は、先物契約を通じて想定手数料控除後インデックスがかかる有価証券に間接的に投資されるため、低減する可能性がある。

#### 高利回り/高リスク債に関するリスク

高利回り/高リスク債は、投機的であるとみなされ、その他の種類の債券と比較して経済的変化、政治的変化または債券を発行する企業に固有の不利な展開の影響をより受けやすい可能性があり、したがってその価値に悪影響が及ぶ可能性がある。

#### 非分散リスク

想定手数料控除後インデックスの分散に係る制約は、限定的である。これによって、ジャンス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーが、インデックス・アロケーターとしての役割において、少数の有価証券につき大きなポジションを保有するさらなる機動性が与えられる。その結果、想定手数料控除後インデックスによって保有される単一の有価証券の価値が増減し、想定手数料控除後インデックスのパフォーマンスに大きな影響が及ぶ可能性がある。

#### 確定利付証券リスク

想定手数料控除後インデックスは、債務およびその他の確定利付証券の保有に対してエクスポージャーを有する可能性がある。通例、確定利付証券の価値は、実勢金利と反比例して変動する。したがって、確定利付証券の根本的なリスクは、実勢金利の上昇とともにかかる確定利付証券の価値が一般的に下落するという金利リスクであり、これは、想定手数料控除後インデックスの価値を同様に下落させる可能性がある。例えば、満期や期間が長期である有価証券はより高い利回りを生む傾向がある一方で、実勢金利の変動の影響をより受けやすい傾向もある。したがって、かかる有価証券は、短期の有価証券と比較してボラティリティがより高く、金利の変動による市場変動の影響を大きく受ける。金利が非常に低いか、または金利がマイナスである確定利付証券への投資は、想定手数料控除後インデックスのパフォーマンスを低下させる可能性がある。想定手数料控除後インデックスは、金融政策の変更や不透明感（連邦準備制度理事会による量的金融緩和政策の終了および/または金利の上昇等）が生じた際の金利リスクの高まりにさらされる可能性がある。量的金融緩和の終了および/または金利の上昇により、確定利付証券市場がボラティリティの上昇にさらされる可能性があり、想定ポートフォリオおよび想定手数料控除後インデックスの価値が変動する原因となることがある。金利の変動に確定利付証券が具体的にどう反応するかは、各確定利付証券の具体的な特性に依拠する。確定利付証券は、信用リスクにもさらされる。信用リスクとは、確定利付証券の発行体の信用力が弱まり、ならびに/または当該発行体が元本および利息を適時に支払えずに、当該確定利付証券が債務不履行に陥る可能性があるというリスクである。

## 一般リスク

### 投資ポートフォリオの流動性

流動性は、サブ・ファンドの計算において適時に投資対象を売却する管理会社の能力に関連する。相対的に流動性が低い有価証券の市場は、より流動性が高い有価証券の市場よりも価格変動性が高い傾向にある。相対的に流動性が低い有価証券に対してサブ・ファンドの資産を投資することにより、管理会社がサブ・ファンドの投資対象を希望する価格で希望する時期に処分する能力が制限されることがある。ポートフォリオは、相対的に少ない投資対象に集中することがあり、これはサブ・ファンドの流動性に影響を及ぼすことがある。さらに、当該投資対象の転売は、時として契約上の条項により制限を受けることがあり、これ自体、当該投資対象の価値に影響を及ぼすことがある。ある取引所が、特定の商

品もしくは契約の取引を停止し、特定の商品もしくは契約の即時の清算および決済を命令し、または清算のためのために特定の商品もしくは契約の取引を行うことを命令する可能性がある。非流動性のリスクは、店頭取引の場合にも発生する。当該商品または契約には規制市場がないことがあり、買呼値および売呼値は、これらの商品または契約のディーラーによってのみ設定される可能性がある。市場性のない有価証券に対する投資は流動性リスクを伴う。さらに、当該有価証券は、評価が困難であり、発行体は、投資者の保護に関する規制市場の規則に必ずしも服するものではない。

#### 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを効果的に管理するための方策を整備する。（適用性/適切性に応じて）管理会社または管理会社のリスク管理機能は、日次方式により、流動性リスク管理方針の実施を監視する。また、管理会社は、管理会社が買戻しを整然と処理することができ、またすべての投資者が公平に取り扱われることを可能ならしめることができるような流動性リスク管理の手法（後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」および「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し、買戻しの繰延べ」に記載するもの等）を構築している。

継続的に、管理会社は、内部の流動性指標に対するサブ・ファンドの流動性のポジションを評価している。管理会社は、流動性評価に至る一定の範囲の定量的基準および定量的要素を斟酌する。管理会社がポジションを換金するために必要となる期間および費用を算定することができるように、管理会社は、換金のための平均日数または合計日数に基づき、投資対象に内在する流動性を分析することができる。潜在的に有価証券の日次の数量を超過することおよびこれによる有価証券の価格への影響を避けるため、取引前の分析を実施することができる。管理会社はまた、継続的にサブ・ファンドの流動性ストレス・テストも履行する。流動性リスク管理方針および流動性リスク管理手続は、定期的かつ必要に応じて見直される。

サブ・ファンドが指標を満たすことができない場合、管理会社のリスク管理機能は、追加の分析を履行することが必要であるか否か、およびサブ・ファンドの流動性リスクを管理するため追加の措置を講じるべきか否かを斟酌する。管理会社は、評価に係る記録を保存する。

#### 集中リスク

管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ（または受益証券のクラスのために保有されるポートフォリオ）を特定の原投資対象または少数の原投資対象および/もしくはカウンターパーティーに集中することができる。その結果、サブ・ファンドのポートフォリオは、かかる特定の投資対象および/またはカウンターパーティーに影響を及ぼす不利な経済状況または事業環境から生じる価格変動に対してより影響を受けることがある。当該「カウンターパーティー・リスク」は、サブ・ファンドがその取引を単一または少数グループのカウンターパーティーとの間に集中させた場合に増大する。

#### カウンターパーティー・リスク

サブ・ファンドは、契約の条件に関する紛争（善意であるかを問わない。）を理由としてまたは信用もしくは流動性の問題からカウンターパーティーが取引の条件に従って取引を決済しないことの影響を受けることがあり、これにより、サブ・ファンドが損失を被ることになる。当該「カウンターパーティー・リスク」は、決済を妨げる事象が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループのカウンターパーティーとの間で行われた場合に、満期がより長い契約について増大する。受託会社または管理会社のいずれも、取引を特定のカウンターパーティーに限ることまたは取引の一部もしくは全部を単一のカウンターパーティーに集中させることを禁止されてはいない。さらに、管理会社は、カウンターパーティーの信用力を評価する内部信用評価機能を有していない。受託会社および/または管理会社が一または複数のカウンターパーティーと取引を行う能力ならびに当該カウンターパーティーの財政的能力について有意義および独立した評価の欠落は、サブ・ファンドが損失を被る可能性を増大させる。

サブ・ファンドは、非上場デリバティブに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクの影響を受けることがあり、これは、取引所決済機関の履行保証など組織化された取引所における当該商品



の取引参加者に適用されるのと同様の保護がそれらの非上場デリバティブの取引では与えられないことによる。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではなく、取引に關与する特定の会社または業者であるため、カウンターパーティーの支払不能、非流動性、破産または債務不履行およびカウンターパーティーとの契約の条件に関する紛争がサブ・ファンドに多額の損失をもたらす可能性がある。受託会社および/または管理会社は、サブ・ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に關連する契約に基づき、債務不履行に關して契約上の救済を得られることがある。しかしながら、利用できる担保または他の資産が十分でない限りにおいて、当該救済は不十分である可能性がある。近年、大手の金融市場参加者数社（店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含む。）が履行期の到来時に同社の契約上の義務を履行することを怠り、または不履行となりかねない状況に陥り、このことにより、金融市場で觀察される不確実性が高まり、前例のない政府介入、信用収縮および流動性縮小、取引および資金調達取決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行に至った。当該混乱によって、支払能力のあるプライム・ブローカーおよび貸付人までが、新規投資への資金提供に消極的になり、もしくは以前よりも積極的に行わなくなり、または当時主流であった条件よりも著しく不利な条件でしか、資金提供を行わなくなった。カウンターパーティーが不履行に陥らないという保証はなく、その結果、サブ・ファンドが取引による損失を被らないという保証もない。そのため、サブ・ファンドは、管理会社がサブ・ファンドの取引を規制された取引所に限定した場合よりも不履行によるより大きな損失リスクの影響を受ける。

**カウンターパーティー・リスク・エクスポージャー：**前記「カウンターパーティー・リスク」の項に記載されるとおり、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの計算において買い付けられた投資対象または契約に關して、カウンターパーティーの履行不能のリスクの対象となる。カウンターパーティーにより担保が提供されており、かつ、これがサブ・ファンドの計算において保有されている場合を除き、サブ・ファンドは、当該手続きにおいて無担保債権者となる見込みであり、当該状況においては回収が限定的となるか、または全く回収ができないことがある。発行体の信用事由があった場合、管理会社は、それを通じて望ましい投資エクスポージャーを獲得することができる—または複数の代替となる発行体またはカウンターパーティーを発見するために必要な措置を講じることに努める。しかしながら、管理会社が成功するという保証はない。管理会社が当該代替の発行体またはカウンターパーティーを発見することができない場合、その結果、サブ・ファンドはその投資目的を達成できなくなり、管理会社がサブ・ファンドの終了を選択することがある。

**法的リスク：**取引または取引の約定を行う当事者の法的資格の特徴によっては、契約が執行不能になる可能性があり、また、カウンターパーティーの支払不能または破産により、本来であれば執行可能な契約上の権利が無効になる可能性がある。

**流動性リスク：**店頭取引は、流動性のある流通市場からの恩恵が受けられないことがある。したがって、ポジションがいずれかの時点においてまたは当該取引の直近の帳簿価額に近接する価格により建てられ、または解消されることができるという保証はない。

**店頭取引：**サブ・ファンドの計算において買い付けられまたは売り付けられる商品は、通常、取引所では取引されない。取引所で取引される商品の場合と比較して、店頭商品に係る債務者の不履行のリスクは、より大きくなることもあり、また管理会社が当該商品を処分し、または当該商品に關する反対売買を約定することがより容易ではないことがある。さらに、取引所で取引されていない商品の「買気配」と「売気配」との間には、大幅な差分が生じることがある。また、取引所で取引されていない商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制に服するものではなく、かかる商品に關して規制された市場の参加者に提供される保護の多くに与ることができないことがある。

**店頭取引における規制の不在およびカウンターパーティー・リスク**

一般的に、店頭市場においては、組織化された取引所において約定される取引と比較して、政府の規制および監督が乏しい。また、取引所決済機関の履行保証等の組織化された取引所の参加者に対して与えられる保護の多くは、店頭取引に關しては利用することができない。このことにより、サブ・ファン

ドは、信用もしくは流動性の問題から、または契約の条件に関する紛争を理由として、カウンターパーティーが取引を決済しないリスクの影響を受ける。管理会社は、取引を単一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていない。それゆえ、サブ・ファンドは、仮に管理会社がサブ・ファンドの取引を規制された取引所に限定する場合よりも、不履行による大きな損失リスクの影響を受ける。

#### デリバティブ規制

ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」という。）は、その包括的なデリバティブに係る新しい規制制度を通じて、サブ・ファンドの計算において管理会社によって約定される取引の種類を含む多くのデリバティブ取引（かつては規制されていなかった店頭デリバティブを含む。）に対し、強制清算、取引所における取引および証拠金の要件を課すものである。ドッド・フランク法は、「スワップ・ディーラー」および「主要スワップ参加者」などの規制対象となる市場参加者の新たな区分も創設しており、かかる市場参加者は、重大かつ新たな資本、登録、帳簿記録、報告、開示、業務運営および他の規制に関する要件に服する。これらの要件の詳細の一部は、未だ米国商品先物取引委員会、米国証券取引委員会、米国連邦準備制度理事会およびその他の規制当局による規則の制定および解釈を通じて明らかにされていない。しかしながら、本書の日付現在において入手可能な情報に基づくと、ドッド・フランク法に基づくデリバティブ規制が及ぼしうる可能性のある影響は、サブ・ファンドの費用全般の増加である。特に、新たな証拠金要件、ポジション制限および資本に対する賦課は、サブ・ファンドに直接適用されない場合であっても、サブ・ファンドの計算において約定されるデリバティブ取引の費用の上昇をもたらすことがある。登録、帳簿記録、報告および法令遵守などの新たな要件に起因する管理事務費用も、サブ・ファンドに直接適用されない場合であっても、デリバティブ価格の値上がりに反映されることがある。新たな商品取引および取引報告の要件は、デリバティブ取引の流動性の低下を招き、一定のデリバティブの不利な価格決定もしくは利用可能度の低下、または裁定機会の減少に至ることがあり、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 証券取引業務およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際に、管理会社は、競争入札を行う必要はなく、可能な限り低い手数料の費用を追求する義務も負っていない。管理会社は、管理会社の関連会社であるブローカーまたはディーラーを選定することができる。管理会社は、提供される取引業務および調査業務の価値に対して、手数料が合理的であると管理会社が誠実に判断する場合、調査もしくは業務の提供またはその支払いを行うブローカーまたはディーラーに支払われる手数料を、仮に、同一の取引を実行するにあたり他のブローカーまたはディーラーから請求される金額より、高い価格とすることもできる。

#### 決済リスク

有価証券および他の取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増大させることがある。取引を執行するために利用可能な清算、決済および登録のシステムは、取引の決済および譲渡の登録に関連して、遅延および他の重大な困難の結果を生ずることがある。顧客または取引のカウンターパーティーがその契約上の約束を履行しないこともあり得る。決済についての問題は、純資産価額およびサブ・ファンドの流動性に影響を与えることがある。

#### 設立当初期間

サブ・ファンドは、設立当初期間において、新規の拠出資産の当初投資に関する一定のリスクを被る可能性がある。さらに、設立当初期間には、全額コミットされたポートフォリオと比べて、サブ・ファンドのポートフォリオの分散の水準が低くなる可能性があるという点において特別なリスクも示される。管理会社は、全額コミットされたポートフォリオへの移行に関して様々な手続を採用する可能性がある。かかる手続は、その一部が市場判断に基づく。かかる手続が成功する保証はない。

将来的な規制上の変更は予測不可能であること

証券市場およびデリバティブ市場には、包括的な、規制および証拠金要件の対象となる。また、米国証券取引委員会および金融取引所は、市場に緊急事態が生じた場合に特別措置(例として、投機的ポジション制限またはより高額な証拠金要件の遡及的施行、日次の価格制限の設定および取引の停止を含む。)を講じる権限を有する。米国内外における有価証券およびデリバティブに関する規制は、急速に変化する法律分野であり、政府および司法の措置による変更の対象となる。将来的な規制上の変更がサブ・ファンドに及ぼす影響は、予測不可能であるが、重大かつ不利なものとなる可能性がある。

#### 異例かつ予測不可能な事由

異例かつ予測不可能な事由に起因して生じる、例えばインフレ率を含む経済状況、産業の状況、競争、技術開発、政治上および外交上の事由および傾向、税法ならびにその他多数の要因の変化は、サブ・ファンドのリターンに多大な悪影響を及ぼす可能性がある。これらの状況のいずれも、受託会社または管理会社の支配の及ばないものである。サブ・ファンドが直接または間接的にポジションを保有する市場における予期せぬ変動性または流動性は、管理会社のサブ・ファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、サブ・ファンドに損失を被らせる可能性がある。経済上および/または政治上の不安定は、資産価格に悪影響を及ぼす可能性があり、法律上、財政上および規制上の変更をもたらすことがある。

#### コロナウイルス

2020年3月11日、世界保健機関は、新型コロナウイルス感染症の拡大がパンデミックであると宣言した。新型コロナウイルス感染症の多くの症例が世界中で記録されている。

新型コロナウイルス感染症の影響を完全に予測することは不可能であるが、この流行は、世界経済に重大な影響を及ぼす可能性が高い。過去において、伝染病の広範囲にわたる拡大は、投資感情に影響を及ぼし、世界市場において散発性の変動性を生じさせてきた。当該影響は、特に新型コロナウイルス感染症の検出された症例の世界的な分布に応じて、セクター、事業および国家経済の間で不均等に分布される。航空、製造、小売りおよび観光を含む一部のセクターが現時点において最も悪影響を受けているとみられるが、新型コロナウイルス感染症を抑制することができない場合、その他のセクターも間違いなく影響を受けることになる。

影響を受ける地域において行われ、またはかかる地域の供給者もしくは顧客に依存している事業に対する新型コロナウイルス感染症の財務上の影響が広く報告されている。影響を受ける事業は、さまざまな財務上の影響に直面することがある。事業活動の低迷は、流動性に悪影響を及ぼすことがある。また、運転資金の調達先が停止され、財務制限条項への違反が生じ、不履行事由が発生し、および/または、終了時支払金もしくは不履行に関するその他の偶発債務が発動される状況となった場合、支払能力に関する懸念が悪化する可能性がある。

したがって、世界の金融市場またはいずれかの投資先が事業を行う国家もしくは地域の経済における当該マイナスの変化は、サブ・ファンドの事業またはいずれかの投資先の事業に重大な悪影響を及ぼすことがある。

特に、世界保健機関または地域もしくは国家の当局は、サブ・ファンドまたはいずれかの投資先の事業運営に重大な中断を生じさせる可能性のある措置を勧告し、または発動することがある。

新型コロナウイルス感染症の発生、その期間、強度および影響の全貌は不確実であり、結果として生じる経済の減速および/または市場におけるマイナス方向の企業の業況感、受託会社、管理会社、サブ・ファンドおよび投資先自体の事業運営および財務状態に長期にわたる悪影響を及ぼすことがある。

#### 政治的リスクおよび規制上のリスク

サブ・ファンドの資産および担保の価値は、政情不安、政府の政策および税制の変更、海外投資および外貨送金に対する制限ならびに他の適用法令の展開等の不確実性による影響を受けることがある。同様に、サブ・ファンドの計算において実行される取引のカウンターパーティー自身が銀行の再建および破綻処理体制を含む、進展中の規則および規制による監督の対象となることがある。例として、米国連邦準備制度理事会による監督に関して米国金融安定監督評議会により指定された銀行持株会社は、破綻

処理計画(リビング・ウィルとして一般的に知られる。)を定期的に米国連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社に提出する必要がある。当該計画は、会社の重大な財政上の困難または不履行の場合における迅速かつ秩序ある破綻処理に係る会社の戦略を詳細に定める。同様に、EUの銀行再建および破綻処理指令は、ある機関が不履行状態にありまたは不履行になると見込まれると当局が考える場合において、かかる当局に対してかかる機関の業務に介入することを可能にする広範な権能を付与する。それゆえ、サブ・ファンドは、それ自体が対象となる規制の変更のみならず、サブ・ファンドが取引を行うカウンターパーティーに影響する規制の変更により影響を受けることがある。

#### 法的リスクおよび法令遵守リスク

国内および/または外国の法律または規制は、サブ・ファンドに悪影響を及ぼす形で変更されることがある。政府または規制当局は、投資戦略を執行する管理会社の能力に影響を与えるような法律を可決し、政策を作り、または規制を実施することがある。当該取組は、特定の取引形態または市場のいずれかに影響し、また国内的または国際的のいずれかのものであることがある。当該変更の結果、サブ・ファンドがその投資目的を達成できなくなることがある。各国間または各法域間の法律の差異により、受託会社または管理会社がサブ・ファンドに関して締結された法的契約を執行することが困難となることがある。受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの投資方針または投資目的を変更することを含む法律またはその解釈の変更によって悪影響を制限または防止するための措置(ただし、これらに限られない。)を講じる権利を留保する。

#### ボルカー・ルール

ドッド=フランク・ウォール街改革・消費者保護法第619条は、一定の適用除外のもと、一定の銀行事業体(シティグループおよびその関連会社を含む。)が自己勘定取引に参加すること、特定のプライベート・ファンド(以下「対象ファンド」という。)の所有権を取得もしくは保有すること、対象ファンドのスポンサーとなることまたは対象ファンドと特定の関係を持つことを原則として禁止する、いわゆる「ボルカー・ルール」を米国銀行法に追加した。ボルカー・ルールの対象である銀行事業体は、2015年7月21日(以下「適合期限」という。)までに、既存の活動および投資をボルカー・ルールに準拠させなければならなかった(当該銀行事業体の適切な米国連邦監督機関の裁量により、1年間限りの延長が2回認められる。)。米国連邦準備制度理事会が発した適合期間を2015年7月21日まで延長する命令により、銀行事業体は、適合期間が終了するまでに、禁止された活動を終了させ、容認されない投資を処分する遵守計画を作成し、実施する必要がある。銀行は、「実務上可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合においても適合期間が終了するまでに」遵守計画を設定するよう期待される。

管理会社は、サブ・ファンドが対象ファンドに分類されないようまたは対象ファンドの定義からの適用除外に適合するように設計された、一定の変更(サブ・ファンドが設立された条件を含む。)を適合期限より前にトラストに対して行った。しかしながら、ボルカー・ルールに関して、いまだに、規制当局がその条件をどのように解釈し、執行するかに関する情報または指針はほとんど存在しない。したがって、サブ・ファンドは当該変更の結果、対象ファンドの範囲外になり、また、対象ファンドの定義からの適用除外の対象になる保証はない。

管理会社が単独の裁量により、サブ・ファンドが対象ファンドであり、管理会社がボルカー・ルールに従いサブ・ファンドを運営し続けることが合理的に実現可能ではない、または実現可能ではなくなると判断する場合、サブ・ファンドは終了されることがある。後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5)その他、(イ)トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項を参照のこと。当該終了が行われない場合であっても、サブ・ファンドが対象ファンドと判断された場合には、シティグループおよびその関連会社は、サブ・ファンドとの間の一定の取引を認められないことがある。これは、サブ・ファンドおよび管理会社が自らの投資対象を管理する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### サイバー犯罪およびセキュリティ侵害

サブ・ファンドの業務に関連してインターネットとテクノロジーの使用が増えるにつれて、サブ・ファンドはサイバーセキュリティの侵害を通じて、より大きな業務上および情報セキュリティ上のリスクにさらされやすくなっている。サイバーセキュリティ侵害には、資産または機密情報の取得、データの破壊、または業務の中断を目的として、コンピュータウイルスによる感染、「ハッキング」またはその他の手段によるサブ・ファンドのシステムへの不正アクセスを含むが、これに限定されない。サイバーセキュリティ侵害はまた、DoS攻撃や、サブ・ファンドのシステムに保存された機密情報を意図的または意図せずに公開する状況など、不正アクセスを取得する必要のない方法で発生する可能性がある。サイバーセキュリティ侵害は、混乱を引き起こし、サブ・ファンドの事業業務に影響を与える場合があり、その結果、財産上の損失が生じる可能性があり、サブ・ファンドの純資産価額の算定不能、適用される法令違反、規制上の罰則および/または罰金、コンプライアンスおよびその他の費用を発生させることとなる可能性がある。サブ・ファンドおよびその投資者は、結果としてマイナスの影響を受ける可能性がある。さらに、サブ・ファンドは第三者である業務提供者と緊密に連携しているため、当該第三者である業務提供者における間接的なサイバーセキュリティ侵害は、サブ・ファンドとその投資者に対して直接的なサイバーセキュリティ侵害に伴うものと同じリスクを課す場合がある。サブ・ファンドは、サイバーセキュリティ侵害に伴うリスクを軽減するために設計されたリスク管理体制を確立しているが、当該措置が成功する保証はない。

#### OECD共通報告基準

OECDは、FATCAを実施するための政府間アプローチを広く活用し、オフショアによる脱税の問題に世界規模で取り組むため、OECDの金融口座情報の自動交換に関する基準 - 共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。金融機関の効率性を最大化し、コストを削減することを目的として、CRSは、デュー・デリジェンス、報告および金融口座情報の交換のための共通の基準を提供している。CRSに従い、参加法域は、共通のデュー・デリジェンスおよび報告手順に基づいて、金融機関が特定する報告対象口座についての金融情報を報告金融機関から入手し、および交換パートナーと毎年自動的に交換する。ケイマン諸島は、CRSを実施することを約束している。その結果、サブ・ファンドは、ケイマン諸島が採用するCRSデュー・デリジェンスおよび報告要件を遵守することが求められることになる。投資者は、サブ・ファンドがCRSに基づく義務を満たすことができるようにするために、管理事務代行会社に追加情報を提供することを要求される場合がある。要求された情報を提供しない場合には、投資者がFATCAに関連して要求された情報を提供しない場合と類似の方法で、罰則または他の課徴金および/またはサブ・ファンドの受益証券の強制買戻しの責任を負うこととなる場合がある。投資者は、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い、(B) ケイマン諸島、ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換」を確認すべきである。

#### 訴訟および規制当局の措置

サブ・ファンドは、その活動および管理会社の活動から生じる訴訟または規制上の措置の対象となる場合があり、防御の費用を負担し、不成功の結果となるリスクがある。

#### 利益相反

シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドの関連会社（以下、それぞれを、「シティ・カウンターパーティー」という。）は、サブ・ファンド、ディスカウント債、パフォーマンス債および/または本インデックスに関して一定の職務を履行することがある。管理会社および各シティ・カウンターパーティーは、シティグループの関連会社であり、それゆえ、互いに独立ではなく、各自がサブ・ファンドに関して履行する職務は、潜在的な利益相反を生じさせることがある。当該利益相反が生じる場合、受託会社および管理会社は、各自の債務および義務（受益者の最善の利益のために行うべき債務および義務を含む（ただし、これらに限られない。））を斟酌しながら、当該利益相反を公正に解決し、サブ・ファンドおよび受益者の利益が不当に害されないことを確保するように努める。

各本インデックスおよび派生インデックスに関して、シティ・カウンターパーティーは、各自の計算においておよび各自が運用を行うその他の計算において、通常の業務の過程において、適用ある本イン

デックスおよび派生インデックスの構成銘柄の取引を行うことがある。当該取引行為は、潜在的には当該構成銘柄および/または適用ある本インデックスおよび派生インデックスの水準に影響を与える可能性がある。シティ・カウンターパーティーは、あるインデックス水準もしくはその構成銘柄の変動に連動しまたは関連するリターンを伴う取引を約定することがあり、それに関連してヘッジ取引を約定することもある。当該取引は、インデックス水準に影響を与えることがあり、また、適用ある本インデックスおよび派生インデックスの価値が下落する場合であっても、いずれか当該シティ・カウンターパーティーに利益を生じさせることがある。

サブ・ファンドと類似の投資目的を有する他のファンドおよび顧客に関連して随時要求されるところに従い、またはその他の方法でこれらに関与するところに従い、管理会社および受託会社(ならびにこれらの関連会社)は、随時、受託者、管理事務代行者、登録機関、管理者、保管者、投資運用者もしくは投資顧問、代理人またはその他の者として行為することがある。それゆえ、これらのいずれの者も、業務の過程において、サブ・ファンドとの間で潜在的な利益相反を生じることがある。これらの者は、当該場合には常にサブ・ファンドに対する自己の義務を斟酌し、当該利益相反が公正に解決されることを確保するように努める。いかなる場合も、管理会社は、すべての投資機会が公正に配分されることを確保することを追求する。

インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人は、管理会社の関連会社である。このことにより、管理会社の受益者に対する義務ならびにインデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人との関係の間に、潜在的な利益相反を生じさせることがある。

管理会社、保管会社、管理事務代行会社および名義書換代理人は、シティグループの関連会社であり、それゆえ、互いに独立ではなく、各自がサブ・ファンドに関して履行する職務は、潜在的な利益相反を生じさせることがある。当該利益相反が生じる場合、受託会社および管理会社は、各自の債務および義務(受益者の最善の利益のために行うべき債務および義務を含む(ただし、これらに限られない。))を斟酌しながら、当該利益相反を公正に解決し、サブ・ファンドおよび受益者の利益が不当に害されないことを確保するように努める。

管理会社は、一定の限られた状況下で、サブ・ファンドの資産の価格決定に関与する可能性がある。管理会社は、そのように関与する限りにおいて、評価額が自らに支払われる管理会社報酬に直接的に影響するため、利益相反を有する。

#### 営業日

営業日の定義は、公休日またはその他の理由によりケイマン諸島が休業している日を考慮していない。したがって、受託会社は、すべての営業日にその裁量を行使することができない場合がある。

#### 郵便物の取扱い

受託会社および/またはサブ・ファンドに宛てられ、その登録上の事務所で受領された郵便物は、処理のために受託会社により提供された転送先住所に未開封のまま転送される。受託会社、その取締役、役員、顧問またはサービス提供者(ケイマン諸島において登録上の事務所のサービスを提供する組織を含む。)のいずれも、郵便物が転送先住所に到着する際に何らかの理由で生じる遅延について責任を負わない。特に、受託会社の取締役は、(受託会社またはサブ・ファンドのみに宛てられた郵便物とは異なり)個人的に自己に宛てられた郵便物のみを受領し、開封し、または直接処理する。

#### 情報の請求

ケイマン諸島に住所を有する受託会社またはその取締役もしくは代理人のいずれかは、適用法に基づき規制当局、規制機関、政府当局または政府機関により行われる情報の請求に従い、やむを得ず情報を提供することがある。例えば、金融庁法(改正済)に基づき、ケイマン諸島金融庁によって、同庁自身のためもしくは承認された海外の規制当局のために行われる場合または税務情報庁法(改正済)ならびに関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づき税務情報庁により行われる場合が挙げられる。当該法律に基づく秘密情報の開示は、守秘義務違反とはみなされないものとし、一部の場合において、受託会社およびその取締役または代理人は、請求が行われた旨を開示することを禁止されることがある。

## 運用リスク

サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、管理会社のサービスに実質的に左右される。管理会社の行為が、不正行為、何らかの規則もしくは規制の違反を理由として規制当局による調査を受けていること、管理会社の主要人物の死亡、無能力、離職、支払不能もしくは退任、または管理会社に影響を及ぼす企業再編を含む（ただし、これらに限られない。）特別な事由が発生した場合、サブ・ファンドのパフォーマンスは、悪影響を受けることがある。管理会社は、サブ・ファンドの投資パフォーマンスを保証しない。

以上のリスク要因の記載は、サブ・ファンドに対する投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。投資予定者は、サブ・ファンドに対する投資を行うか否かを決定する前に、本書を完全に読了すべきである。

## 関係者の免責

本インデックスおよび派生インデックスに連動する商品（以下「本商品」という。）は、本インデックスおよび派生インデックスの構成銘柄に出資し、これを管理し、もしくはこれを発行する第三者団体、その関連会社またはその第三者ライセンサー（以下、総称して、「第三者団体」という。）により支援、承認、販売または促進されていない。いずれの第三者団体も、本商品の所有者または公衆の構成員に対し、有価証券全般もしくはとりわけ本商品への投資の適否につき、または本インデックスおよび派生インデックスが一般的な株式市場のパフォーマンスを追跡する能力につき、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証も行わない。第三者団体がシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドとの間に有する唯一の関係は、一定の商標、サービスマークおよび取引の許諾である。いずれの第三者団体も、本商品の価格および数量もしくは本商品の発行もしくは販売のタイミングの決定につき、または本商品が現金に換算される際に用いられる方程式の決定もしくは計算につき、責任を負わず、かつ、これらに関与していない。いずれの第三者団体も、本商品の管理事務、マーケティングまたは取引に関連して、いかなる義務または責任も負わない。

いずれの第三者団体も、本インデックスもしくは派生インデックスまたはそれに含まれるデータまたはこれらに関する口頭または書面による通信を含む（ただし、これらに限られない。）通信（電子的通信を含む。）の妥当性、正確性、適時性または完全性を保証しない。第三者団体は、これらに含まれる過誤、欠落または遅滞につき、いかなる損害賠償または責任も負わない。第三者団体は、その商標、本インデックスもしくは派生インデックスまたはそれらに含まれるデータに関する商品性または特定の目的もしくは使用に関する適合性につき、明示または黙示の保証を行わず、かつ、一切の保証を明示的に放棄する。上記を制限することなく、第三者団体は、間接損害、特別損害、偶発的損害、懲罰的損害、または派生的損害（利益の喪失、営業損失、時間的損失またはのれんの損失を含む（ただし、これらに限られない。））につき、当該損害の可能性について通知されていた場合であっても、契約上、不法行為上、厳格責任その他根拠の如何を問わず、いかなる場合においても責任を負わない。

## 独自インデックスの免責事項

パフォーマンス債発行会社、パフォーマンス債保証会社、シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド（インデックス・スポンサーおよび本インデックス計算代理人）およびそれらの取締役、役員、従業員、代表者、受任者または代理人（以下「該当者」という。）は、（a）パフォーマンス債の購入についての推奨度、（b）特定の日の特定の時間における手数料控除後インデックスの水準、（c）パフォーマンス債の投資者の取得または他の者もしくは他の主体の、何等かの目的のため手数料控除後インデックスまたはそこに含まれるデータを使用することによる結果、（d）手数料控除後インデックスの特定の目的のための商品性または適合性、または（e）その他の事項に関して、何らの明示的または黙示的な表明または保証を行っていない。手数料控除後インデックスに関する正確性、完全性、商品性、適合性について、各該当者は、適用法によって許容される範囲において、本書により明

示的に免責される。該当者は、たとえ損害の可能性が通知されたとしても、何らかの者に対して（直接的、間接的、特別、懲罰、結果的、その他）何らの責任も負わないものとする。インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人は、手数料控除後インデックスの計算、公表および公表を継続する義務を負うものではなく、また手数料控除後インデックスに関連する誤り、不作為、中断または遅延に関して一切責任を負わない。インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人は、それぞれ当事者として行動し、他の者の代理人または受託者として行動しないものとする。

過去の実績は、将来の実績を示すものではない。開始日（インデックス要項に定義される。）以前に手数料控除後インデックスの過去の実績として提示された数値には、バック・テストシミュレーションにより算出された実績が含まれることがある。バック・テストは例示的なものにすぎず、一定の過去のデータ、仮定および見積りに基づく独自のモデルから導き出されたものである。当該バック・テストの情報は、パフォーマンス債への投資または参加から得られるであろう実際の結果を示すものではない。いかなるシナリオ分析も、単に説明のためのものであり、手数料控除後インデックスの実際のパフォーマンスを示すものではなく、手数料控除後インデックスのありうるパフォーマンスの結果をすべて記述することを目的とするものでもない。

本書の日付現在、手数料控除後インデックスは、インデックス要項に全面的に記載されている。パフォーマンス債に投資する意思決定は、パフォーマンス債英文目論見書およびパフォーマンス債英文発行条件書に記載された情報のみに基づくべきである。

手数料控除後インデックスは、インデックス・スポンサーの独自かつ秘密情報である。インデックス・スポンサーの事前の書面による同意なしに、手数料控除後インデックスを何らかの方法で利用し、パフォーマンス債英文目論見書、パフォーマンス債英文発行条件書またはインデックス要項に記載された手数料控除後インデックスに関する情報を複製または交付することはできない（通常の清算および決済手続を用いたパフォーマンス債の要項の交付を除く。）。手数料控除後インデックスは、その構成銘柄について、発行体またはスポンサー（該当する場合）によって、支援、裏書、販売促進されるものではない。



## （２）リスクに対する管理体制

### リスク管理、投資運用の査定および法務管理

管理会社は、定期的にサブ・ファンドのポートフォリオのリスク要因を討論し、サブ・ファンドが過度なリスクにさらされていないかを検討するためにポートフォリオを検討する委員会を開催する。サブ・ファンドの投資哲学および投資方針に関する事項は、サブ・ファンドの投資運用に関する目論見書の他の一切の関連する事項とともに、管理会社およびサブ・ファンドの管理事務代行会社であるシティバンク・エヌ・エイ香港支店によって常に監視され、かつ統制されている。

### リスクの管理体制

サブ・ファンドに固有のリスクは、管理会社の取締役会によって管理される。

規制および投資制限の遵守はまた、管理事務代行契約に基づきサブ・ファンドに対して一般的な管理事務（会計および評価サービスならびに年次報告書および半期報告書の作成を含む。）を提供する管理事務代行会社の協力を得て、管理会社の取締役会によって監督される。

### マネー・ロンダリング防止

citifirst.im@citi.comのアドレスで管理会社に対して連絡することにより、投資者は、現在のサブ・ファンドに関するマネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先の詳細を含む。）を入手することができる。

## (3) リスクに関する参考情報

サブ・ファンドの分配金再投資純資産価格・  
年間騰落率の推移

サブ・ファンドは、2022年3月31日(設定日)に運用を開始するため、該当事項はありません。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの  
年間騰落率の比較

|     | 当サブファンド | 日本株   | 先進国株  | 新興国株  | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|---------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 最大値 | —       | 42.1  | 60.3  | 57.9  | 5.3  | 11.4 | 19.2 |
| 最小値 | —       | -16.0 | -12.5 | -22.7 | -3.9 | -7.9 | -4.2 |
| 平均値 | —       | 10.4  | 16.2  | 10.7  | 0.2  | 3.2  | 5.4  |

出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- ・2016年12月～2021年11月の5年間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ・サブ・ファンドは、2022年3月31日から運用を開始する予定のため、記載できるデータはありません。
- ・代表的な資産クラスの年間騰落率は、2016年12月～2021年11月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- ・このグラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

## (ご注意)

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
  - 日本株…TOPIX(配当込み)
  - 先進国株…FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
  - 新興国株…S&P新興国総合指数
  - 日本国債…BBGバークレイズE1年超日本国債指数
  - 先進国債…FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
  - 新興国債…FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
- (注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東証が有しています。なお、ファンドは、東証により提供、保証または販売されるものではなく、東証証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤認から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

該当事項なし。

日本国内における申込手数料

販売会社により、受益証券の取得申込みにあたって、以下の申込み手数料が課される。

| 通貨単位      | 申込み手数料                  |
|-----------|-------------------------|
| 50万通貨単位未満 | 2.20パーセント（税抜き2.00パーセント） |
| 50万通貨単位以上 | 1.10パーセント（税抜き1.00パーセント） |

購入（申込み）手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価である。申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

（注1）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。

（注2）申込手数料については、乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

（注3）円資金から該当通貨に交換したうえでの申し込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円（上限）かかる。

（注4）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

##### (2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

該当事項なし。

日本国内における買戻し手数料

該当事項なし。

##### (3)【管理報酬等】

受託会社の報酬

受託会社は、サブ・ファンドに対して受託会社として履行する同社の職務およびこれに付随する業務の対価として、サブ・ファンドの信託財産から、年間15,000米ドルの受託報酬（以下「受託報酬」という。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、四半期毎に後払いで支払われる。

管理事務代行会社の報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの資産の管理事務代行業務の対価として、各受益証券のクラスについて、サブ・ファンドの信託財産から、当該受益証券のクラスに帰属する計算金額の年率0.06パーセントの管理事務代行に係る報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、受益証券の当該クラスの払込日（当日を含まない。）から開始し、受益証券の当該クラスに係るディスカウント債満期日（当日を含む。）に終了する期間において、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

保管会社の報酬

保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管業務および他の保管会社として履行する同社の職務の対価として、各受益証券のクラスについて、サブ・ファンドの信託財産から、当該受益証券のクラスに帰属する計算金額の年率0.01パーセントの保管に係る報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、受益証券の当該クラスの払込日（当日を含まない。）から開始し、受益証券の当該クラスに係るディスカウント債満期日（当日を含む。）に終了する期間において、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

管理会社の報酬

管理会社は、サブ・ファンドに対するサブ・ファンドの資産の投資運用業務ならびに受益証券の発行および買戻し業務ならびに他の同社の運用管理の職務の代価として、各受益証券のクラスについ

て、サブ・ファンドの信託財産から、当該受益証券のクラスに帰属する計算金額の年率0.08パーセントの管理会社報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、受益証券の当該クラスの払込日（当日を含まない。）から開始し、受益証券の当該クラスに係るディスカウント債満期日（当日を含む。）に終了する期間において、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

#### 販売会社の報酬

販売会社は、日本における受託証券の販売、申込および買戻しの取扱い、運用報告書の交付、既存受益者に対する一定の情報提供等ならびに他の付随する業務を含む同社の職務の対価として、受益証券の各クラスについてサブ・ファンドの信託財産から、当該受益証券のクラスに帰属する計算金額の年率0.53パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、受益証券の当該クラスの払込日（当日を含まない。）から開始し、受益証券の当該クラスに係るディスカウント債満期日（当日を含む。）に終了する期間において、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

#### 代行協会の報酬

代行協会員は、目論見書、運用報告書および他の文書の販売会社および他の販売取扱会社に対する交付、日本における受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびにこれらに付随する業務を含む同社の職務の対価として、各受益証券のクラスについて、サブ・ファンドの信託財産から、当該受益証券のクラスに帰属する計算金額の年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、受益証券の当該クラスの払込日（当日を含まない。）から開始し、受益証券の当該クラスに係るディスカウント債満期日（当日を含む。）に終了する期間において、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

### （４）【その他の手数料等】

#### 当初費用

サブ・ファンドの設定および受益証券の最初の3クラスの募集に関連する費用ならびに経費（以下「当初費用」という。）は、約20万米ドルと見込まれており、かかる費用は、管理会社はその裁量において決定する時期に計上され、および/または管理会社はその裁量において決定する期間に償却される。ただし、償却期間は、遅くとも第一期の会計年度末までに終了するものとする。

#### その他の手数料および費用

各受益証券のクラスについて、管理会社によって決定されることにより、サブ・ファンドの継続的な運営に関連し、通常の課程において発生し、または発生することがあると予測され、および予測外の将来の反復する固定費（受託会社によって、サブ・ファンドの信託財産から、マネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者のそれぞれに対して支払われる年次の報酬を含む。）（以下「通常経費」という。）のための引当金（以下「想定経費引当金」という。）は、遅くとも払込日の3年後の応当日までに当該通常経費を計上するために計上される。通常経費は、発生する都度支払われる。当該想定経費引当金が通常経費をまかなうのに不十分な場合に限り、管理会社は不足額を支払う。

疑義を避けるために付言すると、名義書換代理人は、サブ・ファンドの信託財産から、発生した取引関連費用の払戻しを受ける権利を有する。

#### 手数料控除後インデックスに適用される手数料

手数料控除後インデックスのインデックス水準は、次に掲げるものを控除したものである。

- （a）構成銘柄の選択およびリバランスによって生じる本インデックスの「入替え」に伴う想定取引費用（各構成銘柄インデックスにつき最大0.1パーセント）。
- （b）本インデックスの想定複製費用を反映した想定日次費用（各構成銘柄インデックスにつき最大0.5パーセント）。
- （c）ボラティリティ目標インデックスによる本インデックスへのエクスポージャーの各調整に関する想定取引費用（エクスポージャーの変化の0.05パーセント）。

手数料控除後インデックスは、日次の想定費用および控除率の対象にもなる。ただし、インデックス・アロケータ契約終了日以後は、想定費用は適用されない。

実務上可能である場合は常に、想定取引および複製の費用の予定される変更が効力を生ずる前に、受益者は、事前の書面による通知を受ける。

#### その他の費用

受託会社は、関連するサブ・ファンドの信託財産からのみ、受託会社、管理会社またはその他により負担される、以下のいずれか（またはすべて）を含む（ただし、これらに限られない。）当該サブ・ファンドの設立、運用、管理および維持に関するすべての費用を支払い、またはその支払いを確保することができる。（a）当該サブ・ファンドの設立、登録または存続に関して受託会社または管理会社が正当に負担するすべての経費および費用、（b）すべての合理的な法律、監査、会計および税務費用ならびに当該サブ・ファンドに関して提供されたサービスに関するすべてのその他の専門家およびその他の手数料、（c）受託会社および/または管理会社と当該サブ・ファンドの受益者との関係より発生するすべての経費および費用（当該サブ・ファンドの受益証券の名義書換ならびに当該サブ・ファンドの受益者に対する通達および通知を含むがこれに限定されない。）ならびに受託会社および/または管理会社と第三者との関係より発生するすべての経費および費用、（d）当該サブ・ファンドに関する年次報告書および半期の未監査報告書ならびにそれに添付される報告書または文書ならびに受託会社または管理会社が当該サブ・ファンドの受益者に対して行うその他の通信の作成、印刷および郵送またはその他発送において正当に発生したこれに付帯するすべての合理的な費用、（e）英文目論見書または当該サブ・ファンドの受益証券の公募に関する英文目論見書の関連する補遺または当該サブ・ファンドに関する情報を投資予定者に提供する内容説明書または類似文書の作成および印刷において発生する経費、（f）当該サブ・ファンドの純資産価額の計算および詳細の提供に関する費用、（g）受益者集会の招集および開催において発生するすべての費用、（h）トラストもしくは当該サブ・ファンドまたは当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象に対する権原証書の安全な保管に関する追補信託証書、契約書またはその他の文書に関して、またはこれらの作成において発生するすべての費用、（i）当該サブ・ファンドに関する預金または貸付におけるもしくはこれに付帯するあらゆる性質のすべての合理的な費用、（j）当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の取得または換金に関して支払うべき印紙およびその他の課徴金、税金、政府の課税、仲介手数料、譲渡手数料、登録料ならびにその他の手数料、（k）当該サブ・ファンドまたはその代理人によるすべての借入に係る利息ならびに当該借入の手配に関するまたこれより発生する手数料および費用、（l）当該サブ・ファンドがいずれかの法域の政府もしくはその他の当局またはその機関に対して支払うべきすべての税金および法人手数料、（m）宣伝または広告費用（もしあれば）、（n）郵便、電話およびファックスに係る経費ならびにその他のすべての運営費用、（o）当該サブ・ファンドの運営、管理または宣伝に関して選任されたサービス提供者（管理事務代行会社、保管会社または販売会社を含むがこれらに限られない。）に対して受託会社または管理会社のいずれかが支払義務を負うすべてのもしくはいずれかの報酬、経費または費用、（p）当該サブ・ファンドの投資対象の取得、保有および/または処分に関して発生する債務、経費および費用（手数料、謝礼、運用コンサルタントの報酬または類似の支払いを含むがこれらに限られない。）、（q）当該サブ・ファンドの通常業務および/または運用一般に関して発生する債務、経費および費用、（r）関連する信託財産の清算においてもしくはこれに関してまたはその他当該サブ・ファンドの終了において発生する債務、経費および費用、（s）受託会社または管理会社が信託証書に基づくそれぞれの義務に関してトラストに関して正当に負担するいずれかの支出または立替費用。特定のサブ・ファンドのみに帰属するものではないと管理会社が判断するいずれかの上記の費用は、通常、各サブ・ファンドの当該時の純資産価額に基づきまたは管理会社が随時特定の場合に決定するその他の基準においてサブ・ファンドの信託財産間で配分される。

現金払戻しおよびソフト・コミッション

管理会社は、サブ・ファンドの計算において行われる取引に関して証券取引業者からいかなる現金手数料またはその他のリベートを受けないものとする。ただし、管理会社および/またはその関連会社は、管理会社および/またはその関連会社が、当事者が管理会社および/またはその関連会社に対して、物品、サービスまたはその他の便益(調査および助言サービス、専門的ソフトウェアまたは調査サービスが付随するコンピュータ・ハードウェアならびにパフォーマンス測定など)を随時提供しまたは調達する取決めを締結している他者である代理人によるかまたは代理人を通じて、取引を実行する権利を留保している。当該取決めの性質として、これら物品、サービスまたはその他の便益の提供がサブ・ファンドに全体として利益をもたらすことが合理的に予想でき、かつ、サブ・ファンドに関するサービス提供においてサブ・ファンドまたは管理会社および/もしくはその関連会社のパフォーマンスを高めることに寄与することがある。また、かかる取決めに関して、直接支払いが生じることではないものの、その代わりに管理会社および/またはその関連会社は、かかる当事者に対して業務を委託することを約束する。当該当事者を通じて実行される取引は、最良執行基準に合致し、適用ある法律を遵守していなければならない。また、仲介手数料率は、通常の機関投資家を対象とした包括的委託取引業務サービスの手数料率を超えてはならない。疑義を避けるために付言すると、当該物品およびサービスには、旅行、宿泊設備、娯楽、一般事務用品もしくはサービス、一般的オフィス設備もしくは物件、会費、従業員給与または直接的金銭支払いは含まれない。

## (5) 【課税上の取扱い】

投資者は、国籍、本拠地、設立地、成立地、住所、または通常の住所を有する国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、交換、実現、またはその他処分の潜在的課税またはその他の効果に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。投資者に対する当該効果(適用可能性を含む。)および税金控除の金額は、投資者の国籍、住所、本籍または設立を有する国の法律および慣行ならびに各自の個人的な状況によって異なる。

課税に関する以下の記載は、ケイマン諸島および香港、サブ・ファンドの一定の課税上の考慮に関しては、米国連邦所得税法について、各場合において他の記載がない限り本書の日付の時点において、有効な法律および慣行に関して管理会社が受けた一般的な助言に基づくものであり、投資者の特定の状況について特に言及する意図はなく、言及するものではない。

### (A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

#### I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)、2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。  
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。  
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法等別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)、2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。  
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記にないしに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

## (B) ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府はトラスト、サブ・ファンドまたは受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。またトラ



ストに関する支払に対して適用あるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付の時点において、ケイマン諸島には為替管理が存在しない。

トラストは、信託法第81条に従って、ケイマン諸島総督より保証書を受領している。かかる保証書には、トラストの設定の日付から向こう50年間にケイマン諸島でその後制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続的な性格を有する租税を課す法律は、トラストを構成する資産もしくはトラストに帰因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連して受益会社または受益者には適用されないことが明記される。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに印紙税は課されない。

#### ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定に調印した(以下、米国との間の協定を「US IGA」という。)。また、ケイマン諸島は、100か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」という。)を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行されている(以下「AEOI規則」と総称する。)。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局(以下「ケイマン諸島税務情報局」という。)は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録要件、デュー・ディリジェンス要件および報告要件を遵守する義務を負う。ただし、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関」(関連するAEOI規則において定義される。)となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合においては、登録要件のみがCRSに基づき適用される。

AEOIの目的において、サブ・ファンドは、トラストの一部である。トラストは、非報告金融機関の免除のいずれにも依拠することを企図しておらず、それゆえAEOI規則のすべての要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、報告金融機関としてのトラストは、とりわけ、( ) (US IGAに服する場合のみ) GIIN / グローバル仲介人識別番号を取得するために IRS / 米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)に登録すること、( ) ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、( ) トラストがCRSに基づく自らの義務に対処する方法を記載する書面による方針および手続を採用および実施すること、( ) 「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らに開設されている口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、( ) 当該報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することおよび( ) ケイマン諸島税務情報局に対しCRSコンプライアンス・フォームを届け出ることを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局(例として、米国の報告対象口座の場合はIRS)に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島の金融機関は、アメリカ合衆国の外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってFATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、および非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島の報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのFATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となることがある。FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、トラスト / サブ・ファンドに対する支払いに対して課されないが、トラスト / サブ・ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関(US IGAに定義される。)とみなされた場合には、この限りではない。US IGAを実施するAEOI規則の下で

は、ケイマン諸島の金融機関は、FATCAその他による口座保有者による支払いまたは口座保有者に対する支払いに対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

サブ・ファンドに対する投資および/またはサブ・ファンドに対する投資の継続により、投資者は、トラストに対する追加情報の提供が必要となることがあること、トラストによるAEOI規則への遵守の結果、投資者情報の開示に至ることがあること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換されることがあることを理解したとみなされるものとする。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の受益権の強制買戻しおよび/または投資者の口座の閉鎖を含む(ただし、これらに限られない。)対応措置を講じ、および/またはすべての救済措置を求める権利を留保することを義務付けられる場合があり、および/または留保している。ケイマン諸島税務情報局が発出した指針に従い、サブ・ファンドは、投資者の口座開設から90日以内に身元証明確認書類を受領しない場合、同人の口座を閉鎖する必要がある。

### (C) 香港

現行の法律および慣行において、

(a) サブ・ファンドは、自らによって、または香港で自らの代理で決定(投資決定および/または売却決定を含むが、これらに限られない。)を行う一般的権限を有し、習慣的に行使している、香港で自らの代理で行為する他の者(例えば、投資運用会社)を通じて香港で取引または事業を行っているときみなされる場合、その投資活動に関して香港の課税対象となる場合がある。

「事業を行っている」という用語は、法律で定義されておらず、大部分は事実の問題である。例えば、サブ・ファンドが、香港で自らの代理で投資決定および/または売却決定を行う一般的権限を有し、習慣的に行使する他の者(例えば、管理会社)を香港で任命した場合、サブ・ファンドは、香港で事業を行っているものとみなされる。このように、香港外の外国で設立されているにもかかわらず、香港税務局によってサブ・ファンドが香港の事業所得税の課税対象とはみなされないと保証することはできない。サブ・ファンドの業務は、香港の事業所得税に対する潜在的な責任を最小限にすることを追求する方法で実施および管理される予定である。サブ・ファンドが香港で取引または事業を行っているときみなされる場合、香港の事業所得税は、当該取引または事業からの関連収益が香港を源泉とする場合に発生する。固定資産売却益は香港では課税されない。ただし、投資対象の売買による売買益の創出を目的とする投資ファンドには、キャピタルゲイン請求権は適用されない。

非法人事業(サブ・ファンドを含む。)の現在の標準事業所得税率は15パーセントである。2018年3月29日に2段階の事業所得税条例が施行された。2018年4月1日以降に開始する賦課年度に適用される。2段階税率において、グループ内の指名された個人の課税所得のうち最初の200万香港ドルは、一定の条件の下で、標準所得税率の50パーセント(すなわち、7.5パーセント)の軽減税率が適用され、残りの所得は15パーセントの標準税率が適用される。配当と利子に対する香港の源泉徴収税はない。さらに、香港では一般取引税、売上税または付加価値税は課されない。

上記の原則にかかわらず、2019年4月1日に2019年香港税務局(ファンドの事業所得税の免除)(修正)条例(以下「ファンド免税条例」という。)が施行され、一定の要件を満たすことを条件として、構造および規模にかかわらず、香港で運営される私募国内ファンドおよび国外ファンドの香港の事業所得税の免除が統一された。サブ・ファンドがファンド免税条例に定義される「ファンド」とみなされる場合、サブ・ファンドの適格取引および付随取引(5パーセントの閾値を条件とする。)からの香港源泉所得は、以下の条件が満たされる場合、香港事業所得税が免除される。

1) サブ・ファンドの適格取引は、特定の者によりまたは特定の者を通じて香港で行われるか、または特定の者により香港で手配される。特定の者とは、証券先物条例第5部に基づいて同条例附則5第1部に定義する規制された活動において事業を行う免許を受けた法人、または当該事業を行うために同条例第5部に基づいて登録された認可された金融機関を意味する。

サブ・ファンドは適格投資ファンドであり、

2) 適格取引の実行に付随する取引から生じる所得はサブ・ファンドの売買収益合計の5パーセントを超えない。

サブ・ファンドが非公開会社に投資する場合、サブ・ファンドが香港事業所得税の免除を利用するために満たすべき一定の要件がある。

(i) 不動産テスト - サブ・ファンドは、香港の不動産(インフラを除く。)に資産の10パーセント以下を(直接または間接的に)保有する。

( ) 保有期間テスト - サブ・ファンドは少なくとも2年間、非公開会社を保有している。

保有期間テストを通過しない場合3つめのテストが適用される。

( ) 短期資産テスト - サブ・ファンドは、非公開会社の支配持分を保有すべきではない、またはサブ・ファンドが非公開会社の支配持分を保有する場合、非公開会社は、短期資産(処分日まで3年未満の資産)に資産価値の50パーセント超を保有しない。

サブ・ファンドは、香港源泉の利益および非適格取引からの収益に関してのみ課税される。適格取引から生じる利益については、引き続き香港事業所得税が免除される。

ファンド免除条例には、サブ・ファンド自体がファンド免除条例に基づいて免除されているにもかかわらず、またサブ・ファンドによる分配が行われていないにもかかわらず、特定の香港居住者がサブ・ファンドから課税対象所得を得たとみなす回避防止条項および「循環取引」条項が盛り込まれている。これらのみなし規定は、特に、香港居住者が単独で、またはその関連会社と共にサブ・ファンドの受益権の30パーセント以上を保有する場合、または当該香港居住者がサブ・ファンドの受益権の保有割合にかかわらずサブ・ファンドの関連会社である場合に適用される。サブ・ファンドが善意で広く保有されているとみなされる場合、みなし規定は適用されない。受益者は、この問題に関して自らの独立した香港の税務アドバイスを求めるべきである。

(b) 受益証券の売却、換金またはその他の処分から生じるキャピタル・ゲインに関して、香港の受益者は、いかなる事業所得税も支払わない。受益者は、この問題に関して自らの独立した香港の税務アドバイスを求めるべきである。

#### (D) 米国

##### 「配当等価物」に対する米国源泉徴収税

米国内国歳入法典の第871条(m)および同条に基づく米国財務省規則(以下、総称して、「第871条(m)」)という。)は、米国の株式(または米国の株式を含む指数)に連動する一定のデリバティブ取引および他の金融商品に関して、非米国人に対して支払われるものとして取り扱われる「配当等価物」に対して、30パーセントの源泉徴収税を課す。適用ある規則に定める審査に基づき、関連する商品の発行時に決定されることにより、一般的に、一または複数の米国の株式の経済的パフォーマンスを実質的に複製する金融商品に対して、第871条(m)の適用がある。第871条(m)は、かかる源泉徴収の制度の一定の例外を規定しており、とりわけ一定の広範囲の指数に連動する商品または当該指数を追跡する有価証券に係るものがある。

第871条(m)の源泉徴収税の制度は、2017年以後に発行される金融商品に関して効力を有しているが、米国内国歳入庁は、2023年より前の年度において、限定された種類の金融商品に対してその適用がある旨公表している。

サブ・ファンドは、米国の株式に関連を有するオプション、スワップおよび/またはデリバティブ取引を取得することがある。これらの金融商品に対して、第871条(m)の適用がある場合、原則として、サブ・ファンドは、商品の期間を通じて、対象となる米国の株式について支払われる配当の30パーセントを上限とする税額の米国の税金について、納税義務を負い、これは、源泉徴収によって、そこから通常徴収される。第871条(m)は、複雑であり、またその適用が不明確なことがあることから、米国内国歳入庁は、第871条(m)に基づくサブ・ファンドによるある商品の取扱いに対して、異議を申し立てることに成功することがあり、また潜在的には制裁を課すことがある。いずれの場合においても、その結果による債務は、サブ・ファンドに対する投資からのリターンに悪影響を及ぼす。

### サブ・ファンドが投資する有価証券に係る税金

サブ・ファンドの計算において受託会社により実現される配当、利子およびその他の所得、ならびに有価証券の売却により実現されるキャピタル・ゲインは、当該所得の源泉となる法域により課税される源泉徴収税およびその他の税金の対象となる場合がある。受託会社がサブ・ファンドの計算において支払う税金の率は、各国に投資される資産の額およびかかる税金を軽減するサブ・ファンドの能力（もしあれば）が明らかではないため、予測することは不可能である。

受益証券の購入を検討する投資者は、サブ・ファンドに関する税金の勘案事項について自身の税務顧問に相談すべきである。

**5【運用状況】**

サブ・ファンドは、2022年3月31日から運用を開始する予定である。

**(1)【投資状況】**

該当事項なし。

**(2)【投資資産】**

該当事項なし。

**(3)【運用実績】**

該当事項なし。

**(4)【販売及び買戻しの実績】**

該当事項なし。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）海外における販売

サブ・ファンドは、欧州経済領域または英国における一般投資者に対して、募集され、売り付けられ、またはその他入手可能とされることはない。かかる規定の目的における用語の意義は、以下のとおりである。

- （a）「一般投資者」との用語は、（1）（欧州経済領域との関係では）次の（ ）から（ ）のいずれかである者（またはこれらの複数に該当する者）をいい、（2）（英国との関係では）2018年欧州連合（離脱）法により英国の国内法の一部を構成するレギュレーション（EU）No 1286 / 2014（その後の改正を含む。）をいう。
- （ ）指令2014 / 65 / EU（その後の改正を含み、以下「第二次金融商品市場指令」という。）第4（1）条第11号において定義される一般顧客。
- （ ）指令（EU）2016 / 97（その後の改正を含み、以下「保険販売業務指令」という。）の意味における顧客（かかる顧客が第二次金融商品市場指令第4（1）条第10号において定義される専門投資家の資格を有していない場合に限る。）。
- （ ）レギュレーション（EU）2017 / 1129（その後の改正を含み、以下「目論見書レギュレーション」という。）において定義される適格投資者でない者。
- （b）「募集」との用語は、投資者をして、受益証券を買い付け、または取得することを決定することを可能とさせるような募集の要項および募集される受益証券に係る一切の形式および一切の方法による十分な情報の通信を含む。

英文目論見書および関連する補遺の交付および受益証券の募集または購入は日本の居住者に限定される。「日本の居住者」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号において定義され、日本に住所または居所を有する自然人および日本に主たる事務所を有する法人をいい、非居住者の日本の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなされる。

英文目論見書および関連する補遺は、募集もしくは勧誘が非合法である法域または募集もしくは勧誘を行う者が資格がないまたは募集もしくは勧誘を行うことが非合法である者に対して行われる、募集または勧誘を構成しない。情報を取得し関連する法域における適用ある法令を確認することは、英文目論見書および関連する補遺を保有する者および英文目論見書および関連する補遺に従って受益証券の申込みを希望する者の責任である。

#### 制裁

受託会社およびサブ・ファンドは、適用ある制裁制度の対象である団体、個人、組織および/または投資との間で受託会社が取引を行うことを制限する法律の対象となっている。

したがって、受託会社および管理会社は、投資者に対して、同者が次に掲げる（ ）から（ ）に掲げるものに該当せず、および、同者が知り得、または信じ得る限りにおいて、同者の実質的な所有者、支配者または権限保持者（以下「関連当事者」という。）（もしあれば）が次に掲げる（ ）から（ ）に掲げるものに該当しない旨を継続的に表明および保証することを要求することがある。（ ）国際連合、米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」という。）および日本国財務省によって整備され、もしくは欧州連合（以下「EU」という。）および/もしくは連合王国（以下「英国」という。）の規則（後者については、行政委任立法によってケイマン諸島に対しても拡張されていることによる。）および/もしくはケイマン諸島の法律に基づく制裁対象団体もしくは制裁対象個人の名簿に列挙されるもの、（ ）その国もしくは領域に関連して、国際連合、OFAC、日本国財務省、EU、英国および/もしくはケイマン諸島によって発動された制裁の適用がある国もしくは領域において、業務上の拠点を有しており、もしくは住所を有しているもの、または（ ）その他の国際連合、OFAC、日本国財務省、EU、

英国（後者については、行政委任立法によってケイマン諸島に対しても拡張されていることによる。）もしくはケイマン諸島によって発動された制裁の対象であるもの（以下、総称して、「制裁対象者」という。）。

投資者または関連当事者が制裁対象者であり、または制裁対象者となった場合、受託会社および管理会社は、直ちに、および申込者に対して通知することなく、投資者又はその関連当事者（適用ある方）が制裁対象者ではなくなるまで、または適用法に基づき当該取引を継続するための許可が取得されるまで、申込者および/または申込者のサブ・ファンドに対する持分と追加の取引を行うことを中止することが必要となることがある（以下「制裁対象者事由」という。）。制裁対象者事由の結果投資者が被る一切の債務、経費、費用、損害および/または損失（直接損失、非直接損失または間接損失、利益の損失、収入の損失、外部評価の損失ならびにすべての利息、違約金および弁護士費用ならびに他の専門家の経費および費用を含むが、これらに限られない。）に関して、受託会社、管理会社およびサブ・ファンドは、いかなる性質の債務も負わないものとする。

さらに、サブ・ファンドのために行われた投資が後に適用ある制裁の対象となる場合、受託会社および管理会社は、直ちに、および申込者に対して通知することなく、適用ある制裁が解除されるまで、または適用法に基づき当該取引を継続するための許可が取得されるまで、当該投資との取引を行うことを中止することがある。

受益証券は、日本においては金融商品取引法第2条第3項第1号に基づき公募の形で募集が行われる。

#### 申込期間

受益証券は、申込期間中、適用ある発行価格で申し込むことができる。

受益証券のクラスの払込日後は、当該クラスの受益証券を申し込むことはできない。

#### 米国の課税

受益証券を買い付けることにより、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人ではないことおよび各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して受益証券を譲渡しないことを表明する。

#### 手続き

申込期間中に受益証券の申込みを希望する申込者は、記入済の申込書または名義書換代理人が随時決定することのできる他の書類を（必要に応じて申込者の身元および申込金の資金源を証明する補足書類と併せて）、名義書換代理人によって申込期間の最終日の18時（東京時間）までに受領されるように送付しなければならない。受益証券は、払込日に、申込手続が完了した申込者に対して発行される。申込金に関する申込金は、払込日までに、電信送金で全額を送金し、その証拠を名義書換代理人に提出しなければならない。

すべての申込金は、申込者名義で保有される口座から払い出されなければならない。第三者方払いは認められない。

管理会社が特定の場合について別途決定する場合を除き、適用あるクラス基準通貨で支払われなければならない。

受託会社、名義書換代理人または管理会社は、それぞれの絶対的な裁量において、何らかの理由によりまたは理由なしに申込みを拒絶することができ、かつ当該理由を開示する義務を負わない。

記入済の申込書は、一旦名義書換代理人により受領された場合、撤回不能となる。名義書換代理人は、記入済の申込書の原本（ならびに必要に応じて申込者の身元および申込金の資金源の証明に必要なすべての書類）の受領後に、申込手続が完了した申込者に対して、所有確認書面を発行する。所有確認書面の発行がされる前に、名義書換代理人が申込者からの追加情報を要求するべきであると決定した場合、名義書換代理人は、申込者に対して書面による通知を行い、必要な情報を請求する。

疑義を避けるために付言すると、必要に応じて申込者の身元および申込金の資金源を証明するために必要なすべての情報および書類が受領されるまで、受益証券の申込みは処理されず、受益証券は発行さ



れない。名義書換代理人が払込日から1か月以内に当該情報および書類を受領しない場合、申込みは、管理会社の裁量により、無効とみなされて解約されることがあり、受領された申込金は、利息を付さずに、当該申込金の払出口座に返金されることがある。当該場合において、受託会社および管理会社は、管理会社、受託会社および/または申込者による無効かつ解約された申込みに関係すると管理会社が決定するその他の受益者が被った損失を申込者から回収(および受益証券の保有者の利益のために保持)する権利を有する。

受益証券の申込みが受け付けられた場合、払込日より後までかかる受益証券の申込者が受益者名簿に記載されない場合であっても、受益証券は、払込日を効力発生日として、発行されたものとして取扱われる。

#### 非適格申込者

申込書は、各申込予定者が、とりわけ、各自が適格投資家であり、かつ適用ある法律に違反することなく受益証券の取得および保有を行うことができる旨を表明し、保証することを要求する。

受益証券は、管理会社の意見において、サブ・ファンドが本来負担することのない納税義務を負い、または本来被ることのないその他の金銭的な不利益を被る可能性がある状況においては、いかなる者に対しても募集され、または発行されることができない。

受益証券の申込者は、とりわけ、サブ・ファンドに対する投資のリスクを評価するための金融に関する知識、専門能力および経験を有し、サブ・ファンドが投資する資産への投資に伴うリスクならびに当該資産の保有および/または取引の方法を認識し、またサブ・ファンドに対するそのすべての投資の損失を負うことができる旨を申込書において表明し、保証しなければならない。

#### 受益証券の様式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益者の権原は、受益証券の券面ではなく、受益者名簿への記載により証明される。

#### 最低当初申込みおよび端数

受益証券の申込みに係る1投資者当たり最低当初申込金額は、以下に記載のとおりである。

受益証券の申込みに関して発行される受益証券の数は、受益証券1,000分の1口まで計算される。

豪ドル建て受益証券の申込みに係る1投資者当たり最低申込金額は、3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額である。

NZドル建て受益証券の申込みに係る1投資者当たり最低申込金額は、3,000ニュージーランド・ドル以上0.01ニュージーランド・ドル単位または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額である。

米ドル建て受益証券の申込みに係る1投資者当たり最低申込金額は、3,000米ドル以上0.01米ドル単位または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額である。

#### 一時停止

受託会社は(管理会社と協議の上)、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1)資産の評価、(ロ)純資産価額の算定の一時停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の発行および/または買戻しを停止することができる。いずれの受益証券も、当該停止期間中に発行され、および/または買い戻されることはない(該当する方)。

#### (2) 日本における販売

日本においては、前記「第一部 証券情報、(7)申込期間」に記載される申込期間中の日本における営業日に、同「第一部 証券情報」に従い、豪ドル建て受益証券、NZドル建て受益証券および米ドル建て受益証券の申込みが行われる。その場合、販売会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、販売会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。受益証券の申込金額等は、豪ドル建て受益証券については豪ドル、NZドル建て受益証券についてはニュージーランド・ドル、および米ドル

建て受益証券については米ドルで支払うものとする。申込期間における申込みに関して、申込者は、2022年3月29日（火曜日）までに、販売会社に対して申込金額および申込手数料を支払う。

申込期間中に行われ、受け付けられた申込金額は、販売会社により2022年3月31日（木曜日）または管理会社が決定するその他の日に、サブ・ファンドの計算において、関連する基準通貨で払い込まれる。なお、販売会社では、通常申込の日に申込金額等の引き落としを行う。

豪ドル建て受益証券の申込みに係る1投資者当たり最低申込金額は、3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額である。

NZドル建て受益証券の申込みに係る1投資者当たり最低申込金額は、3,000ニュージーランド・ドル以上0.01ニュージーランド・ドル単位または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額である。

米ドル建て受益証券の申込みに係る1投資者当たり最低申込金額は、3,000米ドル以上0.01米ドル単位または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額である。

販売会社により、受益証券の取得申込みにあたって、以下の申込み手数料が課される。申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

| 通貨単位      | 申込み手数料                  |
|-----------|-------------------------|
| 50万通貨単位未満 | 2.20パーセント（税抜き2.00パーセント） |
| 50万通貨単位以上 | 1.10パーセント（税抜き1.00パーセント） |

（注1）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。

（注2）申込手数料については、乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

（注3）円資金から該当通貨に交換したうえでの申し込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円（上限）かかる。

（注4）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

販売会社は、申込者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

## 2【買戻し手続等】

### (1) 海外における買戻し

下記に定めるところに従い、受益証券は、各買戻日において受益者の任意により買い戻されることができる。受益証券のあるクラスの受益証券の買戻しにより、(a) 当該買戻しがされる受益証券は受益証券の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の計算から除外され、また(b) 発行済受益証券の当該クラスの受益証券の数は既に買戻しがなされた受益証券の数が減少する。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済の買戻通知または名義書換代理人が随時決定することができるその他の通知を、適用ある買戻日に関する買戻申込期限までに名義書換代理人によって受領されるように送付しなければならない。

受益証券の買戻請求は、買戻しのために提出される受益証券のクラスを特定し、受益証券の全体の数を記載しなければならない。

いずれの受益者も、管理会社または名義書換代理人が別途合意しない限り、一旦提出した買戻通知を撤回することはできない。ただし、以上にかかわらず、受益者は、純資産価額もしくは受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/または受益証券の発行および買戻しのいずれかの停止期間中においては、買戻通知を取り消すことができる。

受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口以上1,000分の1口単位とする。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が1口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができる。

受託会社、管理会社または名義書換代理人は、ある受益者に対する買戻代金の支払いによって、関連する法域においていずれかの者がマネー・ロンダリング防止に関する法律に抵触しもしくは違反する結果となる疑いがあると判断しもしくはその旨の助言を受けた場合、または当該支払いの拒絶が、受託会社、管理会社もしくは名義書換代理人による関連する法域のマネー・ロンダリング防止に関する法律の遵守を確保するのに必要である場合、その絶対的な裁量において、当該受益者に対する買戻しの支払いを拒絶することができる。

買戻通知が受け付けられた場合、当該買戻しを行う受益者が受益者名簿から削除されたか否かにかかわらず、または買戻価格が算定され、もしくは支払われたか否かにかかわらず、関連する買戻日を効力発生日として、受益証券は、買い戻されたものとして取り扱われる。したがって、関連する買戻日以後、当該資格における受益者は、買い戻される受益証券に関して、(いずれも買い戻される受益証券に関して) 買戻価格および関連する買戻日より前に宣言されたが、未払いである分配金を受領する権利を除くほか、信託証書または追補信託証書に基づき発生する一切の権利(サブ・ファンドについて通知を受ける権利、サブ・ファンドの集会に出席する権利またはサブ・ファンドの集会において投票する権利を含む。)を有さず、またはかかる権利を行使することができない。当該買戻しを行う受益者は、買戻価格に関して、サブ・ファンドの債権者となる。倒産による清算において、買戻しを行う受益者は、一般の債権者に対して劣後するが、受益者に対して優先する。

#### 買戻価格

買戻しが行われる受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日にあたる評価日現在の受益証券1口当たり純資産価格とする。買戻しを行う受益者は、名義書換代理人から受益証券に適用される買戻価格の詳細を取得することができる。

#### 決済

名義書換代理人は、通常、受益者の指図に従って、任意買戻しおよび強制買戻しの場合関連する買戻日から3営業日以内に、買戻代金(送金費用の控除後)を適用あるクラス基準通貨により電信送金する。受託会社または管理会社のいずれも、かかる手続に従った結果として発生する損失につき責任を負わない。買戻代金には、関連する買戻日から実際の支払いまでの期間に関して利息が付されない。

#### 買戻しの繰延べ

ある買戻日における買戻請求の総額が発行済受益証券の10パーセントを上回った場合、管理会社は、当該買戻日に買い戻すことのできる受益証券の総口数を当該買戻日における発行済受益証券の10パーセントに制限することを選択することができる。その場合、買戻請求は按分によって減らされ、残余の部分は、翌買戻日において、当該買戻日に受領された買戻請求に優先して買い戻される(この権限に従い当該買戻日の買戻しが制限された場合、常にさらなる繰延べの対象となる。 )。

#### 強制買戻し

受益証券のあるクラスの受益証券は、受益証券の当該クラスの満期日において、当該時点における受益証券1口当たり純資産価格で強制的に買い戻される。

#### 一時停止

受託会社は、(管理会社と協議の上、)後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1)資産の評価、(ロ)純資産価額の算定の一時停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の発行および/または買戻しを停止することができる。受益証券の関連するクラスのいずれの受益証券も、かかる停止期間中に発行され、および/または買い戻されることはない(該当する方)。

#### 強制買戻しおよび譲渡

受託会社は、いつでも影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格(送金費用の控除後)により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- (a) 受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識することについて理由がある場合。
  - (i) いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
  - ( ) 関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
  - ( ) 受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- (b) 受益証券が、受益者に対して、後記「第二部 ファンド情報、第4 外国投資信託受益証券事務の概要、(ハ)受益者に対する特典、譲渡制限」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

#### (2) 日本における買戻し

「買戻日」とは、各営業日および/または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、関連する買戻日現在の当該受益証券のクラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

受益者がいずれかの買戻日に買戻しの申し込みができる受益証券の最小口数は、1口以上1,000分の1口単位とする。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が1口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができる。

日本の受益者は、記入済みの買戻通知または販売会社が随時決定することのできる他の通知を、関連する買戻し日から3営業日前の日の午後3時(東京時間)または管理会社が一般的にもしくは特定の場面に決定するその他の時刻までに販売会社が受領できるよう送付すべきである。販売会社は記入済みの買戻通知を当該申込日の買戻申込期限までに名義書換代理人に転送する。

販売会社が買戻しの注文を確認した日を日本における約定日といい、通常、買戻日の日本における翌営業日である。

日本の投資者に対する買戻代金は、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、原則として、任意買戻しおよび強制買戻しに関する買戻日の後3営業日目(すなわち、買戻日に関連する申込日の原則6営業日目)の海外受渡日のさらに日本における2営業日目以降の日(または海外受渡日の日本における2営業日目以降に決済を行うことができない場合、直後の決済可能な日本における営業日)(「日本における受渡日」)に、販売会社を通じて、適用あるクラス基準通貨で支払われるものとする。したがって、買戻代金は、任意買戻しおよび強制買戻しに関する関連する買戻日から5営業日目以降を目途として受益者の口座へ入金される。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### (イ)純資産価額の算定

管理事務代行会社は、払込日および各評価日に、適用あるクラス基準通貨建てで、受益証券の各クラスの受益証券1口当たり純資産価格を算定し、これを公表する。

受益証券1口当たり純資産価格は、受益証券の関連するクラスに帰属すべき純資産価額を必要な為替換算後に、受益証券の当該クラスの発行済受益証券の口数で除すことにより算定される。受益証券のクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、関連するクラスについて、本書に別段の定めがある場合を除くほか、(0.0005を切り上げる通常の四捨五入の方法に従い)小数第3位または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位まで切り上げられる。

純資産価額の算定において、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続きに従う。

- (a) 下記(b)および(c)の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、相場付けされ、取引され、または取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、管理事務代行会社により、当該計算が行われる日、または評価日が当該投資対象の主要な取引所の営業日でない場合は、評価日に先立つ当該取引所の直近の営業日の当該取引所の営業終了時点における、当該取引所におけるその現地の規則および慣行に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われる。特定の投資対象について証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、当該投資対象の価額は、当該投資対象のマーケット・メイクを行う者、会社または機関(および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が受託会社と協議の上指定する特定のマーケット・メーカー)により相場付けされた当該投資対象の最新の入手可能な価格を参照して計算される。ただし、常に、管理会社が受託会社と協議の上その裁量において、他の取引所における価格またはブルームバーグもしくはインタラクティブ・データ・コーポレイションを含む独立したデータ提供事業者により提供された価格の方が、あらゆる状況において、当該投資対象に関してより公正な評価基準を提供するものと判断した場合、管理会社は、当該価格の採用を指示することができる。
- (b) 上記(a)の規定に従い最終取引価格、公式終値およびその他の価格相場を入手することができない場合には、関連する投資対象の価額は、管理会社が(受託会社と協議の上)決定する方法で随時算定される。
- (c) 上記(a)または(b)に従い投資対象の上場価格、相場価格、取引価格または市場取引価格を確認する目的において、管理事務代行会社は、機械化および/または電子化された価格配信システムにより提供された価格データおよび/または情報を利用し、それらに依拠することができ、かかるシステムにより提供された価格は、上記(a)または(b)の目的上、最終取引価格、公式終値または最新の入手可能な価格とみなされる。
- (d) 短期金融市場の投資対象および銀行預金は、取得価額に経過利息を加えた額で評価される。
- (e) 機能通貨以外の通貨建ての投資対象の価額(有価証券の価額であるか現金の価額であるかを問わない。)は、管理事務代行会社が関係するプレミアムまたは割引および交換費用を考慮した上で当該状況において適切とみなすレート(公式のものであるかその他のものであるかにかかわらず)で機能通貨に換算されるものとする。
- (f) スワップ取引およびその他の店頭デリバティブ取引/商品は、予想キャッシュ・フローの正味現在価値に基づき評価される。当該スワップ取引または他の店頭デリバティブ取引/商品の計算代理人が取引相手方も務める場合、当該兼任に起因して生じる利益相反を回避するため、管理会社またはその受任者は、純資産価額の算定と同じかそれ以上の頻度で、当該評価に関する許容度チェックを実施する義務を負う。

(g) 上記にかかわらず、管理会社は(受託会社と協議の上)、他の評価方法の方が関連する投資対象の公正価値をより反映すると判断した場合、当該他の評価方法の利用を許可することができる。

受託会社または管理事務代行会社による純資産価額(受益証券1口当たり純資産価格を含む。)の算定は、すべて、悪意または明白な過誤がない限り、最終的、確定的かつ拘束力を有する。悪意および明白な過誤がない限り、受託会社および管理事務代行会社は、第三者が提供した評価に依拠して行った純資産価額(受益証券1口当たり純資産価格を含む。)の算定における誤りについて何ら責任を負わない。受託会社および管理事務代行会社は、認められた価格情報源、評価代理人またはその他の第三者が受託会社または管理事務代行会社(場合に応じる。)に提供した評価に依拠することができ、悪意または明白な誤りがない限り、かかる依拠について何ら責任を負わない。

#### (ロ) 純資産価額の算定の一時停止

受託会社は(管理会社と協議の上)、以下に掲げる状況において、いずれかのサブ・ファンドの純資産価額または受益証券1口当たり純資産価格の決定、ならびに/またはいずれかのサブ・ファンドの受益証券の発行および/もしくは買戻しを停止することができる。

- (a) 当該サブ・ファンドの信託財産中の投資対象の相当部分が当該時に相場付けされ、上場され、取引されもしくは取扱いされている主要な市場または取引所であるいずれかの市場または取引所が閉鎖している期間(通常の休日を除く。)または取引が相当程度に制限されもしくは停止している期間
- (b) 緊急事態により受託会社によるまたは受託会社のための当該サブ・ファンドの信託財産内の投資対象の現実的な処分が妨げられている期間
- (c) 当該サブ・ファンドについて指定されるいずれかのシリーズ会社の純資産価額の計算または当該シリーズ会社の投資対象を買い戻す権利もしくは買い戻させる権利が停止している期間
- (d) 当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の価格またはいずれかの市場もしくは取引所の現行価格を算定するのに通常使用している通信手段が故障している期間
- (e) 当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換金または支払いに伴うまたはその可能性のある金銭の送金を行うことができない期間
- (f) 管理会社に対して当該サブ・ファンドの信託財産を構成する資産の相当な割合を清算させまたは当該サブ・ファンドを終了させる事由の発生
- (g) 管轄を有するいずれかの司法当局または監督当局により命令された場合

受託会社は、上記の停止が発生した場合、当該停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員が書面により通知を受けることを確保し、また停止が解除された場合、その旨を当該サブ・ファンドの受益者全員に通知するものとする。

さらに、受託会社は(管理会社と協議の上)、以下に掲げるいずれかの場合において、ある期間の全部または一部に関して、純資産価額および受益証券の関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/または受益証券の関連するクラスの受益証券の発行および/もしくは買戻しの一時的停止を宣言することができる。

- (a) サブ・ファンドが投資する市場および/またはサブ・ファンドが投資する投資対象の一部または全部が非常に激しく変動し、またはその流動性が著しく低下したため、合理的な期間にわたって、サブ・ファンドの投資対象の大部分を処分することが合理的に実行可能ではないと管理会社はその単独の裁量において判断した場合
- (b) 純資産価額および/もしくは受益証券1口当たり純資産価格を決定するのに通常使用している通信システムおよび/もしくは通信手段が故障している場合、またはその他の理由により、純資産価額および/もしくは受益証券1口当たり純資産価格が迅速もしくは正確な方法で確認することができない場合

- (c) サブ・ファンドの投資対象の換金もしくは支払い、または受益証券の発行もしくは買戻しに伴うまたはその可能性のある資金の送金または本国送金が、遅延しているか、または管理会社の意見によれば、通常の為替レートで迅速に実行することが不可能である場合
- (d) 管理会社、受託会社、管理事務代行会社またはそれらの各委託先の業務が、疫病、戦争行為、テロ行為、反乱、革命、市民騒擾、暴動、ストライキもしくは天変地異の結果として、またはこれらに起因して、実質的に中断または終了した場合
- (e) 受益証券の発行、買戻しもしくは譲渡により適用ある法律に違反することとなるか、または管理会社の意見によれば、一時停止もしくは延長が適用ある法律もしくは適用ある法的手続により要求された場合
- (f) 管理会社の意見によれば、結果として、サブ・ファンドの投資対象の評価もしくは換金が合理的に実行可能ではないか、または受益者の利益を著しく害することなくかかる評価もしくは換金を行うことが不可能な状況が存在する場合
- (g) 管理会社において、そのようにすることがサブ・ファンドまたは受益者の利益に適うと考える場合

## (2) 【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の投資者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

## (3) 【信託期間】

後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5) その他、(イ) トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い、または本書に記載するその他の状況において早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは、(i) 受益者に3か月前までに通知を行うことにより、管理会社はその単独の裁量においてサブ・ファンドの終了を決定する日、または( ) 償還日のうち、最も早く到来する日に終了する。償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が販売会社と協議の上合意したこれよりも早い日をいう。

また、管理会社が(i) ボルカー・ルールに従いサブ・ファンドの運用を継続すること、または( ) サブ・ファンドの投資目的を達成することのいずれかが合理的に実現不可能であり、もしくは実現不可能となる見込みであるとして、管理会社はその単独の裁量により決定する場合(本インデックスおよび/もしくはパフォーマンス債および/もしくはディスカウント債へのエクスポージャーの獲得が不可能となったか、または有利な条件でこれを行うことが不可能であると管理会社が決定する状況を含む(ただし、これらに限られない。))、管理会社は、受益者にその旨の通知を行うことにより、サブ・ファンドを終了させることができる。

## (4) 【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の10月31日に終了する。最初の計算期間は2022年3月31日に開始し、2022年10月31日に終了する。

## (5) 【その他】

(イ) トラストまたはサブ・ファンドの終了

サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了する。



- ( a ) 当該サブ・ファンドが違法となるか、または受託会社もしくは管理会社の意見において、当該サブ・ファンドを継続させることが実行不能であり、経済的ではなく、得策ではなくもしくは当該サブ・ファンドの受益者の利益に反する場合
  - ( b ) 上記「( 3 ) 信託期間」の項に規定される日付または条件に該当する場合
  - ( c ) 任意または強制的買戻しのいずれかを問わず当該サブ・ファンドのすべての発行済受益証券が買い戻されている場合
  - ( d ) 当該サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により決定した場合
  - ( e ) 信託証書の日付より開始しその149年後に満了する期間の最終日である場合
- サブ・ファンドが終了した場合、受託会社は、当該サブ・ファンドの受益者全員に対して、速やかに当該終了の通知を行う。

#### (ロ) 信託証書の変更

信託証書に定める条項に従って、受託会社および管理会社は、関連するサブ・ファンドの受益者に対して書面による通知(かかる通知はサブ・ファンド決議によって免除されることができる。)をした上で、追補信託証書により、当該サブ・ファンドに関連する信託証書の規定を変更し、修正し、または追加することができる。

管理会社および受託会社が、( ) 受託会社がかかる修正、変更、削除、追加によっても関連するサブ・ファンドの既存の受益者の利益を重要な点において損なうことがなく、また当該サブ・ファンドの受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されないか、または( ) かかる修正、変更、削除、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求(法律による強制を伴うものがどうかは問わない。)により必要であると判断することを書面で保証しない限り、かかる修正、変更、削除、追加を行うには当該サブ・ファンドのサブ・ファンド決議による修正、変更、削除、追加にかかる承認を得ることを要するものとする。上記( ) または( ) の項に基づき行われる信託証書の変更は、変更が行われた後可能な限り速やかに関連する受益者に対して通知される。信託証書の修正、変更、削除、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務を課すものであってはならない。

## （八）関係法人との契約の更改等に関する手続

### 管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

管理事務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

### 投資運用契約

投資運用契約に定めるところにより、投資運用契約の各当事者は、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において投資運用契約を終了させることができる。

投資運用契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

### 保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

### 名義書換代理人契約

名義書換代理人契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

名義書換代理人契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

### 代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

### 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより、または同契約に記載されるその他一定の状況において、終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

#### 4【受益者の権利等】

##### (1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

##### ( ) 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、受益証券の口数に応じて請求する権利を有する。

##### ( ) 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

##### ( ) 残余財産分配請求権

サブ・ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

##### ( ) 受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド（場合による。）の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

##### ( a ) 信託証書の規定により要求される場合

##### ( b ) 管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

##### ( c ) (全受益者集会の場合) 当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

##### ( d ) (いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合) 当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の議題を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日）の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日（集会の招集通知に明記される集会の日から中14日以上前）とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授權された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、トラストまたはサブ・ファンド（場合による。）の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議（場合による。）の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

##### (2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

## (3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

( ) 管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

( ) 日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

辯護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

## (4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

### 第3【ファンドの経理状況】

サブ・ファンドの運用は、2022年3月31日から開始する予定であり、サブ・ファンドは現在何ら資産を保有していない。サブ・ファンドの会計監査は、外国監査法人等であるケーピーエムジー ケイマン諸島が行う。

#### 1【財務諸表】

##### (1)【貸借対照表】

該当事項なし。

##### (2)【損益計算書】

該当事項なし。

##### (3)【投資有価証券明細表等】

該当事項なし。

**2【ファンドの現況】****【純資産額計算書】**

該当事項なし。

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (イ) 受益証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 シティコープ・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド

取扱場所 香港九龍觀塘 ホイ・バン・ロード83 ワン・ベイ・イースト シティータワー

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

### (ロ) 受益者集会

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド（場合による。）の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

(a) 信託証書の規定により要求される場合

(b) 管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

(c) (全受益者集会の場合) 当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

(d) (いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合) 当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の議題を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日）の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日（集会の招集通知に明記される集会の日から中14日以上前）とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授權された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、時点におけるトラストまたはサブ・ファンド（場合による。）の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議（場合による。）の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

### (ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

いかなる特典も、受益者に対して、付与されない。

#### 受益証券の譲渡

以下に記載される規定および管理会社が決定するその他の条件に基づき、受益者は、管理会社および受託会社の承諾を得た上、自らが保有する受益証券を管理会社が随時承認するいかなる書式の書面証書によっても譲渡することができる。すべての譲渡証書は、譲渡人またはその代理人および譲受人またはその代理人の署名が付されなければならない。

いずれかの譲渡に関して、管理会社または受託会社は、それぞれの絶対的な裁量により、譲受人に対して、管理会社または受託会社が必要もしくは望ましいと判断するいかなる様式によるいかなる情報（関連する法域または適用ある法域における制定法の規定、政府その他の要件もしくは規則または当該時に有効な管理会社もしくは受託会社の方針の遵守を容易にするために管理会社または受託会社が要求する情報または文書を含む。）も提供することを要求することができる。

受託会社および管理会社は、信託証書の規定に反するいかなる譲渡の確認、合意、名義書換または名義書換の取次ぎも行わず、また受託会社または管理会社が譲受人の氏名を受益者名簿に記入するか、または受益者名簿への記入を取次ぐまでは、譲渡の対象である受益証券に対するあらゆる権利に関して引き続き譲渡人を受益者として扱う。

受託会社または管理会社のいずれも、関連する譲渡契約または申込契約における表明に依拠してその承諾を行うことにつき責任を有することはなく、またそれぞれ完全に保護される。

上記の規定に違反して譲渡されるいずれの受益証券も、下記「強制買戻しおよび譲渡」の項に記載される方法による強制的な買戻しまたは譲渡の対象となる。

### 強制買戻しおよび譲渡

受託会社はいつでも、影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格(送金費用の控除後)により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- ( a ) 受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識することについて理由がある場合。
  - ( i ) いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
  - ( ) 関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
  - ( ) 受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- ( b ) 受益証券が、受益者に対して、本「(八) 受益者に対する特典、譲渡制限」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。



## 第三部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本の額

管理会社の資本金は、200万200香港ドル（約2,918万2,918円）で、2021年11月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約1,459円）の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、2021年11月末日現在2億9,047万191香港ドル（約42億3,796万87円）であった。

過去5年間、管理会社の資本金の増減はない。

##### (2) 会社の機構

管理会社が総会で異なる決定を下さない限り、取締役の人数は一名以上とし、最大人数はないものとする。

取締役の資格として管理会社の株式を保有する必要はない。管理会社の株主でない取締役は総会またはいずれかの種類株式の保有者総会に出席して、発言する権利を有するものとする。

管理会社の事業は取締役会が管理するものとする。取締役会は管理会社の設立および登録に関するすべての費用を支払うものとする。取締役会は香港会社（解散および雑則）法（第32章）および香港会社法（第622章）ならびにこれと一体をなすその他一切の法令（以下「香港会社法」という。）または通常定款に従って管理会社によって総会で行使されるべき管理会社のすべての権限を、通常定款に定める規則、香港会社法に定める規定および管理会社が総会で定めた上記の規則および規定と矛盾しない規則に従って、行使することができる。ただし、管理会社が総会で定めた規則は、かかる規則が定められていなければ有効な以前の実行取締役会の行為を無効化しないものとする。

香港会社法に定める関係規定に従って、取締役会は香港等において管理会社の業務を管理する委員会、地方委員会または機関を設置し、事業を行うために適当と判断する規則を定め、変更し、いずれかの者を上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に選任し、報酬を定めるほか、取締役会に帰属する権限または裁量権を、上記の委員会、地方委員会または機関に委託し、上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に欠員を補充し、または欠員を補充することなく職務を務めることを認めることができる。上記の選任または委託は取締役会が適当と判断する条件に基づくものとする。また取締役会は上記の要領で選任された者を解任し、または委託を撤回し、もしくは変更することができるが、誠実に取引を行い、かつかかる撤回または変更を通知されていない者は上記の規定による影響を受けないものとする。

取締役会は随時管理会社の社印を押した委任状により、いずれかの者を、取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える目的のために、取締役会が適当と考える権限および裁量権（再委託の権限を含む。）を授与した上で、管理会社の代理人または委託先に選任することができる。上記の選任は、（取締役会が適当と判断する場合）取締役または上記の委員会もしくは地方委員会の構成員またはいずれかの企業もしくは会社の取締役、名義人もしくは経営者または取締役会が直接もしくは間接的に指名した人もしくは団体を受益者とし、また上記の委任状には上記の代理人と取引を行う者を保護し、かつ便宜を図るために取締役会が適当と考える規定を織り込むことができる。

取締役会は、随時取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える報酬により、一名以上の取締役を管理会社の業務執行取締役または共同業務執行取締役に選任し、または管理会社の事業の管理、運営に携わる役職に就任させることができる。また取締役会は、随時（取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い）上記の取締役を解任し、他の取締役を後任に選任することができる。

業務執行取締役または共同業務執行取締役には（業務執行取締役または共同業務執行取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い）管理会社のその他の取締役の辞任および解任に関する規定と同じ規定が適用されるものとし、取締役ではなくなった場合、直ちに業務執行取締役または共同業務執行取締役ではなくなるものとする。

取締役会は業務執行取締役、共同業務執行取締役または管理会社の事業の管理、運営に携わるその他の役職を務める取締役に、取締役会が適当と考える条件および制限に従い、定款に基づき行使され得る取締役会が適当と考える権限を、取締役会自身の権限と併存し、または取締役会自身の権限を排除して授与し、委託するとともに、随時かかる権限の一部または全部を撤回し、取消し、または変更することができる。

- ( i ) 取締役会は、随時管理会社の支配人を選任して、報酬、手数料を支払い、または管理会社の利益への参加権を授与し、またはそれらの混合による報酬を定め、管理会社の事業により支配人が雇用した支配人の職員の費用を支払うことができる。
- ( ) 支配人の選任は取締役会が決定した期間として、取締役会は適当と考える権限の一部または全部を支配人に授与することができる。
- ( ) ( i ) 号および ( ) 号に関連して、取締役会は、その独自の裁量により、適当と判断する条件（管理会社の事業を行うために副支配人またはその他の従業員を選任する支配人の権限を含む。）に基づき支配人と契約を締結することができる。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を（関連するサブ・ファンドの費用で）委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- ( a ) 管理会社は、各委託先が信託証書の規定（適用ある範囲において）を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- ( b ) 適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト（いずれかのサブ・ファンドを含む。）が被った損失について一切責任を負わない。
- ( c ) 当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償権を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含

む。)または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- (a) 管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- (b) 管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前(または受託会社が合意するより短い期間)の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が任命されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ(当該違反が治癒可能である場合に)当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および/または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を任命している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担または被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担または被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用(すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。)または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより(その逆の場合も同様とする。)、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。SF0第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

本書の日付現在、管理会社の取締役は以下のとおりである。

ソン・リ氏は、CFAであり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのトップであり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのすべての活動の監督に責任を負う。リ氏は、26年以上の投資経験を有する。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループのトップである。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。

管理会社の取締役の住所は香港、セントラル、ガーデン・ロード3、チャンピオン・タワー50/F（50/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong）である。

取締役は変更されることがあり、受益者および潜在的な投資者は管理会社から現在の取締役の詳細を入手することができる。

管理会社は、2021年11月末日現在、45本のファンドを運用している。

管理会社が運用している45本のファンドは、以下のとおり、分類される。

| 分類  |                    | 内訳   |                  |
|-----|--------------------|--|------------------|
| A分類 | 通貨建別運用金額           | 米ドル建                                       | 2,147,213,811ドル  |
|     |                    | 英ポンド建                                      | 42,786英ポンド       |
|     |                    | 円建   | 341,153,400,555円 |
| B分類 | ファンドの種類<br>(基本的性格) | ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型                        | 25本              |
|     |                    | ケイマン籍・会社型・オープン・エンド型                        | 1本               |
|     |                    | 日本籍・証券投資信託・オープン・エンド型<br>(委託会社に対する副運用会社として) | 19本              |

### 3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近事業年度の日本文の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、香港ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について2021年11月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝14.59円）で換算された円換算額が併記されている。なお、1円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d . 管理会社の年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。

## （１）【貸借対照表】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
2020年12月31日に終了した事業年度の財務書類

## 純損益およびその他の包括利益計算書

2020年12月31日に終了した事業年度

（表示：香港ドル）

|            | 注記    | 2020年<br>香港ドル | 2020年<br>円    | 2019年<br>香港ドル | 2019年<br>円    |
|------------|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 売上高        | 2     | 40,012,764    | 583,786,227   | 39,835,244    | 581,196,210   |
| 受取利息       |       | 839,852       | 12,253,441    | 2,992,020     | 43,653,572    |
| 為替（差損）差益   |       | (126,878)     | (1,851,150)   | 135,570       | 1,977,966     |
| その他の営業費用   |       | (24,019,968)  | (350,451,333) | (20,048,154)  | (292,502,567) |
| 税引前利益      | 3     | 16,705,770    | 243,737,184   | 22,914,680    | 334,325,181   |
| 法人税        | 4 (a) | (2,621,364)   | (38,245,701)  | (3,244,882)   | (47,342,828)  |
| 当期利益       |       | 14,084,406    | 205,491,484   | 19,669,798    | 286,982,353   |
| 当期その他の包括利益 |       | -             | -             | -             | -             |
| 当期包括利益合計   |       | 14,084,406    | 205,491,484   | 19,669,798    | 286,982,353   |

11ページから30ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
2020年12月31日に終了した事業年度の財務書類

## 財政状態計算書

2020年12月31日現在

（表示：香港ドル）

|              | 注記    | 2020年<br>香港ドル | 2020年<br>円    | 2019年<br>香港ドル | 2019年<br>円    |
|--------------|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 非流動資産        |       |               |               |               |               |
| 繰延税金資産       | 4 (c) | 17,202        | 250,977       | 19,753        | 288,196       |
| 流動資産         |       |               |               |               |               |
| 売掛金およびその他の資産 | 7     | 6,375,325     | 93,015,992    | 9,949,200     | 145,158,828   |
| 未収税金         | 4 (c) | 623,061       | 9,090,460     | -             | -             |
| 現金および現金同等物   | 6     | 281,524,689   | 4,107,445,213 | 257,483,338   | 3,756,681,901 |
|              |       | 288,523,075   | 4,209,551,664 | 267,432,538   | 3,901,840,729 |
| 流動負債         |       |               |               |               |               |
| 買掛金および未払費用   | 8     | 18,587,209    | 271,187,379   | 7,921,181     | 115,570,031   |
| 未払税金         | 4 (c) | -             | -             | 3,662,448     | 53,435,116    |
|              |       | 18,587,209    | 271,187,379   | 11,583,629    | 169,005,147   |
| 純流動資産        |       | 269,935,866   | 3,938,364,285 | 255,848,909   | 3,732,835,582 |
| 純資産          |       | 269,953,068   | 3,938,615,262 | 255,868,662   | 3,733,123,779 |
| 資本および剰余金     |       |               |               |               |               |
| 株式資本         | 9 (a) | 2,000,200     | 29,182,918    | 2,000,200     | 29,182,918    |
| 剰余金          |       | 267,952,868   | 3,909,432,344 | 253,868,462   | 3,703,940,861 |
| 資本合計         |       | 269,953,068   | 3,938,615,262 | 255,868,662   | 3,733,123,779 |

2021年4月28日に取締役会によって発行を承認、認可された。

)  
[署名] )  
) 取締役  
[署名] )  
)

11ページから30ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
2020年12月31日に終了した事業年度の財務書類

資本変動計算書

2020年12月31日に終了した事業年度

（表示：香港ドル）

|                 | 株式資本<br>香港ドル | 剰余金<br>香港ドル   | 合計<br>香港ドル    |
|-----------------|--------------|---------------|---------------|
| 2019年1月1日現在残高   | 2,000,200    | 234,198,664   | 236,198,864   |
| 当期包括利益合計        | -            | 19,669,798    | 19,669,798    |
| 2019年12月31日現在残高 | 2,000,200    | 253,868,462   | 255,868,662   |
| 2020年1月1日現在残高   | 2,000,200    | 253,868,462   | 255,868,662   |
| 当期包括利益合計        | -            | 14,084,406    | 14,084,406    |
| 2020年12月31日現在残高 | 2,000,200    | 267,952,868   | 269,953,068   |
|                 | 株式資本<br>円    | 剰余金<br>円      | 合計<br>円       |
| 2019年1月1日現在残高   | 29,182,918   | 3,416,958,508 | 3,446,141,426 |
| 当期包括利益合計        | -            | 286,982,353   | 286,982,353   |
| 2019年12月31日現在残高 | 29,182,918   | 3,703,940,861 | 3,733,123,779 |
| 2020年1月1日現在残高   | 29,182,918   | 3,703,940,861 | 3,733,123,779 |
| 当期包括利益合計        | -            | 205,491,484   | 205,491,484   |
| 2020年12月31日現在残高 | 29,182,918   | 3,909,432,344 | 3,938,615,262 |

11ページから30ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。



## シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2020年12月31日に終了した事業年度の財務書類

## キャッシュ・フロー計算書

2020年12月31日に終了した事業年度

(表示: 香港ドル)

|                             | 注記 | 2020年<br>香港ドル | 2020年<br>円    | 2019年<br>香港ドル | 2019年<br>円    |
|-----------------------------|----|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 営業活動                        |    |               |               |               |               |
| 税引前利益                       |    | 16,705,770    | 243,737,184   | 22,914,680    | 334,325,181   |
| 調整:                         |    |               |               |               |               |
| 受取利息                        |    | (839,852)     | (12,253,441)  | (2,992,020)   | (43,653,572)  |
| 運転資本変動前営業活動による<br>キャッシュ・フロー |    | 15,865,918    | 231,483,744   | 19,922,660    | 290,671,609   |
| 売掛金およびその他の資産の<br>減少/(増加)    |    | 3,573,875     | 52,142,836    | (2,450,828)   | (35,757,581)  |
| 買掛金および未払費用の<br>増加/(減少)      |    | 10,666,028    | 155,617,349   | (15,804,301)  | (230,584,752) |
| 営業から生じた正味現金                 |    | 30,105,821    | 439,243,928   | 1,667,531     | 24,329,277    |
| 香港利得税支払額                    |    | (6,904,322)   | (100,734,058) | (460,512)     | (6,718,870)   |
| 営業活動から生じた正味現金               |    | 23,201,499    | 338,509,870   | 1,207,019     | 17,610,407    |
| 投資活動                        |    |               |               |               |               |
| 利息受取額                       |    | 839,852       | 12,253,441    | 2,992,020     | 43,653,572    |
| 投資活動から生じた正味現金               |    | 839,852       | 12,253,441    | 2,992,020     | 43,653,572    |
| 現金および現金同等物の純増加              |    | 24,041,351    | 350,763,311   | 4,199,039     | 61,263,979    |
| 1月1日現在の現金および<br>現金同等物       |    | 257,483,338   | 3,756,681,901 | 253,284,299   | 3,695,417,922 |
| 12月31日現在の現金および<br>現金同等物     | 6  | 281,524,689   | 4,107,445,213 | 257,483,338   | 3,756,681,901 |

11ページから30ページ(訳注: 原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

## シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2020年12月31日に終了した事業年度の財務書類

## 財務書類に対する注記

(表示：香港ドル)

## 1 重要な会計方針

## (a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準（以下「HKFRS」という。）に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」という。）が公表した該当するすべての個々の香港財務報告基準、香港会計基準（以下「HKAS」という。）および解釈指針、香港で一般に公正妥当と認められる会計原則ならびに香港会社法の適用要件を含む総称である。当社が適用した重要な会計方針は、以下に開示されている。

HKICPAは、当社の当会計期間に初度適用される、または早期適用が可能である、特定のHKFRSの修正を公表している。注記1(c)には、これらの変更の初度適用による会計方針の変更に関する情報が、本財務書類に反映される当会計期間および過年度の会計期間において当社に関連する範囲で記載されている。

## (b) 財務書類作成の基礎

本財務書類の作成に用いている測定基準は、取得原価主義である。

当社は、当社に関連する原資産および状況の経済的実質を反映する機能通貨として香港ドルを選択している。別段の指示がない限り、すべての価額について香港ドル未満の位は四捨五入されている。

HKFRSに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期間および将来の期間に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

### (c) 会計方針の変更

多くの新しい基準が2020年1月1日から適用されるが、これらは当社の財務書類に重要な影響を与えるものではない。

### (d) 財政状態計算書における表示の変更

過年度において、関連会社に対する債権/債務は、流動資産および流動負債にそれぞれ個別に表示されていた。2020年以降、かかる債権および債務は、売掛金およびその他の資産ならびに未払費用およびその他の未払金に統合されている。比較数値は、表示の変更に合わせて修正再表示されている。

### (e) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金、手元現金、銀行およびその他の金融機関に対する要求払預金、ならびに取得時点から満期までの期間が3ヶ月以内であり、確定金額に容易に換金が可能で、かつ価格の変動リスクが小さい、短期で流動性の高い投資から構成される。

### (f) 収益およびその他の収益

収益は、当社の通常の事業の過程において、トレーディング活動、サービスの提供から生じる収益として当社によって分類される。

収益は、物品またはサービスに対する支配が顧客に移転される場合、または借手が、第三者のために回収された金額を除き、当社が権利を有すると予想される約束された対価の金額で当該資産を使用する権利を有する場合に認識される。

契約に12ヶ月を超える期間にわたり顧客に重大な金融の便益を提供する金融要素がある場合、収益は、債権額の現在価値で測定され、顧客との個別の金融取引に反映される割引率を用いて割り引かれ、受取利息は実効金利法に基づき個別に計上される。契約が当社に重大な金融の便益を提供する金融要素を含んでいる場合、当該契約に基づいて認識される収益には、実効金利法に基づいて契約負債に計上される利息費用が含まれる。当社は、HKFRS第15号の第63項の実務上の便法を利用しており、資金調達期間が12ヶ月以内である場合には、重大な金融要素の影響に対する対価を調整することはない。

当社の収益およびその他の収益の認識基準の詳細は以下のとおりである。

- 受取報酬は、該当するサービスが提供された時点で認識される。
- 受取利息は、実効金利法を用いて発生した時点で認識される。

### (g) 引当金および偶発債務

引当金は、当社に過去の事象の結果として発生した法的債務または推定債務があり、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性の高い見積りが可能な場合に認識される。貨幣の時間的価値が重要な場合、引当金は当該債務を決済するために予想される費用の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低い、または信頼性をもって金額を見積ることができない場合、当該債務は偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。発生可能性のある債務で、その存在が将来の1つまたは複数の事象が発生する、あるいは発生しないことによるのみ確認される場合もまた、偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。

### (h) 売掛金およびその他の債権

売掛金およびその他の債権は公正価値で当初認識され、その後、予想損失引当金（注記1（1）（ ）参照）控除後の実効金利法を用いた償却原価で計上される。ただし、債権が定められた返済条件のない関連当事者に対する無金利融資である場合、または割引の影響に重要性がない場合には、債権は不良債権の減損引当金控除後の取得原価で計上される。

不良債権に関する減損損失は、減損の客観的な証拠が存在する場合に認識され、当該金融資産の帳簿価額と、割引の影響が重要である場合は当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローとの差額として測定される。

減損の客観的な証拠には、借手の著しい財政的困難といった資産の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす事象について、当社が認識する観察可能なデータが含まれている。

### (i) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日現在の外国為替レートで香港ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間の期末時点の為替レートで香港ドルに換算される。為替差損益は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。

### (j) 法人税

当期法人税は、当期税金費用および繰延税金資産と繰延税金負債の変動で構成される。当期税金費用および繰延税金資産の変動は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。ただし、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される項目に関連する場合には、法人税のうちの該当する金額がそれぞれ、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される。

当期税金費用は、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用した、当期の課税所得に係る予想未払税額および過年度の未払税金に対する調整額である。

繰延税金資産は、資産および負債の財務報告上の帳簿価額と課税基準の差額である、減算一時差異から発生する。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金および未使用の税額控除からも発生する。資産および負債の当初認識時から発生する差額を除き、すべての繰延税金資産は、当該資産が利用できる将来の課税所得の実現可能性が高い場合に限り、認識される。

繰延税金の認識額は、当該資産および負債の帳簿価額の実現または決済において予想される方法に基づき、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用して測定される。繰延税金資産および負債は割り引かれない。

当期税金残高および繰延税金残高ならびにその変動は、それぞれ個別に表示され、相殺されない。当社が当期税金資産を当期税金負債と相殺する法的強制力のある権利を有する場合に限り、当期税金資産は当期税金負債と相殺され、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺される。相殺の原則は通常、同一の税務当局が同一の課税企業に課す法人税に対して適用される。

#### (k) 関連当事者

(a) 個人または当該個人の近親者は、当該個人が次のいずれかに該当する場合には、当社と関連がある。

- 当社に対する支配または共同支配を有している。
- 当社に対する重要な影響力を有している。あるいは
- 当社または当社の親会社の経営幹部の一員である。

(b) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、当社と関連がある。

- 当該企業および当社が同一のグループの一員である(これは、親会社、子会社および兄弟会社は互いに関連があることを意味している)。
- 一方の企業が、他方の企業の関連会社または共同支配企業(あるいは他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社または共同支配企業)である。
- 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。
- 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。
- 当該企業が当社または当社と関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。
- 当該企業が(a)に示した個人に支配または共同支配されている。
- (a)に示した個人が当該企業に重要な影響力を有しているか、あるいは当該企業(または当該企業の親会社)の経営幹部の一員である。
- 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、当社または当社の親会社に経営幹部サービスを提供する。

個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与えるか、または影響されると予想される親族の一員のことである。

## (1) 金融商品

### ( ) 当初認識

金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債以外の金融資産または金融負債の場合、当該金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属する取引費用が公正価値に加えられる。

当社は、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。金融資産の通常の売買は、取引日基準を用いて認識される。当該取引日から、金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が計上される。

### ( ) 分類と事後測定

#### (A) 金融資産の分類

当初認識時に、当社は償却原価またはF V T P Lで測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、F V T P Lとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- その契約条件により、元本および利息の支払のみ（以下「S P P I」という。）であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

当社のその他のすべての金融資産は、F V T P Lで測定される。

#### 事業モデル評価

当社は、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションを関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、当社の経営陣に報告されているか
- 事業モデル（および当該事業モデルの中で保有されている金融資産）の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- 当該事業の管理者にどのように報酬が与えられるのか（例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか）
- 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

売買目的で保有されている金融資産または公正価値に基づいて管理と業績評価が行われている金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されているのではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方のために保有されているのでもないため、F V T P Lで測定される。

#### 契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト（例えば、流動性リスクおよび管理コスト）への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかを評価する際に、当社は当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。当社は、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- レバレッジ要素
- 期限前償還要素と期限延長要素
- 当社の請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー（例えば、ノンリコース要素）に限定する条件
- 貨幣の時間的価値の考慮（例えば、金利の定期的な再設定）を修正する要素

#### 分類変更

金融資産は、当社が金融資産の管理に関する事業モデルを変更した後の期間を除き、当初認識後に再分類されない。

#### (B) 金融資産の分類

##### 貸付金および債権

貸付金および債権には、兄弟会社に対する債権、売掛金およびその他の資産ならびに現金および現金同等物が含まれている。これらの資産は実効金利法による償却原価で測定される。

##### その他の金融負債

金融負債には、兄弟会社に対する債務、買掛金および未払費用が含まれている。これらの負債は実効金利法による償却原価で測定される。

（ ）認識の中止

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産とともに所有に関する実質的にすべてのリスクおよび経済価値が譲渡された場合に、認識が中止される。

金融負債は、契約で特定された債務が免除、解消あるいは消滅した場合に、認識が中止される。

当社は、認識の中止に際して純損益およびその他の包括利益計算書に認識される実現損益の決定に加重平均法を利用している。

（ ）相殺

認識額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースでの決済、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産と金融負債は相殺され、その純額が財政状態計算書に計上される。

（ ）減損

当社は、償却原価で測定する金融資産について、ECLに対する損失評価引当金を認識している。

当社は、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク（すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク）が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

当社は、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

当社は、信用リスク格付が「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融商品の信用リスクは低いとみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内（または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間）に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、当社が信用リスクにさらされる最長の契約期間である。



### ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額（すなわち、当社が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、当社が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額）の現在価値として測定される。

ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

### 信用減損金融資産

当社は、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 発行者または債務者の重大な財政的困難
- 契約違反（債務不履行または90日超の期限経過事象など）
- 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

### 財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

### 直接償却

当社がある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

## 2 売上高

当社の主たる事業は、投資運用サービスの提供である。

|          | 2020年<br>香港ドル | 2019年<br>香港ドル |
|----------|---------------|---------------|
| 受取投資運用報酬 | 40,012,764    | 39,835,244    |
|          | <hr/>         | <hr/>         |
|          | 40,012,764    | 39,835,244    |
|          | <hr/>         | <hr/>         |

## 3 税引前利益

税引前利益は、以下の借方計上後の金額で計上されている。

|               | 2020年<br>香港ドル | 2019年<br>香港ドル |
|---------------|---------------|---------------|
| 支払管理報酬        | 6,456,764     | 4,666,331     |
| 支払サブ・マネージャー報酬 | 8,107,596     | 4,078,536     |
| 弁護士および専門家報酬   | 7,988,111     | 10,742,855    |
| 監査報酬          | 468,286       | 468,286       |
| 保管費用          | 332,108       | -             |
| 印刷費           | 190,903       | -             |
| その他           | 476,200       | 92,146        |

## 4 法人税

(a) 純損益およびその他の包括利益計算書に係る法人税は以下の通りである。

純損益およびその他の包括利益計算書に係る課税は以下の通りである。

|                       | 2020年<br>香港ドル    | 2019年<br>香港ドル    |
|-----------------------|------------------|------------------|
| <b>当期税金費用 - 香港利得税</b> |                  |                  |
| 過年度に係る超過引当金           | (20,001)         | (19,989)         |
| 当期の香港利得税に対する引当金       | 2,638,814        | 3,261,875        |
| <b>繰延税金</b>           |                  |                  |
| 一時差異の発生および解消          | 2,551            | 2,996            |
|                       | <u>2,621,364</u> | <u>3,244,882</u> |

当期の香港利得税に対する引当金は、見積課税所得の16.5%（2019年：16.5%）で計算されている。

(b) 法人税と適用税率で算定された会計上の利益の調整：

|  | 2020年<br>香港ドル     | 2019年<br>香港ドル     |
|--|-------------------|-------------------|
| 税引前利益                                  | <u>16,705,770</u> | <u>22,914,680</u> |
| 税率16.5%（2019年：16.5%）での<br>税引前利益に係る想定税額 | 2,756,452         | 3,780,923         |
| 非課税所得および損金不算入損失の税効果                    | (115,087)         | (516,052)         |
| 過年度に係る超過引当金                            | (20,001)          | (19,989)          |
| 実際の税金費用                                | <u>2,621,364</u>  | <u>3,244,882</u>  |

(c) 財政状態計算書に係る法人税は以下の通りである。

財政状態計算書に係る（未収税金）/当期の課税は以下の通りである。

| 注記 | 2020年<br>香港ドル | 2019年<br>香港ドル |
|----|---------------|---------------|
|----|---------------|---------------|

|                    |       |             |           |
|--------------------|-------|-------------|-----------|
| 当期の繰越税金            |       | 3,662,448   | 881,075   |
| 利得税支払額             |       | (6,904,322) | (460,513) |
| 過年度に係る利得税に対する引当金残高 |       | (20,001)    | (19,989)  |
| 当期の香港利得税に対する引当金    | 4 (a) | 2,638,814   | 3,261,875 |
|                    |       | (623,061)   | 3,662,448 |

## 繰延税金資産認識額：

財政状態計算書において認識される繰延税金資産の内訳および当事業年度における変動は、以下の通りである。

|                              | 減価償却限度超過額<br>香港ドル | 合計<br>香港ドル |
|------------------------------|-------------------|------------|
| 2019年1月1日現在                  | 22,749            | 22,749     |
| 純損益およびその他の包括利益計算書への<br>借方計上額 | (2,996)           | (2,996)    |
| 2019年12月31日現在                | 19,753            | 19,753     |
| 2020年1月1日現在                  | 19,753            | 19,753     |
| 純損益およびその他の包括利益計算書への<br>借方計上額 | (2,551)           | (2,996)    |
| 2020年12月31日現在                | 17,202            | 19,753     |

2020年12月31日現在、認識されていない、または引当計上されていない重要な繰延税金資産または負債はなかった(2019年：ゼロ)。

## 5 取締役の報酬

香港会社法の第383条（1）および社内規定のパート2（取締役の給付に関する情報の開示）に準拠して開示される取締役の報酬は以下の通りである。

|              | 2020年<br>香港ドル     | 2019年<br>香港ドル     |
|--------------|-------------------|-------------------|
| 取締役の報酬       | -                 | -                 |
| 給与、手当および現物給付 | 7,478,000         | 7,478,000         |
| 変動賞与         | 9,277,210         | 8,494,866         |
| 株式報酬         | 2,227,319         | 2,131,543         |
| 退職制度への拠出額    | 750,500           | 740,100           |
|              | <u>19,733,029</u> | <u>18,844,509</u> |

## 6 現金および現金同等物

|      | 2020年<br>香港ドル      | 2019年<br>香港ドル      |
|------|--------------------|--------------------|
| 当座預金 | <u>281,524,689</u> | <u>257,483,338</u> |

## 7 売掛金およびその他の資産

|               | 2020年<br>香港ドル    | 2019年<br>香港ドル    |
|---------------|------------------|------------------|
| 未収投資運用報酬      | 6,008,164        | 5,444,468        |
| 未収弁護士および専門家報酬 | 236,399          | 3,731,358        |
| その他           | 130,762          | 773,374          |
|               | <u>6,375,325</u> | <u>9,949,200</u> |

上記の未収報酬はすべて、当社が運用するファンドから支払われる。すべての未収報酬は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

## 8 買掛金および未払費用

|               | 2020年<br>香港ドル     | 2019年<br>香港ドル    |
|---------------|-------------------|------------------|
| 未払サブ・マネージャー報酬 | -                 | 580,425          |
| 未払弁護士および専門家報酬 | 4,884,580         | 4,840,130        |
| 監査報酬          | 460,648           | 460,648          |
| その他の未払金       | 13,241,981        | 2,039,978        |
|               | <u>18,587,209</u> | <u>7,921,181</u> |

未払サブ・マネージャー報酬には、兄弟会社に対する債務がゼロ香港ドル（2019年：580,425香港ドル）含まれていた。すべての買掛金および未払費用は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

## 9 株式資本

### (a) 発行済株式資本

|                 | 2020年  |            | 2019年  |            |
|-----------------|--------|------------|--------|------------|
|                 | 株数     | 金額<br>香港ドル | 株数     | 金額<br>香港ドル |
| 発行済、全額払込済普通株式：  |        |            |        |            |
| 1月1日および12月31日現在 | 20,002 | 2,000,200  | 20,002 | 2,000,200  |

香港会社法の第135条に準拠して、当社の普通株式は無額面株式である。

普通株式の株主には、折々に宣言される配当を受け取る権利があり、当社の株主総会において1株につき1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残存資産に関して同等に位置づけられている。

### (b) 資本管理

資本管理における当社の主たる目的は、継続企業として存続する当社の能力を保護することである。当社はある大規模なグループの一部であるため、当社の追加資本の源泉および余剰資金の分配に関する方針は、当該グループの資本管理目的の影響も受けることがある。

当社は、資本のすべての構成要素を含めて「資本」として定義している。この基準において、2020年12月31日現在の資本金額は269,953,068香港ドル（2019年：255,868,662香港ドル）であった。

当社の資本構造は、当社が所属するグループの資本管理の方策に配慮して定期的に見直され、管理されている。当社の資本構造の調整は、当社またはグループに影響を及ぼす経済環境の変化を考慮し、当社に対する取締役会の忠実義務または香港会社法の要件と矛盾しない範囲で行われる。

取締役会による当社の資本構造の見直しの結果は、配当が宣言される場合に、配当水準を決定するための基準として使用される。

香港証券先物法に基づき登録された認可企業として、当社は香港証券先物（金融資源）規則（以下「FRR」という。）の資本規制の対象にもなっている。流動資本の最低必要額は、100,000香港ドルとFRRで定められた必要流動資本のいずれか高い方である。当社は、FRRの要件を遵守していることを日次ベースでモニターしている。当事業年度中、当社は常にFRRの要件を遵守していた。

## 10 重要な関連当事者取引

本財務書類において別途開示されている取引の他、当社は、通常の営業過程において関連当事者と以下の取引を行った。

## (a) 受取報酬および支払報酬

|               | 注記  | 2020年<br>香港ドル | 2019年<br>香港ドル |
|---------------|-----|---------------|---------------|
| 受取報酬          |     |               |               |
| 受取投資運用報酬      | ( ) | 40,012,764    | 39,835,244    |
| 支払報酬          |     |               |               |
| 支払サブ・マネージャー報酬 | ( ) | 6,967,624     | 1,900,215     |

( ) 当社は当事業年度において以下のファンドのファンド・マネージャーである。

- ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド(円建)(以下「ファンド・シリーズ14」という。)  
(2020年10月6日に償還)
- アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ18」という。)
- メキシコ・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ19」という。)
- テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ20」という。)
- グローバル・バランス・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ25」という。)
- ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド(以下「ファンド・シリーズ26」という。)(2020年6月5日に償還)
- 米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ27」という。)
- トレジャーリー・プレミアム・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ28」という。)
- フィクスト・インカム・ファンド(以下「ファンド・シリーズ30」という。)
- トレジャーリー・プレミアム・プラス ファンド(以下「ファンド・シリーズ31」という。)
- 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1703(以下「ファンド・シリーズ32」という。)
- 高配当日本株リスクコントロール型(以下「ファンド・シリーズ33」という。)
- 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1710(以下「ファンド・シリーズ34」という。)
- JGBアセット・スワップ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ36」という。)
- 日経225連動イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ37」という。)
- 償還時目標設定型ファンド1802(以下「ファンド・シリーズ38」という。)
- チャイナ・ホンコン・エクイティ・オポチュニティーズ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ39」という。)
- 償還時目標設定型ファンド1809(以下「ファンド・シリーズ40」という。)
- マルチ・アセット・システマティック・ストラテジーズ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ41」という。)(2020年10月15日に設定)
- 償還時目標設定型ファンド1903(以下「ファンド・シリーズ42」という。)
- フレキシベータ・ファンド(V T 5 ディフェンシブおよびV T 10アクティブ)(以下「ファンド・シリーズ43」という。)

- 米ドル建てシティグループ・ノート・リターン・リファリング・ザ・ハイ・ウォーターマーク・オブ・グローバル・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド(以下「ファンド・シリーズ44」という。)(2020年1月21日に設定)
- グローバル・マルチ・セマティック・エクイティ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ45」という。)(2020年10月30日に設定)
- 米国エクイティ・イントラデイ・モメンタム・ファンド(以下「ファンド・シリーズ46」という。)(2020年12月15日に設定)
- C G M Y L インデックス・ターゲット・ボラティリティ・ファンド2012(S P)(以下「C G M Y L」という。)
- トルコ債券オープン(毎月決算型)為替アクティブヘッジ(以下「K A M」という。)

( ) 当社は、当社の管理下にある以下のファンドから、報酬を受け取る権利を有している。

#### 受取投資運用/助言報酬

ファンド・シリーズ14、18、19、20、25、26、27、28、30、31、32、33、34、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、C G M Y L および K A M の受取投資運用報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.01%から1.8%で計算される。

( ) 当社とシリーズ19、39および45のサブ・マネージャーとの間で締結されたサブ・マネジメント契約に従い、支払サブ・マネージャー報酬が、受取管理報酬総額のそれぞれ50%、55%および55%で算定され、サブ・マネージャーに支払われる。2020年12月31日現在においてシリーズ19、39および45のサブ・マネージャーに支払われた支払サブ・マネージャー報酬総額は、6,967,624香港ドル(2019年:1,900,215香港ドル)であった。

#### ( b ) 支払管理報酬

当社は、当社に付帯的な販売サポート・サービスを提供している兄弟会社に管理報酬を支払った。2020年12月31日に終了した報告期間における支払管理報酬は、6,456,764香港ドル(2019年:4,666,331香港ドル)であった。

#### ( c ) 経営幹部の報酬

注記5に開示されている取締役の報酬以外に、他の経営幹部の報酬はない。

|         | 2020年<br>香港ドル | 2019年<br>香港ドル |
|---------|---------------|---------------|
| 経営幹部の報酬 | 19,733,029    | 18,844,509    |

特定の経営幹部に対する報酬の開示金額が、当社のグループ会社によって支払われた。当社は、経営幹部の役務の提供についてグループ会社を直接補償しなかった。

## 11 金融商品

信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクならびに為替リスクに対するエクスポージャーは、当社の通常の営業過程において生じる。これらのリスクは、下記の当社の財務管理方針および施策によって管理されている。

### (a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主に兄弟会社の銀行に保有されている現金および現金同等物、当社の投資運用活動により生じる未収報酬に起因する。経営陣は、信用方針を整備しており、信用リスクのエクスポージャーを継続的にモニターしている。

未収運用報酬は定期的に見直され、定期的なスケジュールで決済される。兄弟会社に対する債権については、経営陣は、グループ会社に預け入れている金融資産の不履行リスクは僅少であると考えている。

信用リスクの最大エクスポージャーは、報告期間の期末時点の当該金融資産の帳簿価額に相当する。

### (b) 流動性リスク

当社の流動性リスク管理プロセスは、連結親会社およびブローカー・ディーラーの流動性および資金調達プロセスならびに流動性監視フレームワークに統合されている。シティグループの方針では、連結親会社およびブローカー・ディーラー(当社が事業を行っている会社)は、強固な流動性ポジションを維持し、予想および予想外の現在および将来のキャッシュ・フローと担保のニーズの両方を満たすのに十分なキャッシュ・フローを確保する必要がある。

2020年12月31日および2019年12月31日現在、すべての金融負債は1年以内に満期が到来するか、または、要求に応じて返済される。金融負債の最も早い契約上の決済日の詳細は、注記8に開示されている。

### (c) 金利リスク

当社は、2020年に定期預金を保有しておらず、現金および現金同等物に係る銀行利息を得る範囲での金利リスクに対するエクスポージャーは重要ではない。当社は、2019年に当社が現金および現金同等物に係る銀行利息を得る範囲でのみ、金利リスクにさらされていた。



## 感応度分析

以下の表は、報告期間の期末時点で、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合の金利の変動の見積りに対応する当社の税引前利益の変動の見積りを表している。

|       | 2020年                     |   | 2019年                     |           |
|-------|---------------------------|---|---------------------------|-----------|
|       | 税引前利益の<br>増加／（減少）<br>香港ドル |   | 税引前利益の<br>増加／（減少）<br>香港ドル |           |
| 金利の変動 |                           |   |                           |           |
| - 増加  | -                         | - | -                         | -         |
| - 減少  | -                         | - | (0.33) %                  | (831,600) |

上記の感応度分析は、報告期間の期末時点で金利の変動が生じており、かつ、報告期間の期末時点で金利リスクのある当社保有の金融商品の再測定に当該金利を適用したと仮定した場合に生じると考えられる、当社の税引前利益に対する通年計算による影響額を表している。

## (d) 為替リスク

為替リスクは、為替レートの変動が金融商品の価値に影響を与える可能性によって生じる。

為替リスクのエクスポージャーを最小化するため、経営陣は、相殺が必要な外貨を直物レートで売買することにより正味エクスポージャーが許容水準に保たれることを確認している。

## ( ) 為替リスクに対するエクスポージャー

当社の機能通貨以外の通貨建である資産および負債の認識額から生じた為替リスクに対する、当社の報告期間の期末時点のエクスポージャーの詳細は以下の表の通りである。

|                  | 2020年          |                |                | 2019年          |                |                |
|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|                  | 豪ドル建<br>香港ドル相当 | 日本円建<br>香港ドル相当 | 米ドル建<br>香港ドル相当 | 豪ドル建<br>香港ドル相当 | 日本円建<br>香港ドル相当 | 米ドル建<br>香港ドル相当 |
| 現金および<br>現金同等物   | 3,609          | 727,218        | 7,932,630      | 2,989          | 627,403        | 4,228,327      |
| 売掛金および<br>その他の資産 | -              | 4,356,006      | 2,008,536      | -              | 12,878,693     | 3,612,104      |
| 買掛金および<br>未払費用   | -              | (5,970,427)    | (9,507,160)    | -              | (4,605,786)    | (2,020,756)    |
| 正味エク<br>スポージャー   | 3,609          | (887,203)      | 434,006        | 2,989          | 8,900,310      | 5,819,675      |

香港ドルは米ドルに対するペッグ制が施行されているため、当社は米ドルと香港ドルの為替レート変動のリスクは重要ではないと考えている。

## ( ) 感応度分析

以下の表は、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合に、報告期間の期末時点で当社が多額のエクスポージャーを有している為替レートが同日に変更された場合に生じると考えられる当社の税引前利益の瞬間的な変動を表している。

|     | 2020年         |                       | 2019年         |                       |
|-----|---------------|-----------------------|---------------|-----------------------|
|     | 為替レートの上昇/(下落) | 税引前利益の増加/(減少)<br>香港ドル | 為替レートの上昇/(下落) | 税引前利益の増加/(減少)<br>香港ドル |
| 豪ドル | 5.13%         | 185                   | -             | -                     |
|     | -             | -                     | (4.35)%       | (130)                 |
| 日本円 | 5.26%         | (46,627)              | 5.77%         | 513,516               |
|     | -             | -                     | -             | -                     |

感応度分析では、為替レートの変動が、報告期間の期末時点で為替リスクのある当社保有の金融商品の再測定に適用されたと仮定し、機能通貨以外の通貨建である内部取引による債権債務を含めている。感応度分析は、2019年と同じ基準で実施されている。

## ( e ) 金融資産および負債の公正価値

金融資産および負債の公正価値は、2020年12月31日および2019年12月31日現在の財政状態計算書の帳簿価額と大きな相違はないと考えられる。

## 12 直接の親会社および最終的な支配会社

2020年12月31日現在、取締役会は、当社の直接の親会社は、香港で設立されたシティグループ・グローバル・マーケット・ホンコン・ホールディングス・リミテッドであるとみなしている。同社は財務書類を作成しているが、公衆の閲覧に供されていない。2020年12月31日現在の当社の最終的な支配会社は、米国で設立されたシティグループ・インクであるとみなされる。シティグループ・インクは米国で一般に認められる会計原則に基づき連結財務書類を作成しており、公衆の閲覧に供されている。

## 13 公表されているが2020年12月31日に終了した事業年度において未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HKICPAは2020年12月31日に終了した事業年度において未発効で、本財務書類に適用されていない、多くの修正および新基準、HKFRS第17号「保険契約」を公表した。本変更には、当社に関連する可能性がある以下が含まれている。

以下の日付以降に開始する  
会計期間より適用

HKFRS第9号、HKAS第39号、HKFRS第7号、HKFRS第4号およびHKFRS第16号の修正「金利指標改革 - フェーズ2」

2021年1月1日

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| HKFRS第3号の修正「概念フレームワークへの参照」           | 2022年1月1日 |
| HKAS第16号の修正「有形固定資産：意図された使用の前に発生する利益」 | 2022年1月1日 |
| HKAS第37号の修正「不利な契約 - 契約の履行のコスト」       | 2022年1月1日 |
| HKFRSの年次改善2018年 - 2020年サイクル          | 2022年1月1日 |
| HKAS第1号の修正「負債の流動または非流動への分類」          | 2023年1月1日 |

当社は、これらの修正が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。これまでのところ、これらの修正の適用が本財務書類に重要な影響を及ぼす可能性は低いと考えている。

[次へ](#)

Citigroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2020**Statement of profit or loss and other comprehensive income  
for the year ended 31 December 2020***(Expressed in Hong Kong dollars)*

|  | <i>Note</i> | 2020<br>\$          | 2019<br>\$          |
|--|-------------|---------------------|---------------------|
| Turnover                                       | 2           | 40,012,764          | 39,835,244          |
| Interest income                                |             | 839,852             | 2,992,020           |
| Foreign exchange (loss)/gain                   |             | (126,878)           | 135,570             |
| Other operating expenses                       |             | <u>(24,019,968)</u> | <u>(20,048,154)</u> |
| <b>Profit before taxation</b>                  | 3           | 16,705,770          | 22,914,680          |
| Income tax                                     | 4(a)        | <u>(2,621,364)</u>  | <u>(3,244,882)</u>  |
| <b>Profit for the year</b>                     |             | 14,084,406          | 19,669,798          |
| <b>Other comprehensive income for the year</b> |             | <u>-</u>            | <u>-</u>            |
| <b>Total comprehensive income for the year</b> |             | <u>14,084,406</u>   | <u>19,669,798</u>   |

The notes on pages 11 to 30 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2020**Statement of financial position as at 31 December 2020**  
(Expressed in Hong Kong dollars)

|                                       | Note | 2020<br>\$         | 2019<br>\$         |
|---------------------------------------|------|--------------------|--------------------|
| <b>Non-current asset</b>              |      |                    |                    |
| Deferred tax assets                   | 4(c) | <u>17,202</u>      | <u>19,753</u>      |
| <b>Current assets</b>                 |      |                    |                    |
| Accounts receivable and others assets | 7    | 6,375,325          | 9,949,200          |
| Tax receivable                        | 4(c) | 623,061            | -                  |
| Cash and cash equivalents             | 6    | <u>281,524,689</u> | <u>257,483,338</u> |
|                                       |      | <u>288,523,075</u> | <u>267,432,538</u> |
| <b>Current liabilities</b>            |      |                    |                    |
| Accounts payable and accrued expenses | 8    | 18,587,209         | 7,921,181          |
| Tax payables                          | 4(c) | -                  | 3,662,448          |
|                                       |      | <u>18,587,209</u>  | <u>11,583,629</u>  |
| <b>Net current assets</b>             |      | <u>269,935,866</u> | <u>255,848,909</u> |
| <b>NET ASSETS</b>                     |      | <u>269,953,068</u> | <u>255,868,662</u> |
| <b>CAPITAL AND RESERVES</b>           |      |                    |                    |
| Share capital                         | 9(a) | 2,000,200          | 2,000,200          |
| Retained earnings                     |      | <u>267,952,868</u> | <u>253,868,462</u> |
| <b>TOTAL EQUITY</b>                   |      | <u>269,953,068</u> | <u>255,868,662</u> |

Approved and authorised for issue by the board of directors on 28 APR 2021


  
 Ayelle  
 Director  
 Fininvestments

Song Li  
 Directors

The notes on pages 11 to 30 form part of these financial statements.

CitiGroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2020

## Statement of changes in equity for the year ended 31 December 2020

(Expressed in Hong Kong dollars)

|  | <i>Share<br/>capital</i><br>\$ | <i>Retained<br/>earnings</i><br>\$ | <i>Total</i><br>\$ |
|--|--------------------------------|------------------------------------|--------------------|
| <b>Balance at 1 January 2019</b>           | 2,000,200                      | 234,198,664                        | 236,198,864        |
| Total comprehensive income for<br>the year | -                              | 19,669,798                         | 19,669,798         |
| <b>Balance at 31 December 2019</b>         | <u>2,000,200</u>               | <u>253,868,462</u>                 | <u>255,868,662</u> |
| <b>Balance at 1 January 2020</b>           | 2,000,200                      | 253,868,462                        | 255,868,662        |
| Total comprehensive income for<br>the year | -                              | 14,084,406                         | 14,084,406         |
| <b>Balance at 31 December 2020</b>         | <u>2,000,200</u>               | <u>267,952,868</u>                 | <u>269,953,068</u> |

The notes on pages 11 to 30 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2020

## Statement of cash flows for the year ended 31 December 2020

(Expressed in Hong Kong dollars)

|  | Note | 2020<br>\$         | 2019<br>\$          |
|--|------|--------------------|---------------------|
| <b>Operating activities</b>                                  |      |                    |                     |
| Profit before taxation                                       |      | 16,705,770         | 22,914,680          |
| Adjustment for:  |      |                    |                     |
| Interest income  |      | <u>(839,852)</u>   | <u>(2,992,020)</u>  |
| <b>Operating cashflow before changes in working capital</b>  |      | 15,865,918         | 19,922,660          |
| Decrease/(increase) in accounts receivable and other assets  |      | 3,573,875          | (2,450,828)         |
| Increase/(decrease) in accounts payable and accrued expenses |      | <u>10,666,028</u>  | <u>(15,804,301)</u> |
| <b>Net cash generated from operations</b>                    |      | <u>30,105,821</u>  | <u>1,667,531</u>    |
| Hong Kong profits tax paid                                   |      | <u>(6,904,322)</u> | <u>(460,512)</u>    |
| <b>Net cash generated from operating activities</b>          |      | <u>23,201,499</u>  | <u>1,207,019</u>    |
| <b>Investing activity</b>                                    |      |                    |                     |
| Interest received  |      | <u>839,852</u>     | <u>2,992,020</u>    |
| <b>Net cash generated from investing activity</b>            |      | <u>839,852</u>     | <u>2,992,020</u>    |
| <b>Net increase in cash and cash equivalents</b>             |      | 24,041,351         | 4,199,039           |
| <b>Cash and cash equivalents at 1 January</b>                |      | <u>257,483,338</u> | <u>253,284,299</u>  |
| <b>Cash and cash equivalents at 31 December</b>              | 6    | <u>281,524,689</u> | <u>257,483,338</u>  |

The notes on pages 11 to 30 form part of these financial statements.

## Notes to the financial statements

(Expressed in Hong Kong dollars)

### 1 Significant accounting policies

#### (a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), which collective term includes all applicable individual Hong Kong Financial Reporting Standards, Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"), accounting principles generally accepted in Hong Kong and the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. Significant accounting policies adopted by the Company are disclosed below.

The HKICPA has issued certain amendments to HKFRSs that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Company. Note 1(c) provides information on any changes in accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the Company for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

#### (b) Basis of preparation of the financial statements

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The Company has chosen Hong Kong dollars as its functional currency which reflects the economic substance of the underlying assets and circumstances relevant to the Company. All values are rounded to the nearest Hong Kong dollar, unless otherwise indicated.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.



## 1 Significant accounting policies (continued)

### (c) Changes in accounting policies

A number of new standards are effective from 1 January 2020 but they do not have a material effect on the Company's financial statements.

### (d) Change in presentation of statement of financial position

In prior years, Amounts due from/to affiliated companies were presented separately under Current assets and Current liabilities. From 2020 onwards, such receivable and payable have been consolidated into Accounts receivable and other assets as well as Accrued charges and other payables. The comparative figures have been restated to conform with the revised presentation.

### (e) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand, demand deposits with banks and other financial institutions, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

### (f) Revenue and other income

Income is classified by the Company as revenue when it arises from the trading activities, the provision of services in the ordinary course of the Company's business.

Revenue is recognised when control over a product or service is transferred to the customer, or the lessee has the right to use the asset, at the amount of promised consideration to which the Company is expected to be entitled, excluding those amounts collected on behalf of third parties.

Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the customer for more than 12 months, revenue is measured at the present value of the amount receivable, discounted using the discount rate that would be reflected in a separate financing transaction with the customer, and interest income is accrued separately under the effective interest method. Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the Company, revenue recognised under that contract includes the interest expense accreted on the contract liability under the effective interest method. The Company takes advantage of the practical expedient in paragraph 63 of HKFRS 15 and does not adjust the consideration for any effects of a significant financing component if the period of financing is 12 months or less.

Further details of the Company's revenue and other income recognition policies are as follows:

- Fee income is recognised when the relevant services have been rendered.
- Interest income is recognised as it accrues using the effective interest method.

## 1 Significant accounting policies (continued)

### (g) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate can be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events, are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

### (h) Accounts and other receivables

Accounts and other receivables are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost using the effective interest method, less allowance for credit losses (see note 1(l)(v)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less allowance for impairment of doubtful debts.

Impairment losses for bad and doubtful debts are recognised when there is objective evidence of impairment and are measured as the difference between the carrying amount of the financial asset and the estimated future cash flows, discounted at the asset's original effective interest rate where the effect of discounting is material.

Objective evidence of impairment includes observable data that comes to the attention of the Company about events that have an impact on the asset's estimated future cash flows such as significant financial difficulty of the debtor.

### (i) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated into Hong Kong dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Hong Kong dollars at the exchange rates ruling at the end of reporting period. Exchange gains and losses are recognised in statement of profit or loss and other comprehensive income.

## 1 Significant accounting policies (continued)

### (j) *Income tax*

Income tax for the year comprises current tax and movements in deferred tax assets and liabilities. Current tax and movements in deferred tax assets are recognised in the statement of profit or loss except to the extent that they relate to items recognised in other comprehensive income or directly in equity, in which case the relevant amounts of tax are recognised in other comprehensive income or directly in equity, respectively.

Current tax is the expected tax payable on the taxable income for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of the reporting period, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax assets arise from deductible temporary differences, being the differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the tax bases. Deferred tax assets also arise from unused tax losses and unused tax credits. Apart from differences which arise on initial recognition of assets and liabilities, all deferred tax assets to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which the asset can be utilised, are recognised.

The amount of deferred tax recognised is measured based on the expected manner of realisation or settlement of the carrying amount of the assets and liabilities, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of reporting period. Deferred tax assets and liabilities are not discounted.

Current tax balances and deferred tax balances, and movements therein, are presented separately from each other and are not offset. Current tax assets are offset against current tax liabilities, and deferred tax assets against deferred tax liabilities if, and only if, the Company has the legally enforceable right to set off current tax assets against current tax liabilities. The principle of offsetting usually applies to income tax levied by the same tax authority on the same taxable entity.

### (k) *Related parties*

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
- (i) has control or joint control over the Company;
  - (ii) has significant influence over the Company; or
  - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.

## 1 Significant accounting policies (continued)

- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
- (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
  - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
  - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
  - (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
  - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
  - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
  - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
  - (viii) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the Company's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

### (f) *Financial instruments*

#### (i) Initial recognition

Financial instruments are measured initially at fair value, which normally will be equal to the transaction price, plus, in case of a financial asset or financial liability not held at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of the financial asset or financial liability.

The Company recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase or sale of financial assets is recognised using trade date accounting. From this date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded.

## 1 Significant accounting policies (continued)

### (ii) Classification and subsequent measurement

#### (A) Classification of financial assets

On initial recognition, the Company classifies financial assets as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL.

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI")

All other financial assets of the Company are measured at FVTPL.

#### *Business model assessment*

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Company considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Company's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the managers of the business are compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity

Financial assets that are held for trading or managed and whose performance is evaluated on a fair value basis are measured at FVTPL because they are neither held to collect contractual cash flows nor held both to collect contractual cash flows and to sell financial assets.

## 1 Significant accounting policies (continued)

### *Assessment whether contractual cash flows are SPPI*

For the purposes of this assessment, 'principal' is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. 'Interest' is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Company considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Company considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Company's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates)

### *Reclassifications*

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition, except in the period after the Company changes its business model for managing financial assets.

## (B) Classification of financial assets

### *Loans and receivables*

Loans and receivables include amounts due from fellow subsidiaries, accounts receivable and other assets and cash and cash equivalents. These assets are measured at amortised cost using the effective interest method.

### *Other financial liabilities*

Financial liabilities includes amount due to fellow subsidiaries and accounts payable and accrued expenses. These liabilities are measured at amortised cost using the effective interest method.

## (iii) Derecognition

A financial asset is derecognised when the contractual rights to receive the cash flows from the financial asset expire, or where the financial asset together with substantially all the risks and rewards of ownership, have been transferred.

## 1 Significant accounting policies (continued)

A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

The Company uses the weighted average method to determine realised gains and losses to be recognised in the statement of profit or loss and other comprehensive income on derecognition.

### (iv) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is reported in the statement of financial position where there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

### (v) Impairment

The Company recognises loss allowances for ECLs on financial assets measured at amortised cost.

The Company measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date; and
- other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition

The Company assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

The Company considers a financial instrument to have low credit risk when its credit risk rating is equivalent to the globally understood definition of 'investment grade'.

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months).

The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Company is exposed to credit risk.

#### *Measurement of ECLs*

ECLs are the probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the entity in accordance with the contract and the cash flows that the Company expects to receive).

ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

**1 Significant accounting policies (continued)***Credit-impaired financial assets*

At each reporting date, the Company assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is 'credit-impaired' when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation

*Presentation of allowance for ECLs in the statement of financial position*

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

*Write-off*

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Company has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

**2 Turnover**

The principal activity of the Company is the provision of investment management services.

|                                  | 2020              | 2019              |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|
|                                  | \$                | \$                |
| Investment management fee income | 40,012,764        | 39,835,244        |
|                                  | <u>40,012,764</u> | <u>39,835,244</u> |



Citigroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2020**3 Profit before taxation**

Profit before taxation is arrived at after charging:

|                            | 2020<br>\$ | 2019<br>\$ |
|----------------------------|------------|------------|
| Management fee expenses    | 6,456,764  | 4,666,331  |
| Sub-manager fee expenses   | 8,107,596  | 4,078,536  |
| Legal and professional fee | 7,988,111  | 10,742,855 |
| Auditors' remuneration     | 468,286    | 468,286    |
| Custody expenses           | 332,108    | -          |
| Printing expenses          | 190,903    | -          |
| Others                     | 476,200    | 92,146     |

**4 Income tax****(a) Income tax in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:**

Taxation in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:

|   | 2020<br>\$       | 2019<br>\$       |
|---|------------------|------------------|
| <b>Current tax - Hong Kong Profits Tax</b>        |                  |                  |
| Over-provision in respect of the prior year       | (20,001)         | (19,989)         |
| Provision for Hong Kong Profits Tax for the year  | 2,638,814        | 3,261,875        |
| <b>Deferred tax</b>                               |                  |                  |
| Origination and reversal of temporary differences | 2,551            | 2,996            |
|   | <u>2,621,364</u> | <u>3,244,882</u> |

The provision for Hong Kong Profits Tax for the year is calculated at 16.5% (2019: 16.5%) of the estimated assessable profits.

Citigroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2020**4 Income tax (continued)****(b) Reconciliation between income tax and accounting profit at applicable tax rates:**

|   | 2020              | 2019              |
|---|-------------------|-------------------|
| Profit before taxation  | <u>16,705,770</u> | <u>22,914,680</u> |
| Notional tax on profit before taxation at 16.5% (2019: 16.5%) | 2,756,452         | 3,780,923         |
| Tax effect of non-taxable income and non-deductible loss      | (115,087)         | (516,052)         |
| Over-provision in respect of prior year                       | <u>(20,001)</u>   | <u>(19,989)</u>   |
| Actual tax expense  | <u>2,621,364</u>  | <u>3,244,882</u>  |

**(c) Income tax in the statement of financial position represents:***(Tax receivable)/Current taxation in the statement of financial position represents:*

|  | Note | 2020<br>\$       | 2019<br>\$       |
|--|------|------------------|------------------|
| Current taxation bought forward                          |      | 3,662,448        | 881,075          |
| Profits Tax Paid   |      | (6,904,322)      | (460,513)        |
| Balance of Profits Tax provision relating to prior years |      | (20,001)         | (19,989)         |
| Provision for Hong Kong Profits Tax for the year         | 4(a) | <u>2,638,814</u> | <u>3,261,875</u> |
|  |      | <u>(623,061)</u> | <u>3,662,448</u> |

Citigroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2020**4 Income tax (continued)***Deferred tax assets recognised:*

The components of deferred tax assets recognised in the statement of financial position and the movements during the year are as follows:

|  | <i>Depreciation in<br/>excess of the<br/>related<br/>depreciation<br/>allowances</i> | <i>Total</i>  |
|--|--|---------------|
|  | \$   | \$            |
| At 1 January 2019  | 22,749   | 22,749        |
| Charged to statement of profit or loss and<br>other comprehensive income | (2,996)  | (2,996)       |
| At 31 December 2019  | <u>19,753</u>  | <u>19,753</u> |
| At 1 January 2020  | 19,753   | 19,753        |
| Charged to statement of profit or loss and<br>other comprehensive income | (2,551)  | (2,996)       |
| At 31 December 2020  | <u>17,202</u>  | <u>19,753</u> |

As at 31 December 2020, there is no significant deferred tax asset or liability not recognised or provided for (2019: \$Nil).

**5 Directors' emoluments**

Directors' emoluments disclosed pursuant to section 383(1) of the Hong Kong Companies Ordinance and Part 2 of the Companies (Disclosure of Information about Benefits of Directors) Regulations are as follows:

|   | 2020              | 2019              |
|---|-------------------|-------------------|
|   | \$                | \$                |
| Directors' fees                           | -                 | -                 |
| Salaries, allowances and benefits in kind | 7,478,000         | 7,478,000         |
| Discretionary bonuses                     | 9,277,210         | 8,494,866         |
| Share based payments                      | 2,227,319         | 2,131,543         |
| Retirement scheme contributions           | 750,500           | 740,100           |
|   | <u>19,733,029</u> | <u>18,844,509</u> |

Citigroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2020**6 Cash and cash equivalents**

|              | 2020<br>\$         | 2019<br>\$         |
|--------------|--------------------|--------------------|
| Cash at bank | <u>281,524,689</u> | <u>257,483,338</u> |

**7 Accounts receivable and other assets**

|                                       | 2020<br>\$       | 2019<br>\$       |
|---------------------------------------|------------------|------------------|
| Investment management fee receivable  | 6,008,164        | 5,444,468        |
| Legal and professional fee receivable | 236,399          | 3,731,358        |
| Others                                | 130,762          | 773,374          |
|                                       | <u>6,375,325</u> | <u>9,949,200</u> |

All of the above fee receivables are due from funds managed by the Company. All the fee receivables are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

**8 Accounts payable and accrued expenses**

|                                    | 2020<br>\$        | 2019<br>\$       |
|------------------------------------|-------------------|------------------|
| Sub-manager fee payable            | -                 | 580,425          |
| Legal and professional fee payable | 4,884,580         | 4,840,130        |
| Audit fee                          | 460,648           | 460,648          |
| Other payable                      | 13,241,981        | 2,039,978        |
|                                    | <u>18,587,209</u> | <u>7,921,181</u> |

Included in sub-manager fee payable is an amount due to a fellow subsidiary of \$Nil (2019: \$580,425). All accounts payable and accrued charges are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

**9 Share capital****(a) Issued share capital**

|  | 2020          |           | 2019          |           |
|--|---------------|-----------|---------------|-----------|
|  | No. of shares | Amount \$ | No. of shares | Amount \$ |
| <b>Ordinary shares, issued and fully paid:</b> |               |           |               |           |
| At 1 January and 31 December                   | 20,002        | 2,000,200 | 20,002        | 2,000,200 |

In accordance with section 135 of the Hong Kong Companies Ordinance, the ordinary shares of the Company do not have a par value.

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

**(b) Capital management**

The Company's primary objective when managing capital is to safeguard the Company's ability to continue as a going concern. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives.

The Company defines "capital" as including all components of equity. On this basis the amount of capital employed at 31 December 2020 was \$269,953,068 (2019: \$255,868,662).

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company or the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance.

The results of the directors' review of the Company's capital structure are used as a basis for the determination of the level of dividends, if any, that are declared.

As a licensed corporation registered under the Hong Kong Securities and Futures Ordinance, the Company is also subject to the capital requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Financial Resources) Rules ("FRR"). The minimum liquid capital requirement is the higher of \$100,000 and the variable required liquid capital as defined in the FRR. The Company monitors its compliance with the requirements of the FRR on a daily basis. The Company complied with the requirements of the FRR at all times during the year.

**10 Material related party transactions**

In addition to those disclosed elsewhere in the financial statements, the Company had transactions in the normal course of business with related parties as follows:

**(a) Fee income and expenses**

|                                  | Note  | 2020<br>\$       | 2019<br>\$       |
|----------------------------------|-------|------------------|------------------|
| <b>Fee income</b>                |       |                  |                  |
| Investment management fee income | (ii)  | 40,012,764       | 39,835,244       |
| <b>Fee expenses</b>              |       |                  |                  |
| Sub-manager fee expenses         | (iii) | <u>6,967,624</u> | <u>1,900,215</u> |

(i) The Company is the fund manager of the following funds during the year:

- Hybrid Tri-Asset Fund (JPY) ("Fund Series 14") (Terminated on 6 Oct 2020)
- Asia High Yield Bond Fund ("Fund Series 18")
- Mexico Bond Fund ("Fund Series 19")
- Templeton Global Bond Fund Foreign Currency Series ("Fund Series 20")
- Global Balance Plus Fund ("Fund Series 25")
- North American Equity Income Covered Call Strategy Fund ("Fund Series 26") (Terminated on 5 Jun 2020)
- US Focused Growth Equity Foreign Currency Series ("Fund Series 27")
- Treasury Premium Plus Fund ("Fund Series 28")
- Fixed Income Fund ("Fund Series 30")
- Treasury Premium Plus II Fund ("Fund Series 31")
- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703 ("Fund Series 32")
- JPN High Dividend Equity with Short Index Allocation ("Fund Series 33")

**10 Material related party transactions (continued)**

- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1710 ("Fund Series 34")
- JGB Asset Swap Fund ("Fund Series 36")
- Nikkei 225 Intraday Fund ("Fund Series 37")
- Target Setting at Maturity Fund 1802 ("Fund Series 38")
- China Hong Kong Equity Opportunities Fund ("Fund Series 39")
- Target Setting at Maturity Fund 1809 ("Fund Series 40")
- Multi Asset Systematic Strategies Fund ("Fund Series 41") (Launched on 15 Oct 2020)
- Target Setting At Maturity Fund 1903 ("Fund Series 42")
- Flexibeta Fund (VT5 Defensive and VT10 Active) ("Fund Series 43")
- USD Denominated Citigroup Note, Return Referring the High Watermark of Global Multi Asset Strategy Fund ("Fund Series 44") (Launched on 21 Jan 2020)
- Global Multi-Thematic Equity Fund ("Fund Series 45") (Launched on 30 Oct 2020)
- US Equity Intraday Momentum Fund ("Fund Series 46") (Launched on 15 Dec 2020)
- CGMYL Index Target Volatility Fund 2012 (SP) ("CGMYL")
- Kokusai Turkish Bond Open (1M) Active Currency Hedge ("KAM")

(ii) The Company is entitled to fee income from the following funds under its management:

*Investment management/advisory fee income*

For Fund Series 14, 18, 19, 20, 25, 26, 27, 28, 30, 31, 32, 33, 34, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, CGMYL and KAM, fees are calculated at 0.01% to 1.8% per annum of the net asset value of the funds.

(iii) Pursuant to the sub-management agreement signed between the Company and the sub-managers for Series 19, 39 and 45, the sub-managers' fee expenses are payable to the sub-managers calculated at 50%, 55% and 55% respectively of the gross management fee income received. The total sub-managers' fee expenses paid to the sub-managers for Series 19, 39 and 45 as at 31 December 2020 amounted to \$6,967,624 (2019: \$1,900,215).

**10 Material related party transactions (continued)****(b) Management fee expenses**

The Company paid management fee expenses to fellow subsidiaries, which provided ancillary sale support services to the Company. The management fee expense for the reporting period as at 31 December 2020 amounted to \$6,456,764 (2019: \$4,666,331).

**(c) Key management personnel emoluments**

Besides the directors' emoluments disclosed in note 5, there were no other key management personnel emoluments.

|                                     | 2020<br>\$        | 2019<br>\$        |
|-------------------------------------|-------------------|-------------------|
| Key management personnel emoluments | <u>19,733,029</u> | <u>18,844,509</u> |

Amounts disclosed emoluments to certain key management personnel were paid by group companies of the Company. The Company did not directly reimburse the group companies for the service provided.

**11 Financial instruments**

Exposure to credit, liquidity and interest rate risks and foreign currency risk arise in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

**(a) Credit risk**

The Company's credit risk is primarily attributable to cash and cash equivalents held at a fellow subsidiary bank and outstanding fees receivable arising from the Company's investment management activities. Management has a credit policy in place and exposure to credit risks is monitored on an ongoing basis.

Management fee receivables are regularly reviewed and settled on a regular schedule. For the balance due from fellow subsidiaries, management considers the default risk of the financial assets placed with the group companies to be remote.

The maximum exposure to credit risk is equal to the carrying amount of these financial assets as of the end of the reporting period.



**11 Financial instruments (continued)****(b) Liquidity risk**

The Company's liquidity risk management process is integrated into the Consolidated Parent Company and Broker Dealer liquidity and funding process and liquidity monitoring framework. Citigroup policy requires Consolidated Parent Company and Broker Dealer (which the Company operating within) to maintain a strong liquidity position and ensure sufficient cash flows to meet both expected and unexpected current and future cash flow and collateral needs.

At 31 December 2020 and 31 December 2019, all financial liabilities mature within one year or are repayable on demand. Details of the earliest contractual settlement dates of the financial liabilities are disclosed in notes 8.

**(c) Interest rate risk**

The Company does not have any fixed deposits in 2020 which the exposure to interest rate risk to the extent that it earns bank interest on cash and cash equivalents is insignificant. The Company was exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and cash equivalents in 2019.

*Sensitivity analysis*

The following table indicates the estimated changes in the Company's profit before tax in response to estimated changes in interest rate with all other variables held constant at the end of the reporting period.

|                          | 2020 |   | 2019   |   |
|--------------------------|------|---|--------|---|
|                          | %    | Profit<br>before tax<br>increase/<br>(decrease)<br>\$ | %      | Profit<br>before tax<br>increase/<br>(decrease)<br>\$ |
| Changes in interest rate |      |   |        |   |
| - Increase               | -    | -   | -      | -   |
| - Decrease               | -    | -   | (0.33) | (831,600)   |

The sensitivity analysis above indicates the annualised impact on the Company's profit before tax that would arise assuming that the change in interest rates had occurred at the end of the reporting period and had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to interest rate risk at the end of reporting period.

**(d) Currency risk**

Currency risk arises from the possibility that changes in foreign exchange rate will impact the value of financial instruments.

To minimise the exposures to foreign currency risk, management ensures that the net exposure is kept at an acceptable level by buying or selling foreign currencies at spot rates where necessary to cover the foreign currencies.

**11 Financial instruments (continued)****(i) Exposure to currency risk**

The following table details the Company's exposure at the end of the reporting period to currency risk arising from recognised assets or liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Company to which they relate.

|                                       | 2020                              |                             |                           | 2019                              |                             |                           |
|---------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|---------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|---------------------------|
|                                       | Australian Dollars HKD equivalent | Japanese Yen HKD equivalent | US Dollars HKD equivalent | Australian Dollars HKD equivalent | Japanese Yen HKD equivalent | US Dollars HKD equivalent |
| Cash and cash equivalents             | 3,609                             | 727,218                     | 7,932,630                 | 2,989                             | 627,403                     | 4,228,327                 |
| Accounts receivable and other assets  | -                                 | 4,356,006                   | 2,008,536                 | -                                 | 12,878,693                  | 3,612,104                 |
| Accounts payable and accrued expenses | -                                 | (5,970,427)                 | (9,507,160)               | -                                 | (4,605,786)                 | (2,020,756)               |
| Overall net exposure                  | 3,609                             | (887,203)                   | 434,006                   | 2,989                             | 8,900,310                   | 5,819,675                 |

Hong Kong dollar ("HKD") is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company therefore consider the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

**(ii) Sensitivity analysis**

The following table indicates the instantaneous change on the Company's profit before tax that would arise if foreign exchange rate to which the Company has significant exposure at the end of reporting period had changed at that date, assuming all other risk variables remained constant.

|                    | 2020   |  | 2019   |  |
|--------------------|--|--|--|--|
|                    | Increase/ (decrease) in foreign exchange rates % | Increase/ (decrease) on profit before tax \$ | Increase/ (decrease) in foreign exchange rates % | Increase/ (decrease) on profit before tax \$ |
| Australian dollars | 5.13   | 185  | -  | -  |
|                    | -  | -  | (4.35)   | (130)  |
| Japanese Yen       | 5.26   | (46,627)                                     | 5.77   | 513,516                                      |
|                    | -  | -  | -  | -  |

The sensitivity analysis assumes that the change in foreign exchange rates had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to foreign currency risk at the end of the reporting period, including intercompany payables and receivables that are denominated in currencies other than the functional currency. The analysis is performed on the same basis for 2019.

**11 Financial instruments (continued)****(e) Fair values of financial assets and liabilities**

The fair values of financial assets and liabilities are considered not to be materially different from the carrying values in the statement of financial position as at 31 December 2020 and 31 December 2019.

**12 Immediate parent and ultimate controlling party**

At 31 December 2020, the directors consider the Company's immediate parent to be Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited, which was incorporated in Hong Kong. This entity produces financial statements but not available for public use. Its ultimate controlling party at 31 December 2020 is considered to be Citigroup Inc., which was incorporated in the United States of America. Citigroup Inc. produces consolidated financial statements under generally accepted accounting principles in the United States of America, which are available for public use.

**13 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2020**

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of amendments and a new standard, HKFRS 17, *Insurance contracts*, which are not yet effective for the year ended 31 December 2020 and which have not been adopted in these financial statements. These developments include the following which may be relevant to the company.

|  | <i>Effective for<br/>accounting periods<br/>beginning on or after</i> |
|--|---|
| Amendments to HKFRS 9, HKAS 39, HKFRS 7, HKFRS 4 and HKFRS 16, <i>Interest Rate Benchmark Reform — Phase 2</i> | 1 January 2021  |
| Amendments to HKFRS 3, <i>Reference to the Conceptual Framework</i>  | 1 January 2022  |
| Amendments to HKAS 16, <i>Property, Plant and Equipment: Proceeds before Intended Use</i>                      | 1 January 2022  |
| Amendments to HKAS 37, <i>Onerous Contracts - Cost of Fulfilling a Contract</i>                                | 1 January 2022  |
| Annual Improvements to HKFRSs 2018-2020 Cycle  | 1 January 2022  |
| Amendments to HKAS 1, <i>Classification of Liabilities as Current or Non-current</i>                           | 1 January 2023  |

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these developments is expected to be in the period of initial application. So far it has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the financial statements.

**（２）【損益計算書】**

管理会社の損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した管理会社の純損益およびその他の包括利益計算書を御参照ください。

#### 4【利害関係人との取引制限】

##### 利益相反

受託会社および管理会社の業務は、トラストに対するものに限られず、受託会社および管理会社は、その他の者に対して、受託会社および管理会社が取り決める条件により類似のまたはその他のサービスを自由に提供し、またこれにより支払われる報酬またはその他の金銭を、自らの利用および利益のために保持することができる。管理会社は、管理会社がその他の者に類似のサービスを提供する過程において、またはその他の資格におけるもしくは信託証書に基づくその義務を履行する過程におけるもの以外の何らかの方法によるその業務の過程において、管理会社またはその従業員もしくは代理人の知るところとなった事実または事項に関する通知により影響を受け、または受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うことになるとはみなされない。

適用ある法律および規制に定めるところに従い、信託証書のいかなる記載も、管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）が以下に掲げることを行うことを妨げるものではない。

- (a) 受益証券の保有者となり、また管理会社が信託証書の当事者でなかった場合に有するものと同一の権利をもって受益証券の保有、処分またはその他取引を行うこと。
- (b) 自らの計算において信託財産を構成するいずれかの投資対象と同一または類似の投資対象を買付け、保有しおよび取引すること。ただし、受託会社が、管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）から資産を買付けまたは管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）に対して信託財産を構成する資産を売付ける場合、関連するサブ・ファンドは、公開市場で、同一の規模および同一の性質の取引が信頼性のある相手方との間に行われる際に関連する市場において利用可能な最良の条件をもって取引を実行した場合より劣位の条件には置かれぬものとする。
- (c) (前項(b)項に定めるところに従い) 受託会社との間に金融取引、銀行取引もしくはその他の取引またはいずれかの受益者または信託財産を構成する証券を有するいずれかの者との間に当該取引を契約しもしくは締結すること、またはかかる契約もしくは取引に関与すること。管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）は、いかなる場合も受益者および受託会社に対する管理会社の義務に基づき、関連する当事者間の関係のみを理由としてかかる契約または取引に関して説明することを要求されないものとする。
- (d) 管理会社のいずれかの取締役もしくはパートナーまたは当該取締役の関係者のいずれかの取締役もしくはパートナーが利害関係を有すると管理会社が認識する信託財産に関して、受託会社との間に、または受託会社のために取引を行うこと。ただし、当該利害関係の性質が最初に受託会社に対して開示されることを条件とする。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

総会の特別決議により、管理会社の通常定款は変更することができる。

##### (2) 事業譲渡または事業譲受

該当なし。

##### (3) 出資の状況

該当なし。

##### (4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、12月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

##### (イ) 資本金の額

2021年11月末日現在、3,903万6,000米ドル(約44億4,112万5,720円)

##### (ロ) 事業の内容

ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、また存続する会社である。受託会社は、世界有数の規模の銀行の一つであるカナダ帝国商業銀行が91.67%の株式を保有している子会社であるCIBCファースト・カリビアン・インターナショナル銀行の間接完全子会社である。1965年に設立された受託会社は、ケイマン諸島における有数の完全に統合された銀行および信託会社の一つであり、銀行業、信託業および投資業のすべての分野の業務を提供している。受託会社は、適時に設立され、有効に存続しており、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正済み)の規定に基づく業務を引受けることについて認可を得ている。同社は、ミューチュアル・ファンド法の規定に基づくミューチュアル・ファンド管理者の免許も受けている。

#### (2) 香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイ(「保管会社」および「管理事務代行会社」)

##### (イ) 資本金の額

2021年11月末日現在、7億5,069万1,060米ドル(約854億612万1,896円)

##### (ロ) 事業の内容

シティバンク・エヌ・エイおよびその子会社(以下、総称して「シティバンク・エヌ・エイ」という。)は、1814年にアメリカ合衆国において設立されて以来、国内外の顧客に対する保管および決済業務の提供者である。1962年から1990年にかけて、シティバンク・エヌ・エイは、シティバンクの支店、子会社およびコルレス銀行によって組織される国際的な保管ネットワークを設立した。今日、シティバンク・エヌ・エイの国際的な保管ネットワークは、すべての先進市場および新興市場を網羅している。

シティバンク・エヌ・エイは、香港において1970年代の中頃から証券業務の提供を開始し、1980年代の中頃には完全に運営される保管業務を開始した。今日、香港におけるシティバンク・エヌ・エイの証券業務は、一流の銀行、ファンド・マネージャー、証券業者、保険会社および政府団体による国際的な顧客基盤を有している。

保管会社は、香港において、香港金融管理局の規制を受ける。

#### (3) シティコープ・フィナンシャル・サービシズ・リミテッド(「名義書換代理人」)

##### (イ) 資本金の額

2021年11月末日現在、9億1,502万6,450香港ドル(約133億5,023万5,906円)

##### (ロ) 事業の概要

シティコープ・フィナンシャル・サービシズ・リミテッドは、香港九龍觀塘ホイ・バン・ロード83ワン・ベイ・イースト、シティタワー9/Fに登録事務所を有する香港のプライベート・リミテッド・カンパニーであり、シティグループの完全子会社である。名義書換代理人の主な業務は、顧客に対する電磁的コミュニケーションおよび情報サービスに関連する取引文書処理および支払業務の提供である。

## (4) シティグループ証券株式会社(「代行協会員」)

## (イ) 資本金の額

2021年11月末日現在、963億7百万円

## (ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づく登録を受け、日本において金融商品取引業を行っている。同社の主たる業務は、投資銀行業務、セールス・アンド・トレーディング業務、リサーチ業務である。同社はまた、外国投資信託の日本における販売の取扱いを行っている。

## (5) 株式会社S M B C信託銀行(「販売会社」)

## (イ) 資本金の額

2021年11月末日現在、875億5,000万円

## (ロ) 事業の内容

株式会社S M B C信託銀行は、銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務および併営業務を営んでいる。

## 2【関係業務の概要】

## (1) ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド

ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、トラストの受託会社である。受託会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

受託会社は、以下に掲げる事項を条件として、法律または信託証書に基づき付与された権利、特典、機能、職務、信託および裁量の全部または一部をいずれかの人、機関、団体または法人(管理会社を含むがこれに限られない。)に対して委託する機能を有する。

(a) 受託会社は、管理会社に対して、当該委託が生ずる前または当該委託の発生後合理的期間内に当該委託について通知するものとする。

(b) 受託会社は、各当該委託先が(適用ある限り)信託証書の規定を遵守することを確保するためその合理的な努力のすべてを用いるものとする。

(c) かかる者との間の書面による契約においては、同契約に基づく求償権が関連するサブ・ファンドの信託財産のみに制限され受託会社の自己勘定の資産に及ばないように制限する旨の条項が含まれているものとする。

受託会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結しており、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲している。

受託会社は、いかなる時においても、いかなる原因によるものであっても、あるサブ・ファンドの信託財産もしくはその一部もしくはその収益について発生し、またはこれらが被った損失、損害、請求、経費または費用に関して責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が受託会社自身の現実の詐欺または故意の不履行によって生じた場合はこの限りではない。

受託会社は、トラストに関する潜在的な債権者との間のいかなる取引においても、支払義務が生じ、かつ当該債権者に対して支払われるべき負債、債務または責任を履行するために当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産のみに対して求償権を有することを確保する。

受託会社は、受託会社に対して、当該サブ・ファンドの受託会社として提示され、発生しまたは被ったいかなる訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用(一切の訴訟費用、専門家費用およびその他類



似の費用を含む。)のすべてまたはこれらのいずれかに対して、関連するサブ・ファンドの信託財産から補償を受ける。上記にかかわらず、

(a) 受託会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、その他のサブ・ファンドに関連して発生した責任について補償を受ける権利を有さない。

(b) ケイマン諸島の裁判所によって受託会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行の結果生じたものであると認定された受託会社が被った訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用または要求に関しては、受託会社が補償を受けることはできない。

受託会社は、管理会社および全受益者に90日以上前の事前の通知を行うことにより退任することができる。かかる退任は、後任の受託会社の選任後にのみ効力を生ずる。受益者は、受益者決議による承認を得た上で、いつでも受託会社を解任し、後任の受託会社を指定することができる。

## (2) 香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイ

### 管理事務代行会社

受託会社は、香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイをサブ・ファンドの管理事務代行会社として選任した。管理事務代行契約の条項に基づき、管理事務代行会社は、サブ・ファンドの一切の財務および会計の記録ならびに財務書類を維持することならびに純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を集計、計算および公表すること、サブ・ファンドの財務および会計の記録および財務書類を管理会社と調整することならびに監査手続をサポートすることを含むが、これらに限られないサブ・ファンドの運営に必要なとされる管理事務業務を提供する。

提供される管理事務業務の詳細は、管理事務代行契約に規定される。

管理事務代行契約に定めるところにより、受託会社または管理事務代行会社のいずれも、他方当事者に対して90日前までに書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において、管理事務代行契約を終了させることができる。

受託会社および管理会社は、合理的な弁護士費用および支出を含むがこれに限らない管理事務代行契約に基づく義務の履行から直接または間接に発生した一切の要求、請求、訴訟または訴訟の原因、評価、損失、損害、経費、責任、費用および税金に関して、管理事務代行会社に対してサブ・ファンドの資産からのみ補償し、かつ管理事務代行会社を保護することに合意した。ただし、管理事務代行会社は、管理事務代行会社またはその代理人の過失、故意の不履行、故意の不正行為または詐欺によって発生した債務に関しては、補償または保護を与えられないものとする。

### 保管会社

受託会社は、香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイを預託されるサブ・ファンドの資産の保管会社として行為するよう選任した。

保管会社は、保管契約の条項に基づき、預託されるサブ・ファンドの資産の安全な保管業務を提供することに同意した。

受託会社または保管会社のいずれも、他方当事者に対して90日前までに書面による通知を行うことにより、保管契約を終了させることができる。

受託会社は、保管契約に関して保管会社が被った一切の損失、経費、損害および費用（合理的な弁護士費用を含む。）ならびにあらゆる請求、要求または訴訟についての債務（以下、それぞれを「損失」という。）に関して、保管会社に対してサブ・ファンドの資産からのみ補償し、かつ保管会社を保護することに同意した。ただし、保管会社の過失、故意の不正行為もしくは詐欺、またはその名義人、支店もしくは子会社の過失、故意の不正行為もしくは詐欺の結果による損失を除く。かかる過失または故意の不正行為の場合、損失または損害に関連する保管会社の債務は、(i) 有価証券の代替物または受託会社が当該過失または故意の不正行為を合理的に認識すべきであった時点における当該損失または損害に関連する有価証券の市場価格のうち少ない方、および( ) 「現金」（保管契約に定義される。）の

代替物に、（ ）現金勘定の基準となる通貨に適用されるレートでの当該時点までの補償利息を加えた額を超えない。保管会社は、いかなる状況においても、結果的な損失または損害について、受託会社に対し責任を負わず、これは当該損失または損害の可能性を知らされていた場合においても同様である。

### (3) シティコープ・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド

#### 名義書換代理人

シティコープ・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドがサブ・ファンドの登録事務および名義書換代理人として選任された。

名義書換代理人は、名義書換代理人契約の条項に基づき、受益証券の発行、譲渡および買戻しに関連する登録事務および名義書換代理人業務（買付申込みおよび買戻請求の回収および処理（適用されるマネー・ロンダリング防止規定の遵守を確保するための申込人および受益者の確認の実施を含む。）、申込金の回収および買戻金の支払いならびに受益者名簿の維持または維持の監督を含むが、これらに限られない。）を提供することに同意した。

名義書換代理人は、名義書換代理人の業務を行うために第三者の業務を行う権限を有する。名義書換代理人は、名義書換代理人契約に基づく自身の業務をかかるといづれかの第三者に委託することができる。名義書換代理人は、かかる第三者を選任および任命する際、合理的な技能、注意および注意義務を履行しなければならないが、かかる第三者の選定に関する過失のみについて責任を負うものとし、名義書換代理人契約に基づきかかる第三者に委託された業務のかかる第三者による遂行に関しては責任を負わないものとする。ただし、名義書換代理人は、登録事務および名義書換代理人業務（（i）受益証券の割当て、発行、譲渡、転換、買戻しおよび/または買付け（受益証券の申込手続きを含む。）の手配、（ ）受益証券の申込みおよび買戻しに関する受益者からの金銭の受取りおよび受益者に対する金銭の支払い、（ ）サブ・ファンドの受益者名簿の維持、（ ）申込人に対する契約書の発行および（v）その他の管理事務代行業務（サブ・ファンドの買戻金、報酬、手数料およびその他の費用のサブ・ファンドからの支払い等）を含む。）を行っている第三者の業務の遂行に関しては責任を負うものとする。

名義書換代理人契約に定めるところにより、名義書換代理人契約の各当事者は、他方当事者に対して90日前までに書面による通知を行うことにより、およびその他の一定の状況において、名義書換代理人契約を終了させることができる。

受託会社および管理会社は、名義書換代理人契約に基づく名義書換代理人の業務の遂行に直接的もしくは間接的に起因する一切の要求、請求、訴訟または訴因、賦課、損失、損害、経費、債務、費用および税金（合理的な弁護士費用および支払金を含むが、これらに限られない。）に関して、名義書換代理人に対してサブ・ファンドの資産からのみ共同で補償し、かつ名義書換代理人を保護することに合意した。ただし、名義書換代理人は、名義書換代理人またはその代理人の過失、故意の不履行、故意の不正行為または詐欺によって発生した債務に関しては、補償または保護を与えられないものとする。

上記にかかわらず、受託会社および管理会社は、その原因を問わないあらゆる損失、請求、訴訟、民事上の紛争、不履行または損害（訴訟の形式または法理的理論にかかわらず。）に関する受託会社および管理会社に対する名義書換代理人の累積的債務が損害に関する訴訟の原因が発生した日の直前の12か月間の名義書換代理人の報酬を超えないことに合意した。

名義書換代理人は、香港九龍觀塘ホイ・バン・ロード83、ワン・ベイ・イースト、シティータワーに登記上の住所を置く香港において設立された非公開有限責任会社であり、シティグループ・インクの完全所有子会社である。名義書換代理人の主たる業務は、顧客に対する取引書類の処理および支払業務、関連する電子的通信および情報サービスの提供である。

### (4) シティグループ証券株式会社

日本における代行協会員業務を行う。

( 5 ) 株式会社 S M B C 信託銀行

株式会社 S M B C 信託銀行は、日本において受益証券または受益証券にかかる受益権の販売会社として行為するために選任された。管理会社は、将来日本その他の場所における受益証券またはその受益権の更なる販売会社を選任することができる。

3【資本関係】

管理会社、保管会社、管理事務代行会社、名義書換代理人および代行協会員は、シティグループ・インクの子会社である。

### 第3【投資信託制度の概要】

#### 1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
- (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
  - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。)
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2021年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,451（3,145のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

#### 2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケ

イマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

(a) 銀行および信託会社法または保険法（改正済）に基づく免許を受けた者

(b) 住宅金融組合法（改正済）または共済会法（改正済）に基づき登録された者、または

(c) 非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した（改正）ミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

### 3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

#### 3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適切かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

#### 3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

### 3.3 登録投資信託(第4(3)条ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

### 3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務(CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。)に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならず、当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。)を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

## 4. 投資信託の継続的要件

- ### 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類(当該書類はCIMAに提出しなければならない。)に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類(限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
  - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとする意図している場合
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
  - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
  - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(改正済)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式(および該当する条件)によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託(年次申告書)規則(改正済)に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

## 5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社またはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから

有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

（a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

（b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合

（c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

（d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

（e）ミューチュアル・ファンド法または以下の（ ）および（ ）に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合

（ ）ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件

（ ）免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合

（A）会社法（改正済）（以下「会社法」という。）の第17編A

（B）有限責任会社法（改正済）の第12編

（C）有限責任事業組合法（改正済）の第8編

（以下、併せて「受益所有権法」という。）

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

## 6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。



## 6.1 免除会社

- ( a ) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- ( b ) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- ( c ) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- ( d ) 免除会社がいっただん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
  - ( ) 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
  - ( ) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
  - ( ) 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
  - ( ) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
  - ( ) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
  - ( ) 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
  - ( ) 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- ( e ) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- ( f ) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- ( g ) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。 )。
- ( h ) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- ( i ) 株式の買戻しも認められる。
- ( j ) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- ( k ) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- ( l ) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- ( m ) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。

- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

## 6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約する取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

## 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を

支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
  - ( ) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
  - ( ) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
  - ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
  - ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
  - ( ) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
  - ( ) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

#### 6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、

株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。

- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引(ジェネラル・パートナー・ビークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬/プラン・ビークルなどを含む。)において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド(代替投資ビークルを含む。)がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア-オフショアのファンド構造において、オンショア・ビークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるビークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。契約(第三者の権利)法(改正済)により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

## 7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
  - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
  - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
  - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
  - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合

- ( e ) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
  - ( f ) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- ( a ) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
  - ( b ) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
  - ( c ) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
  - ( d ) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- ( a ) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
  - ( b ) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
  - ( c ) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
  - ( d ) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
  - ( e ) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グラントコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- ( a ) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - ( b ) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
  - ( c ) ( b ) 項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- ( a ) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
  - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
  - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
  - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと理解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

## 8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
  - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと理解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。

- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
  - (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
  - (c) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権法に違反した場合
  - (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
  - (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
  - (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
  - (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
  - (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
    - ( ) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
    - ( ) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
    - ( ) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
    - ( ) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
    - ( ) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
    - ( ) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
    - ( ) 少なくとも2人の取締役をおくこと
    - ( ) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
  - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
  - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
  - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
  - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
  - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
  - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
  - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
  - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
  - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
  - (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
  - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
  - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

## 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行



- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
  - (b) 免許投資信託管理者
  - (c) 規制投資信託であった人物、または
  - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
  - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
  - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
  - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
  - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
  - (d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
  - (e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
  - (b) 投資信託に関する事柄
  - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えば秘密情報公開法(改正済)、犯罪収益に関する法律(改正済)(以下「犯罪収益に関する法律」という。)または薬物濫用法(改正済)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
  - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合

- (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関係する場合
- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
- (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
- (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

## 11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

### 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

### 11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

### 11.3 契約法（改正済）

- (a) 契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

### 11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

- ( ) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- ( ) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- ( b ) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- ( c ) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- ( d ) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- ( e ) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

#### 11.5 契約上の債務

- ( a ) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- ( b ) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

#### 11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

## 12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

### 12.1 刑法（改正済）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

### 12.2 刑法（改正済）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

## 13. 清算

### 13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

### 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

### 13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

### 13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

### 13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1（1）項、第6.2（g）項、第6.3（i）項および第6.4（e）項参照）。

#### 14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）（a）条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

#### 14.7 管理事務代行会社

（a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

（ ）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

（ ）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること

（ ）管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること

- ( ) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
  - ( ) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
  - ( ) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- ( b ) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- ( c ) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- ( d ) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

#### 14.8 保管会社

- ( a ) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- ( b ) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- ( c ) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- ( d ) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

#### 14.9 投資顧問会社

- ( a ) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- ( b ) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に依りて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- ( c ) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- ( ) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
  - ( ) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- ( d ) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに依りて、異なる投資制限が適用されている。
- ( e ) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- ( ) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
  - ( ) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
    - ( A ) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
    - ( B ) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
    - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- ( ) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- ( ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- ( ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- ( ) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- ( f ) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
  - ( ) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
  - ( ) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
  - ( ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- ( g ) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
  - ( ) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
  - ( ) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- ( h ) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

#### 14.10 財務報告

- ( a ) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- ( b ) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- ( c ) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。



## 14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

## 14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
  - ( ) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
  - ( ) 監査人の氏名および住所
  - ( ) 下記の( )、( ) および( ) に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
  - ( ) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
  - ( ) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
  - ( ) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
  - ( ) 証券の発行および売却に関する手続および条件
  - ( ) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
  - ( ) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報

- ( ) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- ( ) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- ( ) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- ( ) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- ( ) 以下の記述  
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- ( ) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- ( ) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
  - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
  - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- ( ) 投資顧問会社(下記事項を含む)
  - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
  - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
  - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

#### 第4【その他】

- (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について
  - 使用開始日を記載することがある。
  - 次の事項を記載することがある。
    - ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
    - 管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。
    - 図案を採用することがある。
- (2) 交付目論見書の「投資リスク」において、次の事項を記載することがある。
  - ・「サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載
  - ・「受益証券に帰属すべき運用または為替相場の変動等による損益は、すべての投資者の皆様には帰属します。投資信託は預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。
- (4) 交付目論見書の末尾の次に「投資信託 購入時手数料（お申込手数料）に関するご説明」および「目論見書補完書面（投資信託）」を記載することがある。
- (5) 受益証券の券面は発行されない。

## 別紙A 定義

文脈上別異に解すべき場合を除き、本書において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意義を有する。

|           |   |
|-----------|---|
| 積極運用部分    | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針」の項において定める意味を有する。                    |
| 管理事務代行契約  | 受託会社および管理事務代行会社の間で締結されたサブ・ファンドに関する2022年3月頃付管理事務代行契約（随時修正される。）をいう。                       |
| 管理事務代行会社  | 香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイまたはサブ・ファンドの管理事務代行会社として受託会社によって選任されるその他の者をいう。                    |
| 代行協会員     | 受益証券の募集に関して管理会社の日本における代行協会員としてのシティグループ証券株式会社または随時選任されるその他の者をいう。                         |
| 代行協会員契約   | 管理会社および代行協会員の間で締結された2022年2月7日付代行協会員契約（随時修正される。）をいう。                                     |
| 申込書       | 管理会社または名義書換代理人より入手可能な受益証券の申込書をいう。   |
| 豪ドル       | オーストラリアの法定通貨をいう。  |
| 自動リバランス日  | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックスおよび派生インデックス」の項において定める意味を有する。 |
| 自動選択日     | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックスおよび派生インデックス」の項において定める意味を有する。 |
| バスケット単位比率 | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックスおよび派生インデックス」の項において定める意味を有する。 |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 営業日                | ロンドン、ルクセンブルグ、ニューヨーク、香港、シドニー、オーストラリア、ウェリントンおよび東京の各地において商業銀行が営業を行っており、オーストラリア証券取引所、ドイツ証券取引所XETRAおよびニューヨーク証券取引所のそれぞれがその通常の立会を行っており、汎欧州即時グロス決済システム（TARGET2）またはその後継システムが決済を行っている各日（土曜日、日曜日または祝日を除く。）ならびに／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。ただし、台風警報8号、黒色暴風警報の発令またはその他の類似の事象により、いずれかの日に香港の銀行の営業時間が短縮された場合、当該日は営業日とはならない（管理会社が別途決定する場合を除く。）。 |
| 営業中心地              | 受益証券のクラスのために保有されるシティグループ社債に適用される営業の中心地をいい、関連する当該受益証券のクラスのクラス追補書類に記載される。   |
| 計算金額               | 発行価格に対して、計算時点における受益証券のクラスの発行済受益証券口数を乗じたものをいう。   |
| クレジット・デフォルト・スワップ取引 | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックスおよび派生インデックス」の項において定める意味を有する。   |
| シティ事業体             | シティグループおよびその関連会社をいう。  |
| シティグループ社債          | ディスカウント債および／またはパフォーマンス債をいう。   |
| シティグループ社債営業日       | 受益証券のあるクラスについて本書に別段の記載がない限り、営業中心地の各地において商業銀行および外国為替市場が決済を行い、および通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日をいう。   |
| クラス基準通貨            | 本書に記載される受益証券のあるクラスの表示通貨をいい、豪ドル建て受益証券について豪ドル、NZドル建て受益証券についてニュージーランド・ドル、および米ドル建て受益証券について米ドルをいう。   |
| クラス追補書類            | 受益証券のあるクラスに関して、英文目論見書補遺に対する各クラス追補書類をいう。   |
| 払込日                | 2022年3月31日または管理会社が決定するその他の日をいう。   |
| 構成銘柄               | 手数料控除後インデックスに関して、当該手数料控除後インデックスに含まれる各構成インデックス、有価証券または他の資産をいう。   |

|               |   |
|---------------|---|
| 保管会社          | 香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイまたはサブ・ファンドの保管会社として受託会社により選任されるその他の者をいう。   |
| 保管契約          | 受託会社および保管会社の間で締結されたサブ・ファンドに関する2022年3月頃付保管契約(随時修正される。)をいう。   |
| 控除率           | 適用ある手数料控除後インデックスについて、本書に記載される比率をいい、豪ドル建て受益証券について1.0パーセント、NZドル建て受益証券について1.0パーセント、および米ドル建て受益証券について1.0パーセントをいう。  |
| 派生インデックス      | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、本インデックスおよび派生インデックス」の項において定める意味を有する。  |
| ディスカウント債権者    | サブ・ファンドの計算における受託会社をいう。  |
| ディスカウント債      | ディスカウント債発行会社により発行される債券であり、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針」の項に記載される。  |
| ディスカウント債計算代理人 | シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドをいう。   |
| ディスカウント債ディーラー | シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドをいう。   |
| ディスカウント債保証会社  | シティグループ・インクをいう。   |
| ディスカウント債発行日   | 豪ドル建て受益証券について2022年4月12日またはディスカウント債英文発行条件書に従い決定されるその他の日、NZドル建て受益証券について2022年4月12日またはディスカウント債英文発行条件書に従い決定されるその他の日、米ドル建て受益証券について2022年4月12日またはディスカウント債英文発行条件書に従い決定されるその他の日をいう。 |
| ディスカウント債発行価格  | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、安定運用部分、ディスカウント債の要項」の項において定める意味を有する。  |
| ディスカウント債発行会社  | シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インクをいう。  |

|                 |  |
|-----------------|--|
| ディスカウント債満期日     | 豪ドル建て受益証券について2027年3月30日またはディスカウント債英文発行条件書に従い決定されるその他の日、NZドル建て受益証券について2027年3月30日またはディスカウント債英文発行条件書に従い決定されるその他の日、米ドル建て受益証券について2027年3月30日またはディスカウント債英文発行条件書に従い決定されるその他の日をいう。  |
| ディスカウント債英文目論見書  | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、安定運用部分、ディスカウント債の要項」において定める意味を有する。   |
| ディスカウント債英文発行条件書 | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、安定運用部分、ディスカウント債の要項」において定める意味を有する。   |
| ディスカウント債額面金額    | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、安定運用部分、ディスカウント債の要項」において定める意味を有する。   |
| 混乱日             | 手数料控除後インデックスに関して、インデックス・スポンサーが手数料控除後インデックスの水準を公表することを怠った予定取引日をいう。  |
| 販売会社            | 日本における受益証券またはその受益権の販売会社としての株式会社SMB C信託銀行および/または管理会社が随時選任することのできる一または複数の他の販売会社をいう。  |
| 適格投資家           | (i) 米国の居住者、米国において設立されもしくは存続するパートナーシップ、または米国の法律に基づき設立されもしくは米国において存続する法人、信託もしくはその他の団体、( ) ケイマン諸島に所在または居住する者または団体（慈善信託もしくは慈善権限授与の対象者またはケイマン諸島の免除会社もしくは非居住会社を除く。）、( ) 適用ある法律に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者、法人または団体または( ) 上記(i) から( ) に記載される者、法人もしくは団体の保管会社、名義人もしくは受託会社、のいずれにも該当しない者、法人または団体または管理会社がサブ・ファンドに関して随時決定し、受託会社に通知するその他の者、法人もしくは団体をいう。 |
| 想定経費引当金         | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(4) その他の手数料等、その他の手数料および費用」の項において定める意味を有する。   |

|              |   |
|--------------|---|
| 取引所デリバティブ取引  | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、本インデックスおよび派生インデックス」の項において定める意味を有する。  |
| 手数料控除後インデックス | 豪ドル建て受益証券についてジャナス・グローバル・アダプティブ 豪ドル建てVT4.5指数、NZドル建て受益証券についてジャナス・グローバル・アダプティブ NZドル建てVT4.5指数、および米ドル建て受益証券についてジャナス・グローバル・アダプティブ 米ドル建てVT4.5指数をいう。  |
| 最終償還金額       | パフォーマンス債に関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針」の項において定める意味を有する。  |
| 安定運用部分       | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針」において定める意味を有する。   |
| 金融商品取引法      | 日本の金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)をいう。  |
| 機能通貨         | 米ドルをいう。   |
| グリーンボンド      | 債券発行会社により発行される債券であり、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、安定運用部分、グリーンボンド」の項に記載される。   |
| グループ         | シティグループ・インクおよびその子会社をいう。   |
| ヘッジ混乱        | (a) パフォーマンス債に基づくパフォーマンス債発行会社の債務を発行および履行するパフォーマンス債発行会社の価格リスクをヘッジし、もしくはヘッジすることが可能となるため必要であるとパフォーマンス債計算代理人が判断するいずれかの取引もしくは資産を取得、構築、再構築、変換、維持、手仕舞いもしくは処分すること、または<br>(b) 当該取引もしくは資産を換金、回復もしくはその手取金を払い出すことが、商業上合理的な努力を用いた後、いずれかのヘッジ当事者が不可能であり、または不可能となるであろうことをいう。 |



## ヘッジ混乱早期終了事由

( i ) 米国商品取引所法(その後の改正を含む。)(以下「商品取引所法」という。)第4 a ( a ) 条に基づき採択される米国商品先物取引委員会(以下「CFTC」という。)の規制(パフォーマンス債約定日現在17 CFR 150.3)において用いられる用語である「善意のヘッジ取引」の定義に影響するか、CFTCもしくは商品取引所法に従い付与された権限に基づき行為する取引所もしくは取引機関が以前付与した「ヘッジ免除」を、実務上もしくは方針上撤回し、もしくは制限するか、本第( i ) 項に明記される事由に類似する効果を有する、ある法域のその他の適用法に影響し、もしくはその他修正する行為またはかかる行為を行う意向の公表または( ) パフォーマンス債に関するパフォーマンス債発行会社の債務の履行に係る費用もしくはパフォーマンス債に基づきその債務を発行し、履行するパフォーマンス債発行会社の価格リスクをヘッジするのに必要であるとパフォーマンス債計算代理人がみなす取引もしくは資産の取得、設定、再設定、交換、維持、解消もしくは処分(個別であるか、ポートフォリオに基づくかを問わず、いずれの場合も、パフォーマンス債約定日後に、パフォーマンス債計算代理人の決定により発生する。)に係る費用を増加させる行為またはかかる行為を行う意向の公表(管轄権を有する規制機関、自主規制機関、立法機関または司法機関による法律、規制もしくは命令の採択または解釈の修正、廃止、再解釈もしくは交付(CFTCまたはCFTC当局に従い行為するかかる取引所もしくは取引機関による実施を含むが、これに限られない。)を含む。)をいう。

## ヘッジ当事者

パフォーマンス債計算代理人によって判断されるところにより、個別にまたはポートフォリオ(もしくは「記帳」)基準で、パフォーマンス債をヘッジし、またはヘッジすることを意図する取決めを締結するいずれかの当事者をいい、かかる当事者は、パフォーマンス債発行会社および/もしくは同社の関連会社ならびに/または他の当事者であることがある。

## ヘッジ・ポジション

次に掲げるもののいずれか一つまたは複数をいう。すなわち、( a ) 有価証券、先物取引、オプション取引、他のデリバティブ取引もしくは外国為替におけるポジションもしくは契約(いずれか場合による。)、( b ) 貸株取引または( c ) 個別にもしくはポートフォリオ(もしくは「記帳」)基準で、パフォーマンス債をヘッジするため、ヘッジ当事者によって締結される他の商品もしくは取決め(記述の如何を問わない。)

|                    |   |
|--------------------|---|
| ヘッジ費用の上昇           | (a) パフォーマンス債に基づくパフォーマンス債発行会社の債務を発行および履行するパフォーマンス債発行会社の価格リスクをヘッジし、もしくはヘッジすることが可能となるため必要であるとパフォーマンス債計算代理人が判断するいずれかの取引もしくは資産を取得、構築、再構築、変換、維持、手仕舞いもしくは処分するため、または(b) 当該取引もしくは資産を換金、回復もしくはその手取金を払い出すため、(パフォーマンス債約定日において存在していた状況と比較して)ヘッジ当事者が重大に上昇した金額の公租公課、費用または手数料(取引委託手数料を除く。)を負担することをいう。ヘッジ当事者の信用力の悪化のみを理由とする重大に上昇した当該金額は、ヘッジ費用の上昇とはみなされないものとする。 |
| 本インデックス            | 豪ドル建て受益証券についてジャナス・グローバル・アダプティブ・シリーズ2 豪ドル建てコア指数、NZドル建て受益証券についてジャナス・グローバル・アダプティブ・シリーズ2 NZドル建てコア指数、および米ドル建て受益証券についてジャナス・グローバル・アダプティブ・シリーズ2 米ドル建てコア指数をいう。   |
| インデックス・アロケーター      | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針」の項において定める意味を有する。   |
| インデックス・アロケーター契約    | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、本インデックスおよび派生インデックス」の項において定める意味を有する。  |
| インデックス・アロケーター契約終了日 | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、インデックス・アロケーターの投資理論および配分モデル」の項において定める意味を有する。  |
| インデックス営業日          | 受益証券のあるクラスに関して本書において別段の定めがある場合を除くほか、ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所がともに営業を行うことが予定されている各日をいう。  |
| インデックス計算代理人        | シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドまたはいかなる時点においてもインデックス・スポンサーがインデックス計算代理人として選任するその他の者をいう。   |
| インデックス要項           | インデックス・スポンサーによって作成および公表される適用ある本インデックスおよび派生インデックスの計算の基準となるインデックスの要項の最新版をいう。  |

|              |  |
|--------------|--|
| インデックス通貨     | 本書に記載される、適用ある本インデックスおよび派生インデックス(手数料控除後インデックスを含む。)が表示される通貨をいい、豪ドル建て受益証券について豪ドル、NZドル建て受益証券についてニュージーランド・ドル、および米ドル建て受益証券について米ドルをいう。  |
| インデックス設定日    | 適用ある本インデックスについて、また豪ドル建て受益証券、NZドル建て受益証券および米ドル建て受益証券について、インデックス要項に定められた日をいう。   |
| インデックス水準     | 適用ある本インデックスおよび/または派生インデックス(適用ある場合)の水準をいう。  |
| インデックス・スポンサー | シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドまたはインデックス要項において定義される「インデックス管理事務代行会社(Index Administrator)」として選任されるその他の者をいう。  |
| インデックス開始日    | 適用ある本インデックスについて、また豪ドル建て受益証券、NZドル建て受益証券および米ドル建て受益証券について、インデックス要項に定められた日をいう。   |
| 当初費用         | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(4)その他の手数料等、当初費用」の項において定める意味を有する。  |
| リバランス指示      | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針、本インデックスおよび派生インデックス」の項において定める意味を有する。  |
| 投資対象         | 人、団体(法人格の有無を問わない。)、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関によって発行されたあらゆる種類の株、株式、パートナーシップ持分、債券、負債、優先株、ワラント、転換社債、貸株、投資信託の受益証券もしくは副受益証券、株式もしくはストック・オプションもしくは先物取引、通貨スワップ、金利スワップ、レポ取引、譲渡性預金証書、約束手形、為替手形、もしくはあらゆる種類の有価証券、もしくは上記の者に対してなされるローン(もしくはローン・パーティシペーション)、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームへの参加、および、全額もしくは一部払込済または未払いであるかを問わず、不動産または管理会社が随時書面により指定するその他の投資対象もしくはその派生商品をいう。 |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 投資運用契約             | 受託会社および管理会社の間で締結された投資運用契約(随時修正または追補される。)をいい、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産の運用に関する投資運用サービスを管理会社に委託する。  |
| 投資運用サービス           | 投資運用契約に基づき管理会社に委託された各サブ・ファンドに関する業務ならびに/または管理会社および受託会社が書面にて随時合意するその他の業務をいう。  |
| 発行価格               | 豪ドル建て受益証券について1口当たり10.00豪ドル、NZドル建て受益証券について1口当たり10.00ニュージーランド・ドルおよび米ドル建て受益証券について1口当たり10.00米ドルをいう。   |
| 管理会社               | シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドをいう。   |
| 満期日                | 受益証券のあるクラスに関して本書に記載のとおり、受益証券の当該クラスが強制的に買い戻される日または管理会社が決定するその他の日(ただし、いかなる場合においても、当日が営業日でない場合、満期日は翌営業日とする。)をいい、豪ドル建て受益証券、NZドル建て受益証券および米ドル建て受益証券について2027年3月31日または管理会社が決定するその他の日をいう。  |
| 月次利息               | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針、安定運用部分、ディスカウント債の要項、支払利息に関する条項」の項において定める意味を有する。  |
| 純資産価額              | 機能通貨建てのサブ・ファンドの純資産価額をいう。  |
| 受益証券1口当たり純資産価格     | 受益証券のあるクラスの受益証券について、当該クラスに帰属する純資産価額を計算時における当該クラスの発行済受益証券口数で除してクラス基準通貨で表示したものをいう。受益証券のあるクラスについての受益証券1口当たり純資産価格は、(0.0005を切り上げる通常の四捨五入の方法に従い)小数第3位(ただし、当該クラスに関して本書において別段の定めがある場合はこの限りではない。)または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位未満を四捨五入して当該位まで算出する。 |
| 想定手数料              | 豪ドル建て受益証券について0.2パーセント、NZドル建て受益証券について0.2パーセント、および米ドル建て受益証券について0.2パーセントをいう。   |
| ニュージーランド・ドルまたはNZドル | ニュージーランドの法定通貨をいう。   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 英文目論見書            | 2015年5月付のトラストに関する英文目論見書（随時修正または補足される。）をいう。   |
| 申込期間              | 受益証券のあるクラスについて、2022年3月1日に開始し2022年3月29日に終了する期間または販売会社との協議の上管理会社が決定するその他の期間をいう。  |
| 構成比率              | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックスおよび派生インデックス」の項において定める意味を有する。  |
| パフォーマンス債権者        | サブ・ファンドの計算における受託会社をいう。   |
| パフォーマンス債          | パフォーマンス債発行会社により発行される債券であり、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針」の項に記載される。  |
| パフォーマンス債<br>計算代理人 | シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドをいう。  |
| パフォーマンス債<br>ディーラー | シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドをいう。  |
| パフォーマンス債<br>保証会社  | シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドをいう。  |
| パフォーマンス債<br>発行日   | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分、パフォーマンス債」の項に記載される。  |
| パフォーマンス債<br>発行価格  | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分、パフォーマンス債」の項に記載される。  |
| パフォーマンス債<br>発行会社  | シティグループ・グローバル・マーケット・ファンディング・ルクセンブルグ・エス・シー・エイをいう。   |
| パフォーマンス債<br>満期日   | 豪ドル建て受益証券について2027年3月30日またはパフォーマンス債英文発行条件書に従い決定されるその他の日、NZドル建て受益証券について2027年3月30日またはパフォーマンス債英文発行条件書に従い決定されるその他の日、および米ドル建て受益証券について2027年3月30日またはパフォーマンス債英文発行条件書に従い決定されるその他の日をいう。 |

|                     |  |
|---------------------|--|
| パフォーマンス債<br>英文目論見書  | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分、パフォーマンス債」の項に記載される。   |
| パフォーマンス債<br>英文発行条件書 | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分、パフォーマンス債」の項に記載される。   |
| パフォーマンス債<br>額面金額    | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分、パフォーマンス債」の項に記載される。   |
| パフォーマンス債<br>特定評価日   | 豪ドル建て受益証券について2027年3月19日またはパフォーマンス債英文発行条件書に従い決定されるその他の日、NZドル建て受益証券について2027年3月19日またはパフォーマンス債英文発行条件書に従い決定されるその他の日、および米ドル建て受益証券について2027年3月19日またはパフォーマンス債英文発行条件書に従い決定されるその他の日をいう。   |
| パフォーマンス債<br>約定日     | 豪ドル建て受益証券、NZドル建て受益証券および米ドル建て受益証券に関して、ならびにパフォーマンス債に関して、関連する払込日頃の日をいう。   |
| パフォーマンス債<br>評価日     | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分、パフォーマンス債」の項に記載のとおり、パフォーマンス債英文目論見書の規定に合わせて調整されたパフォーマンス債特定評価日をいう。  |
| 独自インデックス調整事由        | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、パフォーマンス債に関するリスク、独自インデックス調整事由」の項において定める意味を有する。   |
| 独自インデックス代替          | 独自インデックス調整事由または調整事由に関連して、当該独自インデックス調整事由または調整事由(いずれか場合による。)の対象となる手数料控除後インデックスをパフォーマンス債計算代理人によって選定される新指数(かかる新指数は、パフォーマンス債計算代理人の判断において、当該手数料控除後インデックスの水準の計算において用いられるものと同ーもしくは相当に類似する計算式および計算方法を用いる代替指数またはパフォーマンス債計算代理人によって決定される他の基準に従いパフォーマンス債計算代理人によって選定される代替指数であるものとする。)と代替することをいい、かかる新指数は、独自インデックス調整事由または調整事由(いずれか場合による。)の対象となる手数料控除後インデックスに代わる指数であるとみなされるものとする。 |

|            |  |
|------------|--|
| 償還金額       | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分、パフォーマンス債」の項において定める意味を有する。  |
| 買戻日        | 各営業日および/または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。   |
| 買戻申込期限     | 関連する買戻日の直前の3営業日目における18時(東京時間)または管理会社が一般的にもしくは特定の場合について決定するその他の時刻をいう。   |
| 買戻通知       | 管理会社または名義書換代理人より入手可能な様式による、受益者がその保有する受益証券に関して提出する買戻通知をいう。  |
| 買戻価格       | 各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの受益証券1口当たりの買戻価格をいい、信託証書に基づき、当該サブ・ファンドに関する関連する英文目論見書補遺に要約される方法で計算される。   |
| 予定取引日      | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、積極運用部分、パフォーマンス債」の項において定める意味を有する   |
| 第871(m)条事由 | パフォーマンス債および/またはヘッジ・ポジションに関して、パフォーマンス債発行会社および/もしくはパフォーマンス債保証会社ならびに/またはいずれかのヘッジ当事者が1986年アメリカ合衆国内国歳入法典(その後の改正を含む。)第871(m)条に基づく源泉徴収義務または報告義務の対象となること(または、パフォーマンス債計算代理人の判断において、翌30営業日以内において、パフォーマンス債発行会社および/もしくはパフォーマンス債保証会社ならびに/またはいずれかのヘッジ当事者がこれらの対象となる合理的な蓋然性が存在すること。) |
| サブ・ファンド    | 信託証書および追補信託証書に基づき設定および設立されたトラストのサブ・ファンドであるシティグループ社債 償還時目標設定型ファンド2203をいう。   |
| 本戦略        | 前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、本インデックスおよび派生インデックス」の項において定める意味を有する。   |
| 追補信託証書     | 受託会社および管理会社の間で締結され、サブ・ファンドを設立する2022年1月10日付追補信託証書をいう。   |

|           |  |
|-----------|--|
| 満期償還目標水準  | 受益証券の各クラスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1<br>ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投<br>資方針」の項において定める意味を有する。  |
| 税務混乱      | ある構成銘柄に関して、パフォーマンス債約定日より後におけるい<br>ずれかの関連する政府または税務当局による関連租税の賦課、変更ま<br>たは撤廃であって、当該賦課、変更または撤廃の直接の影響が当該賦<br>課、変更または撤廃がないと仮定した状況と比較して、当該賦課、変<br>更または撤廃がなければパフォーマンス債評価日であるであろう日に<br>おける手数料控除後インデックスの水準を上昇または下落させるもの<br>である場合をいう。上記の目的において、「関連租税」とは、構成銘<br>柄または当該構成銘柄に関連する他の資産に関して、当該構成銘柄ま<br>たは他の資産に対する、またはこれらを参照して測定される、行使、<br>解除、売付け、利用、付加価値、移転、印紙、文書、記録または他の<br>類似の租税(全体としての総収益または純収益に対する、またはこれ<br>らを参照して測定される租税を除く。)をいう。 |
| 償還日       | 2157年10月21日または管理会社が前記「第二部 ファンド情報、第1<br>ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投<br>資方針」の項に記載される状況において決定する同日よりも早い日を<br>いう。   |
| 名義書換代理人契約 | 受託会社、管理会社及び名義書換代理人の間のサブ・ファンドに関す<br>る2022年3月頃付名義書換代理人契約(随時修正される。)をいう。   |
| 名義書換代理人   | シティコープ・フィナンシャル・サービス・リミテッドまたはサ<br>ブ・ファンドの名義書換代理人として受託会社および管理会社に選任<br>されるその他の者をいう。   |
| トラスト      | ケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンド型のアンブ<br>レラ型ユニット・トラストであるレッド・アーク・グローバル・イン<br>ベストメンツ(ケイマン)トラストをいう。   |
| 信託証書      | 受託会社および管理会社の間で締結された2008年10月21日付トラスト<br>の設立に関する信託証書(2015年3月10日付修正・再録信託証書によ<br>り修正および再録済。)(随時修正および追補される。)をいう。  |
| 受託会社      | ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラ<br>スト・カンパニー(ケイマン)リミテッドをいう。   |
| 信託財産      | 各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの信託によって受託<br>会社が保有する100米ドルの当初資産および以下の金額の合計をい<br>う。<br>(a) 当該サブ・ファンドの受益証券の発行手取金   |



|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>(b) 信託証書に定められるとおり、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社またはその代理人が保有し、または保有しているとみなされる一切の現金およびその他の資産</p> <p>また、かかる用語が一般的に用いられる場合、「信託財産」とは、すべてのサブ・ファンドに総じて適用する信託財産をいうものとする。</p>   |
| 英国          | グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国をいう。   |
| 投資対象終値      | パフォーマンス債評価日における手数料控除後インデックスに関して、当該パフォーマンス債評価日に関して適用ある電子ページにおいて公表される当該手数料控除後インデックスの水準をいう(当該水準がそのように公表された時刻および日付を問わない。)   |
| 受益証券        | サブ・ファンドの受益証券をいい、「受益証券」との用語は、「受益証券」のすべてのクラスを含むものとする。ただし、文脈により別意に解すべき場合はこの限りではない。   |
| 受益者         | 受益証券に関してある期間において登録された保有者をいい、受益証券の保有者として共同して登録されるすべての者を含む。   |
| 受益者決議       | (a) すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議(当該決議により、各受益者は、すべてのサブ・ファンドの純資産価額の総額に対して当該受益者が保有するすべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の総額の比率に基づき比例按分して計算される議決権を受領するものとする。)、または(b) 受益者集会において、当該集会に関する基準日に、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者により可決された決議をいう。 |
| 受益証券販売・買戻契約 | 管理会社、受託会社および販売会社の間で締結された2022年2月7日付受益証券販売・買戻契約(随時修正される。)をいう。   |
| 米国          | アメリカ合衆国、その属領および領土をいう。   |
| 米ドル         | 米国の法定通貨である米ドルをいう。   |
| 評価日         | 受益証券の特定のクラスに係る払込日から開始する各営業日および/または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。   |
| ボラティリティ目標   | ボラティリティ目標インデックスについて、ならびに豪ドル建て受益証券について4.5パーセント、NZドル建て受益証券について4.5パーセント、および米ドル建て受益証券について4.5パーセントをいう。   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| ボラティリティ目標<br>インデックス | 豪ドル建て受益証券についてジャナス・グローバル・アダプティブ<br>豪ドル建てVT4.5コア指数、NZドル建て受益証券についてジャナス・<br>グローバル・アダプティブ NZドル建てVT4.5コア指数、米ドル建て受<br>益証券についてジャナス・グローバル・アダプティブ 米ドル建て<br>VT4.5コア指数をいう。   |
| ボルカー・ルール            | 一定の適用除外に従い、特定の銀行事業体が自己勘定取引に従事する<br>ことまたは特定のプライベート・ファンドの所有持分の取得もしくは<br>保持を行うこと、もしくは特定のプライベート・ファンドのスポン<br>サーとなることもしくは特定の関係を持つことを一般的に禁止する、<br>「ボルカー・ルール」として一般に知られる2010年ドッド＝フラン<br>ク・ウォール街改革・消費者保護法の規定をいう。 |
| 日本円、円               | 日本の法定通貨である日本円をいう。  |

## 別紙B サブ・ファンド・プライバシー通知

### はじめに

本通知の目的は、貴殿に対し、データ保護法（改正済）（以下「DPA」という。）に従った貴殿の個人データの使用に関する情報を提供することである。

本文書において、「当社」とは、受託会社ならびにその関連会社および/または委託先をいう。

### 投資者データ

サブ・ファンドへの投資、ならびにそれに関連して貴殿と当社との間でやりとり（（該当する場合）電子通信または電話の記録を含み、何らかの申込み（過去、現在または未来のものかを問わない。）を含む。）を行うことにより、または貴殿が別途、投資者である貴殿と関係のある個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、クライアント、実質的所有者または代理人）に関する個人情報を当社に提供することにより、貴殿は、DPAに定める意味の範囲内における個人データに該当する一定の個人情報（以下「投資者データ」という。）を当社に提供することとなる。当社は、その他の公的な情報源からも投資者データを取得することができる。投資者データには、貴殿および/または投資者である貴殿と関係する個人に関連する以下の情報が含まれるが、これらに限られない。

氏名、居住地住所、電子メールアドレス、連絡先詳細、会社連絡先情報、署名、国籍、出生地、生年月日、納税者番号、信用履歴、通信記録、パスポート番号、銀行口座詳細、資金源の詳細および貴殿の投資活動に関連する詳細。当社が投資者データを使用する場合、受託会社は、DPAの目的上、「データ管理者」として特徴付けられる。受託会社の関連会社および委託先は、DPAの目的のために「データ処理者」として行為することができる。

### 影響を受ける対象

貴殿が自然人である場合、当該データの使用により貴殿が直接影響を受けることとなる。貴殿が、当社との投資に関連して理由の如何を問わず貴殿と関係する個人に関する投資者データを当社に対して提供する法人の投資者（これらの目的において、信託または免除リミテッド・パートナーシップ等の法律上の組織体を含む。）である場合、当該データの使用は当該個人に関連するものとなり、貴殿は、本文書を当該個人に送信するか、またはその他当該個人に対してその内容を助言すべきである。

### 貴殿の個人データの使用方法

データ管理者である受託会社は、特に、以下を含む適法な目的のために、投資者データを収集、保管および使用することができる。

- ( i ) 申込書ならびに/またはサブ・ファンドの設立文書および運用文書に基づく当社の権利および義務の履行のために必要である場合、
- ( ) サブ・ファンドが適用を受ける法律上および規制上の義務を遵守するために必要である場合（マネー・ロンダリング防止およびFATCA/CRSの要件の遵守等）、および/または
- ( ) 当社の正当な利益のために必要であり、貴殿の利益、基本的権利または自由が当該利益に優先しないので、投資者データがダイレクト・マーケティングまたは他の同様の目的のために使用されない場合。

さらに、シティバンク・エヌ・エイ（以下「管理事務代行会社」という。）および/またはシティコープ・フィナンシャル・サービス・リミテッド（以下「名義書換代理人」という。）は、例えば、受託会社に自己のサービスを提供するため、または自己に直接適用される、若しくは受託会社が管理事務代行会社または名義書換代理人に依頼することに関して適用される法律上若しくは規制上の要件を履行するために投資者データを使用することができるが、管理事務代行会社または名義書換代理人によるかかる投資者データの使用は、少なくとも当社が投資者データを処理する上述の目的のいずれかと常に適合する。

投資者データを他の特定の目的（該当する場合、貴殿の同意を必要とする何らかの目的を含む。）に使用することを希望する場合、当社は、貴殿に連絡する。

### 貴殿の個人データの移転理由

一定の状況において、当社および/または当社の授権された関連会社もしくは委託先は、ケイマン諸島金融当局または税務情報庁等の関連規制当局と、投資者データおよびサブ・ファンドにおける貴殿利益に関するその他の情報を共有することを法的に義務付けられる場合がある。また、これらの当局は、その後、税務当局を含む海外当局と本情報を交換することができる。

当社は、受託会社およびその各関連会社(ケイマン諸島外または欧州経済領域外に所在する一定の事業体を含む場合がある。)にサービスを提供する当事者に対して投資者データを開示することを予期している。かかる当事者には以下の者が含まれ、以下の者は、当社を代理して、または受託会社に提供するサービスに関連する自らの適法な目的のために、個人データを処理することができる。

( i ) 保管会社

( ) 管理事務代行会社

( ) 名義書換代理人

( ) 管理会社

( v ) 監査人、および

( ) 英文目論見書およびサブ・ファンドに関するその補遺に列挙される他のアドバイザーまたはサービス提供者

#### **当社が講じるデータ保護措置**

当社または当社の適式に授権された関連会社および/もしくは委託先によるケイマン諸島外への投資者データの移転は、DPAの要件に従うものとする。

当社ならびに当社の適式に授権された関連会社および/または委託先は、投資者データの不正なまたは違法な処理、および投資者データの偶発的な紛失もしくは破壊または損害に対する保護を意図された適切な技術的および組織的情報セキュリティ措置を適用するものとする。

当社は、貴殿または該当する投資者データに関連するデータ主体のいずれかの利益、基本的権利または自由に対するリスクをもたらす合理的な可能性のある何らかの投資者データ違反について、貴殿に通知するものとする。

#### **お問い合わせ**

不明点がある場合、またはデータ保護権について当社と協議されたい場合、管理会社

( citifirst.im@citi.com ) まで問い合わせられたい。

(訳文)

**独立監査人の監査報告書**

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

(香港で設立された有限責任会社)

の株主各位

**財務書類監査に関する報告****監査意見**

私どもは、7ページから30ページ(訳注:原文のページ)に記載されたシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「会社」という。)の財務書類、すなわち、2020年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した事業年度における純損益およびその他の包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が発行した香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して、2020年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローに対して真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

**監査意見の根拠**

私どもは、HKICPAが発行した香港会計基準(以下「HKSA」という。)に準拠し、実務指針第820号(改訂)「登録会社および仲介業者の関連会社の監査」を参照して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、HKICPAの「職業的監査人の倫理規定」(以下「当規定」という。)に準拠して会社から独立しており、さらに私どもは、当規定に準拠してその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務書類およびそれに対する監査報告書以外の情報**

取締役は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、年次報告書に含まれるすべての情報から成るが、財務書類およびそれに対する監査報告書は含まれない。

財務書類に対する私どもの監査意見は、その他の情報を対象としていないため、私どもは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、当該その他の情報が財務書類もしくは私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾していないか、またはそれ以外に重要な虚偽表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。

私どもは、実施した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、かかる事実を報告する必要がある。私どもはこの点に関し、報告すべきことはない。

### **財務書類に対する取締役の責任**

取締役は、HKICPAが発行したHKFRSおよび香港会社法に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断する内部統制に対する責任がある。

財務書類の作成において、取締役は、会社の継続企業の前提の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、取締役が会社を清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

さらに、取締役は、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足していることを確保する必要がある。

### **財務書類の監査に対する監査人の責任**

私どもの目的は、全体として財務書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を発行することにある。当報告書は香港会社法の第405条に準拠し、集団としての株主に対してのみ作成され、前項に記載されたその他の記載内容について報告するものであり、その他の目的で使用してはならない。私どもは当報告書の内容に関して他のいかなる人物に対する責任も負わず、かつ責務も引き受けない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、HKSAに準拠して実施された監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。また私どもは、当該財務書類が香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているかどうかについての合理的な保証を得る必要がある。

HKSAに準拠した監査の一環として、私どもは、監査を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する他、以下を行う。

- 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明、または内部統制の無効化が伴うためである。

- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明することが目的ではない。
- 取締役が採用した会計方針の適切性、ならびに取締役によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- 取締役が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について結論付ける。また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するか否かを判断する。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不適切な場合は、財務書類に対する私どもの監査意見を修正する必要がある。私どもの結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、会社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 財務書類の全体的な表示、構成および内容(開示を含む。)、ならびに、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表しているかを評価する。

私どもは、取締役と、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項(監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む。)に関して、協議する。

#### **香港証券先物法の香港証券先物(記録の保存)規則および香港証券先物(会計および監査)規則に基づいた法定事項に関する報告**

私どもは、当該財務書類が、香港証券先物(記録の保存)規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物(会計および監査)規則の要件を充足しているものと認める。

ケーピーエムジー

公認会計士  
香港、セントラル  
チャターロード10  
プリンスビル8階  
2021年4月28日

**Independent auditor's report to the member of  
Citigroup First Investment Management Limited**  
*(Incorporated in Hong Kong with limited liability)*

**Report on the audit of the financial statements**

*Opinion*

We have audited the financial statements of Citigroup First Investment Management Limited (“the Company”) set out on pages 7 to 30, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2020, the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2020 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards (“HKFRSs”) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (“HKICPA”) and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance.

*Basis for opinion*

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (“HKSA”) and with reference to Practice Note 820 (Revised), *The audit of licensed corporations and associated entities of intermediaries*, issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* (“the Code”) and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

*Information other than the financial statements and auditor's report thereon*

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.



*Responsibilities of the directors for the financial statements*

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

In addition, the directors are required to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

*Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements*

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 405 of the Hong Kong Companies Ordinance, and to report to you on the other matters set out in the preceding paragraph, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. In addition, we are required to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules

As part of an audit in accordance with HKSAAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.

- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

**Report on matters under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Hong Kong Securities and Futures Ordinance**

In our opinion, the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building  
10 Chater Road  
Central, Hong Kong  
28 April 2021

- ( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書代理人が別途保管している。